

平成 2 2 年 第 3 回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成 2 2 年 9 月 2 日
至 平成 2 2 年 9 月 2 2 日

佐 伯 市 議 会

平成 2 2 年 第 3 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号	9 月 2 日
第 2 号	9 月 8 日
第 3 号	9 月 9 日
第 4 号	9 月 1 0 日
第 5 号	9 月 1 4 日
第 6 号	9 月 2 2 日

平成22年第3回佐伯市議会定例会会議録目次

平成22年9月2日（木曜日）（第1号）

開会.....	15
1 日程第1 議席の一部変更の件.....	15
1 議席変更表.....	16
1 日程第2 会期の決定.....	16
1 日程第3 議会広報調査特別委員委員の定数変更及び同特別委員の選任.....	16
1 日程第4 委員長報告（質疑、討論、採決）.....	16
1 教育民生常任委員長（高司政文）の報告.....	17
1 17番（井上清三）の説明（修正案）.....	18
1 19番（浅利美知子）の賛成討論（修正案）.....	19
1 審議結果.....	20
1 日程第5 議案の上程.....	20
1 上程議案等一覧表.....	20
1 日程第6 提案理由の説明.....	22
1 市長（西嶋泰義）の説明.....	22
散会.....	27

平成22年9月8日（水曜日）（第2号）

開議.....	30
1 日程第1 一般質問.....	30
1 23番（兒玉輝彦）の一般質問.....	30
1 17番（井上清三）の一般質問.....	39
1 30番（高橋香一郎）の一般質問.....	48
1 12番（清家儀太郎）の一般質問.....	60
1 11番（御手洗秀光）の一般質問.....	69
散会.....	76

平成22年9月9日（木曜日）（第3号）

開議.....	79
1 日程第1 一般質問.....	79
1 7番（河野豊）の一般質問.....	79
1 16番（三浦涉）の一般質問.....	91
1 27番（吉良栄三）の一般質問.....	102
1 3番（高司政文）の一般質問.....	114
1 4番（清田哲也）の一般質問.....	127
1 26番（江藤茂）の一般質問.....	136
散会.....	144

平成22年9月10日(金曜日)(第4号)

開議.....	147
1 日程第1 一般質問.....	147
1 6番(矢野哲丸)の一般質問.....	147
1 19番(浅利美知子)の一般質問.....	155
1 9番(和久博至)の一般質問.....	165
1 5番(河原修仁)の一般質問.....	178
1 20番(後藤勇人)の一般質問.....	189
1 22番(井野上準)の一般質問.....	198
散会.....	207

平成22年9月14日(火曜日)(第5号)

開議.....	210
1 日程第1 一般質問.....	210
1 2番(矢野精幸)の一般質問.....	210
1 1番(後藤幸吉)の一般質問.....	222
1 8番(佐藤元)の一般質問.....	233
1 日程第2 議案の上程.....	244
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	244
1 議会改革等調査特別委員長(宮脇保芳)の説明(委員会提出議案第3号・第4号)...	245
1 議会運営委員長(下川芳夫)の説明(委員会提出議案第5号・第6号).....	246
1 追加上程議案等一覧表.....	247
1 日程第3 議案質疑.....	247
1 8番(佐藤元)の質疑(議案第107号).....	247
1 建設部長(高瀬精市)の答弁.....	248
1 8番(佐藤元)の再質疑(議案第107号).....	249
1 建設部長(高瀬精市)の答弁.....	220
1 8番(佐藤元)の再々質疑(議案第107号).....	221
1 建設部長(高瀬精市)の答弁.....	252
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	253
1 8番(佐藤元)の4回目の質疑(議案第107号).....	253
1 日程第4 議案等の委員会付託.....	254
1 議案等付託表.....	254
散会.....	255

平成22年9月22日(水曜日)(第6号)

開議.....	258
1 日程第1 委員長報告(質疑).....	258
1 総務常任委員長(後藤幸吉)の報告.....	259
1 建設常任副委員長(井上清三)の報告.....	262

1	教育民生常任委員長（高司政文）の報告.....	265
1	9番（和久博至）の補足説明.....	269
1	経済産業常任委員長（吉良栄三）の報告.....	269
1	日程第2 討論、採決.....	272
1	7番（河野豊）の発言.....	274
1	審議結果.....	277
1	日程第3 議案質疑（委員会提出議案）.....	279
1	9番（和久博至）の質疑（委員会提出議案第3号）.....	279
1	議会改革等調査特別委員長（宮脇保芳）の答弁.....	282
1	9番（和久博至）の再質疑（委員会提出議案第3号）.....	284
1	議会改革等調査特別委員長（宮脇保芳）の答弁.....	286
1	9番（和久博至）の再々質疑（委員会提出議案第3号）.....	286
1	議会改革等調査特別委員長（宮脇保芳）の答弁.....	287
1	日程第4 討論、採決（委員会提出議案）.....	287
1	9番（和久博至）の反対討論（委員会提出議案第3号）.....	287
1	審議結果.....	289
1	日程第5 議案の上程（提案理由説明）.....	289
1	市長（西嶋泰義）の説明.....	289
1	21番（渡邊一晴）の説明（意見書案第14号）.....	289
1	教育民生常任委員長（高司政文）の説明（意見書案第15号）.....	290
1	追加上程議案等一覧表.....	291
1	審議結果.....	292
1	日程第6 特別委員会の設置及び同特別委員の選任.....	292
1	議案等付託表.....	293
1	日程第7 議員派遣.....	293
1	日程第8 会議録署名議員の指名.....	293
	閉会.....	294

一般質問一覧表

(質問者順)

平成22年9月8日(水)・9日(木)

10日(金)・14日(火)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	1. 小中学校教職員の現場の状況について ア. 臨時講師の現状について イ. 臨時講師の評価について ウ. 臨時講師の本採用について エ. 教職員の不祥事について オ. 子どもの朝御飯について カ. 先生と子どもの現場について	教 育 長	兒 玉 輝 彦	30
2	1. 福祉政策について ア. 元気な高齢者への施策について イ. 増加する高齢者対策について ウ. 地域支援事業の現状について 2. 道路政策について	福 祉 保 健 部 長 建 設 部 長	井 上 清 三	39
3	1. 商工会合併後の周辺地域の活性化について ア. 番匠商工会、あまべ商工会及び佐伯商工会議所について イ. 宅配事業について ウ. アンテナショップ事業について エ. 水産加工業について オ. 交通量減少による商店への対策について 2. 民生児童委員の活動について ア. 民生児童委員の選任方法等について イ. 民生児童委員の担当する業務について ウ. 民生児童委員の市民への周知について	市 長 企 画 商 工 観 光 部 長 福 祉 保 健 部 長	高 橋 香 一 郎	48

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
4	1．南海病院の存続問題について 2．佐伯港の港湾政策について ア．大型船修理ドックについて イ．重要港湾の今後について ウ．大入島連絡道路（大入島架橋）の建設促進について	市 長 財 務 部 長 企画商工観光部長 福 祉 保 健 部 長 建 設 部 長	清家儀太郎	60
5	1．家畜伝染病（口蹄疫）の防疫対策について ア．防疫対策マニュアルの策定について イ．本市で発生した場合の対応について ウ．家畜保健衛生所について エ．予行演習の必要性について 2．高速道路開通に向け地域の活性化対策を ア．蒲江地域の地域活性化への支援について イ．森崎グラウンドの活用について	企画商工観光部長 農 林 水 産 部 長 教 育 次 長	御手洗秀光	69
6	1．歴史資産について ア．佐伯市に残る史跡・遺構等の歴史資産について イ．新佐伯市のロードマップについて ウ．長島山周辺の戦争遺構調査について エ．「佐伯市史」の編さんについて 2．ケーブルテレビ事業について ア．監査報告及び内部調査について イ．ケーブルテレビのデジタル化について	総 務 部 長 企画商工観光部長 教 育 次 長 情 報 推 進 課 長	河野 豊	76

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
7	1．第2浦代トンネルについて ア．公共工事の現状について イ．浦代トンネルの現状について ウ．整備促進について エ．県・国に対する事業要望について 2．旧本匠西小学校の統合時に保護者や地元地区から提出された要望書の回答について ア．要望書に対する回答事項について イ．要望に対する取組状況について 3．森林行政について ア．本市の森林資源の流出について イ．業者への指導について ウ．補助金のあり方について 4．消防団の活動について	塩 月 副 市 長 建 設 部 長 農 林 水 産 部 長 教 育 次 長 消 防 長	三 浦 渉	91
8	1．中心市街地活性化基本計画における本市の将来像について ア．佐伯市におけるメリットについて イ．大手前開発計画基本構想案について 2．住民サービスの対応について ア．職員配置について イ．資材の管理と支給について	総 務 部 長 企画商工観光部長 建 設 部 長	吉 良 栄 三	102

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
9	<p>1．国の出先機関廃止問題について</p> <p>ア．国土交通省佐伯河川国道事務所及びハローワーク、労働基準監督署の存続問題について</p> <p>イ．国土交通省の出先機関が廃止された場合の市民的影響について</p> <p>ウ．ハローワーク及び労働基準監督署が廃止された場合の市民的影響について</p> <p>2．国民健康保険税と「広域化」問題について</p> <p>ア．国民健康保険税の値下げについて</p> <p>イ．高齢者医療制度改革と広域化について</p> <p>3．緊急通報システムについて</p> <p>ア．機器購入及びコールセンター契約の問題について</p> <p>イ．システムの運営上の諸問題について</p>	<p>市 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>福祉保健部長</p> <p>建設部長</p> <p>保険課長</p>	高司政文	114
10	<p>1．大型船修理ドック建設推進協議会について</p> <p>ア．発足から現在までの活動状況について</p> <p>イ．国・県・漁業関係者との連携状況について</p> <p>ウ．実現に向けての問題点について</p> <p>エ．今後の活動方針について</p> <p>2．ごまだしのPRについて</p> <p>ア．製品化に至った経緯について</p> <p>イ．今後の展開について</p>	<p>塩月副市長</p> <p>企画商工観光部長</p>	清田哲也	127
11	<p>1．平成24年度から実施される中学1、2年生に対する武道の必修化について</p> <p>2．電動車いすの安全対策について</p>	<p>教 育 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>福祉保健部長</p> <p>建設部長</p>	江藤 茂	136

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
12	<p>1．小中学生の学力向上対策について</p> <p>ア．全国学力テストの結果について</p> <p>イ．大分県学力テストの結果について</p> <p>ウ．佐伯市評価規準診断テストの効果について</p> <p>エ．秋田県に視察に行った15名の活動状況について</p> <p>2．社会体育・生涯学習の推進について</p> <p>ア．振興局管内の社会体育及び生涯学習の体制見直しについて</p> <p>イ．体育指導委員の適正数の検討について</p>	<p>教 育 長</p> <p>教 育 次 長</p>	矢野哲丸	147
13	<p>1．子宮頸がんワクチンについて</p> <p>2．発達障がい児支援について</p> <p>ア．5歳児健診の推進について</p> <p>イ．発達障がい児の教育支援について</p> <p>3．緊急通報システムについて</p>	<p>市 長</p> <p>教 育 長</p> <p>福 祉 保 健 部 長</p> <p>教 育 次 長</p>	浅利美知子	155
14	<p>1．大手前開発の疑問点について</p> <p>ア．財政上の疑問点について</p> <p>イ．複合施設、駐車場及び歴史資料館の算定根拠について</p> <p>ウ．コミュニティバスとレンタサイクル事業について</p> <p>エ．図書館移転と大手前開発について</p> <p>2．ケーブルテレビ保守契約の度重なる不正経理について</p> <p>ア．直川大石配水池工事の不正について</p> <p>イ．簡易水道事業との関係について</p>	<p>総 務 部 長</p> <p>財 務 部 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>上下水道部長</p> <p>教 育 次 長</p> <p>情報推進課長</p>	和久博至	165

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
15	<p>1．佐伯地域の農業・農村施策について</p> <p>ア．主要農作物等の実績と今後の取組について</p> <p>イ．流通・ブランド化対策について</p> <p>ウ．県普及員・ＪＡ普及員・市の連携について</p> <p>エ．農業・農村の６次産業化の推進について</p>	<p>市 長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p> <p>さいきブランド流通課長</p>	河原修仁	178
16	<p>1．防犯灯について</p> <p>ア．市が管理する防犯灯・街灯について</p> <p>イ．ＬＥＤの使用について</p> <p>ウ．地区の防犯灯について</p> <p>2．児童虐待について</p> <p>ア．虐待の現状について</p> <p>イ．乳幼児全戸訪問事業について</p>	<p>市 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>財 務 部 長</p> <p>福 祉 保 健 部 長</p> <p>消 防 長</p> <p>健 康 増 進 課 長</p>	後藤勇人	189
17	<p>1．税金の滞納と収納対策について</p> <p>ア．未納件数と滞納額について</p> <p>イ．不納欠損について</p> <p>ウ．国民健康保険税の収納率について</p> <p>エ．納税組合の廃止について</p> <p>オ．滞納対策について</p> <p>カ．税収を増やすための取組について</p>	<p>財 務 部 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>福 祉 保 健 部 長</p> <p>税 務 課 長</p>	井野上準	198
18	<p>1．大手前地区再開発事業について</p> <p>ア．事業スケジュールと進ちょく状況について</p> <p>イ．中心市街地活性化基本計画の変更について</p> <p>ウ．佐伯図書館の移設について</p> <p>エ．佐伯地区自治委員会と佐伯消防団城南分団の連名で提出されている要望書について</p> <p>オ．地権者・権利者との協議状況について</p> <p>2．濃霞グラウンドの利用状況及び整備について</p> <p>ア．年間利用件数及び利用者数について</p> <p>イ．ナイター照明設備について</p> <p>ウ．ピッチャーマウンドの撤去について</p> <p>エ．駐車場の舗装について</p>	<p>市 長</p> <p>建 設 部 長</p> <p>教 育 次 長</p>	矢野精幸	210

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
19	<p>1．新庁舎の規模と行財政改革の必要性について</p> <p>ア．新庁舎の規模について</p> <p>イ．職員数について</p> <p>ウ．職員組合が使用する床面積の考え方について</p> <p>エ．職員共済会に対する補助金について</p> <p>オ．市職員の給与について</p> <p>2．中心市街地活性化基本計画について</p> <p>ア．都市計画道路について</p> <p>イ．城下町観光交流センターについて</p> <p>ウ．歴史資料館について</p> <p>エ．文化会館について</p> <p>オ．約50億円と見込まれている大手前開発に係る基本構想について</p> <p>3．ケーブルテレビ事業における市民の負担について</p>	<p>市 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>財 務 部 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>建 設 部 長</p> <p>教 育 次 長</p>	後藤幸吉	222
20	<p>1．ケーブルテレビ事業について</p> <p>ア．平成22年3月11日付けの監査結果の報告について</p> <p>イ．総務常任委員会の所管事務調査を踏まえた対応等について</p> <p>ウ．過払い、もしくは違法な請求について</p> <p>エ．今後のケーブルテレビ事業請負委託契約について</p> <p>2．市営住宅について</p>	<p>市 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>情報推進課長</p>	佐藤元	233

平成 2 2 年 第 3 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号 9 月 2 日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第1号）

平成22年9月2日（木曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	河 野 豊	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	井 上 清 三	18 番	小 野 宗 司
19 番	浅 利 美知子	20 番	後 藤 宗 勇
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	井野上 準
24 番	宮 脇 保 芳	25 番	清 家 好 文
26 番	江 藤 茂	27 番	吉 良 栄 三夫
28 番	芦 刈 紀 生	29 番	下 川 芳 夫
30 番	高 橋 香一郎		

欠席議員の氏名

23番 兒 玉 輝 彦

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西 嶋 泰 義	農 林 水 産 部 長	高 橋 満 弥
副	長	山 本 清一郎	教 育 次 長	江 藤 幸 一
副	長	塩 月 厚 信	消 防 長	川 野 良 治
教	長	分 藤 高 嗣	総務部次長兼上浦振興局長	笠 村 好 明
総	長	川 原 弘 嗣	総務部次長兼弥生振興局長	高 橋 弥 重郎
財	長	三 原 信 行	総務部次長兼本匠振興局長	小 野 富 志夫
企 画 商 工 観 光 部	長	魚 住 慎 治	総務部次長兼宇目振興局長	矢 野 幸 正
市 民 生 活 部	長	染 矢 隆 則	総務部次長兼直川振興局長	内 田 昇 二
福 祉 保 健 部	長	石 田 初 喜	総務部次長兼鶴見振興局長	福 泉 慶 一郎
建 設 部	長	高 瀬 精 市 喜	総務部次長兼米水津振興局長	清 家 保 賀
上 下 水 道 部	長	三 又 秀 喜	総務部次長兼蒲江振興局長	

議事日程第1号

平成22年9月2日(木曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 議席の一部変更の件
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議会広報調査特別委員会委員の定数変更及び同特別委員の選任
 - 第4 委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 第5 議案の上程
 - 第6 提案理由の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更の件
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議会広報調査特別委員会委員の定数変更及び同特別委員の選任
 - 日程第4 委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 日程第5 議案の上程
 - 日程第6 提案理由の説明
-

午前10時00分 開会

議長(小野宗司) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成22年第3回佐伯市議会定例会を開会いたします。

この際、開議に先立ち、閉会中における諸般の報告を申し上げます。

委員会条例第14条の規定に基づき、議会運営委員会委員長の河野豊君から、委員を辞任したいとの申し出があり、これを許可いたしました。

あわせて、同条例第8条第1項の規定に基づき、議会運営委員会委員に三浦渉君を議長において選任し、委員長選挙の結果、下川芳夫君が委員長に互選されました。

さらに、同条例第8条第1項の規定に基づき、議会運営委員会委員に、佐藤元君を議長において選任いたしました。

以上、御報告申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 議席の一部変更の件

議長(小野宗司) 日程第1、議席の一部変更の件を議題といたします。

会派構成の変更に伴い、議席の一部を変更いたしたいと思っております。

その議席番号及び氏名につきましては、お手元に配布のとおりであります。

おはかりいたします。

お手元に配布のとおり、議席の一部を変更することについて、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり、議席の一部を変更することに決しました。
それでは、ただいま決定しました議席にそれぞれ御着席ください。

議 席 変 更 表

変更前の議席番号及び氏名	変更後の議席番号及び氏名
7番 井上清三	17番 井上清三
17番 宮脇保芳	24番 宮脇保芳
18番 河野豊	7番 河野豊
24番 小野宗司	18番 小野宗司

日程第2 会期の決定

議長（小野宗司） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの21日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定いたしました。

日程第3 議会広報調査特別委員会委員の定数変更及び同特別委員の選任

議長（小野宗司） 日程第3、議会広報調査特別委員会委員の定数変更及び同特別委員の選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。

議会広報調査特別委員会委員の定数を7人から8人に変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議会広報調査特別委員会委員の定数は、8人に変更することに決しました。

次に、議会広報調査特別委員の選任について、おはかりいたします。

議会広報調査特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、新たに河野豊君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました河野豊君を新たに議会広報調査特別委員に選任することに決しました。

日程第4 委員長報告（質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第4、委員長報告を行います。

閉会中継続審査に付されておりました議案第80号、佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、高司政文君。

教育民生常任委員長（高司政文） 皆さんおはようございます。教育民生常任委員長の高司政文でございます。

去る6月定例会において本委員会に付託され継続審査となっております、議案第80号、佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部改正について、8月11日、委員1名欠席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、報告申し上げます。

まず初めに、6月定例会の委員会審査では、明確でなかった事項について、寡婦及び寡夫の総数。一人暮らしである者の世帯数。70歳未満すべてを対象とした場合及び65歳未満すべてを対象とした場合の対象者数。所得税非課税世帯数及び旧支給要件での世帯数。からの要件ごと、あるいは組み合わせた場合の世帯数及び助成を2分の1または3分の1にした場合の市の助成額。以上5項目について、執行部より資料の提示を求め、説明を受けました。内容につきましては、全議員へ資料を配布しておりますので、詳細な説明は省略させていただきますが、対象者数等については、寡婦及び寡夫医療費助成事業の受給資格者の切替えは、基準日が8月1日で現在作業中であり、平成22年7月31日現在の受給資格者名簿から拾い出しを行った数値である。また、現行条例では実施地域ではなかった、旧佐伯市及び旧直川村においては、実施地域の数値を基礎とした推計値であるとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、実際に医療費助成を利用した年齢層について質したのに対し、執行部から、平成21年度の数字で最も多いのは、56歳から60歳で、30人、24%、次に66歳から70歳で28人、22.4%、次に61歳から65歳で27人、21.6%、次に51歳から55歳で25人、20%、次に46歳から50歳まで13人、10.4%、41歳から45歳が2人で1.6%であるとの答弁がありました。

委員外議員から、子どもが18歳未満で一人親になったかどうか分からないので、寡婦（夫）の数をつかみにくいということだが、以前母子・父子家庭であった家庭がそのまま一人親であれば寡婦（夫）家庭となると考える。母子・父子家庭が把握できていれば、寡婦（夫）家庭も把握できるのではないのかと質したのに対し、執行部から、確かに母子・父子家庭については把握できているが、年齢的に母子・父子家庭の対象から外れると、名簿として管理しておらず、その後婚姻したのか、また転出していないのかなどの情報も把握していない。寡婦（夫）世帯を把握するためには戸籍で確認するしかないとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論に入り、賛成の立場で、今回の条例改正により、実施地域が旧佐伯市・旧直川村も含め全市に拡大されたことは良いことだと考える。支給要件等が厳しくなるということで修正案等も検討したが、予算の増額が伴い、執行権を侵害するおそれもあるので、原案に賛成であるとの意見が述べられました。

次に反対の立場で、寡婦及び寡夫医療費助成については、旧町村時代から過疎化の中で福祉の施策として行ってきた非常に意義のある制度だと考えている。全市に実施地域を拡大することは良いことであり、また助成の額を3分の1に縮小することも、関係の団体にも賛同を得られており反対するものではないが、支給要件が厳しくなることにより、実際の受給者

が減り、予算も減額されることが想定される。支給要件を検討し、せめて同等の予算額の範囲で実施できるよう要望し、原案について反対するとの意見が述べられました。

採決の結果、議案第80号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 議案第80号につきましては、井上清三君ほか2人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

17番、井上清三君。

17番（井上清三） おはようございます。民主党会派に所属しております17番議員井上清三と申します。三浦渉議員並びに浅利美知子議員の御賛同をいただきましたので通告により議案第80号、佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案を提出いたします。第2条第1項の改正規定中60歳を50歳に改める。申し上げましたこの修正案に対しての提案理由を御説明いたしたいと思っております。この条例は、一人親で子育てのために一生懸命に働き、生活を支え続け、精神的、更に社会的に大きなハンディを抱え、病気やけがにあわないため、健康や行動に十分に注意しながら頑張っておりますが、時として精一杯の生活に疲れ果て思わぬ病気やけがで医療を受けねばならなくなった一人親自身のお守り、唯一のよりどころと聞き及んでおります。そういった中昨今の財政事情厳しい折、全市にこの条例を拡大していただくことは行政の片隅に身を置くものとしてそして住民福祉の充実を望むものとして市長を始め執行部の格別の御英断に対し、感涙の思いでございます。しかしながら条例の中身をみますと1番目として、医療助成額が今までの2分の1から3分の1に引き下げられている。2番目として家族と生活していた方も一人住まいの方に、限定された。3番目として、非課税世帯にも限定されております。あるいは、4番目として、更に60歳未満の方への足きり的な年齢要件も重ねました。そうすればどうなるかと言えば、日夜福祉の充実に力を注がれております皆様方ならおわかりと思っておりますがこのままの改正条例では資格要件者を著しく限定し、先般執行部提出資料では、今までの条例では628名の資格要件者を173名に減らすことで真に困窮する方々が排除され、同時に医療を必要とする方にとっても病院で治療を受けなければならないなど、非常に厳しい内容が伴ってくるように思われます。しかし寡婦及び寡夫家庭としても、市の厳しい財政事情の中、全市に広げていただくことを考えると、受け入れねばならないという苦渋の判断もやむを得ないかとも思われます。しかしながらあまりにも厳しい追加要件であり、特に60歳以上、70歳未満という足きり的な部分は、受け入れることのできない要件だと思われまます。申し上げました四つの内、三つの要件は、なんとか受け入れてもせめてこの4番目の年代要件の部分だけは、50歳以上、70歳未満に配慮、修正すべきと判断し、提案したわけでございます。年齢を50歳に引き下げた理由は、一人親特に母子から寡婦になった時点で以前の条例では適用があったものの、この改正案では、60歳未満の人は、まったく条例から排除されることになり、その救済策もまったくありません。人は、資料でも配布しているとおり、50歳過ぎると精神的、肉体的な不安が後押し

し、特に女性においては、更年期障害等による体調不良あるいは、子宮体がん、乳がんなど女性特有の命にかかわるような病気が発生し、健診や医療、特に早期治療が必要となる年齢とも言われております。また、男性においても年齢が50を過ぎた頃から、成人病などの病気にかかりやすい年齢とも言われております。以上のような状況を考え、どうしても50歳からのこの制度は、必要というふうに判断をいたしましたわけでございます。この条例は、申すまでもなく健康で働きながら万一病気になったときには、安心して、早期治療に専念でき、寡婦及び寡夫を医療面から支える命の条例とも位置づけをしていると確信しております。時同じくして、議会基本条例制定が本議会中に提案されますが、その先走りになることに新人議員として一抹の申し訳なさあるものの、常に住民サイドに立ち、住民福祉の向上を目指すという議員皆様の強いきずなに願いをかけまして、この修正議案に御賛同いただきますよう切に、切にお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（小野宗司） 以上の委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

修正案及び原案につきまして、一括して討論を行います。

修正案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

19番、浅利美知子さん。

19番（浅利美知子） 皆さんおはようございます。19番議員の浅利美知子でございます。私は、議案第80号、佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部改正についての、一部を改正する条例に対する修正案に賛成の立場で討論をいたします。佐伯市寡婦及び寡夫医療助成は、合併時の未調整事項であり、実施地域や支給要件等に地域差があったため、それを統一し、全市に拡大しようとするものです。そこで今回提出されました修正案は支給要件の一つである年齢要件の60歳以上70歳未満を、50歳以上70歳未満にしていきたいと思いますという修正案です。さきほどの教育民政常任委員長の報告と重複する面がありますが、平成21年度佐伯市寡婦及び寡夫医療費年齢別受給者の割合をみますと、41歳から50歳までが12%、51歳から60歳までが44%、61歳から70歳までが44%で、50歳以上が88%を占めており、50歳くらいから医療を受ける方が大変に増えております。さらに女性は、更年期障害があらわれる年代でございます。身体的また、精神的な様々な症状で悩まされる女性も数少なくありません。一人親として一生懸命に働き家計を支え子どもを育てて頑張ってきた方々が、これからも安心して医療を受けられるよう支えてほしいと思います。以上簡単ではありますが、以上のことから財政状況も大変厳しい中ではありますが、今回の修正案に議員の皆様方の御賛同をいただきますよう、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（小野宗司） 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより議案第80号に対する井上清三君ほか2人から提出されました修正案につ

いて起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(小野宗司) 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案について賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 80 号	佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決

日程第 5 議案の上程

議長(小野宗司) 日程第 5、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第93号から第116号まで、及び諮問第5号から第7号まで、並びに認定第1号及び第2号、計29件でございます。

平成22年第3回佐伯市議会定例会上程議案等一覧表

議 案

番 号	件 名
第 93 号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算(第2号)
第 94 号	平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
第 95 号	平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
第 96 号	平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第1号)
第 97 号	平成22年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
第 98 号	平成22年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
第 99 号	平成22年度佐伯市水道事業会計補正予算(第1号)
第100号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
第101号	佐伯市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
第102号	工事請負契約の締結について(佐伯市防災情報システム整備工事)
第103号	佐伯市過疎地域自立促進計画の策定について
第104号	財産の取得について(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(水 - B型))

第105号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）
第106号	市道路線の認定及び廃止について
第107号	訴えの提起について
第108号	工事委託契約の変更について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設工事）
第109号	工事委託契約の締結について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設（電気・機械）工事）
第110号	佐伯市環境保全基金条例の制定について
第111号	工事請負契約の締結について（鶴谷中学校管理教室棟改築（建築主体）工事）
第112号	佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正について
第113号	佐伯市瀬公園簡易宿泊施設条例の一部改正について
第114号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字荒網代浦）
第115号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字色利浦）
第116号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字宮野浦）

諮 問

番 号	件 名
第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者廣田千代子）
第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者橋迫祥子）
第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者天野公瑞）

認 定

番 号	件 名
第 1 号	平成21年度佐伯市水道事業会計決算の認定について
第 2 号	平成21年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について

報告事項

番 号	件 名
第 12 号	資金不足比率について（平成21年度佐伯市水道事業会計）
第 13 号	資金不足比率について（平成21年度佐伯市公共下水道事業会計）
第 14 号	財団法人佐伯勤労者福祉協会の経営状況について
第 15 号	株式会社道の駅やよいの経営状況について
第 16 号	株式会社うめの経営状況について
第 17 号	有限会社きらりの経営状況について
第 18 号	財団法人さいき農林公社の経営状況について
第 19 号	佐伯市蒲江栽培漁業有限会社の経営状況について
第 20 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 6 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第 6、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 平成22年第 3 回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げます、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第 1 市政諸般の報告

1 地域活性化について

本市は、旧町村部の地域住民が安心して活力に満ち、誇りを持って暮らすことのできる地域づくりを推進するため、合併直後から 5 か年間にわたり、8 振興局管内で「地域パワーアップ事業」を実施してまいりました。

併せて今年度からは、旧佐伯市の範囲を対象に、地域の活性化に資する市民団体の取組を支援するため、「地域活性化チャレンジ事業」を実施しています。

本事業は、団体の取り組む事業に対し、50万円を上限として、事業費の 5 分の 4 以内の金額を補助するもので、19 団体 21 事業の応募の中から、佐伯地域審議会の審査により 10 事業の採択を決定いたしました。

今後も両事業を実施してまいります、併せて事業内容の見直しを必要に応じ行うことで、実効性を高めたいと考えております。

また、地域の様々な分野で活動しているグループや団体が抱えている現状や課題について、生の声を吸い上げ今後の市政に反映するための意見交換会として、平成21年度から「市長ふれあいトーク（おでかけ市長室）」を実施しております。

今年度は、7 月 26 日から 9 月 17 日までの間に各地域を訪問し、現地視察のほか、地域審議会委員を始め地域の方々との意見交換を行っているところです。

これまでの意見交換では、地域内の道路網や地域づくり、子育て支援、雇用の確保などについて多くの御意見・御要望をいただきましたが、その内容を精査した上で今後の各施策に反映させてまいりたいと考えております。

2 災害対策について

去る 6 月 3 日、風水害の多発期を前に、危険箇所の状況を防災関係者が共有することで被害の拡大防止につなげることを目的に、防災パトロールを実施いたしました。

パトロールには、市を始め国・県の職員、自衛隊員、警察署員など 35 人が参加し、市内の災害危険予想地域など 10 か所を巡回いたしました。

また、6 月 13 日には、番匠川河川敷の池船スポーツ公園を会場に「水防訓練」を実施いたしました。当日は、悪天候にもかかわらず関係機関 12 団体から約 350 人の方々に参加していただきました。

同訓練では、連合水防団による各種水防工法を始め、消防署と警察署による救出救助訓練、自衛隊と赤十字奉仕団による炊き出し訓練、自衛隊による本匠地区からの住民搬送訓練などを行い、水害による被害を軽減するために関係機関の連携体制を確認・強化したところであります。

6 月 20 日には、消防団員の消防操法技術の向上と士気の高揚を図ることを目的に、池船スポーツ公園で「第 3 回佐伯市消防操法大会」を開催いたしました。

隔年で実施されるこの大会には、各消防団の代表9チームが参加し、小型動力ポンプ操法の早さや正確さなど日ごろの訓練の成果が競われました。

本大会で優勝した本匠消防団は、8月22日に開催された「第26回大分県消防操法大会」へ出場し、出場16チーム中、第4位の優良賞を受賞いたしました。

3 高速道路無料化社会実験に伴う誘客イベントなどの実施について

本年6月28日から来年3月末まで、大分インターチェンジ～佐伯インターチェンジ間などで高速道路無料化社会実験が実施されておりますが、本市ではこれを好機ととらえ、観光の情報発信力を高めるためのホームページの刷新や、観光客の誘致を促進するためのスタンプラリーの実施など、観光面を中心に対策を講じているところです。

「佐伯もぐもぐ・ぐるぐるラリー」と銘打ったこのスタンプラリーは、食べ歩きや観光施設巡りなどで、気軽に何度も佐伯を訪れていただこうというものであります。

また、無料化開始前日の去る6月27日には、さいきキャンペーンレディーなどによる宣伝隊とともに、私も大分市のわさだタウンで高速道路無料化と佐伯市観光のPR活動を行い、マスコミにも多く取り上げていただきました。

無料化開始以降、本市を訪れる観光客等は確実に増加しており、これまでの取組に一定の効果があつたのではと思っています。これから本格的な観光シーズンを迎えることから、更に多くの方々に訪れていただけるよう、引き続き取り組んでまいります。

4 口蹄疫対策の終了について

去る4月20日に宮崎県内で確認された口蹄疫につきましては、7月4日を最後に新たな発生が確認されなかったことから、宮崎県は、7月27日をもって県内すべての移動・搬出制限区域を解除いたしました。

これに伴い、大分県は、国道10号、326号及び388号並びに県道6号、7号及び8号の宮崎県境の消毒ポイント6か所について、8月1日午前0時をもって解除いたしました。

本市は、7月31日をもって、県道6号「日之影宇目線」での消毒ポイントの交通誘導警備事業を終了したほか、市独自で設置した市道「桑の原藤河内線」の消毒ポイントを廃止し、宮崎県境の青山黒沢～北浦町本口間と直川赤木～北川町陸地間の林道2か所の通行止めも解除いたしました。

これらの状況を踏まえ、5月28日に設置した「佐伯市口蹄疫防疫対策本部」につきましても、7月31日をもって解散いたしました。

5 佐伯市ブランド流通促進協議会の設立について

多様な消費者ニーズに迅速かつ柔軟に対応することにより生産者の所得向上及び農林水産業の振興を図ることを目的に、去る7月28日、「第1回佐伯市ブランド流通促進協議会」を開催いたしました。

同協議会は、関係事業者・団体など19人の委員で構成され、特産品のブランド化についての情報交換のほか、試験的な契約取引の支援及び必要な検証などを行います。

今後は、第1次産業にとどまらず、第1.5次産業から第3次産業まで、更には第6次産業全体を見渡しながらかつ様々な事業について取り組んでまいります。

6 その他

(1) 第2回佐伯市地区対抗スポーツ大会の開催について

去る6月6日、13日及び20日に、佐伯市総合運動公園で「第2回佐伯市地区対抗スポーツ

大会」を開催いたしました。

本大会は、市内を19地区に分け、ペタンク競技と綱引き競技を新たに加えた計7競技を行い、選手・監督合わせて約1,300人の皆様に参加していただきました。

選手・役員の皆様の御協力により、大きな事故も無く終了できましたことに感謝申し上げます。

(2) 海の日記念事業について

去る7月19日の「海の日」に、佐伯市平和祈念館「やわらぎ」におきまして、平成22年度佐伯海の日記念事業を実施いたしました。

本市は、歴史的にも海との深いかわり合いを持つ中で、今日まで水産業を始めとした各種海事産業が発展を遂げてきております。

記念式典では、海事功労者及び漁業功労関係者を表彰したほか、関連事業として、大分海上保安部の協力による巡視艇「わかぐも」の体験航海や、海上自衛隊佐伯基地分遣隊の主催による「サマーフェスタ in さいき」も行われました。

本事業を通じ、広く市民の皆様に「海」を生活環境の重要な一部として見直していただくとともに、「海」を大切に作る気持ちを育てていただきたいと考えております。

(3) さいきの茶の間の開所について

さいきの茶の間運営事業につきましては、平成21年度までに7か所開設しており、今年度新たに開所した城西そよ風会、地縁団体小蒲江地区、鶴見沖松浦地区のすずめの学校及び本匠お茶の間サロンの4団体を含め、合計11か所になりました。

市民の皆様に住み慣れた地域で生きがいを持って生活をしていただくために、公的サービスの充実に加え、介護予防の一環として、本事業を佐伯市全体で展開してまいりたいと考えております。

(4) 河川愛護デーについて

去る7月4日、第23回「河川愛護デー」による市民総参加の一斉清掃活動を実施いたしました。

当日は、悪天候にもかかわらず、中央会場での清掃活動に約250人、旧市内各地区での河川やその周辺の清掃活動に約8,000人と多くの方々に参加していただきました。

また、各振興局地域の清掃活動につきましても、地区ごとに実施日時を決めて実施したところ、1万1,000人を超える方々に参加していただきました。このことは、郷土の河川周辺の美化活動に地域住民の方々が強い関心をいただいている表れであると感謝しております。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案8件、予算外議案16件、諮問3件及び認定2件であります。

以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

議案第93号「平成22年度佐伯市一般会計補正予算(第2号)」につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ5億7,587万5,000円を追加計上いたしております。

今回の補正は、主として平成21年度決算に伴う調整及び国庫補助事業の事業費の調整によるものです。そのほか、新たな事業として、離島デジタル化事業、春日通り坂ノ浦線交差点改良事業等についても所要額を計上いたしております。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、4億2,370万4,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、蒲江深島・屋形島地域のケーブルテレビがデジタル対応となるための経費及び宇目大原・宗太郎間のケーブルテレビ伝送路の移設に要する経費について計上するとともに、地方財政法の規定による財政調整基金への積立金について計上いたしております。

次に、民生費につきましては、2,361万7,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、母子家庭高等技能訓練事業の対象者の増加により所要額を計上するとともに、上浦地域福祉センター屋上防水補修工事に要する経費について計上いたしたものであります。

衛生費につきましては、287万2,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、国民健康保険特別会計繰出金及び生活排水処理事業特別会計繰出金を増額いたしたものであります。

労働費につきましては、5,425万3,000円を追加計上いたしております。

これは、県の補助金(10/10)を財源としている地域の非正規労働者等の一時的な雇用や就職機会を創出する「緊急雇用創出事業」について、対象事業の増加に伴い、その所要額を計上いたしたものであります。

農林水産業費につきましては、5,095万7,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、新たに林道順良線舗装事業に要する経費について計上したほか、国庫補助事業の附帯工事等を行う漁港建設単独事業費について増額いたしたものであります。

商工費につきましては、463万6,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、各観光施設の修繕に要する経費を計上いたしたものであります。

土木費につきましては、607万4,000円を減額いたしております。

その主なものは、補助事業の確定に伴う調整により、長原線大久保跨線橋改良事業等の事業費を減額し、新たに春日通り坂ノ浦線交差点改良事業等に要する経費を計上いたしたものであります。

消防費につきましては、294万円を追加計上いたしております。

その主なものは、社団法人九州建設弘済会からの寄附金を財源として、災害用救命胴衣や災害対策用のテント等の水防災資機材の整備に要する経費を計上いたしたものであります。

教育費につきましては、117万円を減額いたしております。

その主なものは、美術品等の収蔵庫に空調設備を設置する経費を計上したほか、補助事業の事業費の調整等に伴い減額いたしたものであります。

災害復旧費につきましては、1,780万円を追加計上いたしております。

これは、林業用施設災害復旧事業及び道路単独災害復旧事業に要する経費について計上いたしたものであります。

以上が歳出予算についての説明であります。この財源といたしましては、繰越金、各事業に伴う国県支出金、起債等を充当するほか、財政調整基金繰入金により財源調整を行っております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、416億3,953万5,000円となります。

次に、特別会計補正予算といたしまして、国民健康保険特別会計ほか4特別会計について、

また、公営企業会計補正予算といたしまして、水道事業会計及び公共下水道事業会計についてそれぞれ提案いたしておりますが、いずれも説明については省略させていただきます。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付してありますので、そのすべてについての説明は省略させていただきます、主なものについて申し上げます。

議案第101号「佐伯市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正」につきましては、佐伯市消防本部及び佐伯市消防署の新築移転に伴い、その位置を改めようとするものであります。

議案第102号「工事請負契約の締結」につきましては、平成22年度佐伯市防災情報システム整備工事に関し、日本無線株式会社大分営業所と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第103号「佐伯市過疎地域自立促進計画の策定」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、同法の有効期限が平成28年3月31日まで延長されたことを受け、平成22年度から27年度までの6か年間の佐伯市過疎地域自立促進計画を新たに策定しようとするものであります。

議案第104号及び第105号の「財産の取得」につきましては、常備消防管理分の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を更新し、並びに非常備消防管理分の小型動力ポンプ付積載車を更新し、及び林野火災用可搬式散水装置を新たに配備するため、これらを購入しようとするものであります。

議案第107号「訴えの提起」につきましては、市営住宅の家賃等を長期にわたって滞納している入居者及びその連帯保証人に対し、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求めるため、訴えを提起しようとするものであります。

議案第108号「工事委託契約の変更」につきましては、日本下水道事業団と締結している佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設工事の委託契約に関し、日本下水道事業団が行った入札の結果、当該工事が安価で施工できることとなったことから、契約金額を減額変更しようとするものであります。

議案第109号「工事委託契約の締結」につきましては、佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設（電気・機械）工事に関し、日本下水道事業団と工事委託契約を締結しようとするものであります。

議案第110号「佐伯市環境保全基金条例の制定」につきましては、昨年6月から大分県内で実施されているレジ袋の有料化に伴う収益金について、株式会社マルミヤストアから寄附していただいたことを受け、佐伯市環境保全基金を設置し、これらの寄附金を積立て、地域に根ざした環境保全活動を展開するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第111号「工事請負契約の締結」につきましては、平成22年度鶴谷中学校管理教室棟改築（建築主体）工事に関し、東洋・谷川建設工事共同企業体と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第112号「佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正」及び議案第113号「佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部改正」につきましては、指定管理者制度を導入している本市の公の施設について、その管理を行う指定管理者の管理指定期間を統一する観点から、佐伯市かみうら天海展望台及び佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設の管理を行う指定管理者の管理指

定期間をそれぞれ現行の3年間から5年間に改めようとするものであります。

3 諮問について

諮問第5号から第7号までの「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、横川香正氏、河野林氏及び天野公瑞氏の任期が平成22年12月31日で満了するため、新たに廣田千代子氏及び橋迫祥子氏を横川香正氏及び河野林氏の後任委員として、また、天野公瑞氏を再度候補者としてそれぞれ推薦することについて、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

4 認定について

認定第1号「平成21年度佐伯市水道事業会計決算の認定」及び認定第2号「平成21年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定」につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を付けてそれぞれ議会の認定に付するものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。
なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 引き続き、報告事項第12号から第19号まで、以上8件につきまして、執行部の概要説明を求めます。

なお、報告事項第20号につきましては、概要説明を省略いたします。

また、教育委員会から、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」が提出されておりますので、この際、報告事項と併せて概要説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午後0時21分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日はこの程度にとどめまして、8日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後0時22分 散会

平成 2 2 年 第 3 回

佐伯市議会定例会会議録

第 2 号 9 月 8 日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第2号）

平成22年9月8日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	矢野精幸
3番	高司政文	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	矢野哲丸
7番	河野豊	8番	佐藤元
9番	和久博至	10番	上田徹
11番	御手洗秀光	12番	清家儀太郎
13番	日高嘉己	14番	玉田茂
15番	梶田穂積	16番	三浦涉
17番	井上清三	18番	小野宗司
19番	浅利美知子	20番	後藤宗勇
21番	渡邊一晴	22番	井野上準
23番	兒玉輝彦	24番	宮脇保芳
25番	清家好文	26番	江藤茂
27番	吉良栄三	28番	芦刈紀生
29番	下川芳夫	30番	高橋香一郎

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建上農教消	市市育務部	長長長長長長長長長長長長長長長	西山塩分川三魚染石高高三高江歳	嶋本月藤原住矢田瀬又橋藤納	泰清厚高弘信慎隆初精秀滿幸一治	義信嗣行治則喜市喜弥一治	総務部次長兼蒲江振興課長	総務部次長兼	課長	井清岡飛飛高山平根柴吉都大	上家本高野田山塚田留神	保英彌勝隆わか和洋勝英俊孝	賀二則正子也二徳一之雄
----------------	-------	-----------------	-----------------	---------------	-----------------	--------------	--------------	--------	----	---------------	-------------	---------------	-------------

議事日程第2号

平成22年9月8日(水曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成22年第3回佐伯市議会定例会第7日目は成
立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、兒玉輝彦君、2番、井上清三君、3番、高橋香一郎君、4番、清家儀太郎君、5番、
御手洗秀光君、6番、河野豊君、7番、三浦涉君、8番、吉良栄三君、9番、高司政文君、
10番、清田哲也君、11番、江藤茂君、12番、矢野哲丸君、13番、浅利美知子さん、14番、和
久博至君、15番、河原修仁君、16番、後藤勇人君、17番、井野上準君、18番、矢野精幸君、
19番、後藤幸吉君、20番、佐藤元君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は5番までといたします。

23番、兒玉輝彦君。

23番(兒玉輝彦) 皆さんおはようございます。まだまだ温暖化で一年一年気温が上昇していま
す。まだ暑い毎日が続いています。市民の皆様には毎日のお仕事お疲れ様でございます。お
体だけには十分気をつけてください。また、子どもたちも夏休みが終わり、いよいよ2学期
が始まりました。今月末から来月の初めに秋の大運動会が計画されています。毎日の練習に
励んでいることと思いますが、まだまだ日中は残暑の厳しい毎日が続いています。子どもた
ちには熱中症、また事故だけには十分注意をして楽しい大運動会が開催されますよう、心か
ら応援しております。それではただ今より質問に入らせていただきます。

開政会23番、兒玉輝彦です。通告に従い一問一答で行います。今回の私の質問、大項目、
小中学教職員の現状について、ア、臨時講師の現状について、臨時講師と正規の教職員と職
場の状況と基本給、仕事内容についてお伺いします。

議長(小野宗司) 分藤教育長。

教育長(分藤高嗣) おはようございます。兒玉議員の臨時講師の現状についての質問にお答え
いたします。佐伯市の小中学校に配置されている教員の実数は、今年度8月現在で小学校33
9人、中学校200人の計539人であり、任命権者が大分県教委でありますことから、給与等の
人件費はすべて県費負担となっております。その内訳は、正規の教員が478人、期限付の任
用である、いわゆる臨時講師が61人配置されています。臨時講師の全教職員に対する割合は

約11%ということになっております。一言で臨時講師といいましても期限付の任用形態は多岐にわたっておりまして、たとえば定員内の臨時講師、約1年間の任用という場合、それから産前産後休暇の代替の臨時講師、それから初任者研修に伴う代替臨時講師などがあります。仕事内容については、教員免許を保持していることが前提の任用でありますので、教員としての職務に従事することが本務となっており、授業を担当したり、学級担任を受け持ったりするなど、正規の教員と基本的には差異はございません。給与及び諸手当につきましては、県の規程に定められておりまして、たとえば、大学卒3年未満経験の臨時講師の給料月額が19万5,900円となっております。正規教員の場合は、これは大学卒採用3年目の教員の場合でございますけれども、給料月額が22万円であります。正規教員と比べますと臨時講師の場合の給与設定は下位に位置づけられているというふうになっております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 今、詳しい御説明を聞きました。仕事内容は全く変わらない。そういった状況で臨時講師の場合、保証が1年ということ。そしてまたいろいろ各種ありますが、やはり今1年で本当講師の場合ね、今度来年はどうしょうかな。そういった保証がない。そのところがどういう市として、市として今までどういうふうな対応をしてくれてきたのか。それをちょっと。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。先ほども答弁いたしました、任用につきましては基本的には県教委の方がするようになっておりますので、この期限付1年ということで基本的に回っております。ですから、市としてはもうその基本的な方向にしたがって任用された職員を各部門に配置をするということになります。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） それでは、今仕事内容は一緒、仕事内容といえば授業、生徒の学習、生活・進路指導、いじめ調査、不登校対策、保護者の対応、職員会議、また教育の教材の研究とか採点、組合活動、部活動、職員室への深夜遅くなるまでの仕事、いろいろな内容があります。本当これをしてみれば職員講師の人たちは大変だとは思っております。そして今、業務は年々多様化している。やる仕事が多すぎて徹夜をすることも多い状況と聞いております。そしてまた、雑務が増えて仕事その日に終わらないこともあり、自宅に持ち帰り、また机の前で再度仕事。それがもう日課になり、やろうと思えば寝る間がないほど仕事の量が多いといったことを聞くんですけど。そういうところはどうでしょうか。その臨時講師も正規教職員も内容は一緒でしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。基本的には今議員がおっしゃった職務の内容については正規も臨時講師もほぼ一緒でございます。ただ、学校の中の校務分掌で、たとえば研究主任であるとか、教務主任であるとか、そういった主任級の職務につきましてはですね、もう臨時講師をあてるといことはございません。ですから構内の重要なポストというか、仕事には臨時講師は責任上ですね就かせないように各学校で取り計らっております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） それではイに移ります。臨時講師の評価について、臨時講師の年数評価、力量があるのに年齢制限を迎えるベテラン講師が多いと聞くが、そういった人たちを適正に評

価して採用した方が、また市のため、教育にとってプラスになると思いますが、これまでの評価の仕方、今後の評価についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。先ほども申し上げましたように、臨時講師の採用に当たりましては、任命権者であります大分県教育委員会の方針により、県教委が面接試験を実施して資質の高い人物から採用していくというふうになっております。その際、臨時講師として継続して採用を希望する者につきましては、在籍校の校長から提出された意見書も参考に選考していております。また、佐伯市の教育委員会においても優秀な人物を県教委に対して内申する目的から、候補者全員に対して面接を実施しております。市教委が行う面接に当たっては、教員としての知識・技能など専門性はもとより、子どもの理解を深めようとする姿勢であるとか、あるいは一人の社会人としての社会性やコミュニケーションを図ろうとする態度などを重視しているところでございます。現在配置されている61人の臨時講師の中には、5年、10年と長年にわたり臨時講師として頑張っている先生もたくさんおられます。これまでのそういった臨時講師と直接会ったり、あるいは間接的に校長の評価を聞いたりする中で、共通な臨時講師あるいは教師としてのですね、資質が三つあるというふうに考えております。一つは教職に対する高い使命感を持っていること。それから二つ目に、分かりやすい授業を心がけ、子どもや保護者に支持されているということ。それから三つ目に、何よりも子どもが好きであるということ。この3点でございます。こうした頑張っている優れた人物の情報を収集し、県教委に正しく伝えていくこと。そして学校に配置された限りはその臨時講師を育てていくということが佐伯市教育委員会の役目であるというふうに考えております。一方、こうした優秀な人物にはですね、是非本採用となってもらいたいと強く願うところでございます。現実には採用試験がございますので、その壁があって必ずしも私どもが願うとおりにはいかないというように厳しい現実があるわけでありまして。校長など教育現場からも優秀な臨時講師を優先的に採用できないものか。あるいは学校長の意見を採用に反映できるシステムはできないか。というような教員採用試験の制度改善を求める声も多く聞かれます。そのような現場の声を県教委の方にですね、これまでも伝えていただいておりますが、正しく伝える努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 市の方としても対応はもう的確にしていますというような言い方をしました。県の教育長の小矢氏はそれが毎年毎年そういったことも協議されてきてるんですね。その中でまた今回のちょっと話では、結論が出るか出ないか分からないが、もう1年掛けて検討しているとの会見をなされていますね。それが1年1年そう言ってして延ばし延ばししてまだ結論はでない。そういった状況はどうでしょうか。結論を1年遅れ、1年遅れてしてる結論。臨時講師の場合、正職員になりたい職員も多々おると思うんですね。だから1年でもそういった結論を早く出して、臨時講師から正規教職員にベテランのいい先生をあげてやるような方法を1年でも早くとったほうが、子どもたちのためにもいいと思うんですけど、そのところ。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えします。議員がおっしゃるように、私も全くそのように思うんですけども、現実その任用に当たりましては権限が県教委にございますので、市教委としては

それ以上のことはできないという状況でございます。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） そのようにしかできないって言いよるんですけど、なるたけいいベテラン講師が多くおられると思いますので、なるたけいい評価をしてクリーンな判断をされることを願っております。これでイを終わります。ウに入ります。臨時講師の本採用について、ちょっとさっきとあれするんですけど、県並び市では今年度の教職員採用試験から前年度の二次試験合格者、また三次試験不合格者の一次試験を免除することを打ち出した。一方で県内希望者の多い一次試験成績を東京都教委に提供し、教員確保が課題の都教委は対象者の一次試験を免除し、本採用へのチャンスを与えるという措置を始めた。このことで県の経験豊富で優秀な臨時講師たちが、今後大分県を捨てて県外に流出するおそれがある、そのところ危ぐされるんですけど、今後のもう市じゃないですね、県ですねもう。もう市はどうしようもこういったことはできないというのは分かるんですけど、そのところ市から強く要望してもらいたいんですけど、そのところ教育長はどういうふうな考えをしておりますか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 議員御指摘のように、大分県教委は23年度採用分の小学校の教員に限りますけれども東京都教委を第2志望とする受験者の一次試験の成績を東京都教委に提供するというような形をとります。現在大分県ではですね、採用試験の競争倍率が非常に高い状況がございます。8.8倍あるいは9倍程度でございますけれども、この状況が厳しい中でですね、この提携によって、教員によってはですね、大分で採用されなくても東京で採用されるという教員になる道がですね開かれているというふうに捉えているところでございます。提携の内容につきましては、受験者に東京都を併願する意思を確認をして、併願者の一次試験の成績結果を都教委に提供すると。そして都教委は成績上位者の一次試験を免除するという方式をとってるんですけども、大分県で一次試験が不合格になってもですね、東京都の二次試験を受けられるというチャンスが生まれてくるというようなことでございますので、もし両方に合格した場合は、東京都を辞退してもらうという方法をとっております。この制度によって優秀な人材が県外へ流出していくということも懸念される向きもございますけれども、大分県教委はあくまでも大分県の採用試験を第1志望としてもらうため、優秀な人材の確保はできるという見解を示しております。また、東京での教員としての経験を積んで将来は大分県での採用試験に再チャレンジしてもらおうということも期待しているというふうに聞いております。今年度の新採用教員の佐伯に配置された中学校教員2人は東京ではございませんが、1人は横浜、もう1人は熊本県から向こうで採用され働いてたあとですね、また大分県に再チャレンジし、今年度新採用者として迎え入れているという実態もございます。そういうことで、佐伯市の教育の向上のために佐伯市としては優秀な人材確保に向けてですね、学力向上などの施策を展開していきながら、魅力ある学校づくりに今後も努めていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） それではエの方に移ります。教職員の不祥事について、国・県内外の教職員の不祥事があとを絶たない。で、飲酒運転、わいせつ行為、体罰、スクールセクハラなど、模範となるべき教育者たちの無責任な行動がなぜこんなに続くのか。また頑張っている人が多いのに、あれだけ騒がれても酒を飲んで運転する。その原因とまた大分、佐伯における不

祥事の件数と今後の対応策についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 教職員の不祥事についての御質問にお答えをいたします。近年全国的には教職員が関係する汚職、性犯罪、飲酒運転、体罰等の不祥事が散見しているところがございます。数多くの教職員はそれぞれの職務に対する自覚を持って真剣にまじめに頑張っていますが、一部の不心得者がいるために教職員全体が信頼を失っている状態にあるというふうに認識しているところがございます。佐伯市におきましても平成20年に発覚しました教員採用をめぐる贈収賄事件によって教育への不信は想像を絶するものがございました。現在、佐伯市の教育再生と信頼回復に向けて懸命に努力をしているところでございますけれども非常に信頼回復の道のりは厳しいものがあるというふうに考えております。教職員の不祥事について国がまとめた大分県の平成20年度の懲戒処分状況は、免職が5人、停職が2人、減給6人、戒告11人の合計24人というふうになっております。また、21年度の事案としましては、個人情報盗難が1件、体罰1件、セクハラ行為2件、飲酒運転1件及び酒気帯び運転1件と教職員の不祥事が続いているところがございます。佐伯市においては、平成20年度の事件により11人の校長等が免職などの懲戒処分を受けておりますが、21年度以降は教職員の懲戒処分等の事案は発生しておりません。不祥事がなぜ起こるのかその原因については、非常に難しいと思います。考えられる原因を幾つか挙げてみますと、一つ目に保護者からのクレームや際限なく広がる教員の役割、事務負担量の増大などに起因する教職員特有のストレス。それから二つ目に、自分は捕まらないだろう、大丈夫だろう、だれも知らないだろうといった当事者意識の欠如、不祥事が明るみになった後の自分や家族に降りかかってくる不幸や児童生徒や保護者または他の教職員に与える影響といった想像力・危機意識の欠如。それから三つ目に、教職員自身の家庭内の問題が未解決のままであったり、あるいは職場内でコミュニケーション不足があったりすることによって抑止力の低下が起きているというふうに三つの要因を考えております。こうした原因や背景を軽減したり、払しょくしたりすることが不祥事根絶につながるものというふうに考えております。大分県教委では、不祥事が後を絶たない状況を踏まえて今年4月に公務員倫理やコンプライアンス、法令遵守ですが、の重要性を柱にした服務研修テキストを新たに作成して県内各学校に配布をしているところがございます。佐伯市教委としては、この服務研修テキストが各学校の服務研修で積極的に活用されるように周知徹底を図っています。佐伯市では二度と教育の不信を招く不祥事を発生させないという強い意志をもって、その学校が行う服務研修ということはもちろんですが、あらゆる機会を使ってですね、不祥事根絶に向けた取組をしていきたいというふうに考えています。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） よく分かりましたけど、私も一応不祥事が起きる原因をちょっと挙げてみたいんですけど、今先生たちは余り仕事が忙しすぎて多忙感を訴える学校現場というような意見も聞きます。そしてまた、組織内に病んでる部分があるのではないかと、そういった点もあると思います。そしてまた、先生として働いている本人、その人たちの先生という自覚が足りないのではないかと思います。また公務員は一般の会社員とは違ってリストラなどで職を失う意識がない。これはもう本当一番言えることですよね。そしてまた、だれかが助けてくれるという甘い考え方が心のどこかにあるんじゃないか。だからどうしてもやっぱり意識

改革をしないとこれは根絶できないのではないかと思うんですけど、どうでしょうか。今言われたことは重々わかってますけど。再度そういった取組をしてもらえればと思っております。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。議員おっしゃるように意識改革、そして倫理観をきちっとして身に付けていくということが非常に重要であるというふうに思っております。今学校では、学期ごとにですね校内で服務にかかわる研修をテーマを設定して取り組んでいるところでございます。その取組の内容を市教委にも報告をすると。そういったことを繰り返していきながら、また管理職から職員朝会とあるいは職員会議の中で全国的に散見される事例等をもとにですね、意識を変えていくと、そういう働き掛けを現在も行っているところでございます。粘り強く取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） それでは重々いろいろな点から研究をしながら取り組んでいていただきたいと思っております。それでは次のオに入ります。子どもの朝御飯について、現在、小中学校の子どもが朝御飯を食べずに登校し、それが原因で授業に集中できない状況が多々見受けられると聞きますが、教職員、教育委員会はこれらの事態は把握できていますか。また、これまでの対応と今後の対応についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 子どもの朝御飯についての御質問にお答えしたいと思います。佐伯市が毎年行っております学力調査がございますが、その学力調査に伴って子どもの意識や生活実態を調べるアンケートというのでも同時に実施してるところでございます。そのアンケート結果によりますと、毎日きちんと食べていると答えた小学校五、六年生及び中学生は約80%です。それから大体食べているまでを含めると約96%となっており、ほとんどの児童生徒は朝御飯をしっかり食べて授業に望んでいるというふうにとらえておるところでございます。ただ、朝食をとらずにですね登校している児童生徒が4%はいるわけでございますから、子どもが一日元気に学校生活を過ごすためにも学校・家庭・地域が一体となった食の視点に立った取組が求められているというふうに認識しているところでございます。本市におきましては、21年3月の佐伯市食のまちづくり条例の制定や食育推進計画の策定、一般市民対象の食の大切さを学ぶ講演会、あるいは今月19日に開催されますが、食育シンポジウムなど、市を挙げての食育関連事業を推進し、普及啓発に努めているところでございます。教育委員会といたしましても本年度新規にですね、佐伯市食に関する指導推進充実事業というものを立ち上げまして、推進モデル校2校を指定しております。木立小学校と下堅田小学校です。推進モデル校では、一つ目に佐伯の食文化を体験する活動、それから親子調理教室等の家庭と連携した食育指導、三つ目に食物アレルギー、あるいは偏食等児童個々の実態にあった細かな指導ができるよう栄養教諭やあるいは食育推進コーディネーターを派遣した取組を行っているところであります。また、弁当の日に取り組む学校も増えてきております。今後は推進モデル校を拡充するとともに、取組の成果を市内各学校や保護者、地域に広めていって、朝御飯を食べる習慣の定着などの食育推進を図っていききたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 本当取り組み御苦労でございます。大事なものは早寝早起き朝御飯、この中で

最も子どもたちの学力に大きな影響を与えるのは私はその朝御飯だと思えます。朝、食事をしっかりとるということは単に学力を向上させるためではなく、一人の人間として自立していくためにも最も基本的な教育だと私は考えています。子どもの親、または教育者の立場としての指導についてももう今言われたことと思えます。今後のそういった取組が大事じゃないかと思っております。その点はもうちょっと今伺いましたので、家庭において健全な食生活を身に付けることが子どもたちの人生を考えていくうえで大変重要な意味を持つと思われませんが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。朝食をとることによって血糖値が上がり、子どもたちの活力が増してくると。一方食べなければやはりそういった活力というのは学校の授業におきましても、休み時間におきましてもすべての学校生活にあたって元気がないという状況というのは続くと思えます。ですから非常に重要な、子どもたちの指導をしていく、あるいは家庭に働き掛けていく非常に重要なポイントだというふうにとらえておりますので、これからも強くですね、啓発活動に取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 一応、取り組むということですが、現在乱れてしまった食生活の不順に合わせるかのように工場生産の食べ物に人工的な味を付け加えて食べている、もはや自然な食事とは言えないこうした環境の中では子どもたちが心身共に健全化に育つはずがないように見受けられます。また、家庭の中での食生活の乱れが子どもたちの精神をはぐくんでいるような状況とも思われます。これは子どもたちのためですが、子どもたちは国の宝でまた財産です。家庭・家族、より良い食生活、食習慣を身に付けることが単に子どもたちの栄養面での成長にとどまらず、人格面を含めた幅広い意味での成長につながるのではないかと私は思っております。各家庭において食事をどのようにとっていくか、また自分たち自身の人生の問題としてもう一度考える必要があるのではないかと思っております。そのところよろしくお願ひいたします。次に行きます。先生と子どもの現場について、先生たちは週2日制になって仕事の量は増え毎日時間が足りない。子どもと向き合う時間が大事だと思っているのに子どもと接するために先生になったのに時間がひとつも取れない状況になっている。また、何らかの理由で休職している教職員も多いと聞きますが、その数を把握しているか。また、把握しているのであれば理由別に内訳で、その教職員と今後の具体的な対応策についてお伺ひいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。平成18年度にですね、文部科学省が行った小中学校教諭の1か月あたりの平均の残業時間調査がございますが、その調査によりますと約34時間、昭和41年度の同じ調査の約8時間というのに比べまして、4倍以上に大幅に増加をしているという実態がございます。こうした実態を受けて、平成19年3月の中央教育審議会での答申ではですね、教員の事務作業の軽減と子どもと向き合う時間の確保ということが指摘をされまして、学校現場の負担軽減のための方向性が示されております。県の教育委員会では、国の方向性を踏まえまして教員の事務作業の改善を図り、教員が子どもと向き合う時間を確保するために、平成21年2月に学校現場の負担軽減ハンドブックを作成し、学校現場にも周知しているところであります。こうした取組からある程度の効果は見られたものの依然として

教員の負担軽減は十分に進んでいないものというふうに認識はしてございます。このような中、教職員の病気休職者も増加傾向にあります。県内の小中学校の病気休職者につきましては、平成19年度の休職者でございますが81人、平成20年度は79人、21年度は80人でございます。こうした病気休職者のうちの精神疾患に起因するものの割合は、平成19年度は71%、それから20年度は79%、21年度は81%と年々増加傾向にあり、憂慮すべき状況にあります。こうしたメンタル休職者が増えている実態を受けまして、県の教育委員会では教職員のメンタルヘルス対策委員会を21年12月に設置をしまして、教職員の精神疾患による病気休暇者及び病気休職者の増加防止に向けた取組を市教委と連携して取り組んでいるところでございます。具体的な取組としましては、病気休職の状態になった者に対応するだけでなく、その前段階にある病気休暇の状態にある者への対応、将来的に病気休暇に至ることが予測される者への対応などに重点をシフトして、早期発見・早期対応に努めております。今年度こころのコンシェルジュと呼ばれる相談員をですね教育事務所に一人配置をし、各学校を巡回しながら心の問題のある職員を初期段階で発見・把握をするとともに、教職員との面談をとおして心の問題を受け止め、必要に応じて関係機関とつないでいく取組を実施しているところでございます。また、こころのコンシェルジュや教職員の求めに応じて対応する職員を市教委の学校教育課内にも位置づけております。教育委員会としましても、今後も休職者を出さないために県教委と連携をして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 今ちょっとこの休職をしている佐伯市の人数、数なんかは分らないですか。そして私は理由別に休職者の数を挙げているんですけど、これ佐伯市は何人ぐらい今おるんですか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 申し訳ございません。佐伯市の分を言い落としておりましたので、休職者は現在のところ1名でございます。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 原因は、どういった原因で。精神疾患分かりました。1名ですか。大体少ないな、それはいいことであります。原因がいろいろありますけど、今周りの先生たちは皆もがいているというようなことを聞いてます。心にゆとりがない状況で教育をしているんじゃないかと、そういったような状況もあると聞いてます。また、現場が多忙感を訴える状況、子どもたちのためだと思ってやっているのに結果的に子どもと向き合う余裕がなくなっているのが現在の状況と聞いております。そういった状況の中で、市として子どもと向き合う。そういった時間というのは先生にとって平均どのくらいの時間がありますか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。時間についての把握は、はっきり何時間というお答えはできないんですが、学校週5日制が始まったときに、同時に指導要領の改訂がされ、その中で教育内容が削減されておりました。ただ、現在はその教育内容が増えてきているという実態がございます。ですから、器が小さくなった、つまり学校教育を行っていた従来の土曜日の3時間あるいは4時間という時間がそのまま無くなっている。後その分を月曜から金曜までに入れていると。そういった中身でございますので、実際に変わってきているのは、例えば小学校の1年生で言えば、ほぼ午前中で週のうちですね、午前中で授業が終わってあと

午後は教職員が教材研究したり授業の準備をしたり、会議をしたりとかそういった余裕がございましたが、今はそういった時間にまだ授業をしてるという。小学校は1年生も来年度からですね、本格実施つまり新指導要領の本格実施になりますが、5時間目を授業しなければいけなくなるというようなこともございます。ですから段々と厳しくなっているという状況が確かにございます。放課後の時間がなかなか持てないという厳しい状況がある中で、先生たちも頑張っていていただいているというところでございます。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 先生たちの仕事の時間が減ってから仕事の内容が増えている。それがまあ一番原因じゃあないかと思うんですけど、今、今日の新聞にちょっと載ってたんですけど、1学級の平均ですけど、GDPで1学級小学校の場合、今、日本の場合には28人、そして中学校の場合には33人になってるんですね。そして平均28か国の平均を出したときに小学校の場合21.6人、そして中学校の場合が23.7人に一応なりました。それに対して先生の負担がやっぱ人数が多くなれば多いほど負担が増えるですね。そしてその中でうまくいかなばストレスもあるいろいろな病になったりするし精神的なもんが負担がかかるという。それでまた保護者とのやりとりもいろいろあつてする。そういったあたり、今その先生の数は十分に足るんですか。十分にそれだけ一クラスの中で先生は一人で目が行き届くと思いますか。どうでしょう。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。現在の学級編成基準は40人ということでございます。ですから今、議員平均的な数値をおっしゃったんですが、それよりも実際は多い学級で、ただ大分県におきましては小学校一、二年生、それから中学校の1年生で30人学級という導入しておりまして、低学年におけるそういった多人数クラスを作らないという取組というのをしているところでございます。先生方にとりましてはやはり多くの人数を抱えますと、どうしても目が届きにくくなるという実態はもちろんあると思います。そういう中で教員が非常に多いということではもちろんございませんが、例えば、加配教員を派遣して一クラスの人数の多いところは2人でチームティーチングしたりとかというような工夫をしたりですね、あるいは少人数学級に分けて40人近い学級を二クラスに、これは教科に限定はされるんですが、教科の限定があるんですけども、そういった工夫をすとかいうようなことで取り組んでいるところでございます。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 今そういったことで努力していますって言ったことですので、最後ですが、今自然に触れ合う時間は子どもたちはちゃんとそういった自然に触れ合う時間というのは取れてますか。小学校の時代が自然に触れ合う、外で遊ぶということが私は一番大切ではないかと思えます。今、野外授業というのは小学校で時間はどのくらい取ってるんでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。議員おっしゃるように、教室の中における授業だけではなくてですね、教室から外に出ていくと。そして自然と触れ合ったり、あるいは社会の中に入っていったりとか、そういう取組というものが非常に重要であるというふうに認識しております。実際には総合的な学習の時間という枠がございまして、そういった中で、例えば地域の福祉施設にお年寄りを訪問して触れ合ったりとか、それから地域の人材を見つけてい

ろんな野外での活動をですね支援していただいたりとか、あるいは作物を育てる取組をしたりとか、社会見学に行ったりとか、そういった中で野外での学習活動をしていくという取組は行っております。時間数につきましては学年で差異がございますので、一概に言えないんですけども、年間の割合からいくと1割にも満たない時間数になるとは思いますけれども取組をしているところでございます。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 大体取組もよく分かりました。ただ最後ですけど、子どもたちも勉強はもう最も大事ですけど、野外でいろいろな自分たちで自然に触れ合う、そういった時間も大切ではないかと思ひ、それももう小学校の時じゃないとできないような状況、その小学校の時にだけそういった授業をしているんなことを学ぶその時期じゃないかと思っております。そういった時期を大切に、また先生たちとのなおコミュニケーションを図りながら教育者として今後その子どもたちと一緒に取り組んでいっていただけたらと思っておりますので、どうかよろしく願ひいたします。これで終わります。

議長（小野宗司） 以上で、兒玉議員の一般質問を終わります。

次に17番、井上清三君。

17番（井上清三） おはようございます。17番議員、民主党会派に属しております井上清三と申します。通告により一般質問を行います。今回は大項目として福祉政策と国・県への要望活動の現状、2点について御質問をいたします。まず、福祉政策の中で、元気な高齢者対策について、高齢化対策はこれまで市として福祉あるいは介護の立場から論じられ、その対策を講じてきたと思われまますが、これと併せまして、今後の対策は豊かな経験と技術を生かした高齢者の生産労働力をいかに活用し生きがいを求め、地域産業、あるいは地域振興に結びつけることができるかがある意味では大きな課題ではないかというふうに思っております。つまり積極的な高齢者の生きがいを創出し、年齢にふさわしい社会的能力を身に付け、社会における構成員として帰属感、役割意識を持つことが元気な高齢者に必要というふうに推測しております。さて、佐伯市の高齢化率は平成22年現在30%を超し、従来にまして高齢者対策が問われるなか、元気な高齢者は一に生きがいを、二に社会参加の喜びを、そして三にいかに余暇を利用するかを願ひ、健康のうちはいつまでも働きたいとの就業の機会を願っていると思われまます。今後生産人口の減少、あるいは経済の不安定が続く限り第2の労働力、つまり老トルパワーとして有効に活用し、地域に貢献するシステムの構築が必要と思われまます。こうした元気づくり、生きがい、就労機会の拡大に市行政も積極的にかかわるべきと思ひまますが、現状と今後の方向性について考えをお伺ひしたい。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 井上議員の元気な高齢者への施策について答弁いたします。高齢者全体の約8割は比較的元気な方々であり、高齢社会は元気な高齢者が増加する社会でもあります。団塊の世代が高齢者の仲間入りをする2014年には佐伯市における総人口は7万4,885人で、そのうち65歳以上の推計人口は2万5,336人、高齢化率34.1%となる見込みであります。このように急激に高齢化が進展し、これからの社会では高齢者が持つ豊かな技術、知識、経験などを有効な社会的資源として生かしていくことが重要です。こうした資源の活用を提供することで高齢者の生きがいづくりにつながり、また自立した高齢者の増加への効果も期待できるため、シルバー人材センターなどを通じ高齢者の支援を積極的に行っていく必

要があります。本市における社団法人シルバー人材センターの活用状況ですが、平成21年度440名の会員により、年間延べ就業人員3万5,888名の就労があり、直接就労のない会員につきましても仲町商店街にシルバーハウスイこいに会員手作りの作品販売コーナーを設け、趣味を生かしての就業に結びつけています。また、シルバー人材センターに登録していない周辺地域の65歳以上の高齢者の就労状況ですが、技術や経験を生かして道の駅やよい、平成22年8月末に288名、宇目農産物直売所69名、道の駅かまえ91名、町の駅番匠、平成21年度実績で58名が出荷、出品を行っています。ほかにもそれぞれの振興局管内で高齢者のグループの方が活躍をされております。次に、高齢者にとって生涯学習や生涯スポーツ活動は生きがいづくりにつながる重要なものであることから生涯学習・生涯スポーツの推進が必要であります。生きがいを持つことで心身共に健康の保持増進が可能となり、介護予防にもつながるものと考えています。高齢者教室を通じ課題学習・趣味学習・小中学校との交流学习を行っています。次に、地域活動の奨励支援といたしまして、老人クラブ活動の促進が必要であると考えます。各老人クラブにおいては高齢者の健康づくり講演会、料理講習会、スポーツ大会、健康増進介護予防教室、各種ボランティア活動等を行っていますが、平成20年度と21年度のクラブ数、会員数を比べて見ますと、前年比10クラブ270人減となっており、年々減少傾向にあります。これは高齢者の価値観が多様化したことや加入対象の60歳を超えても現役で働くお年寄りが増えたことが原因と思われる。今後もクラブ数、会員数の増加を図るため、高齢者のニーズに合わせた支援策を検討していきたいと考えます。そのほか元気な高齢者の福祉サービスとして、さいきの茶の間運営事業、ふれあいいいきサロン事業、敬老会への支援等も行っているところです。以上、今後とも高齢者が楽しめる社会づくりを目指し、社会参加や就業等を通じた生きがいづくりや健康づくり、あるいは介護予防に関する施策を進めてまいります。また、佐伯市の関係施策、佐伯市総合計画、老人福祉計画及び介護保険事業計画、佐伯市地域福祉計画、佐伯市健康づくり計画等に沿っての各課と連携・調整を図りながらシステムの構築について検討を進めたいと考えています。

議長（小野宗司） 井上清三議員。

17番（井上清三） シルバー人材センターの活用、あるいは老人クラブ等の連携、そうした部分は理解はできております。問題はですね、そのシルバー人材にいかれる前の段階としてまあ提案してみたいわけですが、例えば、市内には各地区に学校の空き地の校舎、あるいはいろんな施設が数か所あるとともに、学校の空き地校舎については今後も増えていく、そういったような可能性があるんじゃないかならうかと思えます。そういった場所を活用し、高齢者の方や今後高齢となる方が、これからの高齢化社会をいわゆる活力のあるものにするため、例えば、社会適応訓練、あるいは職業適応訓練、さらに職業能力開発訓練など、これまで養った能力や技術をさらに探求、あるいは失われつつある能力、技術回復に取り組むなど学ぶことや仲間との出会いでいわゆる生きがいを高め、得た知識や積み重ねた経験を生かしながら、高齢者の安心、安定した地域生活を支援することを目的に、例えば、高齢者生きがい就労支援センター、あるいはシニアコミュニティカレッジ、そういった部分の設置は考えられないかお伺いします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） お答えします。議員のおっしゃるとおり空き校舎等増えていく傾向にあるということでありまして。そういった空き施設を利用した、先ほど申しましたように、

生きがい就労支援センター、シニアコミュニティカレッジ等の検討をしてみてもどうかということではありますが、先ほども申しましたように、団塊の世代の方たちが65歳という高齢に達する目前になっておりますので、そういった高い能力とか知識を持った方々たちを有効に資源と考えまして生かしていく方向というのは本当に取り組んでいかなければならないことだと思っております。ただ今お聞きしたばかりですので、こういったことについてもう少し勉強をさせていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 是非ですね積極的に取り組んでいくことがひとつのですね、いい部分の表すというふうにも考えております。そうした姿勢を期待して次の質問に入りたいと思います。増加する高齢者対策について、高齢者の単身、あるいは夫婦のみの世帯が全国的な状況では2005年の850万人から2025年には1,270万人に増加し、佐伯市においても高齢者世帯数の伸びとともに一層高齢化が進むなか、先ほど部長申しました団塊の世代が65歳になる。2014年におそらく佐伯市の高齢化率も三十五、六%前後を推移されるのではなからうかというふうにも考えております。当然介護給付の支出が増え、市の財政にも大きな負担がかかってくる。同時に一人一人の介護保険料も上昇することが推測され、当然要介護認定率も上昇すると見込まれます。若い世代だけで要介護者を支えることは今後より困難になるものとも思われますが、どのような対策を考えているのかお伺いしたい。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 増加する高齢者対策についての御質問にお答えいたします。高齢者の現状と対策ですが、次の地域支援事業の現状と重複する部分もありますので、簡潔に述べさせていただきます。現在の高齢者対策につきましては、平成21年3月作成の老人福祉計画及び介護保険事業計画に沿って23年度まで3か年事業を進めております。高齢者人口については年々計画より増えていますが、介護認定者数は計画より減少しています。21年度介護認定者数は計画4,600人に対し実績4,262人と338人の減で、要介護認定率は平成22年3月末17.3%、県下3番目に低い認定率で推移しています。介護認定を受けていない高齢者は2万571人で82.8%です。平成22年度佐伯市介護保険事業計画では、標準給付費実績20年度59億7,514万円、21年度実績64億7,832万円で5億318万円増えています。中でも居宅介護サービス給付費と地域密着型サービス給付費の伸び率が多くなっています。原因として年々独り暮らし高齢者や高齢者2人暮らしの世帯が増加し、家族介護による在宅生活が困難になり、居宅介護サービスの利用者が増えたこと。地域密着型介護サービスとの利用者が増えたことによると推測します。しかし、計画では68億6,432万円の見込みに対し実績64億7,832万円と3億8,600万円ほど少なくなっており、地域支援事業による介護予防事業や包括的支援事業による成果が考えられます。保険料は介護保険に必要な標準給付費見込額をもとに算出しますので、今後とも地域支援事業の推進が重要になります。高齢者は年々増加しますが、生きがいづくりや健康づくり、介護予防と一層の施策の充実を図る一方で、要介護高齢者に対しては可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、介護保険制度の安定的な運営を図りつつ高齢者のニーズに応じていく必要がありますので、来年度老人福祉計画及び介護保険計画見直しのなかで平成26年度を見据えて十分反映していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 要介護認定者も4,600人から4,260人に減っていると、あるいは介護給付も68

億の予算が64億というふうな状況ということですが、申されることは理解いたします。介護給付、老人給付に関してもまだまだ高齢者の自助、あるいは地域での共助、そういった部分でかなり軽減できるものとも考えております。つまり地域におけるインフォーマル、そういった社会資源の活用、そういった体制づくりをやはり強化あるいは構築する必要性を痛感しているわけでございます。このことは医療費の軽減とともに住み慣れた地域で高齢者の暮らしを支えるといった福祉政策上も良い判断ということになるんじゃないかなと思うんですが、高齢化はだれしも避けて通れない定め、そうであることを認識し、いかに健やかに老いを迎えるかはある意味では大きな関心ではなかならうかと思っております。今までの政策にいわゆるプラスアルファした高齢者の自助あるいは地域の共助、インフォーマル構築に対する考えをお伺いしたいと思っております。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） インフォーマルな体制づくりということでの御質問にお答えします。やはり今、高齢者の方々もこんなに増加してまいりますと、自らの健康は自ら守るとか、自分でできる範囲の活動に積極的に参加するとか、そういった部分は非常にこれから大事にならうかと思っております。そういった意味で後ほども出てまいりますけど、さいきのお茶の間事業等自助・共助のもとに皆さんで集まっているいろいろな活動をするっていったようなことが今後大変重要にならうかと考えております。以上でございます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） そうですね。やはり自らの健康は自ら守る。こういった部分がですね一番大事なことじゃないかなというふうに理解できますが、もう少しですね、できれば発展的な取組、そういった部分を是非検討していただきたい。例えば、増加する高齢化対策、あるいは高齢者の自助、そして地域の共助、就労支援あるいは生きがいづくりの場面として、さらに介護給付費の抑制並びに介護保険料軽減策として、介護ボランティア支援事業に取り組んでいる市町村がございます。簡単に説明しますと、この事業は65歳以上の市民が介護ボランティアに登録し、いわゆる市内の指定された介護施設でボランティア活動をしていただき、その活動に応じてポイントを付与し、年間5,000円を上限に介護保険料が実質的に軽減されるということです。また介護保険法の後でも申します地域支援事業の一環として行うもので、高齢者が積極的に外に出て要介護者を支えることは生きがいや体力づくり、さらに自ら要介護者にならないための予防策ともなり、ひいては介護給付の抑制にもなるわけでございます。高齢者の社会参加は地域ケアの推進に重要な役割を持つと思っております。高齢者の新しい取組として介護ボランティア支援制度について考えを少しお伺いしたい。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 高齢者の介護ボランティア支援事業に取り組んではどうかという御質問にお答えをいたします。先ほど議員おっしゃられました、私も今この事業につきましては初めてお聞きしたわけですが、65歳以上の市民の方が介護ボランティアとして登録し、市内の各施設で介護活動をしたポイント分を保険料に還元できるという形の事業とお聞きしました。地域支援事業の一環としてそういう取組をされておるところがあるということですので、早速詳しく調べて、そういった事業の取組ができないか検討研究してまいりたいと考えているところです。以上でございます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 言われることは理解できますし、比較的新しい制度かなという部分もあります。例としてこういった介護ボランティア支援制度というのを申し上げましたが、こうした制度を導入しなければならない、導入しなさいというふうなことを言ってるわけではありませんが、いわゆる高齢者の社会参加を促し、介護予防につながる目的でかつ地域支援事業等の交付金を活用しながら事業を実施し、活動に応じていわゆる介護保険料減額相当分が交付される。そういった制度に取り組みられるなどいろいろな工夫をされている自治体もある。つまり高齢者の生きがい対策、あるいは就労の場として活用できるとともに、こういった新たな事業に取り組むことも申し上げたように、市側にしてもプラスになるし、あるいは住民側にしても保険料の負担軽減ということにもなるわけでございます。介護費用を含め扶助費がある意味では単に削減するというだけでなく、こういった知恵を出し合いながら研修する必要性がある意味では痛感もしております。新しいことに挑戦する。そういったことはいろいろなわだかまりがあると思います。しかし一歩を踏み出す勇気がある意味では必要ではないかというふうにも感じております。一歩を踏み出すことでその目標あるいは目的に到達するのではないかというふうにも考えるわけでございます。しっかりと一歩を踏み出すことを期待いたしまして次の質問へ移りたいと思います。先ほどから出ております地域支援事業についてでございます。平成18年4月の改正介護保険法のスタートとともに先ほどより話をしております地域支援事業が同時に創設されたわけです。地域支援事業に対しては、介護保険財政の3%だったと思いますが、上限として介護保険制度から費用が賄われているのではなからうかと思っております。3%若干違っているかも分かりませんが、そしてその中核となっているのが介護予防事業と言われております。この介護予防事業は佐伯市において特定高齢者施策と一般高齢者施策で65歳以上の高齢者を対象に保険事項、つまり要支援あるいは要介護状態にならないように様々な講座やケアサービスなどを提供すると思われております。介護予防事業は、建前としてすべての高齢者が対象となっているものの、実質的には要介護認定で非該当あるいは自立と判定された高齢者及び何らかの介護が必要と見込まれる状況にありながら要介護認定を受けてない高齢者がメインとなっていると思われれます。特定高齢者把握事業において先ほど部長が言われました老人福祉計画及び介護保険事業計画を見ますと、支出見込額が300万以上というふうな金額が計上されておりますが、どのような方法で事業実施されているのか、あるいは特定高齢者の人数はどのくらいだと把握されているのか2点についてお伺いします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） それでは介護予防事業の現状についてお答えします。地域支援事業は介護保険法やその他関係規則の規定に実施要項を定めています。実施主体は市町村とし、その責任のもとに事業を実施するものです。介護予防事業、包括的支援事業及びその他の地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態や要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。介護予防事業における介護予防特定高齢者施策は、主として要介護状態になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者、以下特定高齢者というを対象にしています。特定高齢者を対象とした事業の種類は、1、特定高齢者把握事業、2、通所型介護予防事業、3、訪問型介護予防事業、4、介護予防特定高齢者施策評価事業の四つがあります。これらの1から4の事業は一連の流れの中で

実施されています。まず保険課が実施している特定検診結果をもとに特定高齢者の把握を行い、通所型介護予防事業として要支援・要介護状態のおそれのある高齢者に対して介護予防を重視した観点から、転倒予防・体力増進を目的とした、ころばん教室を1クール12回、5会場で実施、口腔機能向上を目的としたさわやか健口塾1クール4回を和楽で年3回実施しています。この事業に参加した高齢者の方の評価を最後に行い、次回の事業内容の改善を行っているところです。さわやか健口塾は好評で参加者も安定していますが、ころばん教室は21年度参加者は延べ1,149人で20年度1,775人より626人減少していましたので、22年度は老人会や地区サロンに出向き、介護予防事業の一層の周知を行っているところです。介護予防一般高齢者施策については、1、介護予防普及事業、2、地域介護予防活動支援事業、3、介護予防一般高齢者施策評価事業があり、元気な高齢者を対象にしています。介護予防普及事業は、介護予防に関する基本的な知識の普及のために各地域で実施される健康教室・健康相談・地区ふれあいサロンを実施しています。21年度の実績を比較しますと、健康教室開催回数は911回、参加者は9,378人です。健康相談では21年度開催回数1,303回、参加者数6,732人でした。地区ふれあいサロンについては21年度は174か所で実施され、延べ3万8,000人程度の参加者があり、年々増加しています。地域介護予防活動支援事業については栄養や運動の健康教室を中心に実施しています。教室修了者はサポーターとして地域で健康づくりの普及啓発の活動を行っています。また、この2の事業では、さいきの茶の間運営事業を推進していくための経費助成をしており、現在11か所で開催されています。介護予防一般高齢者施策評価事業については、各種の教室参加者に意見を聞きながら次回事業の改善を行っています。このように地域支援事業である介護予防事業は、特定高齢者と一般高齢者に分け事業を行っていますが、主に事業運営は高齢者福祉課と健康増進課が協力し実施していますので、今後も高齢者や事業参加者の要望を聞きながら効果的に実施してまいります。特定高齢者ちょっと調べさせてください。今記憶しておりません。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 人数が分かりにくいということですか。把握事業ですからね人数は把握してもらわんことには次の質問も非常に難しいんですけど、全国的にはいわゆる高齢者数の5%というふうなデータは聞いております。佐伯市が30%と仮定したときがおよそ人口から見ると2万3,000人ぐらいが高齢者かなというふうに推測し、その5%ですから1,170名前後が特定高齢者の人数かなというふうに思っております。できる限りですね、そういった部分の数値というのは正確にですねつかんでいただきたいと。市としてもですねそういったいわゆる介護予防事業の根幹となるべき特定高齢者の把握、そういった分ができてないと言いますが、なかなか難しいというのも実情ではないかなというふうに思います。特定高齢者の把握はさっきここで申しております保険事故、そういった分が起きないためにもある意味では大切な施策というふうに位置づけしております。地域包括センターと地域社会、あるいは地域住民間のネットワークを更に強めながら情報交換し、介護予防の普及を加速していくことが求められると思いますが、その辺の連携には今後とも十分取り組んでいただきたいということを申しておきます。それから地域支援事業の中に任意事業に位置づけされております家族介護支援があります。その中でやすらぎ支援員派遣事業、あるいは認知症サポーター事業というのがございます。それぞれどのような形で取り組まれているのか。もう時間がありませんので簡潔にお願いいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） それでは、やすらぎ支援員派遣事業についてお答えします。認知症の高齢者を抱える家族が介護疲れ等で休息を必要な時間帯にやすらぎ支援員が見守り、話し相手として居宅を訪問する事業であります。やすらぎ支援員につきましてはボランティアを募り登録制とし、事前に研修等を行っており実施しています。1時間500円でございます。それと認知症サポーター事業につきましては、地域での見守り体制の構築を図るため、大分県で要請されたキャラバンメイトにより地域の会合等に出向き、認知症のサポーターの育成を行っています。平成20年度は12回で323人、平成21年度は10回で229人となっております。以上でございます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 実はどういうふうな状況でやってるかなというのをもう少し聞きたかったわけですが、やすらぎ支援員派遣事業というのはボランティアというふうな形があります。どういう形で市を通してやっておるのかなあという部分が1点ありました。それと認知症サポーター事業は、この事業予算額は87万9,000円が23年度からは24万ぐらいに極端に下がってのように見受けられるんですが、この辺は何か意図があるわけですか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 昨年までは県の補助事業であったものが補助が外れたということで金額的に落ちたということでございます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 87万9,000円が24万2,000円という形になるんですが、そういった部分で事業の方は大丈夫かなというふうな一抹の不安を覚えます。認知症の介護というものは24時間対応が例えば義務化になっている施設勤務の人、あるいは自宅で介護される人、毎日それはもう大変というふうな一言につきるんじゃないかなと思う。総理大臣談話の中にもありますが、数年後には認知症の方が現在の1.6倍、そういった形になり新たにいわゆる認知症コーディネーターそういった養成配置を検討することが報ぜられております。こういった部分を考慮しながら介護予防あるいは認知症対応の政策に取り組まれることを期待し、次の質問に入りたいと思います。ありがとうございました。

次に国道・県道、つまり国あるいは県への要望状況についてお伺いしたいと思います。先般、8月23日国・県事業にかかわる行政懇談会が開催され、その説明の中で東九州高速道は佐伯から県境まで前年度対比21%増、金額にして94億4,000万の予算獲得がなされ、ほぼ順調に進ちよくされているということである。また、国道388号を見ますと入津バイパスは工事実施に向けた用地買収がなされ、小蒲江あるいは森崎間のバイパス完成は東九州高速道の供用開始と同時進行ということで沿線住民の中には一部ほっとしているのが現状でもあります。しかし県道に関してはなかなか要望が受けられにくい状況も見受けられます。さて、国・県への要望活動についてですが、かつて旧蒲江町の議員時代は執行部共々両輪となって要望活動を大臣、あるいは副大臣さらに知事当局へ毎年のごとく出向いたことを記憶しております。しかしながら、市議会に席を置くこと1年余り、そういった国・県への要望活動は議員一人として見えにくい状況もあります。まず、どのようなシステムで要望をなされているのか。たとえば、国の事業に関しては東京に行かれるなどして直接国土交通大臣あるいは副大臣等の関係する機関、または県関係においては直接知事等にお会いして要望がなされてい

るのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 道路政策につきましてお答えをいたします。政権交代をする以前の国への要望方法につきましては、議員おっしゃられましたように各自治体や期成会、協議会等が所管する省庁、またその出先機関等、また大臣や県選出国會議員へ直接要望活動を行っておりました。しかし、民主党に政権が交代したことから、その要望方法が従前の方法から大幅に現在は変わっております。要望方法の概略を説明いたしますと。まず、要望・陳情を政策提言としまして県連政策推進会議で受け付け、民主党県連を經由して党本部へ提出されております。言い換えれば党本部は県連及び国會議員、これは県連經由になりますけれども、から提出されない要望・陳情は受理しないということになっております。省庁政務三役、大臣・副大臣・大臣政務官につきましても党本部経由の要望・陳情のみ対応することとしているようにございます。これには要望・陳情にかかわる面会も含まれておると聞いております。提言を受け付ける際には、可能な限りヒアリングを行いまして、場合によっては現地視察を行います。提言を受けましたら政策推進会議におきまして民主党マニフェストや政策との整合性について内容を吟味し、党本部への提出について判断を受けております。党本部からの処理通知を受けた後、速やかに政策提言者に結果が伝えられております。このような流れの中で要望・陳情が政策提言として取り扱われております。また県に対する要望につきましては、従来どおりの方法で要望をあげております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 国の要望はですねそういったいわゆる政策提言書を民主党の県連に出してやるというふうな部分は理解しております。しかしながら、そういった部分の回数、果たしてどれくらいから出るのか。頻繁によりいくあるいは住民、そういった部分の意見がどれだけ反映されているのか。なかなか分かりにくい状況も出てきております。執行部が頑張っていないということではございません。執行部が頑張っていることは理解しております。国つまり東九州高速道において、今年度同様に来年度も引き続き予算獲得のため、ありとあらゆることを駆使しながら政権が代わろうと、あるいは元に戻ろうとさらにどういうふうな形になっても住民の立場、住民の福祉の一貫だというふうな考えで時には関係住民総決起、そういった部分も含めながら旧にましてやはり要望活動をしなけりやなかなかできない部分じゃないかなあというふうに思います。ただ政策提言をそこに出してできるかといえば非常に難しい部分もあるかと思えます。そういった部分を含めながらできる限り国とのいいパイプ、つながりながら活動していただきたいということを要望を強くしておきたいと思えます。そういった中、特に気になるのはいわゆる県道関係です。まず、県道古江丸市尾線の葛原バイパス、いわゆるトンネルの件ですが、これ私が知る範囲では平成11年私は蒲江町の議員になったわけですが、その頃よりいわゆる台風などにより度々の崖崩れや高波のため危険状態になり、そのため通行ができない。そういう事態が数えきれないほどあったようにも記憶しております。そのたびに県土木や旧蒲江町の建設課等の関係職員が調査に訪れ、危ないと、あるいは早めに取り組まなければ通行者の命にかかわるといった言葉は再三再四これも伺っております。それから十数年が経過しますが、依然として先の見えない状況が続いておるわけです。葛原地区いや旧蒲江町にとって期成会のこれ重要案件でもあり、県道古江丸市尾線の葛原バイパスの県への要望体制状況はどのようになっているのか1点お伺いしたい。また、今1点ですが、

先日も米水津地区の区長さん、あるいは期成会のメンバーさんとお会いし、米水津第二トンネルの必要性も同僚の三浦議員共々に訴えられました。この部分も私の調査では平成10年ごろより、もしかしたらそれ以前から行われているかも分かりませんが、要望活動を行っているということが伺えました。また、この区間については大分県単独市町村合併支援事業という部分にも位置づけされております。特例債が活用できるならば活用期限までを踏まえ、早急な対応を願わずにはおられません、この2件について現況をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） お答えをいたします。今具体的に2か所ほど質問の箇所が分かりましたので、まず最初、県道古江丸市尾線の葛原バイパス等の件につきましてお答えをいたします。このことにつきましては、従来から期成会がございましたけども昨年ですね、蒲江の振興局の方で蒲江地区の更なる期成会の強化というふうなことで新たに、新たといいますか従来の期成会を強固にしようということで新たな蒲江地区内の国道・県道にかかわらず道路問題のですねそういった期成会ができております。その期成会につきまして先般、ちょっと日付はちょっと覚えてないんですけども、県の土木事務所長に陳情に行っております。この古江丸市尾線のバイパスの件につきまして陳情を行っております。その時、県の土木事務所長も長い間手つかずといいますか、そのままであったということも申しておりますけども、当分の間につきましてはですね、今県の方がやってるのは東九州自動車道のアクセス道路その事業を促進しますという返答でございました。また、その今議員御指摘の丸市尾波当津間では現在災害防除工事、上から石が落ちるのをネットで擁護する部分だと思っておりますけども、それとか崩土や落石対策を順次進めておりますというような御返答でございました。ただ葛原バイパスいわゆるトンネルにつきましては、市内のほかの未改良区間との緊急度を比較しながら整備手法等を検討していきたいというふうな所長の答弁でありました。それからもう一つが県道色宮港木立線の第二浦代トンネル関連の御質問だったと思います。このことにつきましても従来からこういった要望が出ておりましたけども、木立側の国土調査の件で若干時間が掛かったようです。これにつきましても先般、米水津地区の期成会の方が県土木の事務所長に陳情を持ってまいりました。もちろん我々も一緒に行っておりますけども、その時に土木の所長さん、この色宮線につきましてはある程度といいますか、前向きな答弁が示されております。概略して申しますと、木立側のその線形不良箇所につきましては国調が済みましたので解決したというか、進められるようになったということで、今考えておるのが今年度予算ということの中で、鶴御崎のトンネルがございませよ、あのトンネルの所から木立側の上りの間、約3キロあるそうですけども、この3キロ区間につきまして航空写真を撮って概略の事業設計でできればB/Cまでやりたいと。それを今年度の事業計画とすると。そのB/Cまでいきまして第二浦代トンネルを含めましてですね、必要性和事業箇所及び事業手法の検討を先ほど申しましたように今年度中に実施していきたいとそういうふうな答弁でございました。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 米水津第二トンネルについては詳しくまた三浦議員より質問があると思えます。この私の地元というふうな部分でもあるんですが、先ほどいわゆる他の地域と比べて緊急度を比較するとか、あるいは比較した場合がまだ優先するところがあるんだというふうな受けをいただいたわけですが、あえて申しますけど、非常にそういう意味では緊急度は私は

高いと思っております。どこの地区よりも。とにかくそういうふうな話しの中で形だけでなくいわゆる生活道というふうなことを頭に入れながらとにかく必死になっていただきたい。時には知事の前で直談判あるいは座り込みをする。そういうぐらいの気迫も必要じゃあないかなあというふうにも考えます。それほど住民にとってある意味では必要不可欠ということが伝わるような要望の取組を願わずにはおられません。積極的な取組を期待し、次の高速道の無料化について質問いたしたいと思います。現在、大分あるいは佐伯間が来年3月まで社会実験ということで無料になっております。市内の観光関係を中心に大きな経済効果とともに逆に佐伯の方が大分方面へ行く交通の便利ということが非常にあっております。先日、長年知り合いのですねある市長より大分佐伯間が無料になって良かったろうというふうな返事をいただきました。その市長いわく前原国土交通大臣に直談判したんだがと言われ、4月以降については君たちで頑張るべきだというふうな激励したを受けました。国の方でもいわゆる高速無料化路線の見直しというのが行われております。折しも12月よりは今度は米良有料道路が無料というふうに伝えられ、観光政策あるいは大分へのアクセス道を考えたとき、今後も引き続き佐伯大分間が無料区間となるよう、ある意味では早期に積極的な態度で要望活動に取り組むべきだというふうに私は考えておりますが、そういった対応について若干伺いたい。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 高速道の無料化の件につきまして答弁をいたします。平成22年6月28日から東九州自動車道、これは佐伯大分間でございますけれども通行料の無料化社会実験を引き続き今行っておりますけれども、議員御質問のこの無料化実験が本市にですね多大な経済効果をもたらしていることや、これを有効活用して食観光のほか、更なる産業観光に取組たいと考えておりますので、現状の無料化による渋滞状況が回避できるよう整備促進も含めまして引き続き実施することを強く国・県に要望していく考えをもちしておりますので、議会及び議員におかれましても御協力をよろしくお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） こういった部分についてですね、いわゆる国が見直しの作業に入るというふうな情報も入っておりますので、できるだけ早めの対応をすべきということを提言、要望いたしまして私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井上議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に30番、高橋香一郎君。

30番（高橋香一郎） 30番の高橋香一郎です。一般質問初日、午後からの一番バッターですがしばらくの間よろしく願いいたします。開政会です。それでは一般質問通告に従いまして一般質問を行います。まず、商工会合併後の周辺地域の活性化についてということで、一昨年のリーマンショックによる世界経済の影響が地域経済にも及ぼしている。報道などによると

大企業を中心とした一部には持ち直しが見られると報じられています。しかし、ここ数年にわたる低迷した地方景気に回復感を味わうことなく、特に周辺部に点在する中小零細商店の経営者は後継者もなく経営に苦心を重ねています。平成20年4月に海岸部4商工会が合併いたしましたして、あまべ商工会、山間部4商工会が合併して番匠商工会となりましたけれども九州一広い佐伯市に三つの経済団体がありますが、それぞれの地域の特性を生かしながら商工会は会員のための商工会づくり、行政の支援を受けながら周辺部と中心部の均衡ある発展を遂げるように努力を重ねております。そこでまず、番匠商工会、あまべ商工会及び佐伯商工会議所について、それぞれの地域の状況をどのように把握しているのかまずお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御質問にお答えいたします。まず、経済団体が抱える地域の経済状況についてということですが、いずれも昨今の景気の低迷といえますか、そうしたものと道路網の整備による都市部への客の流出、あるいは大型店の出店等によりまして物販等の地元消費というものは低迷していると思います。逆に食を中心とする店舗等につきましては大きな伸びを見せている地域もあります。明暗が分かれてきつつあると思います。一方では市内幹線道路沿いにも多くの空き店舗が目立ちますし、周辺部地域や中心市街地においても閉じられたシャッターが地域の活力を減退させているというふうに認識しております。そのような中、各商工会を見ますと、まず番匠商工会につきましては、各地区の新規加入者はあるものの個人会員・法人会員ともに減少の傾向にあると思っております。その中で地域の特性を生かした取組をされているというふうに思っております。各地域でのイベントの実施ですとか、地域商業の維持の取組、地域間連携等の取組などが目立つと思っております。また観光協会との連携によりまして誘客イベントの開催、また食材開発などの事業ですとか、商業と農業の連携による事業展開も行われておりまして、市としても大いに期待をしているところです。また、番匠川の夏のイベントにつきましても商工会が中心となって開催していただいております。こうした積極的な取組に対して感謝申し上げます。続いてあまべ商工会ですけれども、こちらも同様にですね会員の減少は免れないものの通常の経営改善指導等の事業に加えまして、全国展開の支援事業による観光開発の取組ですとか、魚離れ対策事業により学校給食に地元の水産加工品を消費する事業を取り入れましたり、外国人研修生の受け入れ、特産品の販路開拓等を積極的な事業も行われております。各地域のイベントにつきましても商工会が主催して実施していただいている事業もあります。また、先般は佐伯市あまべ商工会観光マップを作成していただきました。各地域のイベント紹介ですとか、観光地の紹介、道路案内、会員の店舗紹介等満載しております。来訪者に多くの観光情報を提供していただいております。続いて商工会議所についてですけれども、会議所会員の経営相談あるいは経営指導等の業務に加えまして、春祭りを始めあらゆる行事への参画をいただいておりますとともに、番匠の火まつりや青年部主催によりまして番匠川リバーサイドフェスタなど独自の地域イベントの開催をいただき感謝申し上げます。特に昨年度は佐伯市番匠商工会、あまべ商工会との連携によりましてプレミアム付き商品券の発行事業、これを実施していただきまして4億4,000万円の販売額となりました。これは大きな経済効果を上げたというふうに確信しております。以上のような状況と認識しておりますけれども、いずれにしても三つの経済団体が行う商業振興事業ですとか、地域の活性化を図る各種のイベント事

業などには積極的な支援、協力体制で臨みたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） ではお尋ねをいたします。合併をしましてですね、会員数が私が商工会から聞いたところによりますと、番匠商工会は20年の3月末から22年の4月1日まで約100企業、100会員ですね、が減っていると。そしてあまべ商工会につきましても52会員が減っているということで、先ほど私も言いましたけれども後継者あるいは高齢化ということで、そういう部分が非常に地域経済を圧迫しているということと。それからさらに大型店の出店によりましてもう一極集中みたいな感じで周辺部の商店は本当にもういつやめるかというような状況ではないかと思えます。そういう中で、この佐伯市過疎地域自立促進計画というのが今回の議会で議案として上がってきましたけれども、これを見ましても買物志向は市街地中心に集中していて、一方、海岸・山間部地域においては食料品や日用雑貨品の販売が主である小規模零細で家族経営的な商店が見られると、正にそのとおりであると思えます。そういう商店が地域の中で、その地域の中のやっぱり経済の中心的な存在であったのがもう段々なくなっていった、さらに過疎に拍車をかけておるのではないかなあというような気がいたします。とにかく中小企業を取りまく経営環境というのは非常に厳しいということがあるのではないかと思います。実感としてやはり楽しい話ではなく、やっぱりいろんな人と話をしましても何かいい話はねえかなあ、まあ景気のいい話がねえかなあというような話しをよくしますけれども、しても最後はやはりやっぱなにもねえなあというような話しになってしまうんですよ。そういう状況が今あります。そういう中で、ある程度市の方も対策をやっぱり考えてほしいということがあります。この中に、過疎地域自立促進計画の中にもうたっておりますけれども、いろんな取組をするということをいわれてますが、その中で、今やってる商工会がやってるいろいろな事業ですね、これについても事業の委託事業からさらに補助事業という形で今方向が変わってきたことが言われておりますけれども、補助事業ということになるとやはり補助金ですよ。今まで私も合併して1年間は商工会の会長もやりましたけれども、その時に補助事業になると3年間をめぐるといような話をよく担当課から聞きましたけれども、3年間をめぐると、その3年後は自主運営を目指すといようなことを言われております。しかし、それをやろうとしても今の経営状況が本当にそれが自主運営にいけるのかどうかという現状を見ればですね、それはなかなか難しいんじゃないかと思うんですよ。その点を部長、どのようにお考えですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 佐伯はどちらかと言いますと閉鎖的な経済圏という特色がありまして、従来はそれほど、それほどという言い方は悪いかもしれませんが、経営努力といったものをしなくても成り立ってきたという背景はあると思えます。それが交通体系の整備でありますとか、大型店の進出またはそういったものの集合化といったことの中で大変厳しい状況にあるのは分かりますけれども、これは一つとうたといいますが、そういう競争の時代に本格的に入ってきているんだというふうに思います。今ひとつ、例えば補助事業、番匠商工会で言いますと宅配といったようなことが考えられるかもしれません。これはある意味ですね、継続するということを考えますと補助金頼みの事業ということではなかなかこれ限界があるなあというふうに思っております。ただそれが完全に採算が取れるかどうかといことは難しいと思えますけれども、ある程度の採算性といったものは事業として成立さ

せるという意味から考えますと求められてくるなあというふうに思っています。それから今一つ、その二つぐらいでしたかね、一応そこまで。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 補助金あとの質問もあるんですけども、補助金じゃなくて委託事業という形でしたら確かに経営ていうんか、黒字にならなくてもそれはそれなりにいけるという部分はやっぱりあると思うんですね。でもやはり3年間というめどの中で、その中で自立できるかというのはやっぱりちょっとなかなか難しい。この状況ですね、地域の状況を考えたときになかなか難しいんじゃないかなあという気がいたします。ちょっと次の質問に少し入り込んでいきましたからもう一つ、次の質問でもよろしいですかね。イの方で宅配事業というのがあります。現在取り組んでいる地域は何箇所か。さらに経営状況について、将来事業として続ける考えはあるのかという部分でまたその分でお尋ねをしていきたいと思いますが。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 現在宅配事業を行っておりますのは、宇目地区・本匠地区・直川地区、この3地域です。経営状況についてですけれども、現在取り組んでおります3地域の決算、これ21年度の決算を基にお答えいたします。まず、宇目地区の宅配事業ですけれども、これは平成15年度にこれ旧宇目町時代ですけれども、その頃に始められまして21年度決算では会員数は144名、延べ利用者数が1万3,220人、売上額で821万133円ということになっております。収入の部を見ますと市の補助金が300万円、利用者の会費が16万7,800円、販売手数料97万4,925円と、それに商工会の負担金22万5,736円等を加えまして、合計で436万8,850円となっております。支出の部では、宅配員の給料が291万1,002円、福利厚生費が42万9,245円、車両維持費25万3,359円等で支出合計436万8,850円です。続いて本匠地区の宅配事業ですけれども、これはこちらの方は会員数が44名、延べ利用者数が748名、売上額が134万117円です。事業の収支決算では収入の部につきましては市の補助金が60万円、県の補助金が60万円、利用者会費が3万300円、販売手数料が11万5,910円等で収入合計159万1,471円となっております。支出の部では宅配員の給料が115万2,000円、福利厚生費16万9,596円、車両維持費14万690円等、支出合計が159万1,471円です。最後に直川地域の宅配事業ですけれども、これは21年8月から取り組んでおりますが、会員数が85名、延べ利用者数が1,075人、売上額が167万8,889円、こちらの収支を見ますと市の補助金が60万円、県の補助金が60万円、利用者の会費が8万5,000円、販売手数料が15万461円等で収入合計144万4,754円となっております。支出の部としましては、宅配員の給料が80万円、車両の維持費が21万1,000円、燃料費が19万4,907円等で支出の合計が144万4,754円です。宇目の地域分につきましては、300万円をこれ市の単独予算で支出しております。本匠地域分につきましては、本年度まで県から60万円、市から60万円、計120万円。直川地域につきましても県・市60万円ずつの120万円ということになっております。次にですね、当初の設問では宅配事業を将来事業として続ける考えはあるかということをお尋ねいただいておりますけれども、これ事業の実施主体は番匠商工会ですから、本事業を継続するか否かという判断は本来番匠商工会でということをお認識しております。ただ、この補助金という面から考えますと県からの補助金が今120万円付いている状況ですけれども、これが終了した段階においては協議させていただく必要があるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） この宅配事業につきましては、当初平成14年から宇目、旧宇目町が始めた事業で、コミュニティビジネス実現化モデル事業商工会のこの宅配モデル事業ということで始めた部分があります。当初、高齢者等の生活支援、そしてそれに軸足を置き地域の実情にあった計画的な宅配事業をモデル的に実施すると、そして地域の実情にあった宅配システムをとる行政的関係団体、社協あるいは老人会などとの連携が必要なモデル事業が好評であり、それから現在も事業継続ということになっております。これはですね、それを踏まえて本匠、本匠地区の商工会の宅配事業も取り組んできました。さらに今直川地区も1年おいてやってみますけれども、なかなか地域性があるのかなあと、宇目にしてみるとかなりこの宅配事業についてはもう歴史もある程度ありますから浸透してる部分がある。ところが本匠と直川についてはなかなかまだそこまで始めたばかりでなっていないという部分が実情ではないかと思えます。モニターとして声を上げておりますけれども、これは過疎化・高齢化の進む周辺地域には宅配事業は大変喜ばれておると、これから過疎化・高齢化は益々進んでいくと思われるし、高齢者に対する施策は多難と思われませんが、宅配事業については過疎地域にとっては切実な問題であるというモニターの声がかれからも継続的に続けてほしいと言って、さらに他の地域でも続けてほしいという声があった。それに対しての市の回答といたしますが、これにつきましては、平成14年県の宅配元事業から始まり、合併後も継続して実施している19年から市の委託事業から補助事業に移管している。最終的には実施主体。要は商工会、番匠商工会ということになるんでしょうが、自主運営ができる体制をつくっていかねばならないというような回答でした。でもそうは言いながらですね、やはり現状3年間続けて、それなら3年で打ち切っているのか、補助事業で運営ができないということになってそれで打ち切っているのかということにはならないと思うんですよ。やはり県の方も国ももちろんですが、こういう事業を取り上げたということは地域の過疎、あるいは高齢化の部分に非常に危機感をもってるからこういう事業を取り上げてきたんだと思うんですよ。それがまあ3年間補助事業でやって、経営主体が商工会がやめると、もう運営が難しいということになってやめるというわけにはやっぱりいかないと思うんですよ。やはりある程度継続性が必要だという部分を考えれば、これから先も何年かかるか分かりませんが、いろんな問題点を探りながら継続ということを考えられないか。そのところをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） この宅配事業いろんな意味があると思います。あるいは一つは地域の商業を守るという側面もあるでしょうし、先ほど言われましたように遠隔地の方々の生活を支えていくという意味もありましょうし、見守りという意味もあると思います。商業のあり方といいますか、人口が減少していきますよ、高齢化していきますよ、また市場も縮小していきますよという背景を踏まえまして、従来の営業形態だけではなくて、こうした宅配といったような形の消費者により近い小さな商圈といいますか、そうしたものを意識した取組というのはこれから先重要になっていくだろうと思っております。ただ、21年度の状況を見ます限りですね、これは採算性からはかなり遠いというふうに思います。これを存続させていくためにもある程度の経営の合理化、あるいはその今3地区になっているのを例えば一つの集合体にあわせていくとかですね、そういった工夫をするという形の中で改めて議論させていただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 今改めて議論をしてみたいということを書いてますけれども、本匠についてはもう今年度なんです。来年度は直川もそのような形になるんですよ。宇目だけは当初14年から始めたなかで8年ぐらい続いていますね。それと同じような考え方でできないのかどうか。当初、私が会長の時は独立採算でもう将来はやってもらわないけんのやと、でもこれは福祉の部分も含んでますよということがあって、いろんな民生委員の会合とかあるいは区長さん、老人クラブ等も協議を重ねながらいろいろな話をしている部分があります。商工会の一般会員の会費で一般財源でこれを運営するのは非常に難しいと、だから補助事業であるんならそういう福祉の部分の補助も出してもらえないかなあという話を何回もしたことがあります。でもなかなかそこをいかない。やはり地域産業の産業といいますか、地域の企業の活性化あるいは販売促進という部分だけで考えれば商工会が取り組むのが確かにそうでしょうけれども、福祉がかなりやっぱり絡んでいると思うんですね。高齢者の確認とかね、宇目の宅配員が配達に行ったら、その高齢者が倒れておったということもありました。商工会だけがそうではなく、やはり福祉部分で、福祉の方の絡んだ部分をできないのかどうか。そこはどうでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本的に考えますと高齢化がどんどん進んでいくわけですから、利用者数は徐々に増えていくというのが想像できる図式であろうと思います。そうした会員数を増やしていくという努力を一方でしながら、なおかつ経費の部分を抑えていくということがなければですね、ただ漫然と補助金頼みという形ではこれは事業としては成立しませんし、地域の零細な商店の救済手段としてもなかなか厳しいものがあるだろうと思います。その努力をしていただきたいということが一つ。それプラス福祉分野の施策としての価値といったものも加味していくということになるかと思いますが。今言われましたように、実は本匠分については来年度県の方が消えますのでどうするかということは、これは早急にまたお話しなくちゃいけないと思います。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 県が60万円の補助金を出してくれ、さらに佐伯市が出させば県も出すというような方向でやりましたよね。確かそうだったと思うんですが。直川も同じような状況だと思うんですよ。経営努力と言いますけれども、今903平方キロの中の宇目、直川、本匠にしてみるとかなりの面積を旧宇目はですね、かなりやっぱりあると思うんですね。そういう中で経営努力といえば何を経営努力を、要するに一番高いのは人件費でしょ。今やってるのは確か宇目が2人、本匠と直川が1人ずつ、計4人だったと思うんですが宅配員は、それ間違いないですかね。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） それは元会長の言われるとおりだと思います。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） それをですね、先ほど言いましたけれども、広い面積の中で谷があつてですね、谷も幾筋もあるんですよ。そこに配達するわけですから、なかなかやっぱり走行距離が、前期のときにある議員さんが書いてますけれども、本当に大分に行く距離よりもまだ走るんだと、朝出たら夕方しか帰ってこないというような状況があるわけですよ。だからなかなかやっぱり経営努力といいながら会員を増やせばいいんでしょうけど、会員さんもなか

なかばっとああ増えたなあというような感じではないような気がいたします。行政と一緒に
なってですね、この部分ではやっぱり取り組んでいかないと、そして3年で補助事業だから
3年で打ち切るということ。お互いに努力をしながら来年度、あるいは再来年度も直川もそ
のようになるわけですから、それについてはやはり行政の方で補助事業という継続をね、是
非お願いしたいと思っております。その点市長、どうでしょうか。この分については。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私に御指名ですが、私の方が厳しいか分からんなあとと思いますが、という
はですね、今部長が言われるように、例えば本匠にして売り上げが134万、補助金が120万、
1日4,000円ですか。私どもも商売がいろいろな人とやっておりますけど、いろんな小売り
の方も言っております。だからこの会員の方々がやはりこのメリットをですね部長が言うよ
うに、本当に生かしていただかないと一部会員のためにこうした公金をですね活用しとると。
特にまた福祉ということになればやはり公金ですので議会の中でもまたいろいろ論議を生む
と思っております。いわゆる商工会の救済ということで現在この宅配事業をやっているとい
うことですので、そうした中では全体としての、これは番匠商工会ですか、先ほど部長が言
いましたように全体としての取組をしていくことによって、例えば給与にしても全部で合わ
せた場合、約400万近い給料が出てるわけですね三つの。その人が一人でやってもこれだけ
動ける販売というのは十分やれると思うんですよ。そうしたいろんな中で商工会としてもや
はり練っていただくと。私どもも先ほど部長が言いましたように、協議をしながら福祉政策
等もありますので、どうした方法がベターかということをお協議させていただきたいという
のが私どもの考え方でございます。是非とも御協議お願いしたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 厳しいのは分かっているんですが、しかし、大分県特に広瀬知事が、私が
会長時代何回も南郡にですね来てから過疎地域を見て回ってくれました。それについて西嶋
市長もまあこれならやろうということで取り組んでやってくれた部分があります。その点に
ついては感謝をしておりますけれども、これがもう地域の方は、もうこれある程度今利用し
てる人はもうそれをあてにしているわけですから、それがぼっとなくなるとそれならその代り
はどうするんかという部分がやっぱりあると思うんですよ。だから商工会だけでなく、商
工会も財源的には一般財源から持ちだしをするわけで会員数が今あまべが574、番匠が455と
そういう会員さんがある中で、その自主事業といいますか、その部分についてはやっぱりこ
の会費の中から出しておる。そのこの宅配事業だけに出すわけにもいかないんですね。前は、
宇目町の時代は80万ぐらい出しよったんですよ。それをもう会員に対してですね、これだけ
にこれだけ使うんかということは大変なことやったと思います。今は数十万ぐらいの金額に
なると思います補助金があつてですね、なりますけども、将来的に福祉も含めた中での取組
を是非お願いして要望にしておきたいと思っております。来年度、再来年度も本匠・直川につい
ても継続方をよろしくお願いしたいと思っておりますので。じゃああのアンテナショップについてお
尋ねをいたします。今、仲町でまちの駅番匠という形でこれまでちょっと中断をしたところ
もありますけれども、宇目地区、旧宇目地区のアンテナショップの実績を踏まえた新たな視
点で取組を始めました。このまちの駅番匠の経営状況について、アの把握と将来性について
をお尋ねしたいと思っております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） アンテナショップ事業の経営状況の把握と将来性ということについての御質問ですが、本事業は仲町商店街の空き店舗を活用しまして、まちの駅番匠の名称で佐伯市番匠商工会が事業主体となりまして、昨年11月にオープンいたしました。これは21年度の国の地域活性化経済危機対策臨時交付金事業に市の単独予算を追加して実施しております。21年度の決算につきましては、これ5か月間の事業についての決算になりますけれども、まず収入の部では、販売額が784万5,413円、市の補助金がこれ立ち上げの資金も入っておりますけれども650万円、県補助が105万円、雑収入が8万円等で合計1,571万8,691円ということになっております。支出の部では商品代が669万9,996円、設備投資費が368万2,880円、職員賃金が93万7,345円、販売員の賃金が140万8,006円、借損料が54万6,875円、店舗維持費が28万7,204円等々で支出合計1,571万8,691円ということになっております。月平均しますと156万9,082円の売り上げということになっております。決算からしましてもスタートしたばかりではありますけれども、市の補助金の占める割合が大半でありまして、フリーマーケット等の連携した取組もされて集客を図る努力もされておりますけれども、今後一層収益の上がる運営を期待しております。市としては、3年をめどに補助金に頼らない運営体制の確立をお願いしているところです。以上です。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） これはですね、高速道路が無料化あるいは開通してですね、そしてさらに今無料化ということで海岸部にかなりのお客さんが流れておるという中で、交流人口を少しでも山間部に影響をさせたいという考えがあって、このアンテナショップを山間部の商工会が中心になって立ち上げたと思っております。これもですねやはり補助金がかかなりのウエイトを占めておりまして、それでなかなか経営状況もうまくいってないような気がいたします。ただこれ番匠商工会もただこまねいておるだけじゃないんですね実際は、やはり指導員も含めて職員、また会員もですね一生懸命努力をしながら少しでも仲町の活性化あるいは佐伯市の中心部の活性化、そして周辺部の商工会に集客をとということで一生懸命努力をしておるんです。しかし全体的な市の経済の流れをみたときに、あの大型店がこれだけコスモタウンあるいは蛇崎とかできておる中で、中心市街地の空洞化が特に目につくような気がいたします。そういう中でも、しかしそれではいけないということでこういうアンテナショップをやるわけですけど、これに対してのやはり経営努力というのは何もしてないわけではなく、一生懸命やってるわけですから、3年と3年ということは補助事業の交付の条件になっておるんでしょうけれども、これでやめていいのかどうかというのもやはり考えなければやっぱりいけない部分ではないかと思っております。まだ始まって1年たっていないんですけどもいろんなことをやってフリーマーケットもやってますけれども、フリーマーケットにしても仲町商店街とやはり一体となったやっぱり努力をしていかなければいけない。番匠商工会はチラシを何回も打って市のそういう経費をいただいてやってるんでしょうけれども、仲町もそのつもりでやってもらわないとなかなか一体感が生まれてこないんじゃないかなあという気がいたしますが、その点どうでしょうか。

議長（小野宗司） 答弁の前に高橋議員。質問項目が多岐に及んでおりますので、時間配分の方をよろしく願いいたします。

魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まちの駅番匠は確かに観光客というものを一つのターゲットに

しておりますけれども、佐伯市が903平方キロメートルと大変広い面積があるものですから、市内の人々にもこんな産物が山の部分にはあるよということをですねひとつ展示していく場にしたいという思惑も当初ありました。私の方もですねいろんなイベントがあったり売り出しをする際にはですね商工会の職員、あるいはそのほかの会員の皆さんもですね総出でここに集まっていたらという現状は認識しております。ひとつは、このまちの駅番匠が個店としての魅力といいますか、そういったものをつけていっていただくというのがこれは最大のものでありますけれども、こういった時代の中では個店の魅力づくりだけではなかなか限界があるというふうに思っております。そういう意味ではフリーマーケットとの連携、あるいはできればですね、仲町商店街全体との連携で総体としての魅力づくりといいますか、そういったものを図っていかなくちゃいけないだろうと思っております。今後もまだ立ち上がったばかりですので、今後もその推移を見守りながら私どももできる限りの支援をしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 時間の関係もありますけれども、行政も部長が言われるように、これからできる限りの支援をしていただけるということを言われましたので、この件につきましては終わりたいと思います。次に移りたいと思います。水産加工業これはちょっと私の質問の書き方も悪かったかもしれませんが、これはあまべ商工会の件です。あまべ商工会は今会員数も減少、50企業ぐらいが減少しておりますけれども、主産業である水産加工業ですね、これについてはやはり魚がなかなか思うように手に入らないと、材料となるそれが手に入りづらいと、さらには燃料代等が高値に推移をしておるということで経費が利益を圧迫して、デフレも追い打ちをかけ、厳しい状況にあるということがあまべ商工会では把握しているようであります。また、雇用状況についても地域に働き盛りの年齢層が佐伯市あるいは県内外に仕事を求めて求人とも地元雇用が回らないと言われております。特にその穴埋めとして外国人、中国人の研修生があるんですかね。その人たちを少し雇用しておるということも言われてます。高速道路の無料化で土・日を中心に道の駅かまえば非常に繁盛しているということは把握しておるようです。水産加工業についてはとにかく私たち特に加工業についてはいろんなところで魚を加工したのを見ますけれども、元になる原料がなかなか入りづらいという現状があるようです。これについてはまた少し勉強して、さらに一般質問等でまたしていきたいと思っております。今、あまべ商工会でですね魚食といいますか、魚離れがやっぱりしておるということで、あまべ商工会が市内の小中学校の全員に給食にアジフライを出したということが20年と21年ですかね出したということがありますが、その効果についてはどうでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 若干誤解があるかもしれませんが。と言いますのは、漁獲高の減少ですとか、漁価の低迷あるいは高値で推移する燃油といったもので生産の現場は大変厳しい状況にあるというふうに思っております。漁獲量も少なくなっている状況は十分承知しております。ただ、水産加工分野を見ますと当然加工を賄う十分な漁獲量というものは確保されていれば一番望ましいんですけども、地場産の物だけではもう慢性的に足りないという状況です。安定した生産体制といいますか、そうしたものを確立するために九州一円から原材料は輸入しております。それにこれまでに培った高い技術力を付加しまして競争に耐えうる付加価値を付けているということになっていると思っております。今おっしゃられたとおりです

ね、近年では魚離れが進む状況ですし、あるいは干物を焼くということが生活スタイルの中になくなってきているという状況もあると思います。そういう状況を見ますと魚ですとか、その加工品ですとか、総体としての需要というものはこれは減少傾向にあると思っております。ただその中でも米水津の干物を取り上げてみますと、これは首都圏を中心に全国に販路を持っておりまして、魚食需要の減少の中で、例えば骨を抜いたりですとか、IH機器が発達してきたのでフライパンで焼ける干物を開発するといった新商品を入れていくことで販売額を維持しているという状況にあらうかと思っております。御承知のように慢性的な人手不足もありますし、中国を始めとする研修生、これも今50人を超えて入っているのではないかと思っております。今年度、大分県漁協ですとね、こちらの方で国や県の助成を受けまして米水津地区にヒレの加工施設を建設中であります。来年4月から加工を始めることになっておりまして、地元加工組合との連携ですとか、学校給食への取組、こういったものも期待されているところです。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 地元の魚をどんどん食べていただくというのが一番大事じゃないかと思っております。いろんな事業等も含めて取り組んでおるということで、これからもよろしくお願ひしたいと思っております。次に行きたいと思っております。高速道路が今3月まで無料化ということで社会実験が行われております。通る人に聞いてみると、無料になって良かったという人が大半ですが、なかなか高速道路が高速でなくなったなあというようなことも言われております。この高速道路の無料化もいいんでしょうけれども、利用者が負担するという考え方がどうなんでしょうかねえ、やっぱり利用する人がある程度負担をするべきではないかと思っております。その分についてはどう思いますか。それともうひとつは、高速道路がですね開通したことによって大分からこっちの方へ来る国道10号線の通行量がものすごく減りました。正直な話ですとね、だから周辺部の国道10号線沿いの商店、あるいはスタンド、飲食店も含めてスタンドなんかも相当売り上げがやっぱ落ちてると思っております。そうして考えればですね、社会実験で無料になるのは確かにいいことではないかと思っておりますけれども、その影響が今出ていると思うんですよ。それについてどのように把握しているかお願ひします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 当初の設問から少しずれてるかなとは思いますが、これにつきましては、高速の無料化につきましては建設部長の方から答弁をしましたが、これはプラス・マイナスいろんな面があるかと思っております。ただ総体としてはプラスというふうに把握しております。と言いますのは、確かに従前の交通量調査を見ますと10号線周辺ではですね、3割から4割交通量が実は落ちております。その代わり高速道路で入ってくる方、これは200%ですから、差し引きしましても佐伯市に入っている人たちは増えている。また出ている人たちも同様に増えているわけですが、こうした交通の部分でのかせが一つ外れるということは市の経済にとってもこれは必ずやプラスに向かうであろうというふうに認識しております。それから基本的にですね、交通量減少に伴う個店の対策といいますが、個店それぞれの対策というのはこれはもう市としては不可能であろうというふうに思っております。商工会の機能として、また基本目標として巡回の機能ですとか、経営の機能ですとか、経営支援の機能ですとか、そういったものもまた地域づくりの機能といったものが基本目標でうたわれていると思っております。私どもも商工会あるいは会議所といったところは経

営の専門家集団であるというふうに認識しておりますので、そうしたところでの対策、そういったものを十分尊重しながら話し合いを進めて対策をしていくというのがよろしいかと思
います。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 時間の配分を先ほど言われましたので、ちょっとこの件についてはもう終わりたいと思います。あと民生・児童委員の活動についてを質問したいと思いますが、民生・児童委員さんは住民が安心して生活する地域の方々の良き相談相手として活躍をしておられます。最近、児童虐待や高齢者の所在不明などが大きく取り上げられていますが、民生・児童委員の方々の役割が重要になっていると思います。そこで民生・児童委員の選任方法についてをまずお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生・児童委員の選任方法についてお答えします。まず、民生委員・児童委員の選任方法についてですが、民生委員法にその手続が定められており、市に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、大分県知事は地方社会福祉審議会の意見を聞いて推薦し、最終的には厚生労働大臣が委嘱するとなっています。また、主任児童委員についても同様です。なお、民生委員推薦会が推薦する前の候補者の選出については主に地元の自治委員、単位民生委員・児童委員協議会会長、または地元民生・児童委員の意見を伺いながら選出してまいります。本年はちょうど3年に一度の一斉改選の年に当たりましてほぼ選任を終えたところでありますが、自治委員の皆様及び単位民児協の会長、委員の皆様には大変お世話になり、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。次に、任期は1期3年です。次に、市全体の委員数についてですが、民生委員・児童委員及び主任児童委員の総数は233名です。うち主任児童委員は28名です。次に、民生・児童委員の一人の受け持つ対象者は乳幼児から御高齢の方々、身体に障害を持たれた方と幅が広く、活動も安否確認のための訪問のほか、家族関係や生活環境に関する相談等様々で、一概に対象者を特定することはできませんが、個々の民生・児童委員の皆様は日ごろの活動の中から特に見守りの必要な方、支援が必要な方は把握をしておられます。申し訳ございませんが、私どもはその人数まで把握しておりません。参考までに申し上げますと、全世帯数を委員の数で割りました一人当たりの対象世帯数は本年3月末現在で163世帯となっております。以上です。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） では時間がありませんけれども、今民生委員の抱える問題というのがあると思うんですが、民生委員さんがなかなか手がないと、不足問題ですね、民生委員の不足ということで、これについていろんなことが考えられております。今児童虐待あるいは高齢者の安否確認からいろんな引きこもり等、その確認をやっぱり期待される職務範囲が相当民生委員さんも広がっておると思うんですが、そういう部分の求められる能力がかなりハードルを上げる形となっておって、なかなか民生委員さんのなり手がいないということで不足をしているということが言われております。この辺について、このハードルを少し下げて民生委員さんを選ぶと。区長さんあるいはその地域の方々の意見も聞きながらですね、少し下げてお願いするということはいないのでしょうか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生委員さんの取り扱う相談内容等を少し内容等を緩和してはどうかという御質問だと思います。一応民生委員さんの取り扱う業務につきましては、決まっております。この内容を変更するということはちょっと難しかろうと思います。先ほど議員おっしゃいましたなり手がないということにつきましては、近年の社会現象によりますように人と人とのつながりが希薄になったこと。親子・兄弟等扶養義務といった意識の低下に伴う要援護者の増加・高齢化により民生・児童委員さんの日常の業務量が確かに増えたことが原因だとは思いますが、しかしながら、今さっき申し上げましたように、取り扱う業務内容について変更するということは今の段階では考えておりません。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） ちょっと次に行きます。民生・児童委員の担当する業務について、この1年間で相談を受けた件数とその主な内容は。次に、相談を受けた時の解決方法はどのように対応しているのか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 1年間で相談を受ける件数とその主な内容はということでございます。議員発言にもございましたように、民生・児童委員及び主任児童委員は地域の皆様の身近な相談相手として、しかもボランティアで活動されております。民生・児童委員、主任児童委員の皆様の常日頃からの活動に敬意を表するものでございます。さて、平成21年度中の相談件数ですが、相談支援件数は延べ7,075件で、そのうち最も多いものは日常的な相談・支援で1,781件、次に福祉サービス等在宅福祉に関する相談が1,065件、次に、子どもの教育・学校生活に関する相談が363件となっています。また、主任児童委員につきましては子どもの教育・学校生活に関する相談が最も多く、次に子育てに関する相談となっております。相談を受けたときの解決方法はどういうことですが、管内には17の単位民生委員・児童委員協議会があります。この単位民児協は定期的に会議を開催しておりまして、この会議の中で困難事例等の研究を行っておりますので、そうした会議の場での研さんを積み解決を図っているものと思います。また、内容によっては行政等の専門機関に相談を持ち込み、あるいは相談者と専門機関をつないで解決に結びつけているものと思います。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 民生委員さんが各地区におられるということで、かなりの人数233名ですかおられるということなんですが、この市民、その地域にこの人がおるという周知、それについてはどのような方法でやっておられるのかお聞きします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生・児童委員さんの市民への周知についてでございます。前回、一斉改選の年に、平成19年ですが民生・児童委員、主任児童委員の氏名を記載した一覧表を作成し、各自治委員に通知をしたほか、市報配布時に班ごとの回覧をしてお知らせをいたしました。今回も前回同様に通知するほか、新たに地区公民館にも配布をいたしまして、地区公民館が発行する公民館の広報紙等にも掲載をお願いしたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） じゃあこれをお願いいたしますが、民生委員さんは今特に社会問題と申しますか、高齢者の所在確認あるいは虐待等に、そういう部分にも非常にかかわりをもっておられる方ですので、人格が特に重要視される部分があります。その部分でそういう人たちを選ん

でいただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、高橋議員の一般質問を終わります。

次に12番、清家儀太郎君。

12番（清家儀太郎） 12番議員、新風会の清家儀太郎です。佐伯市民の安心と安全に欠かせない医療機関安定の質問と佐伯市の活性化を目指しての質問及び政策提言を行いたいと思います。将来の佐伯市政へ向けて市長の前向きな御答弁を御期待いたします。それでは質問に入ります。南海病院の存続問題についてでございます。全国の社会保険病院などの運営主体である独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、いわゆるRFOを存続させるための地域医療機能推進機構法案が国会閉幕に伴い参議院で廃案となっておりましたが、整理機構の解散時期を2年間延長する法律が8月6日臨時国会参議院本会議で可決成立いたしました。これによりRFOいわゆる整理機構が解散予定だった9月末以降に南海病院が運営できなくなる事態は回避されました。しかし施設を整理・売却することが目的のRFO、整理機構ですね、整理機構がさらに2年間病院を運営し続ける暫定的な措置のため、将来にわたって従来どおりの形態での病院存続を望む新しい独立行政法人の設立を目指すべきと思うが、市はこの南海病院の存続問題に関し、病院の先行きが見えない不安、患者さんの不安、職員の安定雇用の不安等の問題も含め、採算だけにこだわらない公的病院の維持に全力を尽くすべきだと考えます。残された今後2年間、どのような姿勢で取り組むのか、市長の考えをお伺ひいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 南海病院の存続問題についてお答えします。2004年、当時の自民党政権は年金保険料を年金給付以外の年金福祉施設等に安易に使用している公的年金流用問題が国会や新聞報道において批判されたことを受け、厚生年金会館や厚生年金病院等の年金福祉施設等については今後保険料を投入しないことを決め、2005年10月1日に年金・健康保険福祉施設整理機構を設立し、地域医療への影響や老人ホームへの入居者の生活等にも配慮しつつ5年以内に廃止・売却を進めることにしました。その後、民主党政権が誕生し、厚生年金病院等の存続・運営を行う組織である独立行政法人地域医療機能推進機構を設立するための関連法案を先の通常国会に提出しましたが、期限切れ廃案となりました。このため、政府与党はその後の臨時国会では9月末に迫っていた整理機構の解散時期を2年間延長する法律を成立させたところです。これにより、最悪の状況は回避されましたが、厚生年金病院等の売却を求める意見はくすぶり続けることが懸念されます。去る8月23日には、厚生年金病院や社会保険病院の公的存続を求める集会在国会内で開催されました。全国の自治体や市民団体、病院関係者らが参加し、これらの病院を公的に存続させる法案の早期成立を盛り込んだ厚生労働政務三役あての共同要望書を厚生年金局の統括管理官に手渡しました。市長は日程調整がつかなかったため参加できませんでしたが、大分県から湯布院厚生年金病院がある由布市長が参加し、翌24日には民主党幹事長ら与野党各党の国会議員に法案の早期成立を訴えたところです。これを受け、厚労省は厚生年金病院や社会保険病院がある自治体側の意向を把握するため、アンケートを実施する方針を明らかにしました。今後も由布市等関係自治体と連携しながら、南海病院の公的存続を求め、独立行政法人地域医療機能推進機構法案の早期成立を働き掛けてまいります。引き続き、議員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

げます。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 部長、ちょっと事実確認を確認したいんですけど、実際この法案はですね、地域医療機能推進機構法案は衆議院の厚生委員会では法案が通っていたんですよね。それまではまあ佐伯の市長さんたちも努力されて一応湯布院と一緒に努力されて実って、衆議院では委員会でも可決してそのままにしておけばよかったんですけど、参議院に送ったんです。参議院に送ったもんですから、参議院がいわゆる閉会になったもんで廃案になったと。これが一応廃案になってそれで慌てたわけなんですよね。もうちょっとのところで可決・成立するところだったんですけど、参議院が閉会したということで、衆議院に置いておけばまだ継続審議で今度の国会で成立する可能性があったんですけど、一応一からやりなおしということになったんですね。だからそこで先ほどの部長の御答弁の中で、政務三役、国会の政務三役に陳情に行かれたという話がありましたよね、それはちょうど参議院の選挙が終わった直後だったろうと思われるんですが、そういう湯布院からおそらく佐伯も参加してくれんかという打診があったと思うんですが、そこらは市長は用事で行けなかったというんですが、では副市長お二人の副市長がおるんですが、そういう情報は持たれとったんですかね。そこらどうですか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 由布市の方からそういった要望に出向く旨の通知は文書で受けましたので、一応市長までは一応回覧、回覧といいますか、お知らせの文書を回覧しております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 部長そこらはどうですか。副市長はもう知ってるものと認識、あんたの感覚でいいですから、思いますか、どうですか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 市長に回す場合には、一応その前に副市長にも回しますので、ということでございます。経由をして市長まで回します。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） これはですね、やはりお互いに信頼関係の問題だろうと思うんです。部長も認識の通りですね、この南海病院の立場っていうのはいわゆるこのままいけばですね、本当言えば、このまま臨時国会でとらなければ9月末でR F Oが解散されていわゆる運営主体がストップするところだったんですけど、それが2年間延長されたということは、その後の新しい公的機関に南海病院が組み込まれて継続できれば一番いいわけなんですよね。そこらの継続するか南海病院が独自にやるかというそういう、佐伯市はですね随分とやはり南海病院からもそれなりの地域の医療機関ですから、中核の医療機関ですからそれなりの恩恵も受けておろうし、また地域ではですね300人も400人もの雇用をいただいて佐伯市のためには相当尽くしてる病院だと思うんですが、それがこういう場合になった時にはですね、やはり誠意を見せてですね一丸となって何らかの相談をしながら、どうすればいいか、佐伯市ができることはないかという、やはりそこで意見交換があっただけいいと思うんですが、当の南海病院の方とはそういう話しはされたことがあるんですかね、どうですか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 南海病院側との折衝はしてるのかという御質問だと思います。議員さんからこういう質問をいただきまして、私南海病院の方に出向きまして状況を伺いました。去る9月1日の日にですね、病院側に対する厚生労働省側の説明が行われたということなんです。そして医療現場の方から、公的病院グループとして安定的な受け皿を早期に決定してほしいとの要望が出され、厚労省側は社会保険病院を取りまく複雑な政治情勢なども踏まえ回答し、RFOが実施する譲渡は厚生労働大臣の承認が必要であるということの説明があったと伺っております。先ほども申しましたように、南海病院の職員数につきましては、病院が396人、老健施設が71人の467人という多くの方が働いておられます。診療科が13科で医師の数が29人ということで、市民の健康と命を守る大事な施設であると認識しております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 大事なことだと思います。知った時点で部長は私はコンタクトを取られてそういう話をしたこと自体がですね、やはりこれだけの病院で今までのつながりがあってですね、本当いえば窮地なんですよね。これ新聞、大分合同なんですけど、厚生労働省は今後も地元と調整ができれば病院の売却を進める。一方、両病院を管理運営する新しい独法の設立を目指す方針だということは、その新しい独法の中に南海病院が組み込まれればいいんですけど、それから外れた時にはですね、もうどうでしょう部長の判断のお考えでいいんですけど、市民病院なんかには考えられますか、どうですか。当然そういうことは考えられんのかなと思います。そういうようなことになってくるんですよねもう、部長にお尋ねします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 大変大事なまた難しい判断です。私の段階でできることではないと思います。いろいろなほかの市の状況なんかを見ましても市民病院というのはなかなか経営的にも難しい状況もあるかと思いますが、個人的ですけど、難しい状況はあるんじゃないかなと個人的には思ってます。ちょっと判断は私にはできません。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） と思います。私もですよ市民病院にするって大変ですよ。もうそういうことはおそらく考えないほうがいいし、できたら公的病院を厚労省なりが造って、それに組み込まれて現状のままで存続できるのがこれ一番望ましいって病院側もそう言わなかったですか。そこらどうですか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 病院側の意向といいますか、先ほど申し上げましたように、早めに動向を、はっきりさせていただきたいというのが一番の希望じゃなかろうかなと思います。そうしないとなかなか医師とか職員さんとかですね、いろいろな確保の問題とか病院の改築等があった場合はどうなるんかとか、いろいろあるでしょうから、そういった意向だと思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） そう思います部長、あるんですよ問題が耐震構造とかですねあるもんですから、そういうようにどうかしておかないといけないんですけど、そういう大事なことをですねやはり市がですね、私はこの南海病院がそういうような状態に置かれたときにはですね、やはり市長も一緒ですけど、副市長、情報を共にしてですね、何とかして陳情・要望を

一体となって考えてやる。いわゆる佐伯市に対する南海病院の貢献度、今までの貢献度からすればですね、市としてですね、病院側に感謝の気持ちを持って接するべきだと思うんですよ。何とかして市民と一体に、それも市民の気持ちもそうだと思います。是非ですね、そこらを皆さんが認識を一つにしてですね、こういう南海病院に限らずですね、佐伯市の企業に対してそれなりの貢献がある、差別するわけじゃあないんですけど、それだけのことをおそらく400人もの従業員もおってしよるちいうことは非常に大きな問題だと思いますんで、どうぞそこらを市役所の方も一緒になって考えていただきたいと思います。今後のじゃあ要望はどのような方法で、だれがどのような形でこれをどのような形でやろうとしてるんですか。もうやりませんかどうですかそこら。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員より南海病院のことで、ちょっと問題が普通の問題ではないと私も認識しておりまして、2年前から院長、事務長ともで何か月かに一回ずつですね会合を開きながら政策をやってきました。今回は要望についてはちょうどこれが急にきまして、私ども市長、副市長日程がつかないということで国の方にはいかなかったわけですけど、その点まあ由布市の市長とは御存じのとおり観光の関係で姉妹都市もやっておりますので、特にあそこは厚生病院ということであり、私の方は全社連ということなので、どうしたことがベターかということですが、今基本的には独立行政法人地域医療機能推進機構法案という形で独立行政法人の方をまず目指していきたいと。それをまずやっていき、その次にどうするべきかということはどうも順次こうした体制をとっていきたいと思っております。特に先ほど議員が言われましたように、参議院が解散する前は一段落してですね、これがいけばうまくいくということですね、一緒に喜んだ部分もあります。議員も御存じのとおり、参議院選でこういうことになったことで、もう少しこれはまたということ、この状態で2か年延長ということでもありますので、当市にとりましても医療の二次的な基幹病院といたしましても非常に重要な市民の健康を扱うというところでございますので、そうした部分は病院といつでも接触できるように、必要になれば私が即乗り込んでいくという体制をとっておりますので、また議員も情報がありましたらお知らせいただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） どうも市長、ありがとうございます。実はですねこうあるんですよ。厚生年金病院、これ湯布院の厚生年金病院だと思うんですが、社会保険病院これ南海病院ですね、地位は地域の中核的病院として地域住民の安心・安全面に加え、総合的リハビリテーション病院としても先駆的役割を担っており、将来両病院が保有者不在となる事態は地域医療の崩壊とも言える深刻な状況である。是非市長、2年間しかありませんので、そこをですねよく計画を練っていただいて、それなりの働き掛けというか、ただ外されたらもう何もありませんから、独法人に組み込んでもらわんと何もありませんので、その方向でですね一つこれが市民の私は願いだと思っておりますので、市長もその代表ですから尽力を尽くしていただきたいと思っております。どうぞよろしくお祈いします。次に移りたいと思っております。

佐伯港の港湾政策について、大型船修理ドックについてお尋ねします。今年の2月25日設立され、佐伯市長が会長となっている佐伯市大型船修理ドック建設推進協議会では、大型船修理ドックを佐伯湾に建設するため、調査研究、誘致活動等を行うことを目的とする。とあるが、進ちよく状況はどうなっているのか会長である市長のお考えをお伺いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） すみません早口なのでちょっとゆっくり答弁いたします。佐伯市大型船修理ドック建設推進協議会につきましては、今年の2月の25日、この日に設立のため第1回の会議を開催いたしております。その後、3月20日、この日には佐伯文化会館中ホールにおいて九州大学の篠田岳思教授を講師としまして、魅力ある修繕ドックとはというテーマで研修会を開催いたしました。4月30日には三余館におきまして日本郵船株式会社技術グループ長の田中康夫氏をお迎えし、世界の商船の修繕事情というテーマで研修会を開催いたしました。事務局では日本郵船、商船三井、川崎汽船のそれぞれ担当者、九州大学の篠田教授、大手の造船所などを訪問しまして大型船修理ドックの誘致建設について調査しているところであります。なお、大型船修理ドックとは直接関係はありませんけれども、3月から室蘭港において船の解体とリサイクルの実証実験が行われている関係で、シップリサイクル事業も佐伯港でできないか、大型船修理ドック事業と関連はないかという気運が出てきました。5月28日に和楽の1階大ホールにおきまして国土交通省海事局長小野芳清氏による船舶の修繕とシップリサイクルの現状と将来展望という題名で講演会を開催いたしました。次いで7月31日には大分市でシップリサイクルシンポジウムin大分が開催されまして、市議会議員の皆様を始め佐伯市から65名が参加しております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 部長、今後誘致の可能性はあるのかという問題についてちょっとお伺いしますが、今後誘致の可能性はあるのか。またこの大型船修理ドック建設推進協議会の規約では、シップリサイクル、船の解体という言葉は全然出てこないが、研修会は大型船ドックの話ではなく、シップリサイクルの話だけのように感じているが、協議会は今後どのような方向に進むと考えているのかお伺いしたい。私の調査では、国土交通省等国の政策状況によると、国としての立場で大型船ドック問題やシップリサイクルの問題にしても北海道室蘭でコスト試験をしているにすぎない模様であって、今のところ国土交通省等国の機関での予算や補助事業としての事業化に力を入れるようなことはないとのことであります。いかにもすぐにも実現できそうであった構想は期待してよいのですか。かなりの市民の人たちがどこからの情報が知りませんが、できるものと思っています。佐伯市経済界の意向も踏まえた詳しい正確な情報と市長の的確な判断をお尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 建設推進協議会の中にはシップリサイクルについては含まれておりません。これは別物であるというふうを考えておりますが、同じ港湾施設を使うということで検討のまな板に乗っているということでもあります。初めにその可能性ということについてでありますけれども、この二、三年世界中で空前の造船ブームに沸いておりまして、かなりの数の船が建造されてきております。ただ、世界的な規模で見ますと今の建造するトン数、これは建造能力からいいますと約半分程度であります。そういう状況でありますから、新たに修理のためのドックを建設するというのはなかなか現実的には厳しいだろうなというふうに思っております。それから今船の建造がピークになっていると思われまますのでこれから先、ある程度落ちていくだろうな。そうしました時に、新造船を造るところをそうしたドックでも修理は可能であるという中で、佐伯市に当然これは企業を誘致するという形になるわけですが、それが可能かどうかということでもあります。これは大変厳しいと言わざ

るを得ないんですが、これは不可能ではないというふうには思っております。それから、修理専門ドックとしては議会の方も研修に行きました。由良があるわけなんですけれども、ここでは昨年度の実績を見ますと98そうの修繕をいたしまして、売り上げが39億程度になっておると思います。こうした修理ドックを造るということになりますと100億から150億程度の投資が必要だろうと思えますけれども、利幅の薄い修理ドックでそうした経費がペイできるのかという問題もひとつあります。当然企業誘致ですから一定のそうした業種の所への働き掛けがいると思えますけれども、新たな修理ドックを造って事業を展開するという事業主といいですか、そのところは今のところ検討がついておりません。いろんなところで可能性のありそうなところを紹介してくれませんかということはお話ししていつているんですけれども、なかなか今のところ、事業主体になってくれそうな所はないという状況であります。それから、シップリサイクルについてなんですけれども、これは室蘭の方で今年の3月から実験が始まっておりまして、11月ごろにはその結果が出るだろうと思えます。その結果を見ますればトン当たりの処理費用が幾らなのか。採算性はどうかという結論がある程度見えてくるのではないかと思っております。基本的には、昔は日本でもやっていた解体がなかなか3K職場でもありますし、コスト的に厳しいということで東南アジアの方に流れていったという経緯があります。これはシップリサイクル法の施行がありましても採算性が合わなければなかなか企業としては手が出しにくいわけで、そうした意味ではこちらも同様に厳しいのかなという気はしております。ただ、こちらの方はですね専門のドックということではなくて、室蘭についても一般のふ頭で解体作業が行われておりますので、比較的場所について苦勞するということは、例えば、例えばですけれども女島のふ頭を使うといった形でできる可能性はあると思えます。そうした意味で今女島のふ頭につきましては、日本海洋科学という日本郵船の子会社があるんですけれども、そちらの方で耐力の測定等を今しておるところです。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） ちょっと最後のところをもう一遍言ってください。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 女島のふ頭は杭の上に浮いている状態になっておりますので、そこに例えばクレーンでありますとか、船体のブロックが乗せられる耐力といいですか、それがどうかという数量的な計算をしているところです。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 次に移ります。大型船ドックは清田議員さんが後で詳しく質問されるそうなので、私はもうこれが精一杯でございます。重要港湾の今後についてでございます。8月3日、前原誠司国土交通大臣は、選択と集中の考えに基づき投資先を絞り込み、効率的に重要港湾全国に103港あるのであります。重要港湾を整備する狙いで国の重点港湾43港を発表しました。この重点港湾から佐伯港は外されたわけですが、その理由と佐伯の市政に与える影響に変化はないのか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 御質問にお答えいたしたいと思えます。議員御案内のとおり、平成22年8月3日に国土交通省が国の直轄事業として新規岸壁や防波堤などを整備できる重点港湾として全国から43港を選定いたしました。残念ながら佐伯港は選定されませんでした。しかし

今までの重要港湾としての位置づけは変わっておりません。御質問の佐伯港が重点港湾に選定されなかった理由として考えられるのは、貨物取扱量の目標値と実績値がかい離していたこと。これは理由として、太平洋セメントの生産縮小などによる貨物需要の大幅な減少等々が考えられると思いますけども、さらにはこれからの新規事業の予定がなかったことなどが考えられます。佐伯市経済の影響につきましては、現在実施中の整備事業は継続されるため、女島地区マイナス14メートル岸壁の早期供用開始を目指すとともに、課題となっております完成後のこの岸壁の利活用促進に向けた取組が今後の本市の経済にとって重要であると考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） それで8月4日の新聞紙上によりますと、市長はですね10年度完成予定の女島ふ頭の利活用の問題を部長盛んに言ったんですが、この利活用の課題というのは検討されよるんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 25年度に供用開始でございますので、重点港湾でございますので、前回は私同じような答弁のときも企業の誘致とかですね、そういったことを答弁いたしたと思っておるんですけども、商工の関係ともリンクしてですね、あそこをせっかく立派な5万トン級が着く岸壁ができるわけですから、そこらを見合ったといいますか、そこらを本当に活用できるようにですね、そんな企業の誘致若しくは、私も先ほど初めて魚住部長の答弁で知ったんですけども、シップリサイクルの件ですね、荷重に耐えられるかどうかの問題があるとはいえ、そういったことを聞いておりますのでですね、あらゆるそういった方面に働き掛けるということが必要だと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 重点港湾の選定から漏れた重要港湾、いわゆる主要港湾ですよもう結局早くいえば、主要港湾になるんですよもう重要港湾という言葉がなくなると思うんですが、重要港湾では今後国直轄の岸壁などの新たな整備が原則として実施されないこととなっている。既存事業は継続する。継続事業が終われば整備をやめる港湾に佐伯港はなるわけですが、女島岸壁は12年完了予定と聞いていると。では、大入島の埋立事業は生きているのか。今後どのような展開になると考えているのか、市長の方針を示していただきたい。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） その点まで部長と打合せをしておりますので、部長答弁がよければと思いましたが、基本的にですね、この重点港湾の見直しの中で今佐伯港湾計画を今練っております。こうした中で利活用をやっているということが一つの理由です。それからまた先ほど言いました大入島の問題については、これは県の方の工事で、国の直轄事業でないということでありますので、これについては今後ともまだ県としては取り組みをやっていきたいという具合に思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 次に移ります。それでは最後になりましたが、大入島連絡道路、大入島架橋建設促進について質問をさせていただきます。大入島架橋の推進については市長に格別の取り計らいをいただきまして大入島住民一同の願いが産声を上げるかもしれません。今後の市長の熱の入れ方しだいと思われまます。やはり佐伯市にとって大入島という立地を活用しな

いわけにはいきません。佐伯市の活性化を考えた場合、将来的に海洋関係の企業用地として、また観光、レジャーで島の魅力を引き出すことが佐伯市の産業や観光の幅を大きく広げること役立つことと思われます。今回佐伯港が国の重点港湾から外されまして、興人のパルプ、チップ、セメントの石炭荷役もなくなり、大型船の出入港は新造船の引き出しだけと見込まれます。国・県から見た佐伯港の重要度が低下する中で、大入島住民にとっては佐伯港の一番近い場所に橋を架けていただくチャンスだと思うことはいけないことでしょうか。市長のお考えをお伺いします。また、平成6年度の県の調査による橋の建設費の試算は160億円とされたわけですが、現状の佐伯港を考えたときには、そんな立派な橋は必要ありません。生活道路として地続きになればよい。これが島民の願いであります。現在の技術力においては50から60億で橋が架かるのではないのでしょうか。是非市で一度調査をしていただけないでしょうか。市長の率直な御意見をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員御質問の大入島架橋の建設促進についてですが、このことにつきましては、昨年平成21年9月議会の清家議員さんの一般質問にもお答えしましたように、昨今の公共事業を取りまく状況は非常に厳しいものがあり、この大入島架橋建設には巨額の費用が必要であることなどから、建設に向けた方向性が示せる回答は致しかねる旨の答弁をしております。議員御案内の小規模な橋の建設で実現はどうかというふうなお尋ねでございますが、建設事業費につきましては、決して佐伯市にとって小さな額ではないと思っております。したがって、建設に向けた方向性は出せる状況にないことを御理解をいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 大入島はですね、もう部長フェリーもですね、こういうことを言ったら失礼なんですけど、いずれ問題が出てきます二、三年後にですね。もう経営状態の問題とかがいろいろあって、今まで橋が架からなかった理由も幾らかはあるんですよ、フェリーが民間のフェリー会社があったということもあるんですけど、今は予算的なことも言われたんですけどね。今からは一括交付金制度になると離島振興法もありますし、いろいろな方法は市長が考えたら何ぼでも知恵は湧いてくると思うんですけど、財政部長にお尋ねします。よろしいでしょうか。地方交付税は6月23日のやつですね。交付税と臨時財政対策債がですね195億になってますね部長、195億、180億ぐらい、まあ40%ぐらい占めちったんが大幅に増えていると思うんです。それと投資的経費が60何億で相当減って何十億も佐伯市はがぼがぼ銭が余っとらせんですか今、単純な話で悪いんですけどね。単純計算したらそうなるんですけど、ここに財政調整基金もですね3年間で6億ぐらい増えとるんですよ、これ間違いありませんかどうか部長。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

関連ですが、答えられる範囲で結構ですので、御答弁お願いします。

財務部長（三原信行） 急に言われましたので、別に資料を準備しておりませんけれども、私どもの職員が議員に渡した資料だろうと思えますんで、間違いのないと思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） これは新聞に載ったやつですよ、新聞に。これ佐伯市は交付税が増えて余っとるて書いてますよここに。それはいいんですけど、市長どうですか。どうか何とか考え

てくださいよそこらで一括交付金でやろうと思えばですね離島の人も。大入島村の時代から佐伯に合併されとってですね、今回の合併とはまた次元が違うんですよ。大入島村3,800人、その時から橋は架けてもらえない。何よりかも優先される事業だと思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この大入島についてはですね、民主党県連の方で県にも話しをしたということで、県側は非常に難しいという話を受けております。私はまあこれを大入島を上げたのはですね、国に対して地域主権という形の中で地方でやはり離島という問題をですね全体的に今の政権で考えていただきたいと。特に佐伯市は離島四つ持っております。一番手っ取り早くやれるというのが、言い方が悪いんですけど大入島に橋を架けるのも離島振興の最たる方法だと。そうした中で地域主権の考え方で九州市長会ですね、全国市長会として国に対して地方主権の中でこの離島の考え方を詰めていきたいと。また九州管内には長崎、それから熊本、多くの離島には橋が架かっております。そうした橋を架けた中で必要性はどちらがあるかということの論点をですね、やはり国にぶつけていきたいと。議員が言われるように、陸続きになるということが今無医村でありますし、いろんな中でもあるし、また少子高齢化が非常に急速に進んでいると。そうした地域に対する考え方を国に示していくということで、あのおとき上げましたけど、国まで行かなかったと。またそうした機会を作りまして私の方も離島政策という中で、県としても非常に財政が厳しいということを知っておりますが、国の施策としてですね、やっぱりやっていただくことが基本ではないかと。そうしたことについては今後とも要望していきながらやっていきたいと思っておりますし、また議員もそうした中で政権与党に近いということがありますので、是非とも御協力をいただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 平成6年度にですね、道路の基本計画の調査をやっていただいてですね、調査費が6,000万ですね、県が2分の1、佐伯市が2分の1でですね、葛港から守護ルートでですね航路高、航路高が水面から橋までの高さが45メートルの斜張橋で建設が160億円と、こういうような見積りがされとるわけなんですけど、当然そんなようなのでなくともうべた橋でいいんですよ、もう眼鏡橋でもう水面から1メートルも2メートルもあれば十分なんですけど、それを望んでいるわけなんですよね大入島の住民は、とにかく地続きにしてもらいたいと。ふ頭みたいなもんでもいいんですが、是非ですね、国もですね悪い感じじゃないんです。もうだから市長のこれは腹一つだと思えます。私は一括交付金の件もありますし、必要度があればですねやれるわけですから、予算措置ができるわけですから今から、どうなるか分らんですけどね、政権がどうなるか分らんですけど、そういうような傾向にありつつあるんですけど、本当あきらめませんなかなかですね、これはもう大入島村からのいわゆる佐伯市に併合されてからの懸念でありますので、是非この熱意をかっていただき、これだけじゃ国の税金が使えませんが、佐伯市の持ちだしはそんなに私はないと思っておりますので、是非今後ともよろしくひとつ皆さんで御審議、建設部長も御審議いただきまして私の質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

これより15分ほど休憩いたします。午後3時から開会いたします。

午後 2 時 48 分 休憩

午後 3 時 00 分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に11番、御手洗秀光君。

11番（御手洗秀光） 本日最後の質問者となりました。11番議員の新風会所属の御手洗秀光でございます。去る4月の20日、宮崎県は都農町の農家で牛3頭が口蹄疫感染の疑いがあると発表、同日農家から半径10キロメートル内を家畜移動制限区域、10キロメートルから20キロメートル内を搬出制限区域に指定をし、宮崎県では口蹄疫対策が始まりました。最終的にはワクチンを接種、殺処分するという方法を取らざるを得なかったということは、畜産農家の方から見れば正に生き地獄だったのではないかというふうに思います。もし牛や豚やヤギや羊が言葉を発することができたら、何と言ったでしょうか。おそらくなぜ、あるいは殺さないでと叫んだというふうに私は思うわけです。殺処分された牛や豚などの家畜は29万頭に達し、感染は5市6町に拡大し、被害農家は合計292戸に上ったと報道されたところであります。7月4日の宮崎市を最後に新たな発生がないことから、8月27日に宮崎県知事は口蹄疫ウイルスを撲滅するための措置を完了したと。ということで口蹄疫終息宣言を行いました。この間の畜産農家を始め地域や関係機関の御努力に敬意を表したいと思います。また、風評被害が相次ぐなかで、佐伯市観光協会宇目支部では、頑張れ宮崎県、宇目んしは応援しよよという上り旗を作成をいたしまして、6月から道の駅周辺でそれを掲げて勇気づけを行っているという新聞報道もありまして、延岡市議会だよりの表紙にその写真が載ったそうであります。正に心温まる思いがいたしました。さらに佐伯市議会としても全員協議会の議を経て宮崎県に15万円の義援金を送付をしてきたという経過もございます。しかしながら、宮崎県では5年間の経済損失額は2,350億円とも言われておりまして、これから地域経済再建のために大変な努力を払わなければならない実態におかれております。被害を受けられた畜産農家の方には国・県は、あるいは市はもとより地域を挙げての一日も早い復興と再生をお祈りをいたします。そこで防疫体制について最初の質問ですが、アといたしまして、国や県については当然のことですが、佐伯市として防疫マニュアル、このマニュアルの策定を行っているかどうか。策定していれば概要の説明をお願いしたい。第1回目の質問に代えます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 防疫対策マニュアルの策定についてのお答えをいたします。今回、宮崎県での口蹄疫の発生に伴いまして、本市で口蹄疫が発生した場合を想定した防疫対策マニュアルとして佐伯市においては、佐伯市口蹄疫防疫対策ガイドラインを作成をしております。概要につきましては、本市で口蹄疫の疑いがある家畜を家畜保健所が確認をしたとの連絡が入った時点から対策本部を招集するとともに、発生農家からウイルスの拡散をいち早く防ぐために、緊急消毒班やまた畜舎内の消毒や家畜の処分等を行う農場班、そして殺処分された家畜を埋却する埋却班などの防疫支援チームの作業手順を示しております。また、市民や報道関係への広報活動を行う支援チーム、そして農家の発生や地域住民への健康管理を行う健康対策チーム等の手順についてこのガイドラインについて示しております。なおこの作業に当たる市職員の動員体制、そして緊急連絡体制と併せてガイドラインと一緒に作成をし

ております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） このマニュアルは先ほどの宮崎県で起こった事案以後に策定されたものでしょうか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） ガイドラインは6月25日に策定をしております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） それでは家畜農家への周知等につきましては、このガイドラインあるいはマニュアルをどういう形で示して、どのような連絡をしておるのでしょうか。そこ辺をお聞かせいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） このガイドラインにつきましては、農家からそういう形で連絡が入ってから県の現地対策本部、その中にサポートとして対策本部が入っていくといった形の中で、市職員がどの課がどういう形で、だれがどういう形で動いていくというのをすべてマイクロバスに乗ってどういう形で行くという、小さな手順の動きを示しておるんで、農家につきましては、その前に常に対策会議というのを農協また県、市、そして家畜保健所、農業共済等々のまた生産者の代表を入れた中で、常に話した中で消毒液の配付とかいろんなそういう指導とか手紙を常に行ってきたのが現状です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 分かりました。6月25日に策定をしておるといふことと併せて、これまで農家との連絡は対策会議という名目できちんと連絡を密にして関係機関ともやっているとありますから、是非宮崎県の教訓をですね十分生かした中での農家との連絡をきちんとやっていたきたいと、このように思っております。次に移ります。それでは都農町に隣接をする川南町で2例目、3例目と発生をして、その後も発生をし続けたわけですが、川南町長は10年前の発生事例もあり、当初は一、二週間で終わるだろうからもう少しの辛抱をとというふうに考えておりました。という実は発言をしておるわけですが、確かに国内での発生としては92年ぶりに当たる平成12年3月25日から4月9日にかけて宮崎県で、また同じ年の5月11日には北海道でも口蹄疫が発生しておりますけれども、どちらも短期間で実は終息をしておるといふことをお聞きをしております。その後、平成12年9月1日17時にこれはその年の9月1日なんです、17時に農水省畜産局衛生局が発した文書に口蹄疫の疫学調査第59号、これ1号からずっと続きまして59回目の通達文書であります、その最後によりますと発生農場発生後の初発農場発生後の国内の口蹄疫の感染経路については、現在までのところ結論を得るのに十分な情報が得られていないと。このように記述をされております。つまりこのことは、いつなんどきどういうことが起きるか分かりませんということを実は指摘をしているわけで、これはもちろん政府の怠慢もありますが、その時の教訓が今回何ら生かされてないというふうに言わざるを得まいと私は思います。そういう感覚ですからいわゆる大惨事につながったと私は考えてます。そこでイといたしまして、本市で発生した場合の初動対応、これについてお尋ねします。自助・共助と公助の立場からのお答えをいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 本市で発生した場合の対応についてですが、口蹄疫が確認された場合につきましてはやはり迅速な殺処分及び埋却によるまん延防止対策を講じ、その被害を最小限に食い止めることが重要だと思っております。市ではこの口蹄疫ガイドラインに沿って初動防疫サポート動員体制をとり、県が設置をいたします現地対策本部に協力をして国が定めた口蹄疫防疫措置実施マニュアルに沿って初動防疫体制に入ることになります。発生の確認から24時間以内に殺処分、そして72時間以内には埋却処分を完了することとともにですね、病原体の拡散防止のためにやはり発生農場から半径1キロ圏内の行動をすべて消毒体制をとり畜産関係者はもちろんのこと、一般車両を含めて口蹄疫の消毒体制をとって口蹄疫を封じ込めたいというふうに考えております。そして、このために自助といたしましては、畜産農家は常日頃から家畜の健康管理や畜舎の衛生管理に努め、万が一異常が家畜に発生した場合は、獣医または家畜保健所に早く通報することを努めなければならないというのが自助だと思っております。また、共助といたしましては、本病が確認された場合は発生農家周辺及び行動等の消毒ポイントの設置やまた埋却地の選定など地域住民の協力をいただくことになります。これらの地域の方々の協力のもと、公助としてですね、関係機関の行う初動体制防疫が図られウイルスの拡散防止がいち早くとれるのではないかとこのように考えております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 畜産農家をですね、まずは先ほど聞きますと家畜保健所ということで、そこにまず連絡するというところでよろしいですかね。それから畜産農家の状況把握は先だって5月の経済産業常任委員会の中でも御説明いただきましたが、把握をしてるということでございました。その数字を見ますと豚の方の数ですね、かなり多かったわけですが、豚に感染したウイルスは牛の200倍から1,000倍ぐらいの数になるということもお聞きをしておりますが、仮に埋却地を選定をするということの場合、各農場あるいは経営者の方でその確認がとれてるだろうか。そこ辺をですねお聞きをしたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 埋却地の候補につきましては、今回はやはりこの埋却をすることがやはり一番に封鎖できるという形と考えております。その中でいち早く各農家を回りながらそういう中で、発生する前でございますので、ここにきたらどこに埋めたらいいかとかそういうことの中での話しは非常に風評被害いろいろな形の中でできないので、やはりそれについては各自を回りますけども、そういうところの選定というのはやはり農家の人と一緒に見る部分もありましたし、それ以外についてはまた市の方で、そして県の方で最終的な確認をして、現在はすべての土地について全部が私有地ではございませんけども、私有地の部分がほとんどでございますけども、それ以外についての調査はすべて行っております。しかしながら、その土地が仮に発生した場合、そこに埋められるかというのはまた最終的な家畜保健所の体制の中で指示が出るというふうに考えております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 宮崎県で発生した口蹄疫に対して佐伯市でもかなり配慮をしながら取り組んでいるという状況が今伺えましたので、次に移ってまいりたいと思います。次に、家畜衛生保健所は県内に何箇所、どこにあるのか。あるいは日ごろどういう業務を行っているのかということについてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 家畜保健衛生所につきましては、県内に4か所ございます。大分家畜保健所が大分市、そして宇佐家畜保健所が宇佐市、豊後大野家畜保健所が豊後大野市、そして玖珠家畜保健所が玖珠町にあります。この四つの保健衛生所で県下全域を網羅しております。佐伯市の管轄につきましては、豊後大野家畜保健所が管轄の保健所でございます。家畜保健所はですね、家畜伝染病予防法や家畜保健衛生法に基づきまして、家畜等の伝染病の発生防止と消費者に安全な畜産物を提供するため、畜産農家へ飼養衛生管理指導を行っております。さらに畜産農家の所得の向上と経営の安定を図るために、家畜の生産性向上対策、また飼養管理の技術の向上対策、そして肉用牛の育種改良等に取り組を行い、畜産振興の推進にも努めております。日常的には主に家畜農家の巡回をして伝染病等の病気の確認やウイルスの侵入防止の徹底指導、そして受胎率の向上のための繁殖検診や発育向上のための検診、また育種改良に向けた指導等を農家に対して行っていると聞いております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 実は家畜保健所の数をちょっと県ごとに見たんですが、鹿児島県が6か所ですね、それから熊本県が5か所、今回問題になった宮崎県がわずかに実は3か所という状況になってます。大分県は4か所ということでございますが、九州の中で畜産算出額について大分県はどのくらいの位置にあるのか。もし分かれば教えていただきたいんですが。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 畜産の算出額という形の中では九州ではちょっと分からないんですが、佐伯においては大体18億という形の中で出ております。これはまた販売額とは違います。算出額ですべて子牛から親牛まで入れた部分の中で統計上ですけども、そういう形の中で推移しております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 次に移ってまいりたいと思います。実はこれだけの大きな被害を宮崎県では出したわけでございますんで、いまだもって感染ルートが解明されていないという状況の中で、国は急いでこのことに着手をしなければなりません、いずれにしても佐伯市で仮にということではありますが、発生した場合のことを想定して被害を最小限に食い止めるためにも防災訓練と同じようにやはり訓練・演習、こういうものを行う必要があるんじゃないかというふうに考えておりますが、せめて2年に一度ぐらいは行ってはどうかというふうに考えます。これは実際に被害に遭われた隣の県でもありますし、一番延岡に近い市でもありますし、これまで延岡市等々とは交流をずっとしてきた経過もございますので、是非このことをお考えいただきたい。殺処分あるいは埋却地の選定確保、行動の消毒体制あるいは県や国、関係団体との連絡体制などを網羅しての取組はできないのかをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 口蹄疫の想定した予行演習の必要性ということでございますけども、今回の宮崎県での口蹄疫の発生に伴いまして、大分県は口蹄疫ガイドラインに沿ってですね、6月18日にまず現地対策本部によるシミュレーションがある宇目町の農家においてそういう形の中でシミュレーションを行いました。そして口蹄疫が発生した場合ですね、迅速かつ的確に防疫措置を講じ、まん延防止をすることが重要でありますので、特に初動防疫体制が主に重要なことから、初動防疫体制サポートチームの各持ち場の出勤人員の配置や範囲など詳

細に位置づけ、問題点をみんなでそういう形で整理をしていったということになります。また、本日ですね9月8日本日、豊後大野の農業大学校において大体100人体制規模でそれぞれの各関係者が集まりまして、疑似患畜が発生したことを想定をした予行演習が現在行われております。発生から埋却まで一連の防疫方法を実物やまた模型といった形の中を用いまして現場の対応を確認するといった形の中で演習を行っておりますので、市においてももちろん参加をして、その部分について徹底的に市の防疫ガイドラインが合わない部分についてはやはり手直しをしていくといった形を考えております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 今日、県の方で実は実施されているということで佐伯もこれはもう参加をしているという状況のようでございます。市として、これ以外でミニチュア版的なものは、先ほど言いましたようにサポートチームを作って、その中で確認をしながらやっているんだという話を今お伺いしましたが、サポートチームとの仕事の内容の確認とかですないうのでやってるという状況ですかね。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） ちょっと言い方がちょっと悪かったかと思うんですけど、6月18日はシミュレーションというのは、入ってくる前に1戸の農家を対象に現地に行って、どの道路をどれだけ封鎖したらいいとか、どれだけ的人员がこの殺処分をするときにいるとか、50頭おればどういう形になるとか、そういう形のものを県と家畜保健所、農協等でそういうシミュレーションの中でやったと。そして本日は実際に農業大学校において、これは県のガイドラインがそのまま沿って、それがもし間違っておればそういう形を直すつもりで、实际的に口蹄疫の発生から埋却までをやはり100人体制でそういう形で50頭を想定した形の中で処分するといった形の中を、見学の人も入れたり実際に入ってやる部分といった形の中でみんなに公開をしてやっているということでございます。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） はい、分かりました。いずれにしましても被害を最小限にくい止めるという立場での初動行動が一番求められておるわけでございますから、先ほど述べられたような体制づくりをきちっととっていただいて、仮に起こったら大変な被害を生じるということでございますので、もう一回繰り返しますが、初動行動、特に一番最初の行動を大事に是非きちんとした体制づくりを本市でも行っていただきたい。このことを申し上げまして、これについての質問を終わります。

次に、大項目の2に移ります。高速道路開通に向けて地域の活性化対策についてお尋ねをいたします。御案内のとおり、蒲江北浦間の高速道路の建設が進められておりまして、平成24年度末には完成の運びとなっております。関係各位の御尽力に感謝を申し上げますとともに、併せてこの高速道路には蒲江地区の森崎と波当津にインターチェンジが設置される運びとなっておりますが、地域住民は高速道路を利用しての入客対策を考え始めておるところでございます。これから様々な取組を計画しようと動き始めていますが、いかんせん地域において初めての取組でもありまして、地域活性化のための知恵と実行する力が今後必要になってまいります。具体的な取組が始まったときの対応として市の相談窓口はどこになるのか。あるいはまた市として地域がどのような取組をすればどのような支援ができるのか。ノウハウがあればお尋ねをしたいと思っております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 東九州自動車道の延伸に伴い、観光客の誘致や一次産業を中心とした物流に寄せる沿線住民の期待はますます高まりつつあります。既にインターチェンジの供用開始を見越し、釣り堀の開設や岩ガキの販路拡大事業など大分県漁協協同組合名護屋支店を中心とした具体的な取組も始まっております。行政側にあっても大分県職員と市職員有志で構成する政策形成グループ南部地域ちえのわ会議、これがインターチェンジの供用開始に向けた周辺住民の地域づくりに対する気運醸成を目的として、森崎・波当津両地区で地区住民との座談会を開催したり、ワークショップを実施しております。また、ちえのわ会議が今年2月13日、マリンカルチャーセンターで高速道路開通と地域を考えるシンポジウムを開催しましたところ、市民を中心に200人が参加し、観光振興などについて率直な意見交換がなされるなど有意義な内容となりました。さて、御質問は市としてこの地域の活性化をどのように考えているのかということですが、インターチェンジの設置は観光振興、産業振興を図るまたとない機会であると認識しております。今後とも沿線住民はもとより、商工会、観光協会、農林漁業団体の皆さんと様々な機会をとらえ、意見交換を図りながら開通効果を生かす地域づくりを考えていきたいと思っております。支援策はその中からおのずと生まれてくるものと考えますし、その際は必要な措置を講じたいと思っております。次に、担当部署はどこかというお尋ねですが、相談窓口は蒲江振興局の地域振興・教育課になります。内容をお聞きしたのち、必要に応じて関係各課も相談に加わるようになるかと思われましますし、現に今もそのような対応を取っております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 先々月の7月29日に平成22年度市長とのふれあいトークということで、西嶋市長から葛原公民館にお越しいただきまして地区民との交流を深めた経過がございますが、やはり地区住民というのなかなか何をこう、どうしていいのかというのが少し未知数な部分もありまして、市の方にいい知恵がないかなあということを言いがちなんですが、先般の8月25日にですね、実は第8回県政ふれあいトークということで、森崎地区と波当津地区の公民館におきまして知事が来られて、これまた交流をいたしました。その話を聞いてみますと、いわゆる現地の方々の知恵や努力によって作り出したものを提案として出してほしいと、こういう話を伺いました。地域住民の方からも同様の趣旨が実は出された経過もございます。どうしても地域おこし、地域づくりをするためには、そこに住んでいる方々のパワーが必要になってまいりますし、そこが土台にないと事業等は進んでいけないというふうに私も考えております。そういう立場で先ほど窓口あるいは担当する部署等をお聞きをいたしました。是非いろんな御意見が、あるいはまたこういうことをしたいということが出てくるというふうに判断をしております。その動きをこの市長とのふれあいトーク、あるいは県政ふれあいトークの中で地域住民感じておりますし、これから動いていくよということを思っておりますので、その際には是非とも御支援御協力を賜りたいと、このように考えておるところでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。なお、先ほど釣り堀とか岩ガキとかいうことも出ました。それ以外にも自然の海を生かした取組ができないかとか、あるいは蒲江地域の方にはいろんな神楽がございます、そういう市長もその知恵をですね、神楽もあるじゃないかというようなお話もいただきましたし、そういういろんな形での模索をですね今始めております。その始めて今からとっかかりとうことでございますので、もう1回は

非お力添えを賜りたいということをお願いをしたいと思えます。この点については以上で終わります。次に、森崎グラウンドの活用についてであります。この利用状況と今後の活用についてお伺いをいたします。地域の方々はこのグラウンドを利用して何かできないか。とりわけインターチェンジの出入口になるわけでございますから、お聞きをしますとナイターも今撤去してるといようなこともお聞きをいたしましたし、であればなおかつ、なおさらのことああいう大きな場所でありますからこれを活用して情報の発信基地、あるいはまたそれに伴う施設等々を是非考えたいといような声も聞いておりますから、今現在、スポーツ施設としてのグラウンドであるようでございますが、それに変わる目的外のですねものに置き換えてといえますか、スポーツ施設以外でも使えるという方法を模索をしたいといようなことも聞いておりますので、是非ともお力添えを賜りたいし、そういうものができるかどうか。御検討をお願いしたい。そしてお考えを聞きたいと思えますが、よろしく願います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 蒲江森崎グラウンドの利用についてということで、利用状況についてお答えをいたしたいと思えます。通常時におきましては、平成19年度が利用件数が224件、利用者数が4,415人でございます。20年度におきましては利用件数が261件、利用者3,507人、それから21年度におきましては利用件数130件、利用者数が1,913人となっております。昨年9月までには少年野球チームも練習に大変多く利用しておりましたが、この野球チームが解散したということで、現在はグラウンドゴルフ等の愛好者またはウォーキング等の方々を利用しておるといふふうに聞いております。ナイターの使用時でございますけれども、これにつきましては平成16年から18年、19年まで利用者がほとんどないという状況でございましたので、19年の8月に通電を停止をいたしております。撤去はしてはおりませんが、そういう状態でございます。それから活用について今後どうだとい御質問でございます。活用については教育委員会社会体育の面からいきますと、利用者は減っておりますけれども今後開通に伴って一般道を利用していた歩行者とかウォーキングの方がこのグラウンドを利用するといふことも考えられますし、地域の健康増進のために社会的なこの立派なグラウンドでございますので、是非とも活用していただきたいといふふうには考えております。先ほど議員がおっしゃられましたように、地域で目的外に使用できないかとい御質問ございましたけれども、目的外になりますとそれ相応の法的な措置を行って除外すると。現在の使用目的を除くといような手続を取らねばならないといふふうには考えております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 今一番最後にお話がありました目的外に使用するんであればそれ相応の手続が必要ということをお聞きをいたしました。全くできないということではないといふふうには判断をしたところでありますが、やはり年々使用件数、使用人数も減っておりますし、あわせて子どもたちの数もですねかなり減ってきておるといふ状況で、それに伴って平成19年に通電を廃止をしたということでございますから、今現在ナイターは使われてないということであると思えます。ナイターが使われてないとなればですね、余計に地域に開放できる条件が我々から見ると少し整ってきたかなという気もいたしております。それであと2年後のこの開通に向けて、いろんな様々な先ほど申し上げましたが、動きが出てきますので、そういうときに向けて意見があるよとい受け止め方を是非しておいていただきたい。そして少

しずつでもいいですから検討を担当の方でもしておいていただきたい。のっけにぼんと出てもですねなかなか対応できませんので、そういう動きあるいは意見があるよということの受け止めかたを是非しておいていただきたい。このように思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御手洗議員おっしゃられるようにですね、地域のためのグラウンドであつたらうというふうに考えておりますから、その目的をもう達してしまったということで目的外に使用したいという地域住民の総意があれば、そこらは所要の手続を取りながら地域住民との今後の話し合いの中で考えていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 分かりました。何らかの道が全く閉ざされてるわけではございませんので、是非とも地域住民からの御意見等がございましたら、率直に言って是非意見を聴取をしていただきたい。このように考えておりますので、以上で私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、御手洗議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 41 分 散会

平成 2 2 年 第 3 回

佐伯市議会定例会会議録

第 3 号 9 月 9 日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成22年9月9日（木曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	矢野精幸
3番	高司政文	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	矢野哲丸
7番	河野豊	8番	佐藤元
9番	和久博至	10番	上田徹
11番	御手洗秀光	12番	清家儀太郎
13番	日高嘉己	14番	玉田茂
15番	榊田穂積	16番	三浦涉
17番	井上清三	18番	小野宗司
19番	浅利美知子	20番	後藤勇人
21番	渡邊一晴	22番	井野上準
23番	兒玉輝彦	24番	宮脇保芳
25番	清家好文	26番	江藤茂
27番	吉良栄三	28番	芦刈紀生
29番	下川芳夫	30番	高橋香一郎

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建上農教消	副市務部	長	西嶋泰義	次長	長兼観光課	長	浜野芳弘
副市務部	長	山本清一郎	情報課	長	長松岡	長	松岡彌一郎
市生活部	長	塩分藤高嗣	商工振興課	長	長飛飛高野	長	飛飛高野勝隆
福祉保健部	長	川原弘信行	社会福祉課	長	長高山田	長	高山田わか子
建設部	長	三魚住慎治	高齢者福祉課	長	長山平山	長	山平山和也
上下水道部	長	魚染矢田初喜	建設課	長	長根柴永	長	根柴永田
農林水産部	長	高瀬又秀喜	都市計画課	長	長山野内	長	山野内俊秀
教育次	長	高橋満弥一	教育総務課	長	長山都野	長	山都野留俊
消防	長	江藤納良	文化振興課	長	長河	長	河野宜和
総務部次長兼総務課長	長	井上橋	消防本部総務課	長	長	長	河野澤和彦
総務部次長兼本匠振興局長	長	高橋弥重郎					

議事日程第3号

平成22年9月9日(木曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成22年第3回佐伯市議会定例会第8日目は成
立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、河野豊君、2番、三浦渉君、3番、吉良栄三君、4番、高司政文君、5番、清田哲
也君、6番、江藤茂君、以上の順序で順次質問を許します。

7番、河野豊君。

7番(河野豊) おはようございます。一般質問2日目、朝一番の質問者となりました。7番議
員の自民党会派所属、河野豊でございます。通告に従い早速質問に入りたいと思いますが、
今回大きく2点について質問を通告しております。1点目が、歴史資産について、これは文
化財行政についてという形であろうかなと思っております。2点目は、6月の一般質問に
引き続きケーブルテレビ事業について伺ってまいりたいと思っております。それではまず、大きな
1点目について、歴史資産についてということで通告しております。歴史資産といってもか
なり多岐にわたってですね奥も深いし、いろんな意味で漠然としておりますが、中世から江
戸あるいは幕末、明治・大正・昭和、先の第二次世界大戦、そういったところまでの戦跡あ
るいは遺構等、こういった部分が観光資源としての可能性を秘めた部分、そういったものを
考慮して史実的史跡、そういった遺構を想定してお尋ねしたい。というような形で前置きし
ておりますが。まず1点目がですね、佐伯市に残る史跡・遺構等の歴史資産について、これ
は合併以前にですね、旧市町村においていろんな形で検証しておりますし、そういった歴史
資料として文献あるいは文化財、そういったものを残してきております。旧佐伯市におい
てもいろんな形でそういった取組をしてきております。そういったものが合併後どのようにこ
ういったかつて各町村の自治体、佐伯市を筆頭にですね、そういったところで検証してきた
そういった文化財というか歴史資産というか、そういったものを市はどのようにとらえて、
今後どういった施策を打ち出していくのか。ある意味、新市の総合計画にはそれぞれ明記し
てはありますが、こういった形で今後の計画というのは明記しておりますが、さらに突っ込
んだところでどのようなとらえ方をしているのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えをいたしたいと思います。佐伯市では議員御指摘のように、合併前の旧市町村から引き継いだ267件の国・県、それから市の指定文化財を含む多くの歴史資産があります。各時代を特徴づける代表的なものとしたしましては、梅牟礼城跡・朝日嶽城跡などの中世の山城、それから藩政時代の佐伯城跡・城下町遺跡、また、近代以降の西南戦跡、それから丹賀砲台・仙崎砲台、それから佐伯海軍航空隊関連遺跡などが挙げられます。現在、梅牟礼城跡・佐伯城跡につきましては、5か年の計画で平成21年度から継続調査をいたしております。このほかのものにつきましても引き続き郷土の文化財としての保護に努めるとともに、着手できるものから順次調査を実施していきたいという予定にしております。これら歴史資産は、それぞれ各地域の歴史、文化、風俗、自然などの特色を有した貴重な市の財産だというふうにとらえております。今後も大切に保存しながら、郷土の歴史を後世に伝えていく義務があるというふうに考えております。歴史ある建物や遺跡の保存、活用は大変重要なことだというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 今言うようにですね、教育次長の答弁で大変重要なことだというようなことで、これからの施策にもいろんな形で検証をしていくというような答弁であったかなと思って、大変期待をし、心強く思っておるわけですが。実はこういった文化財保護とかですね、そういったもんについてはこれまでも何度かいろんな形で質問もして、例えば佐伯文庫の件、あるいは毛利家が残したよろいの件とかですね、これまでも随分いろんな形で質問に取り上げたわけですが、なかなかこういった地道な文化財保護とかいった文化活動というのはなかなか目につきにくい部分があって、成果もおそらく歴史が評価するであろうというように、いろんな文献をつくっても今後おそらく我々の子ども、孫あたりがそれを評価してくれるのかなあというような長いスタンスのものであろうかなということはあるんですけど、常にですねそういった形で関心を持って是非まあ私もこういったライフワークとしておりますんで、質問に挙げて常に喚起を促すという意味でとらえていただければなと思っております。それでですね、次の質問ですが、これもですねある意味、新佐伯市になってロードマップというような一つの例を挙げてここに取り上げておるわけですが、佐伯市は大変立派なロードマップも作っておりますが、おそらくこれは観光課、商工振興課そういったところから制作したのかなと、大変観光案内所当たりに置いている佐伯市のロードマップはですね大変立派なもので、道案内としてはどこに出しても恥ずかしくないようなものが確かにでき上がっております。これまあ903平方キロという広大なロードマップですが。ただですね、ここにですね若干文化とかですね、そういった歴史資産、そういう遺跡といった部分の観点からいうとですね、商工振興課と要するに教育委員会のそういった文化財保護といった観点、あるいはそこにある物語とかですね、必ず史跡には物語があるわけで、そういったものが若干こう希薄かなと、もう少しここをひねってこういうふうにするればですね、確かに西南の役で直川の陸地峠とかですね、三国峠とか、そういったものもこの中に案内は出ておるんですが、小さい字で出て。それと宇目の唄げんかにしてもですね、どういったいわれでこの宇目は唄げんかなのかとか、そういった要するに文化のにおいが若干少ないかなと。大変立派なロードマップなんですが、けちをつけるわけじゃあないんですけど、そこら辺の連携がなっておるのか。そこでその辺のところを若干教育委員会とこういった商工振興、あるいは観光・宣伝と

いった中にですね、そういうものがどういう連携がなされておるのか。こういうものを作るときに、どうかかわり方を教育委員会はしておるのか。その辺のところをお聞かせ願いたいかなと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員御指摘のとおりですね、このロードマップも大変すばらしいものができておりますけれども、それを作る段階で教育委員会に協議はあっておりますが、ただ言われたとおり、そのいわれとかそういう部分についての記述は確かに入っておりません。そこからするともう少し企画段階で教育委員会との協議がもうちょっと重要でなかったかというふうには反省をしておるところでございます。今後それをもうちょっとまたやりかえるというような時期になったときについては、十分そこの協議をしまいたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 是非これはね提言として聞いていただきたいなと思っております。なおそれについてですね、このロードマップ等を前提とするわけですが、佐伯市のこういうのを見るとですね、名前がないんですよ。以前に野岡の道、マルミヤの本社があるところの前の道は確か名前がついたはずなんですよね。何ちゅう名前だったか、通りに何ちゅう名前やったかなあ、星の降るまちかどとかいう、ただ掲載してないからなかなか覚えられんのやけど、そういった意味でね、これすごく夢のあることかなと思うんですが。通告書にも書いておるようになりますね、ただ単に本通りと、本通り217号線というような道案内よりもですね、できれば佐伯独自のね、例えば、市役所これにも書いてありますが、大手前あるいは市役所を起点に弥生に行く道であればまあコスモス街道とかね。直川ならかちじ街道とか、10号線から分かれてですね本匠に行くんであれば本匠清流街道とか、直川から先は宇目唄げんか街道、そういったここにいろいろ羅列しておるわけですが、これにもうひとつ旧市内で言えばですね、勝手な例ですが、例えば、市役所を基準に217号の横の通りを通り名として駅前から興人の間等は美国橋とこうきれいな名前がついているんですねあの橋は、美しい国という橋がついておる。美国橋、こういった美国橋通りとかですね、あとは歴史にちなんだ例で挙げておりますが、四海波通りとか、えん魔王通りとかですね、やっぱ秋風とか無^{むしよ}聖とかいういろんな歴史上、佐伯にちなんだそういった名前があるわけですよ。そういったものをつければ案内するのも楽しやし、またそのいわれとかいうのがまたロードマップの横にいわれも書けるんじゃないか。見て楽しいかな。そういった歴史ロマンといった観点からもそういった部分もおもしろいかなと、ただこれ実をいうと市民の方ですね、そういったことを考えておる方々おるわけです。そういった人たちからある意味頼まれてですね。通りに名前を是非つけていただきたい。そういうのを提言してくれんかということで承って質問に挙げておるわけですが、そういう考えがあるかどうか、見解をお伺いしたい。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御質問が次のところにもう既に移っているようですので、私の方からお答えしたいと思います。先ほどのにもちょっと関連いたしますけれども、佐伯市には史跡につきましては観光マップには記載されております。議員御提案のようにですね、歴史に特化したというマップは確かにございませぬ。ただその歴史に特化しますと結構広くありますので、かなりの分量になるかなあ、これはコンパクトなものにまとめる。あるいは分

かりやすくするということになりますと、なかなかすべてを載せきれないというのが現在のところの状況です。これが例えばパンフレット、一定のボリュームのありますパンフレットみたいなものでありましたら、かなり掲載していけるかなというふうには思っておりますけれども、史跡やその説明をまとめたような、観光客にも比較的読みやすいような分量のマップにつきましては、文化振興課の協力を得ながら検討いたします。それから次の歴史と文学の道とかですね、うまいもん通りといった通りの名前についてなんですけれども、これ大変よい提案であるというふうに思っております。市道何号線というよりははるかに親しみやすい名称であるなと思っておりますけれども、一つはですね観光客がパンフレットを見ながらこの通りはどこにあるんですかと言われたときに、さあ知りませんという状況ではなかなか困りますので、これはある程度市民の中にも浸透している、あるいは浸透させていくといったものが前提になってということになるかと思えます。そういう意味では、うまいもん通りはもうほぼ市民の方がみんな知っていると思えますし、歴史と文学の道にもある程度人口にかいしゃしたといえますか、そういう状況にあると思えます。ところが例えば、イチローロードといえますと、これなかなか御存じない方も多いようでございます。そういう意味では名前をつけること、それが市民に広く受け入れられて歴史性があるって受け入れられる。理解されるというのが前提になってということになると思えます。ただ、これ今のような課題もありますけれども、今後調査研究いたします。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 前向きにですね、この通りに名前をつけるというのは先ほどいろんな課題があるというようなことですが、それはそれでですね、当初は迷うであろうけど。ある程度、私はこれ独自にねこの通告書の下の方にも書いてるけど、独立国佐伯を形成してはという意味がね、そういった意味で佐伯というところはちょっと変わっておると。通りの名前もある意味えん魔王とかね、これは例えの例ですけど、そういったものをつけるとのはどういうものかというような若干話題になるのではないかなと。それから先、それぞれ浸透していけばいいわけで、それと同時に佐伯市にはそういった観光案内のボランティアもおられて活躍もしておるんでね、そういった方々の意見も聞きながら、やっぱりこういう方向にもっていただきたいなあとというふうに、課題があるということはおわかりですけど。そういう市民の声がありますので、提言をしておきます。次の質問ですが、長島山周辺の戦争遺跡調査について、この件についてはですね、これ平成18年だったですかね、そのころからの予算で20年にまとめて遺跡調査の結果報告、そういう冊子ができておりますよね。前にもこういったものができたのであれば議員にもひとつ配ってほしいという要望をしたと思えますけど、予算委員会のときだったですかね。何かの折りに言ったと思うんですけど、おそらくここにおられる議員の方々も見たことはないのかな、見たんかな、配ったんかな後から、全部配ったかな。要するにこれだけのね事業をしようと、今後どうするのかというのがあの中には載ってないんですよ。それでまた市民というかですね、関心のある方々は今後どうするのだろうかというふうに注目しておるんでね、その辺のところを今後どのように考えているのか、お伺いをいたしたい。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 長島山周辺の戦争遺跡調査の件についてお答えをいたしたいと思えます。先ほど議員御指摘の戦争遺構調査につきましては、長島山それから濃霞山及び興人の遺跡分

布及び残存状況調査を一応終了しまして、一昨年には防空壕^{ごう}それから機銃台及び司令塔の耐震強度等の調査を終えているところでございます。教育委員会としましては、今後長島山の機銃台、それから司令塔を含む散策道や休憩所の設置につきまして調査設計、それから地下壕^{ごう}の保存整備を行っていきたいというふうに考えております。議員御指摘のように、今後これをどう生かしていくのかということでございますけども、最終的には佐伯市の平和祈念館やわらぎを中心として濃霞山・長島山、それから掩体壕^{えんたいごう}を含む一連のエリアの計画を立てていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 今の答弁で聞きおいておきますけど、要するにこの戦争遺跡についてはですね、現実に今興人に^{えんたいごう}掩体壕、その他戦闘指揮所、それも当時のまま残っておるわけですが、これについてはですね、以前に確か市内の会社の方が、是非管理をさせてくれという提言もあってですね、その計画書等も出とったはずです。その話も聞いておりますけどね、そういったものがせっかく民間のそういう会社がですね、是非これを観光資源なり自分たちのそういった会社経営の中、管理という形で利用したいというような意見がでとるのに、もれ聞いたところでは佐伯市は何の返答もしてないと。それはせっかくここまで言ってあげているのに何も無い。それにはおそらく制約があるんであろうと思うんですよね。興人の敷地内であるということ。あそこの部分もですね、ある私ども興人に行ってその辺のところを聞くけど、どういうんですかね。興人そのものもある意味近代化遺産に指定されて^{えんたいごう}掩体壕はですね、うれしい反面ある意味もてあましていると、管理費が出るわけでもなし、それを将来的にどうするのか。これは市がどういうふうにもっていくのかというような理論的なものを聞いてないというような話を聞いておるんでね。あそこの興人の中にある戦争遺跡についてはどのような考えをもっておるのか。次長なり市長なり考えがあればお伺いをしたいと。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員御指摘の興人の敷地内にある遺跡につきましては、議員が言われたようにですね、大変興人の方とも協議をいたしました。以前は確か管理料というのが出たというふうに私も承知しておるんですが。その管理料も現在では多分ないというふうに聞いてます。それを受けてあの興人一帯の中にある遺跡をどうするかという問題につきましても、一部の会社が観光に利用したいという申し出があったということも聞いておりますけれども、全体的な制約等もありますし、この遺跡をどうするかという計画がきちんと決まっていけないということもあって、ここらもまだはっきり、あれを残していくというのはもう当然なんですけれども、それをどういう形で観光客や見学者に自由に見せるという方法もまだ今検討中でございますので、そこらももう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） この興人敷地内にあるこの件についてはですね、是非市が借地として借り上げるなりしてですね、方向性をきちっとして保存するなりせんとですね、日々要するに劣化するなりの事態が起こっておりますし、我々のサークルなんかも時々行って草取ったりとかいう、そういうお手伝い程度はできるんだけど、ただそれもやっぱり興人さん、ひとつの民間企業ですから、そこら辺に気をつかう部分もあるしですね、実際にその興人さんももてあますというか、痛しかゆしの部分があるのはもう見とって重々分かるからですね、やっぱり観光客というか、それを訪れて来る方々は正門入ってですね一々断わる。それに一々対応せな

ならんという部分もあるし、自分とこの敷地内にまあ言ったらそういうのが残っていること自体がですね、うれしい反面迷惑もしとる。そこをはっきりね、このエリアはもう市が借り上げますとか、そういった形で借地料を払えば、要するに管理費等も出るんでなかるうかなと。以前は20万、年間20万かなんか出とったはずですよ。そういうのもなくなったということで、是非そこらへんはですね検討してはっきりして残すなら残すという。これはもう残さないかん部分であろうと思うんですね、是非お願いしたい。はっきりとですね方向を打ち出していきたい。それと関連してですね、これも市民の方々から意見をいただくという形で我々の会のあるいは、ある意味会長さんとかの方々ですね、何度も合併前からこの戦争遺跡をどう生かすかという意味では提言をしております。手紙書いたりですね、はがき書いたり、パブリックコメントなんかコメントしたりですね、ところが一向に動きがない。要するに合併して例えば、蒲江の仙崎の砲台とかですね、鶴御崎・丹賀いろんな所に点在しているわけですね。昔の豊予要塞のそういったものが、これは立派なある意味鶴御崎にしてもですね、鶴御崎園地という形で観光案内パンフレットには載ってますけど、あそこには立派なそういった戦争遺跡も残っているしですね、そういうものを目当てに来る要するに歴史おたく、要するにそういった人間もおるわけですね、我々はそういうグループと交流してるんでね。是非そういった観点からもそういった点在してる分を線で結んでそういう観光マップとか、そういうものに折り込んでくれんかという提言はこれまで何度もしとるはずですよ。ただそれもどういふ返答をしとるかちいうたらですね、大変貴重な意見頂きましたということではがきが返ってきとるんだけど、取り上げていただけない。それは全部が全部取り上げちいふのはおかしい話ではあると思うけどですね。何らかの形でそういう動きがですねあるべきかなと思ってますんで、その辺の話はそれだけ点在しとる分をせっかく合併してね、一つの市になった以上はどういふふうに生かすかというところでどんな見解をもつとるかまああれば伺いたい。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員御指摘のとおりですね、各合併前の町村にも戦争遺跡は数多く残っております。旧町村の時代にはそれぞれ旧町村が管理をしておりましたが、合併後旧町村の時のようなち密な管理ができておらないのが現実でございます。そういう状況の中で、議員がおっしゃったように観光客からのそういう提言があるということは承知をしておりますし、教育委員会の方にもそういう意見もあります。全部が全部希望どおりできればいいんですが、財政面等も考慮しながら、そこらは歴史団体等と協議をしながら、より良い方向に導いていきたいというふうにご考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 是非前向きにお願いしたいがなあと思います。それでこの歴史資産については最後の質問ですが、佐伯市史の編さんについてということで、ぼくとつ唐突に出てきた言葉かなとは思いつつ質問するわけですが、新佐伯市になってですねやっぱりこういった佐伯市史を編さんするといったような大きな事業をですね、これ事業としてとらえたときにですね、こいった文化、そういうものを研究したりしとるグループにとってはですね、ものすごく活気がわくというかですね、平成13年から14年ぐらいに佐伯市のマスタープランというのを以前佐伯市は作っておるんですね合併の前に。その時に市内のかなりの方々旧市内ですけどね、かなりの方々それに参加された。その方がやっぱり感想はですね今でも思うけど、

やっぱり市政のそういったものに対して私は参加させていただいたというあれでものごく誇りに思っておるというような話をいまだに聞くんでね。是非ねこちら辺はある意味佐伯市史の編さんというものすごく大きな事業になると思うんですよ。その辺の大号令的なものをですね是非発信していただければですね、そういった佐伯の史談会とかね、弥生にもそういう史談会があるし、その方々がある意味期待をするし、それに対しての思い入れというのがこういう研究をされてる方々は思い以上にそういうものを持っておりますんで、是非そういう文化事業をですね、提唱していただきたい。特に市長の所信表明あたりを見ると、近年ですけどね20年、21年を見てもですね、所信表明、当初のときですねあんなの見てもこういった文化に対する事業の文言がひとつもないんですよ。これはまあ是非ねこういった形で文化事業、市の総合計画の中にはものすごくいい文言がでとるんですよ。文化事業についてはですね。意識の高揚と文化水準の向上に努めますとかね。いろんな形でここに実施計画の中にも確かに文化に対する思い入れとかいうのが、この文言としては載っておるけど、やはりそこら辺をですね喚起させる意味で、是非こういった佐伯市史の新たな佐伯市史の編さん等をですね検討していただければなあ。これまあ市民の声としてここで提言いたしますんで、その辺のところを見解を伺いたい。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 佐伯市史の編さんについてという御質問にお答えをいたしたいと思えます。現在、合併前に旧市町村でそれぞれ編さんされた市町村史がございますけれども、一番古い編さんは昭和49年、新しいものでは平成17年度と旧9か町村でその発行年度に違いがございます。御指摘のとおり、これらのまとめを含んだ新しい新佐伯市史の発行がこれからの新佐伯市にとって歴史と文化の継承、それから将来の郷土づくりという意味では是非とも整備をしなければならない必要なものであろうというふうに思っております。教育委員会でやるかどうかということについては別でございます、こういう編さんをするということにつきましては、議員御指摘のとおり、大きな事業ということになりますと思えます。それで新たに機構等が教育委員会でやるということは申せませんが、そういう整備の必要性はあるというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） これは市民の声としてとらえていただいてですね、是非そういった事業を展開していただきたいなあと思えます。ということでこの歴史資産については、以上で質問を終わります。

引き続き、これもまあ6月の一般質問でも取り上げましたケーブルテレビ事業についてということですが、これは先般来新聞紙上でもにぎわせております件についてです。まず、通告としてはですね、監査報告及び内部調査についてということで通告しておりますが、としては、3月11日監査報告以降、どのような調査・検証がなされたのかお伺いするということしておりますが、通告したのが8月30日ですね、9月2日にこの調査の報告は聞いておりますんでこの分については割愛します。それでですね、要するに聞いた限りですね、9月2日の調査の8月一杯まで調査した分の報告を聞いた限りでは、要するにかなりの新聞に載ったとおり、過誤というべきものがでとるわけですね。531万9,000円金額にすればですね540万ほどの過誤があったということであろうと思うんですが、これですね要するにすべて完成検査がないまま、まあ請求により支払いがなされておる。これが果たして内部調査をして

ですね正当性が言えるのかどうか。その辺のところをまず1点お聞きしたいのと。続けて三つ目は今言った通告ではちょっと内容等について問うという形になっておりますけど、実際に私が考えておいたのは、聞いて質問を組立てるということであつたんでね。今言った要するに内部調査そのものですね、正当性があるのかどうか、その辺のところをまずお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 河野議員の質問にお答えします。まず、はもういいということで、の正当性が言えるのかということですが、2番目の件の正当性が言えるのかという質問でありますけど、調査報告では一般的な公共工事と比較した場合、不備な点が多々あったということ。同軸・光ケーブルの延長が過大に請求されているケースが多かったことなどが明らかになりました。ただ、第三セクターという形態の中で、お互いの信頼関係で行ってきたということですが、市の検査体制も工事並みにはできていなかったということが今回のようなことになったというふうに思っております。今後は監査の指摘、調査報告を基に、過去のこの問題点を認識して検査体制を強化していくことが重要ではないかというふうに思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 今の答弁というか、おっしゃることはよく分かるんですね。今後のことは確かにもうこれこういう昨年の12月以来ですね。このケーブルテレビの不正経理の問題が発覚して以来、要するにこれからどうするかという分は耳にたこができるほど聞いてるわけですよ。ただ、私が言うこの正当性が言えるのかという意味はですね、今言うようにこの間の調査でもですね、ほとんどの部分がですね写真がないうんぬんというようなことでね。例えば撤去に関してはこの中でうたってますよね、報告の中に書いてますよね。要するに今調べようにも調べようがない。だからこれについてはもう調査対象外と、頭から決めつけてるわけですよ。そういう物件がある中ね、全部対象がまあ今回の支出負担行為527件に対して調査は174件したということで、報告書にあるわけですが、そういったものがねもう頭から要するに調べようがないものがある中のすべての部分をね、どう調査して正当性を言うのかね、そこが理解できんのですよ。言ってる意味分かりますかね。要するに全然調べようがない対象外があるということがまず1点ありますよね。それ以外にもですね、例えば完成検査をしてないわけだから、物を買って、例えば通信販売あたりで買って、箱のまま買ってお金払いました。それでちょっとあけるのが遅かったけど1年たってあけて見たら中身が全く違っておった。お金払い過ぎておった。そういう状態でこの買った本人がね、そういったものを要するに正当性が言えるかどうか、そこですよ。執行部側が調べてね、例えば531万9,000円の過誤があった。それも相手に対して請求がという正当性があるのかどうかということを知っているわけです。なおかつもう一個踏み込んで言えばね、過小請求が415万1,000円、これも報告の中に載ってますよね。要するに行政が調べたら、要するにCTSからの請求の中に請求漏れがあったと。要するにこっちから親切にね、あなたがたこの部分請求漏れしてますよ、415万1,000円請求漏れしてますよ。でうちが払い過ぎてるのが531万9,000円、差額116万8,000円になりますよね。そういったことが正当性があるのかどうか、そこを聞いておるんです。どう思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。正当性があるのかということでありまして、一応調査はいわゆる支出負担行為の527件のうちの174件行っておりますけど、これは一応特別チームということで現地に行って調査を現実に新たな数字を入れてですね、そのメーターを測ったり、だからその点で調査を行っておりますので、調査した件数についてはいわゆる調査が正しいというふうに思っております。ただ、全部は行っておりませんが、今言いましたように415万ほど実際は向こうに払わないといけないのがあったんかという結果も出ておりますけど、それを合わせて、それを今度全体に引き延ばしてもこういう結果になるんかなというふうには思っておりますけど、正当性というあくまでも調査した結果が、この結果だというふうに思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） ちょっと私が言いよることと食い違うというかですね、私が言わんとするのはですね、市行政のある意味ねエラーですよ、失策。体制もなかった、検査体制もなかった。行政のミスですよ、それにね過大請求があった。過誤であった。ましてこっちがこれだけあなた方請求うちにもう少し請求するべきでなかったんかとかいうこのこと自体がね、正当性があるのかと聞きよるわけです。聞き方が悪いからずれ違いよんか知らんけど、じゃあもう一つ突っ込んでいくとね。これ行政がね、じゃあ531万9,000円支払い過ぎとった、返せと言えますか。どうですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一応調査した結果、うちが支払い過ぎとったというのが531万ということですけど、法的にいきまして、一応、不当利得返還請求っていうのは10年ほどできるというふうに聞いておりますし、そういうところで今検討していってると。どうせこれ相手のおることですので、そこらは当然協議をしながらいかないといけないということは思っておりますけど、法的には問題ないというふうには聞いております。請求しても。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） えっとですね、ちょっとずれ違うんじゃないかとね。要するに執行部は請求するつもりですね。そこが聞きたいわけですよ、正当性はそこにある。あなた方に正当性があるということであれば、この分はしっかり請求して取り戻すと。そういうことですよ。法的にうんぬんじゃなくてもね、そういうことですよ。そこをしっかりと聞いたかったわけです。で、その時にまあ過小請求はどういうふうな扱いをするんか、これはまあこれからね、我々もまだ今調査中だからということで、我々もこの件についてはチェックせないかん部分があるけどですね、本質的にはそんな老婆心を使う必要があるのかどうか。そこらで正当性があるのかというのを私は聞きよるんだけど、どうも意思が通じ合えない部分があるけど、ここでは結論としてね、市はこれは要するに払い過ぎてるもんは返却してくれというふうに請求するというので、ですよ。そういうふうに理解していいですね。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） プラス・マイナスの分を含めてですね、一応うちとしては531万ということで協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） だんだん時間がなくなるんですけどですね、この件については他の議員も質問に挙げてから、こっから先の部分は後日、同僚議員に詰めをしていただきたいなという大変情け

ないあれですけど、思いと同時にですね、もう一つだけ聞きたいんですけどね。これはまだ8月末で要するに調査をして報告書を我々いただいたわけですが、その時の結論としてもね、まだこれから調査するという形になってますよね。現実にもその中に1点ね、宇目の要するに326の事故に関していえば、これは総務常任委員会で特定して、その分と直川の分は特定して総務常任委員会で調査、今でも継続しとるわけですけど、この中に明らかに余分な工事をしとるということはもうこれ6月の段階からですね、我々は言ってるわけですね、その分もこの調査報告書の中には2万3,000程度のものがあったというようなことですけど、そんなもんじゃあないでしょ実際ね。それだけこの一つをとって、宇目の326の件をとってもね要するに検査うんぬんも何もしてないわけで、向こうの言うように、思いどおりに工事をさせてるわけですよ。その辺にさっきから言うように正当性があるのかと、あとから調べてね正当性があるのかということ言ってるんで、この件はねまだ後日そういった総務常任委員会等でもねまだまだ追求していく部分があるので、今日のところはとどめおきますが。さらにもう一個ね、これまあ今度、これはまあ一つトーンを落としますけど、デジタル化への対応、この辺はどのようになっているか。この聞いている意味分かりますかね。要するに行政エリア、要するにCTSと、行政エリアの要するに範囲以内で、この来年の7月24日以降アナログが映らんごとなるわけですが、そういったデジタル化への対応はどのようになっているのか。機器その他を入れてですね、お伺いしたい。続けて、要するに株式会社CTSは平成20年にですね減収したり、これは市内の一企業ですからここまで我々が立ち入る部分はないですけど、一応、第三セクターという形で存続しとってですね、それがいきなり民間企業になったということで、その辺の決算書等をいただいておったわけですが、平成21年度においては利益計上をされるというような計算を我々は報告を受けておりますけど、この辺の市への配当はあったのか。その辺をお伺いしたい。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それではお答えします。まず通告の ですが、1番目にいきます。CTSのデジタル化の対応については、平成19年の2月1日から放送して、平成19年9月1日からSTBで大分県内の5局、それに福岡波を放送しております。また、平成22年の9月から今月からになりますけど、パススルーでTVQ九州放送、テレQ、いわゆるテレQ、それからRKB毎日放送、KBC九州朝日放送の3局を追加して放送しております。また、CTSのカメラや機器のデジタル化についてということで対応は終わっているということであります。それから2番目の利益計上についてですが、平成21年度においては、利益が若干出ております。しかし、配当は行っておりません。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） デジタル化への対応というのが、これは株式会社CTSにいらん世話やくなっ言われるかもしれんけど、そこら辺がですね重要になってくるんでね、例えば、今ここで放送しとるこれだって機器、その他がデジタル対応できとるんかどうか、その辺どうなんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一応すべて終わっておるといふふうになっております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） それではですね、もう一つ今度デジタル化機器、カメラとかあんなも全部も

う終わっておるわけですね。かなりばく大な金が掛かるというふうに聞いてったんだけど、それはまあいらん世話かもしれんけどですね。間違いなく終わっておるわけですね。私が聞いておることとちょっと違うところあるけど。それじゃあちょっと分かりました。その辺はすべて終わっておるということで、これはまあ民間企業ですんで、それ以上のことは言う部分はないかなあと思うけど。ただ一つですね、この中で佐伯市の要するに行政エリア、それと旧佐伯市においてC T Sエリアというように分類してますよね。その中でですねC T Sエリアにおいてですね、3,500円ですか月々ケーブルテレビ加入料、そこに要するにそこに入っておるとケーブルテレビに加入しとる。それをやめたいと700円の市の行政チャンネルでいいからそっちに戻したいと言ったときに、このC T Sエリア内ではそういうことができるんですか。お伺いします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今3,150円コースですかね、それに入ってるのがC T Sをやめた場合と、そういう時にはですね一応今行政エリア、行政エリアとC T Sエリアのいわゆる3,150円と多チャンネルコース以外の今700円で、月700円でやっております。今度9月から1,365円というふうに聞いておりますけど、それに加入はできると。あるいは波越山テレビ塔にあるテレビでもう受信するとか、そういうことになると思います。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 私が聞いておる分はですね、これまあ行政エリアは別ですよ。C T Sエリア、株式会社ケーブルテレビエリアでね、今までケーブルテレビに加入しておったけどやめたいと、やめて月々700円のテレビでいいということで申し込むと、機器を全部取り外してあなた方で後はアンテナ立てて見てくださいというふうに、つれない対応をしとるというふうに聞いておるんですが、その辺間違いないですか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 河野豊議員の質問にお答えします。確かに700円コースが1,365円になることによって、700円コースをやめたいという市民がC T Sエリア内にはいらっしゃいます。その時には当然保安器も外し引込線も外します。ということになるとテレビが映らなくなりますので、先ほど部長が申しあげましたように、波越山から電波を受けれる住民については自分でアンテナを上げて見てくださいというふうなことになります。確かにそういったことでやめられる方についてはそういうふうなことを言ってるというふうなことは聞いております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） このテレビの受信等はですね、私前にもほかの常任委員会で言ったことがあるけど、国策で要するに難視聴地域に補助金を与えて佐伯市もおよそ60億ほどのインフラ整備をしてそういう共聴アンテナで見よるところ等をですね撤去して、そういうインフラ整備の部分のケーブルテレビに加入させていったというような経緯があるわけですね。そういった中ね、佐伯市はある意味他の自治体に比べると特異なんですよ。第三セクターで立ち上げたC T Sがね、その行政エリアの真ん中に別エリアであると。これはほかの自治体にも私は調べた限りではないんですよ。そういった意味でね補助金、これから先のまた違う意味でもう1回耐用年数がきたから80億ほど掛かるそういった事業を展開せないかん場合でも補助金にもかかわってくるというふうに聞いておるわけですね。エリアの中に別企業があるとい

うことで補助金対象にならないという部分を聞いておるけど、実際問題最初はそういつて補助金等でね整備したのに市民が参加して、要するに市民参加せんとこれならん事業であったわけですから、そういうふうにある意味市民からそういった要するに視聴料をもらって成り立ってきとったのを、今やめて高くなるからやめて700円が1,365円かな、になるからやめるといふ人とね、もうケーブルテレビに加入しとる。3,500円かな月々、それをやめるといふ人と二通りあるわけですよ。その方々がやめるとなるとね、業者が来て家にあるものを全部持って帰る。チューナーまで持って帰る。これは買ったはずじゃが、買ったというふうに理解しとるわけですよ個人で負担しとる分が2万幾らか払ったかなんか。そういうふうに理解しとる部分もあるんで、物まで持って帰るのかというような憤慨しとる方もおられる。その辺の実情を聞いてますか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） チューナー、いわゆるアナログで言いますとホームターミナル、デジタルで言いますとSTB、セットトップボックスといいますけど、解約される場合には当然引き上げます。というのも加入した時に、そのチューナー自体がリースであるということから当然解約するときには引き上げるというふうに聞いてます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） ただね先ほどの一番最初の前の質問に戻るんだけど、要するにあとは加入を断わるから、後はお宅で波越の上にあるあれから飛んでくる電波で見てくれと。要するに自分とてアンテナ立てて見てくれという状況そのものをですね、これほうっておける部分なんですか。これ今までは補助金等でねそこまで市民の方々にある意味受益者負担という形でも参加していただいとったのにね、一概にじゃあ後はあんた方で見てくれと言える部分なんですかね。そこどう思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 引き続き見てもらうためにはですね、やはりケーブルテレビにやっぱり加入していただいて見ていただくと。ただ、今アナログ放送はアンテナで14ほど塔があるらしいんですけど、デジタルになると今言った波越山のテレビ塔と蒲江に二つ、これの3局しかアンテナを建てないというような方針があります。それによってケーブルテレビに加入してないとほとんどの地域が見られなくなるというような状況でありますので、ケーブルテレビに入っているのがやめるとなると当然その物品を引き上げていくというのは、これはいたし方ないんじゃないかなというふうには思いますけど。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） あのですね、市民がケーブルテレビと一言でいふとね誤解を受けるわけです。市民の方々ケーブルテレビ一つと思ってるからね、ケーブルテレビを要するに断わったら何もかもあんた方で見れちいうのは行政が言いよるといふふうに勘違いしてる部分もあるんですよ。株式会社ケーブルテレビ、そういった答弁のときにね、そういった使い分けをせないかんわけです佐伯市は、だから市民の方々が誤解するちゅうんかね、そういうふうな部分があるわけです。インターネットのツイッター部分のあそこにも随分批判的なものが載ってますけど、是非御覧になってください。そういった部分もねあって、私はもう時間がないんですよ、ケーブルテレビのこれからのこともね大きな問題なんですよ。今あったことも問題やけど、今回両方二つの質問に上げたのでね、こっちの方をそこを心配しとるわけですよ

我々はデジタル化、来年の7月24日からねそういうふうになっていくのに、市民の方々にケーブルテレビという一言でこういう場で言うとね、株式会社ケーブルテレビと別にせないかんとことを是非ね認識させていただきたいなど。そしてまた、さっき言ったこの旧佐伯市でね補助金等はこのケーブルテレビがあるからということで対象外になるというようなことについては何か聞いておりますか。この点だけ聞いて質問を終わります。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 補助金が出るか出ないかということは今のところは聞いておりません。ただ行政エリアにつきましては、設備の更新につきましては、補助金は今のところございません。要望をしてるところでございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 大変すみません。質問の仕方が多岐にわたってなかなかうまくいかんで、かなり欲求不満が残りましたが、後の同僚議員に託します。以上で私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

次に16番、三浦渉君。

16番（三浦渉） 改めておはようございます。16番、民主党会派、三浦渉でございます。今や民主党では中央集権から地域主権へと大きなテーマを持って代表戦の真っ最中であります。私もこの人なら新しい経済社会が生まれ、再生できると思う人に1票を投じさせていただきました。一日も早い国民生活の安定を願いながら本日の一般質問に入ります。

さて、第二浦代トンネルについて、現民主党政権では公共事業については大きな事業であっても国民生活や日常の通路として必要であれば前向きに推進するとしているが、佐伯市といたしましては、903のこの膨大な面積の中にある市民だれもがこの第二浦代トンネルは第一優先ではないかと思っているが、直接の地元自治体として佐伯市はどのように考えているか、まず1回目の質問をこれをお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 三浦議員の御質問にお答えいたします。議員も御承知のとおり、大分県には東九州自動車道の整備に併せまして、広域交通を支える道路網の形成を図るため、国道217号線、国道388号線、佐伯津久見線などのアクセス関連道路の整備を進めさせていただいております。また、合併支援事業としまして市街地中心部と周辺地域を結ぶ道路網の整備のため、佐伯蒲江線、三重弥生線等、既に事業着手しておりますが、さらに事業の推進の願いをしております。市といたしましても新庁舎建設、大手前開発等、大規模事業を控えておりますが、御質問のとおり、大きな事業でも国民の生活や日常の生活道路として必要があれば県に要望していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 第二浦代トンネルと今日は通告をしております。庁舎やいろんなことを言うよりか第二浦代トンネルはどうなっておるのかと、市はどのように考えておるのかという質問ですから、そこら辺は全く第二浦代トンネルの第二も言わんじやった。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 第二浦代トンネルにつきましては、先般も要望を県土木を通じて上げておりますし、今までもそういった期成会を通じて要望は上げております。それから毎年ですね、大分県議会の土木建築委員会の方へ佐伯市の要望としまして五十数項目の要望をいたし

ておりますが、その中でも正確には県道色宮港木立線（第二浦代トンネル（仮称））、浦代峠の早期事業化及び改良事業の促進、佐伯と米水津というふうなことで上げさせていただいております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） それでは一つずつお尋ねします。議長、イト口と一緒にいきます。まずは今の時代にです、大型のトラックが離合ができないトンネル、こういったことが現状あるというのを第二浦代トンネル大型トラックが離合できないということを知ってますか。もう1点、トンネルの中が暗くて雨漏りが激しくなっております。これは二点目知ってますか。トンネルの出口付近が交通渋滞が続いているということはチェックしておりますか。過去に自転車で学生がトンネルの中ではねられ大きな事故があったということを知っておるか。この4点をちょっと。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず議員の車の離合ができないという状況を知っておるかということにつきまして、私も十分承知はしております。なお、私も一昨年になると思うんですけど、佐伯市役所を出まして米水津の方まで歩いていきましたので、当然あのトンネルも暗い所を600メートルですからかなり時間が掛かりましたけども通っておりますので、暗い部分とか雨漏りの部分も承知しております。それから事故のことはちょっとはつきりとは記憶しておりません。それから最初の車が離合できないという状況のことにつきましてですね、現在の浦代トンネルの現状ですが、このトンネルは昭和42年に造られておりまして、全長が600メートル、幅員が6.7メートル、最高部で5メートルの高さがございます。構造からいえば普通車の離合には十分な幅員が確保されておりますけども、完成後から既に四十数年たっておりますので、現在のトンネルの規格とは異なりまして、建築限界の4.5メートルで考えれば大型車同士の離合となると幅員不足と認識しております。また、このトンネルには歩道も整備されておらず通学時にも非常に危険な状況であると十分認識はしております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあここらでずばっといきましょう。そういう答弁を建設部長しておいたら時間が掛かって仕方ない。既にね県は私どももこのトンネルについては県会議員以上の働きをしております。既に航空写真をもう撮りました。航空写真ができ上がっております。このトンネルのね。そして測量に入って900万ちょっとの工事金でもって既に測量の発注も終わっております。既に3キロ区間、トンネルを含んで3キロ区間の測量にももう入っております。佐伯市の市の建設部長がニュースを知っちゃって言わないのか、知らないから言わないのか。私ども命がけでこれに取り組んでおるわけですから、今の政権が必要であればやろうということを国土交通大臣も先般参議院選で大分に来て、大きなメディアの前で必要なところはやりますよと言っておるわけですから、これこそ離合ができない今の時代に、離合ができないようなトンネルは必要と思ってないのか、思っておるのかね。思っておるのであれば命がけで取り組んであげなければ、これについては鶴見の半分以上の水産加工の車も通っております。米水津の水産加工の車ももう100%通っておりますね。是非ともこれは必要だと、もう測量に入って着々と県は準備をしておる。その応援をするのが地元の市の自治体じゃあないか、あなたの仕事でしようが。そこら辺はどのように考えてる。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員の御質問にお答えいたします。議員から御指摘のありましたトンネルの危険性等々につきましては私も十分認識しておりますし、先ほど航空測量が済んで3キロ、つまり米水津側の鶴見のトンネルから出た所から木立側の上りの約3キロについて航空測量をし、概略設計をし、B/Cまで行くというのは昨日井上議員さんにもお答えしたように承知はしております。この分は先ほど私申しました米水津の期成会のメンバーが県土木の方に陳情に行ったときに我々も同席しておりますので、はっきりと土木の所長さんの方からですね、本年度トンネル部分を含む約3キロ間については概略設計を発注しまして、費用対効果を含めてルート等を検討すると、で、事業化が可能ということになれば来年度に新規事業評価を受け、そこで了承されれば平成24年度から事業着手できるというような御答弁をいただいておりますし、併せてそのメンバーからですね、ちょっと中が暗いという御指摘もございました。その辺につきましても入口と中ほどということで調査をしたそうです。照度が足りない部分は早速やるというふうな回答も伺っております。その部分がですね、もう既に議員さんが同じことを思っていると思うんですけど、その資料はまだ私の方が土木の方からいただいてなかったもんですからですね、このお答えについては、もちろん議員に十分説明する予定ではございました。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） あとは佐伯市長の西嶋さんが、これに線を入れてもらう。もう測量が始まっておりますから、一つ第一優先でここに線を一本入れていただければ、すぐ来年度から本設計、今仮設計で県も仮設計をして1,000万近く金をかけて仮測量を始めたわけですから、1,000万を捨てるようなことは絶対しない。次に本設計を絶対やるんだという前提のもとで県も取り組んでおるので、ひとつ市長その辺についても前向きにこれに取り組んでいただきたいなあ。まあ庁舎や大手前じゃあこりゃいろいろ忙しいかも、昨日も大入島の橋やいろいろ出ておりました。それはばく大な仕事も資金もいるでしょうけれども、やっぱり必要に応じて、国民が困っておるところについては優先的だということの、国のそういった方針のようにありますので、そういったことをやっていただきたい。もうじゃあ工についてはもう終わります。これでひとつ前向きに検討してください。

次、行きます。旧西小学校の統合時に地域や保護者の方から要望が提出されておる。その要望の回答が出ているが、保護者や地区民は回答を見ながら、安心と安全な気持ちのなかで統合を終結したのではないか。統合後はすべて要望は守られておるのか、おらないのかというところをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 旧本匠西小学校の統合時に提出された要望についてお答えをいたしたいと思っております。統合に際しての要望は、平成18年の1月に統合小学校準備委員会の中でまとめられて提出をされております。要望の内容につきましては、大きくまとめれば、一つスクールバスの運行など、通園・通学環境に関する事項、それから二つ目に教職員の確保やプールの使用、その他施設の整備など、保育・学習環境に関する事項、それから3点目に本匠地区公民館における子どものための行事の企画・運営など、地域での生活・安全環境に関する事項、そして四つ目にPTAの統合に関する事項の4項目となっております。これらの要望に対しまして、当時の教育委員会本匠事務所において要望事項の内容に応じ、それぞれ所要の回答をいたしております。この回答のうち、地元要望の趣旨に沿い、これを実施する方向で

回答をした事項について、その主なものを申し上げれば、例えば、通園・通学環境の面では、現在大型スクールバスを2台配車して、児童の送迎をしております。また、保育・学習環境の面では、子どもの心のケアということで、小学校統合前の3学期に東西交流事業が実施されておりますし、教員の確保につきましては、教育困難加配ということで教職員が1人配置をされております。施設整備につきましても、新設校において屋外の時計、それから屋根付き通路の配置をいたしておりますし、また、本匠西小にプールを残してほしいという要望とプールの漏水と送水管の修繕もしてほしいという要望がございましたけれども、跡地利用の結論が出るまでということ、平成18年度は漏水・送水管の修繕を行い、利用可能な状態に保ちますというふうな回答をいたしております。同じ年の6月にプールの改修工事を発注して完成をしておるところでございます。以上のように地区要望に対してはこれを実施するという方向での回答した事項につきましては、すべて実施しているというふうに考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ちょっと1点、現地を何回見たか。あんた見に行ったか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） この質問があつてということでしょうか。現地は私2度ほど見ております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） この、あなた私と同じものを持ってると思いますがね。学校の周りに植樹をしてくださいと、植樹をね、いうものも入ってる。それと先ほど言うたプールを残していただきたいね。プール残していただきたい。あなた何回来ておるか今聞いたのは、修理をしてもう何年も使ってないね、使ってない。全く使われない状況ね。何年に来たのあんた、使っておるか使ってないか分からない。このプール使われない、水がない。水がないから使われない。使っておるか使ってないか調査をしたの、してないでしょ。いい加減な答弁したら駄目よ。だから来たか来ないかというのを聞いたわけ。プールを残していただきたいということは、夏休みになったらスクールバスが走れないから西校区の子どもたちをプールで泳がせたいと、だからプールを残していただきたいね。そういうことなんです。今後県道の改修工事でプールの立退きになったということ振興局から報告があつてる。保護者や地区の方にね、そのプールを新しくつくってあげなければ残してほしいという分類にならないじゃないですか。その辺はどうなってる。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） プールにつきましては、先ほども言いましたように、跡地利用が決まるまでは整備をしましょうということで回答を差し上げておるんですが、その後、児童クラブが新小学校の方にできて、その方に平成20年だったと思いますが、20年度から児童クラブが西小のプールを主に使用しておったんですけども、統合小学校の方の児童クラブの方に行くということで、現在はその管理も含めてプールが使われてないということは承知しております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 児童クラブに入っていない子どもはどうするんですか。再度。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 一応、西小のプールというのは小学校のプールであったということを認識をしておるんですけども、それ以前の幼稚園とか小さい子どもさんについては、その旧本匠西の時代にどういう使われ方をしてたのかというのがよく私も存じていないんですけども、その児童クラブの対応については、現在、先ほど申したとおりのことであります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 児童クラブの子どもが使っておったから、児童クラブに東の方に行ったからねプールはいらない。じゃあ児童クラブに入っていない子どもはどうするのかという答えになってないでしょ。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 児童クラブの話在先ほどしましたけども、西小の生徒数、生徒数といいますか、幼児の数はちょっと今ど忘れしてますけれども、ほとんどの方が児童クラブに入っておられたというのは聞いております。ただ、入っていない方についてどうするかということでございますけれども、これについてはほかの地区も含めてですけれども、西小の小学校用プールを以前児童クラブが管理をしておったということで、その後そういう保護者からの要望もないということで現在教育委員会としてはもう管理をしてないというような状況でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） あなた教育長代理か市長代理で答弁しよんだから、ここに出て考えて考えて私的なことを言うたらだめよね。市長代理か教育長代理で言いよるでしょ。あなたの言うたことは全部市長が言うた、教育長が言うたというようにとらえる議事録も残るんですから。先般、この地区では県道に伴う、県道の道路改良に伴う学校跡地の地区説明会があった。大分県からプールをつくるだけの代金をいただいたので、プールは当然つくります。つくってくださいと。あなたも議事録読んでおるでしょうが、地区からきた議事録読んでるでしょうが。どうしてそう遠回しにいうのか、その議事録の内容を見たら分かるでしょうが、本匠の振興局から保護者が集まって、地区の人も集まってプールは必要だと、つくってくださいという中で四千何百万とか五千幾ら大分県からいただいたと。それで立退きをするんだからプールをつくるのが当然だろうが、当然ですという議事録があるでしょうが、読んだんでしょかそれを。何を今ごろその児童クラブに東に行ったから残った子どものことは知らないとか、そういうとぼけたほうの答弁ちいうのをもう1回やり直してくれ。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員指摘のですね、県道が通ることによってそういうプールが必要だという議事録は一応読ませていただきましたけれども、それが県がすべてつくる。プールの所を通るからつくる費用を出したという御質問でしたけれども、その分については一応壊す費用だけというふうに聞いております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあね元に戻るが、跡地利用がね考えられるまでプールを使わせるという、その意味はどういうことか。跡地利用ができた時点でとおす。じゃあ保護者にその説明会もった。いつもったか言って。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御指摘の跡地利用ということですけども、今回その県道が通るとい

とで跡地についての議論が初めてなされたというふうに思っております。ですから、それ以後22回ほど議論をして会議をもっておりますけれども、地区の方々に対しては本匠の地域振興・教育課の方で対応をさせていただいておりますが、教育委員会として保護者を対象にした会議はもっていないというふうに認識をしています。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ちょっと関連して聞きますが江藤次長、先般旧本匠村には学校林があるんだと。その学校林を切ってでもクーラーを付けていただきたいというPTAと区長会連合会からね陳情がでた。その陳情の際にあなたどう言うた。陳情書を読んだときにどう言うた。学校林が本当にあるか調査して本当にそれだけのね価値があるか調査してみましょと。調査したのかちょっと、口だけなのか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 調査はしてないと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） あんたねえ、本匠の自治会長が筆頭にですよね、PTAの小学校、中学校のね役員が来て、副市長が立ち会う中で、教育長の前でね、本当に学校林というのがあるんか。いかにも学校林があれば、その学校林が価値があればクーラーを付けてあげましょとといったような、調査をしましょと。いや本当に学校林というのがあるんならクーラー付けてくれるんかなと。自治会長や保護者にそういうね安心感を与えるようなね、調査をしましょと言ったでしょ。何のための調査をしましょと言ったか、ちょっともう1回。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） はい、その調査というのは本数とか、立木調査ということになると思いますが、もしその木を処分するとした場合に幾らになるかという調査でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 関連で申し訳ないが、だから立木調査とかね単価とかいうものを出すために調査でしょうが、ということは価値があったりね、それに見合うだけの立木があるとすればクーラーを付けてあげましょとて、陳情した人はとるんじゃないんですか。立木調査しましょとか、本数を数えましょとかね、今言いよるから、これ関連ですからいいけど、そういういい加減なことをね言ったら駄目よね。今後やっぱ十分気をつけて、調査をして12月議会にまでには調査をして幾らあった。どうするんだということをね、陳情に行った方に文書でもってね返答、教育長も副市長も立ち会ったんだからね。教育長もいい加減な教育長は、前の教育長もいい加減やったけど、まだいい加減じゃ。そういうことをほっちゃんのやから。プールのことについてはね、大分県と私ども地元として、もう1回県と交渉しましょね。解体費用だけ、ある物を壊して使用する人がおるのに解体費用だけというのはどういうことですか。広瀬知事さんね、やっぱりある物を壊して、そこに移転してやると、そういうね交渉をだれがしたのか、建設部長がしたのか、教育長がしたのか、あなたがしたのか、市長がしたのかね。ある物を壊すだけの壊して新しいのもつくってくださいという県との交渉、国が補償するわけですから、市が1円だすわけじゃあないんです。そこは地域の防火用水と兼ねとるね。勝手な判断じゃあ困るわけ、そこの30戸、40戸の世帯は防火用水を兼ねたプールと、川に水が全くないわけね。あんた行っとるといふけど行ってないからわからんでしょうが。防火用水を兼ねたプールということになっておる。私は個人的に大分県と話しをしまし

よう。プールのことはこれで、学校の件についてはもうこれで終わります。

森林行政についてお尋ねいたします。本市の森林資源の流出について、県外業者が木材を佐伯市の個人から買取り、県外への市場への宮崎や熊本県の市場へと搬出していることについて、佐伯市といたしましては、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 森林資源の流出についてお答えをいたします。佐伯市では、植林された杉の木が今現在伐採が各地域で見受けられます。森林の売り払いに関しましては、森林所有者個々の権利によりまして売り払いが行われているのが現状とっております。その買い取りされた立木は木材として県内外の市場へ流出されており、他の農林水産物も同様にですね、現在のところ自由に各業者が木材の価格の動向や、また取引などの諸事情によって自由な市場を選択して、業者にとって最も有利になる市場へ持っていっているというふうに考えております。このような状況でありますので、佐伯市の木材が県外の市場へ流出することにつきましては、やはり法的な規制はありませんが、今後は佐伯の森林組合また木材組合、そして関係団体と県外の業者が連携を図るなどして、佐伯の木材は佐伯の市場へというふうに努力していただくよう、市も一緒になって働き掛けていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ちょっとトーンを二つ、三つ落として。じゃあ立木伐採するときね、市の方に届出申請する義務があるでしょ。そのときにですね、この山の木材はワイヤーで出すのかね、林道をぬくのか、どういった搬出方法をするのかというぐらいのことは聞いておるんですか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 一応、森林の伐採届におきましては所有者または伐採業者が森林法に基づきまして届出をされますので、そのときの仕様といたしましては一応、終わったあとの管理といった形のものも一緒に合わせて作業道についても、作業道については分かりませんが、そういう伐採方法といった形ものは聞いております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 部長ね、ワイヤーで出すときはまだいいです。もうむちゃくちゃに林道をぬいて設計も何もない、その管理もない。むちゃくちゃもうとにかく自分が買った杉を持って帰ろうと。早く出す方法を考えな、四方八方に山に林道にその林道の土砂が河川に全部入る。河川にね、何らかのそこでね、終わったときにきれいに帰ってくださいよということはこれはごく当たり前のことで、遠足の時に弁当持ってこいと先生が言うのと一緒で、ごく当たり前のことであって、そういったところの詰めというのか、調査というのかそういったことはしてない。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） もちろん伐採届に来られたときもあとの伐採の処理についての指導は十分行っておりますが、それと終わったあと、また担当が絶対にその部分についての現地は確認して指導は行って協力をお願いしておりますが、それが十分でないといった形であると思われまますので、今まで以上に最初の伐採のときと届出のときと、また終わった時点につきましては現地での確認を今以上にやっていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 次行きます。部長ね、何が言いたい。私が言うまでもなくですね、山林を育てるためには造林、整地をしたり植林をしたりね、林道をぬいたり作業道をぬいたり、また枝打ちや間伐やそういったものにみな国・県・市の補助事業でね、また林道災害・単独災害とかいって市がもって林道の災害をやったりする。じゃあ立木は成長して伐期がきたというごとなったらよその県に全部持って帰る。佐伯市は個人に林道をぬいてやったり、造林の補助金を出したり、道路が災害で傷んだから単独で道路を修理してやって、そういったことだけで木は全部宮崎や熊本に持って帰るのかな。こういったことは市としては考えたことはないのか、ちょっとその辺を。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 補助金のあり方ということでありまして、林業に関しては今木材の低迷の中で、この林業の補助事業が非常に大分県のみならずですね、全国でやっております。その中でこの補助事業を使うことによって、所有者においては下刈りからすべて間伐からといった形の中で、本人の手出しがほとんどない中で森林保全といった形の中からこの事業の中で図られます。この事業を起こすことによって、また施業者においては地域での雇用といった形の中で、この事業が進められてきております。この木材が出ていくといったことにつきましては、非常に佐伯市場といった形の中で出ていくのが一番ベストと私も思っておりますけれども、そういった形の中は先ほど言いましたように、地域のそういう業者間の中で、やはり出ていく分についてもやはり話しをして、やはり佐伯市場にやっぱり出してくれというような形の中で、やはり一緒になってやっぱやっついていかなければならないと思っておりますし、この林業の補助事業についても今災害の事業とかいろんな形もありますけど、最終的には私たちの第一次産業でありますので、農林水産部としてはやはり所有者、もちろん製材業者いろいろありますけども、まず所有者のために、また森林のためにどういう形ができるかという形の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 私は1点不思議に思うのは、佐伯市の広域森林80%も90%も佐伯市が出資をね、理事会には出席しない、総会は来賓でいく。そういうところがねどうかおかしいなあと。森林組合の総会や役員会で、この県外に搬出する木材、こういったことを何とか食いとめなければいけないがというような、そういった意見はどの理事からも、どの組合員からも出らないのですか部長さん、その点は、分かっておれば。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 私自身はちょっと呼ばれて行ってないので、後の報告とかでも聞いておりませんのですが、やはり佐伯の森林が、やはり佐伯市場通っていくというのがやっぱり一番理想であると思っておりますけれども、先ほど言いましたように、共販体制といった形の中では、やはり中では独自にやはり単価のいい所の市場といった形を選ぶ人もおりますが、そういったことをですね、森林組合またそうした人たちの中でもう一度やっぱり佐伯市場にどうなるかということについて、やはり会議を開いて一回話し合いをしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 宮崎からなぜこちらに来るかというね、宮崎県は県条例で林道を勝手にぬい

たらいけないということになっておる。だからこれを県がやらなければ市長、市がやってです。林道を勝手にぬいたらいけないと。佐伯のこの903の中でどこでももう個人がいいと言ったら林道をなんぼでもぬいてる。何千本で林道をぬく、林道ていうかもうただ木を出すだけの道ですね。もう人間も歩かれん、車も走られんような道路をつくって、宮崎県は林道を勝手にぬかれないから、こちらにぼんぼん入ってくるわけです。その辺のところは森林組合と十分ですね今後検討してですよ、森林組合もそのくらいの知恵のある役員や組合員がおらなければ、困ったときだけ市にお願いをするようなことでは市長どうにもならんのかな。自分たちの飯は自分たちで食う。あれだけ宮崎や熊本にどんどんどんどん積んで帰る木材をよおとめないのかと。佐伯の森林組合に全部持ってこいというぐらいの、そういった調査研究はなぜできないのかということをもひとつ部長、森林組合長とひとつひざを交えて話してもらえますかね。部長より副市長あんな。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 先ほどから質問を聞いてましてです、やはり法的措置ていうのがですね一番効き目があるかなという思いのなかですね、三浦議員さんの質問にありましたように、そういう措置ができるか担当とですね県と協議して、市で単独でできることになればですね、その取組で大いに前向きにやっていきたいと思っております。また、森林組合はですね本当80%佐伯市が出資しておりますので、忌たんのない意見が言える組合でございますので、今後そういう話し合いでございますね。まあやってみなかったのが悪いかなという思いはしております。しっかりやりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ありがとうございます。ひとつしっかりやってですね、また先般も大きな機械を据えて組合長は営業マンだというようなことで木材を買って歩くんだと。無理に買って歩かなくてもみんなが持ってくるような組合じゃないと悪いんじゃないかなと思っております。

次行きます。最後ですが、消防活動についてでございます。私のいただいた資料の中には9地区で消防団の活動費用が3,792万とこういったばく大な費用が出ておりますが、消防団の活動といえば、まず一番に操法というエンジンを掛けて水が出ると、速くそれをするのが消防団のまず基本ではないかなと思っておりますが、まずその点をお尋ねします。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 三浦議員さんの質問にお答えします。消防団の活動その議員さんのおっしゃるとおりです。それと消防団のそれに関連してる訓練礼式という右向け右とか、左向け左というのと消防団の操法で水を出して活動するというのが基本でございます。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） この操法大会についてちょっと突っ込んで聞きたいと思っておりますが、6月20日、市長が大会会長で佐伯市の池船スポーツ公園で操法大会がありましたね。あったでしょ。これのこれは県体予選でしょ。これの前の大会というのは私が聞くところによれば、合併前の1市のね9消防署のこのなかでやってないところがあるというのがありますかちょっと。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 佐伯市の中には九つの消防団がございます。そして六つの消防団は県大会に向けての地区の予選会というのを、地区大会というのを実施しております。あと三つの消防団は地域の事情とか職業柄なかなか大会がやりにくいなあというようなことがありまして

実施をしておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあこの報酬のね、報酬、私は本匠ですから本匠あたりは地区予選をやっておりますね、県体に今年行きましたね。本匠あたりは地区大会をやってある。そして三つの地区はやってないんでしょ、やってないんでしょ。そしたら報酬は同じですか。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 実施してないところについては、これは報酬というよりも訓練の出動手当ということになってます。1回につき3,500円の手当になりますけども、地区予選をやってない地域については選抜とかそういうようなこととか、地区によってはもう前回ですね、失敗したから是非もう1回やらせてくださいというような地区もありました。そういうところについては1回分だけは見てますけども、例えば議員さんがおっしゃるように、本匠地区の地区予選では64人の方が出場して手当を出しております。よろしいですか。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 元に戻りますが、消防のイロハのイが操法とね、じゃあ地区予選をしないところはね、あれ4人ですか。操法の地区大会をしないところは4人しかその年は、これ2年に1回ですよ、2年に1回ですよ。2年に1回です、4人しかしないということになるんですか。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 消防団の活動実績という年間の活動実績というのを既に資料でお渡ししてると思いますが、4人しかしないんですかというんじゃなくて、各消防団はですね、訓練のときに常にそういうポンプの操法とか訓練礼式とかいうのをやっております。訓練あたりでも、出初め式とか、訓練とかいうような部分がかなりの時間を割いてやっておりますので、ただ、操法大会に対しての出動人員は4名ということですけども、ポンプがほかの団員が使えないのかというのはそれはないと思います。かなりの訓練をやっておりますので、その人たちは地域によっては十分訓練を積んでポンプは使えると思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） あのね、私はそげなん資料で調査しとるんです。全くエンジンもかけきらんと、水も出しきらんとという人がおるんです。私よく宇目に行くんですけど、宇目の広域消防というんですか、あそこの前で4人ぐらい出て夜練習してある。本匠なんか何十人と仕事から帰ってね。毎晩毎晩何十人て練習、各地区でずっとね車の電気で、ナイターがない地区は車の電気で何十人って毎晩毎晩地区予選で勝ち抜こうと、そして佐伯の県体予選に行こうということですねやっておる。宇目の広域消防の前に毎年通るんですが、4人か5人しか行っていない。それを広域消防の人が教えておる。ほかにどこでどういうふうにするんかって聞いたら、いや全く行ったらエンジンもかけきらんとという消防団がおるんですよ。あんた全部ほかでやりよるから全部できますっていうけど、本当に実施をしてみましようか。本当にできるんですか。自信があるんですか、全消防団がこれに出てこない予選をやらない消防団がね、全部できるってあんた今言ったけど、本当にできるって自信があるんですか。その出ない組だけ4人呼んでエンジンかけらせてやってみますか。自信がありますか、本当にそういう全部できるんですか。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 自信があるかと言われるとですね、中には新人さんもいますし、自分は各班でから交通整理をしたりとか、いろいろな役割もあります。ですからそれが自信ありますかと言われるとちょっと自信はございませんけども、全員が、全員そしたらできないかと言われると、それはできる人もかなりあるというような確信、全員ができるとはまた私も確信は持てませんが、ある程度の人にはできると思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあねえ、地区予選をしなくてもいいとね、いうのはどこで決めるん。だれが決めるか。地区予選をしなくていいって、地区予選をしないところは西嶋市長が大会会長じゃあなくて、あなたが会長ぐらいで別のグラウンドでやったらどうですか。同じところで毎日毎日仕事から帰って、一生懸命練習して勝ち抜いて来たところと、4人しかしないところとね、一緒の大会会長佐伯市長でやるということはおかしいんじゃない。その3チームはほかのグラウンドで県体予選には参加できないというぐらいのことはできないんですか。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 同じ消防団ですので、そういう部分ではですね、一緒にですね大会をしたいと思います。今おっしゃるとおりですね、議員さんが御指摘のとおり、基本っていうのはもう操法と訓練礼式と思っておりますので、次回ですね大会に向けてですね、こういうお話が議員さんから指摘がありましたんで、連合の団長と相談した結果ですね。次回に向けては全団がですね予選会なり選考会をしてですね臨もうかというようなお話になっております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 次回からは全部地区予選をやって県体予選の市長の大会会長のところでやるということでもいいんですか。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） そのとおりでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） はい、最後終わりました。今日は市長、臼杵の後藤散という薬を知ってますか。ここの取締役会長が市長をしておったんですね以前、で一般質問の本会議でですね、後藤散という薬は何でも効くと。ものすごく効くんだ、風邪ひきでも何でも効くんだと。この後藤散という薬はいいけど、ただ1人後藤さんという人は人の言うことをひとつも聞かなくて言うた質問があるんですよ。うちは西嶋さんですけど、臼杵の本会議でそういったことがあるんですが、今回も20名の議員さんが一般質問出ております。これは絶対というところはひとつ聞く耳をもって実行していただきたいと思います。今日の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に27番、吉良栄三君。

27番（吉良栄三） 27番、吉良でございます。先ほど御紹介いただきました宇目の消防団員でご

ざいます。宇目消防団も年間を通じまして非常呼集、内点検、また年末夜警、消火栓等々の見回り点検等を年間を通じて一生懸命活動しております。地域住民の生活と財産を守ることを肝に銘じ活動をしているところであります。そして私も三浦議員と同様、佐伯市消防団全体の信頼のおける活躍と発展を願う1人であります。それでは本日の3番バッターを務めさせていただきます。ピッチャーフライにならないように頑張りたいと思います。9月に入りまして、この時期になりますと毎年恒例であります県民体育大会が開催をされます。佐伯市代表の選手皆様の御健闘をお祈りを申し上げます。

それでは今回の質問は、中心市街地活性化基本計画における本市の将来像についてと住民サービスの対応についての二つのテーマについて一問一答方式により質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。それでは早速一つ目の中心市街地活性化基本計画における本市の将来像についてをお伺いしたいと思います。この中心市街地活性化基本計画につきましましては、振り返りますと昨年末でしたか、基本構想が示された後、今年の3月定例会の中で、22年度当初予算案として予算特別委員会に諮られ、この時は計画事業80事業、総事業費約71億円のうち、この計画に関連する予算としてまちづくり交付金事業12事業、総額4億2,420万7,000円が提案をされました。審査の過程で非常に厳しい質疑・意見が出されたものと記憶しております。結果として賛成多数により可決をされました。私も賛成をした1人です。その根拠としては、大手前開発の構想図が示される中で、この構想図は国の中心市街地活性化基本計画の認定を受けるために必要なイメージ図で、あくまでこの絵が完成像ではなく、内容等の見直し、変更は可能である。内閣府の事業認定を受けてこれから詳細にわたり具体的な計画を作成したいといった市の考え、見解の下であります。私以外でもそうした内容の下に賛成をした議員さんもいるのではないかなあと考えております。その後、議会としても地域開発調査特別委員会を設置している中で、中心市街地活性化基本計画の今後を見据えて調査・研究・議論を深めております。私はこの特別委員会には所属をしておりますが、この中心市街地の開発はとても重要な事業だと思っておりますので、私なりに他市の事例や制度について研究を重ねながら見解を示していかなければいけないと考えております。そこで今回、一般質問として執行部にお聞きをしたいと思っております。まず1点目として、佐伯市におけるメリットについてをお伺いします。中心市街地活性化事業への取り組みは地元を始め佐伯市全体の発展に寄与するものであり、それを目的とした本市の大型事業だと僕は認識をしております。裏を返せば、その地域がリニューアルをされた、整備できて良かった程度の事業では困るわけです。市民の中からも庁舎も建設し、歴史資料館も建設する。文化会館はどうなるんかわからない中で、中心市街地の整備事業もする。佐伯市の将来は大丈夫なのか。財政は保つのかといった不安の声もお聞きをします。こういった声というのは事業費約71億円の投資効果が見えづらいことも大きな要因であろうと思っております。こうした大型事業は市民が理解して協力しながら将来に向けて評価できる成功といえる展望のある計画でなければならないと思っております。市として、この事業を実施し活性化した将来像、メリットをどのように見据えているのか。市財政への影響として税収の増加、また経済発展へのつながりと定住促進、あるいは交流人口の増加など、数値的な目標あるいは見込み等があれば示していただきたい。この事業が成功するためにもこれら費用対効果といったもの、将来への影響といったものをどのように見据えているのかお伺いし、こう佐伯の将来に向けてわくわくするような答弁を期待をしまして、最初の質問を終わります。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） お答えいたします。最初に、中心市街地活性化基本計画これは都市の再生計画ですから、現時点で費用対効果という面で大変説明しづらいという面があることを御理解いただきたいと思います。実施に向けての基本計画、また実施計画という段階に進む中で、ある程度お答えできるのではなからうかというふうに思っております。それと次にまあ、活性化した将来像をどのように見据えているかということですが、佐伯市総合計画にも掲げてありますとおり、中心市街地はもとより、合併したそれぞれの地域において便利で暮らしやすいコンパクトな生活圏の形成を進め、各地域が連携・補完しあいながら多重に適切なネットワークを構築することを目指しております。その第一歩としてかつてから、まちの顔であった中心市街地を活性化させることが大切だと考えて中心市街地活性化基本計画を策定しまして事業を実施しているところです。このネットワークにつきましては、総合計画の中で多重ネットワークのまちとして説明しております。数値的な目標ですけれども、大変少ないんですけれども二つの目標を設定しております。まず一つは、人が集うまちの実現のために歩行者通行量と歴史と文学の道、これ山際通りですけれども、この観光入り込み客数を指標として設定しております。具体的な目標値として歩行者通行量につきましては、平成21年度の現況値2,656人これ1日当たりですけれども、これを26年の目標値として2,837人を設定しております。歴史と文学の道の観光入り込み客数につきましては、平成19年の現況値14万1,000人に対して、平成26年の目標値として15万6,000人、これは年間です。を設定しております。この目標を達成するために定住促進や商業活性化また施設の整備、交通の課題等を総合的に解決するための事業を実施していきます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） どういった答弁になるのかなあとということが非常にありまして、私も特に再質問というのは用意してないんですが、将来に向けてああ、そうなればいいなあというわくわくするような答弁がいただきたかったなあというふうに正直思っておりますが、ありきたりといえますか、通常書かれておる答弁であったなあというふうに思っております。こういった大型事業を展開する中で、先ほど私が最初の中でも言いましたように、非常になかなか市民にはこういった効果というのが見えづらいのではなからうかなあというふうに思っております。先ほど部長の方も具体的な数字というのは今後実施計画を進めていく中で示せる分があるんじゃないかなあということではありますが、本来まちづくりというものは基本的なビジョンが必要ではなからうかなあと思っております。その基本的なビジョンというのはやはりそれだけ投資をする行政がかかわり、整備をする中でやはりメリットという部分が見えてくる。そういった事業展開というのが今後必要になってくるんじゃないかなあと思っております。例えば、非常に今中心市街地の事業の中でもたくさんの地域が中心市街地の事業をやっております。また、内閣府の認定を佐伯市は受けたということで、その認定を受けた中でも100地域がですね認定を受けて、それぞれが取組をしているという状況であらうかと思っております。その中で非常に、他市の事例を見ると駅周辺のですね開発というのが非常に盛んに行われているなあというふうな印象を持ちます。その中でよく全国的にも成功事例としてよくピックアップされているのが、香川県の高松市丸亀町商店街の事例ではなからうかなあと思っております。ここはですね、いろいろ私も見たり聞いたりをしたんですが、非常にここの展開というのは成功した例の要因としてですね、やはり民間活力、民間主導の

取組が非常に行われていたという中で、商店街と複合したいわばマンション建設等も行ってあります。また、商店の売り上げに応じたテナント料を設定し、それぞれが売り上げ意欲を伸ばすためのテナント料を設置したということでもあります。また、ニーズに応じたこれまでの業種と違って、これからのニーズに応じた業種転換等を地元の商店街の人もやってきたというふうに聞いております。またそういった成果が非常に現われておりまして、ここの地域の商店街の固定資産税が開発する前は大体400万くらいだったのが、開発後には現在3,600万ほどの効果が出ていると。行政投資もする中で税収としてやはり市にそれだけのものがはね返っているというのがこの地域の大きな特徴だなあというふうに感じております。また、この地域はまだ開発の途中でありますので、すべての事業が完成した場合は約10億円の増税を見込んでいるというふうな取組をされているようでもあります。非常に魅力的なと言いますが、ああ、そういったふうに佐伯もなればいいなあというふうに私も感じるわけではありますが、そういう中でやっぱり実際現地はどうなんかということ、私も個人的にお伺いしてみました。その中で非常にくらんとしたのが、非常に佐伯市とは規模が違い過ぎる。確かに非常に参考例としてはいいんですが、人口規模ここは高松市でありますので40万規模であります。佐伯市は8万規模、高松市の隣であります丸亀市であれば11万規模、ここの開発であれば非常に参考になるなあと思ったんですが、高松市ということ、40万規模の人口の中心市街地の開発であります。もう佐伯市という次元ではなく、私が感じたのが鹿児島市とかですね、熊本市とかそういった所の中心市街地の形に非常に似ているなあということ、丸亀町商店街を見ながら感じたわけではありますが、しかしながら、やはりこういった地域の知恵だとか、そういう取組の方法というのは非常に参考になる部分があるなあというふうには思っております。先ほど部長がそういった部分の数字がまだ出せないというふうな、なかなか出しづらいということではありますが、そういう解釈の中でいけば、大手前開発中心市街地は総合計画の中にも盛り込まれておりますが、佐伯市にとってメリットというのがですね、結局一般論的な話しであって、佐伯として佐伯ならではのこうしていきたい。佐伯がこういうふうなものをやってみたいというふうな、そういうのが非常に聞こえないなあというふうな今感じております。そういう部分がですね、佐伯市にとってのメリットという部分は、私は佐伯ならではということに非常にもっていき、それが税収、定住促進につながっていくような、やはりそういった中心市街地の開発をやってほしいなあというふうな思っております。先ほどの答弁では非常にその辺が薄いのかなあ、むしろ佐伯市にとっての将来的なメリットというのがですね、度外視された計画になってしまってるんじゃないかなあというふうな印象を受けましたが、そういう認識をしてよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 私も完全にフリーです。特に予想をしておりません。ただ、こうしたですね、まちづくりといいますか、これは全国でも佐伯以外にも99の、佐伯をのけて99の自治体に取り組んでいるわけですけれども、それぞれに課題を抱えております。ただ、共通するのはですね中心市街地の空洞化、郊外に向かってですね不規則に漫然と拡大していくまち、人口がどんどん減っていくわけですから、それは益々薄くなっていくわけですけれども、これで果たしてまちとしての機能が果たせるのだろうか。それからそこに住んでいる人たちが、そのまちに住んでいるという感覚を持つものだろうか。これがなければ定住にもつながらないと思っております。また、住んでいる人に魅力のないまちというのは当然来る

人にとっても魅力のないまちでありまして、そこに住んでいる人たちが住み続けたい。外からの人たちは住みたいまちになることがまちの発展には一番大切だろうと思っております。議員さんのおっしゃられるとおり、まちの個性といいますか、これは大切にしていかなければいけないだろうと思っております。その個性をより増大するという意味で、この中心市街地の活性化がなされなければ後にもつながらないし、まちの魅力にもつながってこないだろうと思っております。佐伯は特に藩政時代からを見ましても歴史性の深いところですから、まちが文化をつくり、文化がまたそのまちを育てていくといったような相互の関連というのはあると思いますけれども、それが途切れた状態になってきつつあるというふうに思っています。これは一遍回帰しなくてはいけない。じゃあその時にまちのなかにどういったものが大切で必要なのかということをもとめ上げたのが中心市街地の基本計画ということになっております。そういう意味で、基本的な考え方としましては、コンパクトなまちづくりをしましょう。それから都市機能を集積しましょう。それから歴史や文化、物産を生かした魅力を創出するというまちづくりをするということであります。よくコスモタウンやリバーサイドタウンがあるのに、その第三のものを中心部につくるのかという言われ方もしますけれども、これは全く違うものです。基本的にはリバーサイドタウンやコスモタウンといったような外資ではありませんで、ここに地域の中で経済が回るという仕組みを構築したいと思っております。マルシェといった発想がありますのもそういったものになっております。外に出ていくんじゃなくて中で経済を回していく。これがあることで市民の所得は上がってくるだろうと思えます。ただ、これが幾ら上がるのかということについてはまだ試算ができていないわけではございません。当然、まちの魅力が増しましたらそこに新店した人も増えるでしょ。そうした民間の方々の投資をどれだけ誘い出せるかということもひとつ課題になってくると思えます。ほかのところでも、防府でも民間のマンションが建ったというような話もあります。これは投資を集中することでまちとしての魅力が高くなって、そこに住みたいと思う人が出てくる。それが民間の企業でもペイするという状況になっているんだと思えます。佐伯市でもそういう状況になるようなまちづくりをしたいというふうに思っております。ただ、こうした中心市街地の活性化というのは大都市でよく行われておりまして、大概は商業ビルがどんと一つ建つという状況になっていますけれども、佐伯市はそういうものではなくて、公園、緑ある公園そうしたものと公的な施設、これが市が最大の地権者でもありますから、そういった割合を多くとれる。佐伯市の歴史性を生かした魅力的なまちづくりができるんじゃないかというふうに思っております。それは大都市の再開発とは一線を画くせるものだというふうに思っております。ただ、これを具体的にどうするかということにつきましては、これから議論をしていって基本計画、それから実施計画というふうに詰めていかなきゃいけないというふうに思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） そういったところをですね、是非踏まえて、やはりこれからは実施計画、基本計画を策定していく中で具体的なやっぱりメリット、こういういいものができるんだという部分をなかなか実績としては見せにくいかもしれませんが、目標値、こういうのを目指していこうという数値目標というのはどんどん私は示していって、市民に示していって理解をしてもらおう。やっぱりそういった取組が一番分かりやすいのはそこではなかならうかなあと思っております。是非今後ですね、そういった部分を是非示していけるような計画をつくってほ

しい。そういうふうに思っております。また、実施計画等を先ほど部長がつくるといいますが、この事業につきましては、期限というのが非常に関係をしてくるわけで、先ほどこれからまあ実施計画等をつくっていくということではありますが、大体いつごろをめどにそれは完成させるつもりなのか。その点の考えがあればですね、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 23年度完成の予定です。それから先ほどちょっと多重ネットワークのまちということで、ちょっと余談になるかもしれないんですけども、ひとつ図書館を例にとって御説明したいと思うんですけども、図書館は旧町村時代からそれぞれ一つあるいは二つ図書館があったと思います。それが新市になりまして、佐伯市内の元々は佐伯市の図書館、これがひとつの親のような形になりまして、このネットワークが大変組まれているなというふうに思っております。統計資料を見ましても合併前はですね、登録者数は確か9,000人台を行ったり来たりしてたと思うんですけども、合併しましてこの間ちょっと統計を取り寄せましたら1万8,000人が登録しておりました。これはそれぞれのまちで図書館という機能がありながら、なおかつ中心の図書館も使うという流れになってきてるんだろなあ、もちろんこれには各公民館、学校などですね、子・孫がネットワークとしてつないでいるという形もあるんですけども、確かにそういった意味で見ますと、人口が増えたとはいいつつも、登録者数が2倍になるという。これは明らかに活性化ということであろうと思っておりますし、中心部だけの話ではないというふうに思っているわけです。中心の機能が増大することで周辺も当然活性化してくるというふうに思っております。あのちょっと余談になりましたけれども。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ちょっと図書館の話は聞いておりませんが、確かに基本計画の中では多重ネットワーク、地域間の連携ということでそれは当然中心市街地があって、その周辺があってさらには佐伯が合併した旧郡部の周辺というふうに、大変広大な周辺というのがあるわけなんです。当然そういったところにも波及効果の及ぶやはり事業でなければいけないということです。先ほど私は将来的な数値目標を目標として今後その計画の中で示してほしいという部分の答弁をいただいてないんですけど、その辺を是非示せるのか、示していただきたいと、示すべきだということでちょっともう一度聞き直しますが、それと多重ネットワークの部分で、そういった佐伯市エリアその地域だけでなく、周辺地域までやはりメリット、効果のあるような事業、私は決してこの事業に対して反対というスタンスをとっているわけではありませんので、やはりやるからにはその地域だけのみならず、佐伯市、佐伯市全体のやはり効果につながるような、成果の出るような事業として取組をやってほしいという思いがあります。そういう部分を踏まえてですね、今後進めていただきたいと。ちょっと先ほどの数値の件。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） いろいろなハードの事業、あるいはソフトの事業を組み合わせ一体的に推進していきますので、個々の施設、ハードあるいはソフトについての評価というのは比較的やりやすいと思うんですけども、総体としてどうなのかということは困難な面もあるかもしれません。ただ、できるだけ数値化して見えるような形にする努力はしたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） この中心市街地80事業ということでありますので、中には私も見させていただきましたが、イベント的な事業等もありますので、非常にその一つ一つの事業がどうだっというの出しにくい部分があるかと思えます。でも核となる事業というのは当然この中にはやっております。この中心市街地もそうですし、やっぱり駅前、駅周辺、港開発というのも加わってきていると思いますので、やはりそういった核となる部分だけでも、そういうふうに見えぬものが出るような、数値的なものを示していただきたいなあと思っておりますので、今後の検討課題として取組をしていただきたいと思えます。それを踏まえてですね、今の答弁を踏まえてイの大手前開発の基本構想についてをお伺いをしたいと思えます。現在、大手前開発計画基本構想案、絵を見せていただきました。もうこちらの絵になるかと思えますが、これですね。最初に申しましたように、予算委員会の中でも示されて、非常にこれが活性化が図られるのかというふうな議論をしてきたと思えます。その中で、変更があるんだと、変更ができるんだよという部分で私も賛成した経緯がありますので、それでは実際にあれから数箇月がたっております。この事業、計画を進めている中で、このエリアの構想についての変更・見直し等を、その辺の考えはどのようになっているのかをお伺いをしたいと思えます。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 吉良議員の大手前開発計画の基本構想案の変更の御質問に対しまして答弁をいたします。大手前開発計画基本構想案につきましては議員御承知のとおり、現在構想案から基本計画の作成に向けまして変更・見直し等の作業を進めているところでございます。しかし、中心市街地活性化基本計画の認定に当たっての5項目の事業内容がございますので、中活の事業内容に掲げております店舗、それから駐車場、それから住宅、それから地域交流センター、広場等の整備の5項目の事業内容につきましては変更ができませんが、個々の施設の利用形態及び規模の大小についての変更が可能であると考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） その辺はですね、五つの条件を満たす中でやるというのは承知をしております。その中で可能であるという表現をされましたが、要は実際に変更を何箇所かされてるのかですね、その辺がもうこの部分はこういうふうに変えます。変えますという部分がもう確定している部分があればその辺を示していただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） その辺につきましては、ただ今申し上げましたように今基本計画に向けての調整中でございますので、まだ確定したといえますか、そういう部分はございません。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） これからということですが、この絵を私見た時にですね、当然これはもう中心市街地活性化基本計画の中の大きな目玉、約50億掛けて整備するですね大手前地区の開発だということで見えております。この中で、この絵を見たときに先ほどの五つの条件というのはですね、満たさなければならぬんだというふうな確たるものを持っているようではありますが、私はこの絵を見たときに、五つの条件を踏まえただけの絵じゃないかなあというふうな。例えばこれが中心市街地というエリアの中で、例えば駅の方だとか、城山の方だとかですね、そういった周辺部が全然整合性を考えた絵になっているのかなあというのが非

常に疑問に思っております。五つのこの条件でこの辺を描いてくれませんかというもので何かつかった。まあ失礼な言い方もかもしれませんが、何か非常にこの絵を見るだけではそういった周辺との整合性というのが非常に見えない。その部分がやはりもっと示していかなければやはりこの計画についても非常にこれでいいのかというふうな声があるんじゃないかなろうかと思いますが、その辺の整合性の考えというのは持たれているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） そうした面をこれから先、この計画策定の範囲の中で考えていかなくちゃいけないところだろうと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） これから先ということでもありますので、じゃあこの絵をつくったときはそういう部分じゃあなかったということでもいいんですね。じゃあ私はですね、この絵を見たときに、もっとこの何というんですかね、この地域が活性化するもっと活性化につながる方法はないかなあというように私なりに考えてはみておるんですが。その中で五つの条件というのをですね、満たしたものをこの中に入れていて私は今佐伯市がですね、いろんな計画を進めている中で、文化会館というものがですね当然今後どうするのかと。これは佐伯市の総合計画の中にも含まれておりますが、私はもうこれは後藤議員が持論のように言われておりますが、私もこのエリアの中にですね、やはり文化会館も入れていいんじゃないかなあというふうに思っております。こちらに図面が出ておりますが、この辺がですね、要は公共公益的な施設という形で位置づけていると思っております。駐車場も用意されている。この辺が公園といいですか、広場という形で位置づけていると思うんですが、もうこの施設をですねこの辺まで考えて、要は公共公益の施設の中に文化会館機能も1,000人、1,500人規模の文化会館も私は入れてもいいんじゃないかなあと思っております。この中には行政窓口センターとか、まちづくりセンターというのが位置づけておりますが、それと複合した施設をですね、やはりこのエリアに私はつくってもいいんじゃないかなあと思っております。今、文化会館がですね稼働率が43%ですか、この計画の中に示されておりましたが、43%ということは年間半分も稼働してないんだなあというふうにみておりますが、やはりそれはただ規模がどうこうじゃあなく、やはり古いというのが一番のネックであろうかと思っております。やはり最新の設備の中で文化会館機能を充実したものを私はこの中に組み込めばですね、もっと活性化につながる要素があるんじゃないかなあというふうに思っております。また、この商業スペースの部分があります。このエリアは私は商業をメインにするんでなく、先ほど言いましたように、公的な施設また歴史や文化を周辺部がありますので、それを兼ね備えた施設、また人が住んでですね住みやすいようなマンション等もありますけど、人が住めるような施設としてこの位置を私は位置づけたらいいんじゃないかなあと思っております。港の開発もさっき言いましたが、非常にこのへんが手薄になってるんじゃないかなあというふうに感じておりますが、港周辺も魚市場のですね、そういった機能を生かして、唐戸市場が非常に事例として出されております。私も見に行きました。土・日のにぎわいというのはすごいです。そういった機能をやはり港の方へ持って行って、やっぱ佐伯の産物をそちらでPRするというのもこのエリア一帯で考えたときの、私は考えを持ってもいいんじゃないかなあというふうに思っております。当然個々の店舗をなくせと言っているわけではありません。

当然生活に密着した店舗というのはこの中で必要になってくると思います。それにもしできるのであれば、プラスアルファをして、例えば佐伯は邯鄲市だとかグラッドストーンとですね姉妹都市、友好都市を結んでおります。そういった国際的なですね要素もあるテナント、例えばアンテナショップ等をですね、こういった店舗の中に入れ込んでみたらどうかなあと。そういう中で、そういった佐伯ならではのそういう友好都市を活用したテナントショップを展開し誘客を図る。そしてさらには、そのテナントショップを佐伯も設置する。そしてそれぞれの国のそれぞれのエリアでも、佐伯のテナントショップを設置していただき、これから佐伯の産物等を発信していく。そういう拠点につくっていくのも一つのこのエリアのやり方として役割がもってくるんじゃないかなあというふうに考えております。私はそういったさらにここが利用頻度が上がる多くの人呼び込めるエリアとしては、そういった部分の整備を考えてみたらどうかなあというふうに思っておりますが、先ほど計画というのはまだこれから23年末をめどに立てるということであります。そういった部分は加味できないでしょうか。考えられないか、ここでは即答はできないと思いますが、どうでしょう、こういった考えというのは。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 港の開発につきましては議員御指摘のような形の方向性で動いているというふうに思っております。それから、例えば海外の国などを入れたテナント、これは可能性はないことはないと思っております。ただ、基本的にはここは地域経済が回っていくところという形にしたいと思っておりますので、元気のある地域の個店、それをできるだけ集める。それで力を整えたころそうした外のものを入れていくという形で考えていきたいと思っております。それから文化会館につきましては、これ当初かなり議論をされた経緯もあります。今といたしますと、昭和50年代ごろ文化会館は大変毎日のように使われていたような状況とはちょっと違ってきているなあというふうに思います。いま稼働率を見ましても四十何日のうちですね、例えば練習に当てるとか、そういったところも全部入っておりますので、実際にあそこを使ってそれを見に来る人たちの稼働ということで考えますと半減、もう少し少なくなるかもしれません。その程度の稼働率ですから、何か催しがあれば満杯になるけれども、ないときにはゴースタウンのようになってしまうという恐れもあります。それからあの範囲に文化会館を入れるとなりますと、公共の施設の部分のほとんどを使わなければ入らないような形になるだろうというふうに思います。そうなりますと、これは今基本構想の段階から実現に向けての基本設計の方に移ってきておりますので、今から基本構想に戻るということはこれはもうできないなあというふうに思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） なかなか厳しいようではありますが、私はそういった部分を考えていったほうがこのエリアの活性化にはつながるんじゃないかなあというふうに思っております。先般ですね、E X I L E（エグザイル）というもう御存じと思いますが、新聞等でもにぎわせておりますが、ドームの方に来てですね、2日間で8万人ですか、のにぎわいがあったと。そんな規模のものは当然できないとは思いますが、1,000人、2,000人こういったツアーというのもドームツアーからアリーナツアー、ホールツアー、それぞれのツアーというのがあります。そういったものを統括したイベンターというのもありまして、そこの交渉の上で佐伯の方にこれも誘致になると思いますが、そういったものをやっぱ人が集まる魅力のあるも

のを誘致をしていく文化・芸能活動等をですね活用しながら、そしてまたここがまちづくりセンター等がありますので、やはりこういった誘致というのは行政だけでは無理と思います。やっぱり民間の意欲的なそういった姿勢の下にそういうものが実現してくるんじゃないかなあと思っておりますので、そういう部分につながればもっともって私はこの活性化につながってくるんじゃないかなあと思っておりますが、なかなかそれは無理のような答弁をいただいたような気がしてちょっと残念に思っております。そういった取組がですねできればいいのになあというふうに思っております。アンテナショップ等については非常にやっぱり佐伯のものを外にPRする発信の拠点ということでもですね、やはり佐伯の中にそういったものを取り入れるっていうのは非常に佐伯の産物をアピールする意味でも有効ではなからうかなあというふうに思っておりますので、その辺もですね、中心市街地の活性化計画の中で何か位置づけができないかを是非検討をしていただきたいと思います。私たちもこの事業につきましては、判断をする立場であろうかと思っております。非常にこれから進める事業の中でちょっとこの事業は佐伯にとってはプラスにはならん、マイナスになるんじゃないかなあというふうなものが見受けられたときは、私たちも残念という判断もやはり頭のひとつには入れて私自身は入れておるつもりであります。やっぱりそうならないためにも有効で効果のある、メリットのあるものを基本構想の中でどんどんどんどん、先ほど言いましたように数値目標を掲げて示して行ってほしいなあと思っております。その部分を強く期待をしてこの質問は終わりたいと思っております。

続きまして、住民サービスの対応についてをお伺いをしたいと思います。この質問はまずア、職員配置についてということで質問を出しております。この件につきましては、今佐伯市が行革の一環で指定管理者制度、また民間委託等を進めております。そういう中で、公の施設もそういった取組のなかでもともといた職員が任用替えというふうになるんですが、行政職として、一般職として市役所の勤務をされていると思っております。その状況はですね今どういうふうになっているのか。任用替えで廃止された行政職となった職員数と配置部署についてをまずお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは質問にお答えします。まず、事務職に任用替えした職員はすべて学校給食業務の民間委託に伴う調理員の任用替えであります。今人数は、平成20年度が3名、21年度6名、22年度13名、計22名となっております。それから配置先は、各振興局に18名、本庁の市民課に2名、保険課に1名、学校給食室1名というふうになっております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 過去3年間で22名ということでありまして。その中で今それぞれの配置している担当課の方を説明をいただきましたが、この22名の配置を見ますと、このうちの18名が各振興局の配置となっております。それぞれ組織はあるんですが、勤務地としては各振興局の勤務となっております。22名中18名であります。ほとんどの配置替えをした、任用替えをした職員が振興局に今勤務をしてるということでありまして。その点についてはですねやっぱりこれだけの人数が振興局の方に配置をされているのは何か特別な理由があるのかですね、それとも本人からそういった希望があってこういった配置になっているのか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 各振興局といいましても8振興局あります。その中で18名ということで各振興局大体2名前後ということで配置しておりますけど、事務いわゆる今までが技能労務職といえますか、現場で働いていた職員ということで、事務になれてないというような感じもあります。ただ、配置する前には前年度には皆それぞれ研修は行ってきておりますけど、どちらかという本庁でかなり業務量としまして、本庁の方の業務量というのは非常に多い。ただ振興局に行きますと、どうしても住民サービス関係が多いんで、できたらそこらからなれていった方がいいんじゃないかなというようなことも思っております。そういうことで一応配置をしていってると思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） よかった露骨に振興局が暇だからと言われるかなあとあって心配しておりますが、振興局で慣れさせてから本庁にということでありまして、実際そういう形で3年間取組をしております。今回なぜこういった質問をしましたかということ、ちょっと住民の方から苦情が私の方にも聞いております。というのが、要は住民サービス、要は窓口業務的な部分が非常に多いかなあとと思うんですが、窓口業務といえますと、住民とそこの地域住民と接する機会が非常に多かろうと思っておりますが、その中で非常に言葉は悪いんですが、何も分からんしを置いてもらうと困ると。いろいろ手続に行ってもあれは分からん、これが分からんというふうな事例が、そういうふうな苦情を私は聞いております。それがですね、1件だけであればその振興局の局長にですね、ちょっとこういう苦情があるから気をつけてというふうには言えるんですが、これが1か所じゃあない。何件か聞いてるんですそういうことが、1振興局だけじゃなく、幾つかの振興局でそういった苦情を聞いております。何でそういうことになるかなあとってお聞きしたりしてみますと、それだけ任用替えの職員さんが各振興局に配置をしているんじゃないかと。要は一般職の経験のない人がそういうふうな形で配置をしている。そういった部分にちょっと要因がある。私も内容だとか、名前とかも聞いておるんですが、それはもうあえて伏せておきたいと思っておりますが、非常にそういった苦情が出ているというのが現実でございます。その辺は解決策を図っていただきたいなあとおもうんですが、慣れさせるために振興局に行って本庁に戻すというんじゃないくて、やはり本庁という大きな組織の中で人数も多いわけですから、カバーしながらそういう部分の業務に慣れて、それから振興局に配置をしていただければよかろうかなあとおもうんですが、その振興局は段々人数も少なくなった上で、そういった経験の浅い人が来ることによって、住民サービス、また住民との対応にちょっと支障を来しているというのは非常に問題があるんじゃないかなあとおもうので、その辺の改善をですね考えていかなければいけないと思っております。その点はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） これもう振興局に限らずですね、本庁もかなりのやはり苦情はあります。入っております。ただ、任用替えした職員だけではないと思うんですけど、どうしても行政といえますか、前も言ったことがあるんですけど、いろんな企業が入ってるような感じの業務が、例えば昨日建設に行っていたのが今度は商工に行くとか、あるいは病院関係に行くとか、いろんな業種が入っております。だから10年、20年たってもですねやはり異動で行くと初めてのところっていうのは、やはりみんな慣れないというのはこれはある程度共通はしてるとおもう。だからあくまでも任用替えだけの職員ではないと思っておりますけど、そういう意見が

あればですね、一応バランスをとった、やはり異動を考えていかなければいけないのではな
いかなというふうには思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 本庁でも苦情が出ておりますと、簡単に言ってほしくないなあと思うんです
が、そういう苦情がないような対応をやはりしていかなければいけない。もう振興局だけで
はなく本庁にもかなり苦情がありますというの、やはり体制の見直しを図ってほしい
なあというふうに思っておりますが、当然職場が替わるとふなれな分というのがある。で
もそういうのをカバーするのが組織であって、やはり上司がおって部下がおって、そういう
組織の中でやっている中で、やっぱカバーをしあいながらそういう体制でやっていかなくち
ゃいけない。確かに任用替えてねいきなり振興局に任されても、やはり本人さんも不安があ
ると思うんですよ。やっぱそういうのもやはり加味しながらやっぱ職員配置人事ですね、と
いうのをやはり考えてほしいなあというふうに思ってますんで、検討の余地があるとい
う。余地じゃあなくて検討を是非していただきたいと思います。よろしいですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 異動の時はですね、一応各振興局長あるいは部長、いろんな意見は聞い
ております。それとまたうちの行財政改革の方で振興局に出向しているいろんな意見を聞いてき
ております。だからまあ実際そういう意見もあるし、あるいはよく頑張っているなあという
判断をしていただいている局長さんもおります。だからそういうのも組織として、やはり1年
目あるいは4年おる人、やはりカバーしあいながら業務を回していかないとこれはいけない
ということは思っておりますので、今後ですね、今の意見を参考にしながら、またいろんな
意見を聞いて100%を目標にですね、結果は100%にならないかも分かりませんが、そうい
う目標をもって人事異動を行っていききたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ぜひ住民から苦情のないような体制を、もうそれが一番でありますので、と
っていただきたいと思います。それでは続きましてイに移ります。資材の管理と支給につい
てお伺いをしたいと思います。カーブミラーあるいは側溝のふたとかですね、そういった地
域で修理箇所とか出てくると思いますが、そういったところの資材ですね、カーブミラーや
側溝のふた、そういった資材は市としてどのように管理をしてるのかというのと。また自治
区、各区からそういった設置の要望があったときに、どのような対応をされているのかをお
伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 吉良議員の御質問にお答えいたします。お尋ねのカーブミラーや側溝の
ふたなどの資材の在庫は中古品を置いてございません。自治区等からの設置の要望があつた
場合につきましては、区の方から要望書又は申請書を出していただきまして、危険度、緊急
性を調査し設置、若しくは支給をしております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 受注生産的な確保になるんですかね。もう在庫は持たないということで、そ
の中で区から要望があつた時の申請があれば設置・支給をしてるということではありますが、
この設置・支給というところではありますが、実際に要望をしたときにですね、市の対応とし
て本庁までとり来てくれというふうなことを言われたというふうな話を聞いております。カ

ープミラーまた、側溝のふたとかかなりのですね大きな物であります、それを本庁までとり来て下さいというふうなことはちょっとサービスとしては優しくないなあというふうに感じております。よくサービスの中で、自助・公助・共助という部分をうたいながら進んでいると思いますが、特に周辺部はですね、とりに行くといったらもう30キロも40キロも遠い地区もあります。それを資材を本庁までとりに来て下さいというのはちょっと冷たいんじゃないかなあというふうに感じております。そういう部分はですねせめて各振興局にもですね置いて、振興局にありますのでとりに来て下さいと。そういうふうな体制を取っていかねば、ちょっと今の私が聞く中でのそういった対応というのはちょっとこれだけ広いね佐伯市、合併して行政が遠くなった中で、もうちょっと配慮した支援ていいますか、体制をとっていただきたいと思います。また設置というのも聞きますと、設置はそれぞれの要望したところがつけてくれというふうな設置だというふうに聞いておりますが、先ほど設置・支給をしてるということで市の方も内容によっては設置をするということで、そういう解釈でいいですかね。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） お答えいたします。まず、要望があった場合、資材を本庁にとりに来てくれないだろうかということにつきましてはですね、実際側溝のふたなど、枚数とか多くない場合はですね、そういったことがあったかも分かりませんが、通常は、通常と申しますか、こういう例がございました。宇目の例でしたけども、うちは現物支給をします。ですから市道につけるカーブミラーを支給申請であがってそれをしまししょうと。ただ宇目からこちらに来ていただく場合、区長さんが必ず車で運転できてとりに来れる。そういうフットワークを持ってるとは限りません。で、それと実際カーブミラー結構直径大きいもんでございます。それを区で現物支給ですから、たてこんで下さいという基本はそういうことです。宇目の場合ですけど、振興局の局長にお願いしまして、振興局の職員も行きまして手伝ってやったということがございます。ですから議員御質問のことにつきましては、個々のケースバイケースでの判断も若干含まれると思いますけども、そういった自助・共助の部分はやっぱり範囲があると思いますので、公助として市がやれる部分というのはそうやって出向くなり、そこらは先ほど申しましたように、そのケースによってですね、判断はいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ケースに応じてということでありますので、是非ですねその辺は、広がって振興局も各エリアがあります。その中でそういったですね、本庁にとりに来てくれとか、そんな冷たいことを言わないでですね、各振興局にまでは持って行きますからと。そういった部分のやはり配慮をしていただきたい。そういった部分が一番地域住民にとっては、ああ、市の人がよくやってくれたというふうが一番見える部分だと思いますので、その部分の配慮ができるですね、行政支援をしていただきたいと思いました。よろしく申し上げます。その部分を期待しまして、一般質問を終わりたいと思えます。

議長（小野宗司） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

次に3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。今回は国の出先機関廃止問題について、国民健康保険税と広域化問題について、緊急通報システムについて、以上大きく3点、

一問一答で質問します。まず、国の出先機関廃止問題についてですが、アとして、国土交通省佐伯河川国道事務所及び公共職業安定所、通称ハローワークと呼んでますので、今日はハローワークというふうに話しを進めます。それと労働基準監督署の存続問題についてということですが、ほかにも国の機関はあると思いますけど、特に市民に影響が大きいと思われるものを今回取り上げています。御存じのとおり、平成20年5月、旧自公政権の時代ですが、地方分権改革推進委員会が第一次勧告を出しまして、それ以来昨年11月に第四次勧告を出しました。そして今年になって民主党政権になって6月22日、それまでの地方分権という言葉地域主権というね言葉にかえましたが、地域主権戦略大綱を閣議決定しました。この間の流れ、地方分権改革推進委員会からの流れは、国と地方の役割の見直しとして様々な分野で権限委譲の方向が出されました。しかし、中には本当に見過ごせないという問題も数多くあります。その一つが、国の出先機関廃止の問題だと思います。で伺いますが、地域主権の名の下で出先機関の原則廃止することに対して市の見解を伺います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 6月22日閣議決定の地域主権戦略大綱に盛り込まれております国の出先機関の原則廃止することに対する市の見解についてということですがけれども、地域主権改革は、日本国憲法の理念の下に住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革であります。この地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置を定めるほか、今後おおむね2年から3年を見据えた改革の取組方針を明らかにした戦略大綱が閣議決定されております。この中に、国の出先機関の原則廃止が挙げられています。佐伯市には、先ほど言われましたように、三つの機関があるわけですがけれども、これらの機関が佐伯市からなくなるということは、佐伯市にとって大きなマイナス要因でありますから、今後そのような情報が入り次第に、現状維持についての働きかけをしていくという考えです。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 地域主権戦略大綱ということで、初めて聞く方も多いと思いますけど、原則廃止ということで各省庁に投げかけをしました。8月末までに各省庁から自分とかがそれを受けてねどうするかということはいわゆる自己仕分けですね、行いました。それを見ますと、国土交通省は全160ものうちですね、一部は国営の公園管理とかね、そういうのは少し地方に移そうということになりましたけど、8割はやはり国に残すというふうな結論を出して、廃止や民営化と結論をつけてるのは事務は全くなかったと。それから厚生労働省もこれハローワークと労働基準監督署ですけど、こちらですね、こちらの場合はずべての事務や権限は引き続いて国がもつ必要があるというふうに出しました。つまり自主的にゼロ回答をしたんですね。そういうふうにはやはり国がね持つ必要があるというふうには答えてるんですが、しかし民主党のですね、マニフェストは原則廃止というふうに掲げてますので、政治的にはですね、これからやはり廃止の方向が打ち出されるということが大いに可能性がありまして、見てみるとですね、早ければ2012年、再来年度からですね地方移管を始める可能性があるかと。ハローワークなんか何かそういうふうなことを書いてますね、そういうところで我々もですね非常に危機感を持つべきことかなというふうに思ってます。その地域主権の戦略大綱はですね、ちょっと部長が今言われましたけど、内容はこういうことなんですね、

社会情勢の変化の対応ってということで目指す国の形としてですね、地方公共団体は住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担い、国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務を始めとする本来果たすべき役割を重点的に担えるというふうなこと。つまり言いかえると軍事ね、外交こういうものは国が担うけど、それ以外はもうやらないよというふうなことですね。それから住民による選択と責任というところを見ると、地域主権改革が進展すればおのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくるものであると。地方公共団体の首長、市長ですね、や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になる。地域主権改革は単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという責任の改革であり、民主主義そのものの改革である。住民や首長、議会のあり方や責任も変わっていかねばならないというふうに書いてるんですね。ここがねやっぱり本質だと思うんですね。地域主権改革、本当にいい言葉であるんですけど、さっき言いましたけど、結局軍事、外交以外はすべてね地方にやってしまうと。ちょっと市長に聞きますね、ねえ市長。そうやって分権というんですね、手放しで喜べるのかと。今あったようにね、市長は我々議員もそうですけどね、住民の暮らし、福祉はすべてあなたの責任ですよとね、もし市長がねえ、やる政治の中で住民の暮らしが悪くなったり、そういうふうにしたら選んだ住民が悪いんやと。国は関係ないんですよということを言ってるんですね。そこまでの文書が読み取れるんですけど、市長どうですかねえ。よくよく考えてみたらねえ、国の責任がなくて後地方が勝手にやれよというふうなことについて市長自身はちょっとどう思いますか。ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんこんにちは。高司議員から言われました地方主権戦略大綱という中ですけど、九州の市長会の道州制の話もですね入ってきまして、非常に微妙なところがあるわけです。特に基礎自治体という形ですね自治体の考え方をどうもってくるんかということで、ある程度の政令都市等については、そうした100万から70万まで落としてですね、基礎自治体のつくりかたをやっているということは御存じのとおりだと思ってます。地域においてもこうした今議員が言われる国交省の問題、厚労省の問題というのは、やはり現在の地域では非常に難しい部分が多いと思ってます。特に後ほどまあ出てくるわけですけど、国交省の分については一時的に一級河川の番匠川の問題等については、一級河川を廃止して地方に移管するということもありました。そうすることによって国交省、当時はこれは政権が違ってたんですけど、そうしたことも言われた時代もありましたが、私ども一貫してこれについては反対という形をとっております。また、厚労省においても、この佐伯市の一自治体でそれを移管されても現状ではまだ非常に難しい。保健所等においても同じようなことが言われておるわけですけど、国のあり方というのが、これがどういう具合になってくるのかというのを私どももまだ現状を見ながら、そして現在では現状維持について働きかけをしたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 市長ありがとうございます。国がね責任を持つべきところはやはり持つというのは私原則だと思うんですよ。今の民主党の政権、代表選のね選挙の中で、一括交付金の話が出てます。これと実は絡むんでけどね、いわゆる補助金義務づけなどいろいろありますけどね、それに対して一括交付金をすれば財政がね2割出さなくてすむという見方をして

るんですね。一括交付金になる対象の事業というのは、ほぼ8割が実は福祉と教育の分野なんです。これがね2割削減できるなんかいうことになったら大事ですよ。暮らしと福祉と教育の関係の予算ががらっと削られると。そうすると当然地方自治体はその残ったものでねすべてを運営しなきゃいけないというふうになりますので、これは大きな問題だということですね、ちょっと一言触れて次の質問に入りたいと思います。イとして、ちょっとそれぞれ細かいところに入りますけど、国土交通省の出先機関の廃止された問題の場合の市民的影響について聞きます。国交省の出先機関、佐伯河川国道事務所がありますけど、これが廃止されると番匠川・国道10号線の管理をします。維持管理予算はもちろん、地元業者の仕事、雇用などに大きな影響があると考えますけど、市の見解を伺います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） お答えいたします。国土交通省の出先機関廃止は、関係する権限や予算が地方へ移譲されることが前提であります。財源が保障されない場合は、番匠川・国道10号の維持管理予算が減少し、地元業者の仕事や雇用などに大きな影響が出ることが考えられます。また、番匠川の河川改修は現在も継続中でありまして、維持管理を含め国直轄管理河川のように専門技術が必要な分野を地方公共団体に対応できるかという懸念もありますし、今まで直轄で対応していた河川改修が地方公共団体に移管されることによりまして、これらの事業にかかる地元負担金が発生することも懸念されます。このように財源や人員などの課題や地域経済に与える影響は大きいと考えられますので、今後につきましては、出先機関の受け入れなどの課題を含めまして、財源問題の解決なしに出先機関が廃止されることのないよう、国の動向に注意しながら県の意向を考慮し対処していきたいと考えております。また、番匠川水系の開発協議会としましては、番匠川を今後とも国による直轄河川として継続することを九州治水期成同盟連合会の期成会別要望事項として国土交通省等に対し要望しております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 今回の問題は珍しくというか、私と意見が一致をしているようにありますので、あまりいろいろは聞きませんが、しかし恐らくねなかなか市民の中にはそんな問題があるかというふうなですね、分からない方も多いと思いますので、ちょっとですね、国交省があることのメリットですかね、出先機関があることのメリットということちょっと考えたいと思うんですけど、番匠川がですね、国の管理でなくて県の管理だったらどうなってしまうかということですね。今、国交省の佐伯河川国道事務所の予算額がですね、今年度が112億円です約、大きいですね、もちろん今東九州自動車道がありますのでねちょっと膨らんでるんですけど、じゃあそれがなくて、河川関係ですね。番匠川の関係だけでも54億円あるんです予算が、これは佐伯市ですね投資的経費、今年度のね当初予算と比べると大体62億6,000万ですから86%占めるんですね。番匠川の予算だけで佐伯市全体の投資的経費の84%予算があるんですよ。これがね県に移されたら当然全県の中で重点配分してくるから、かなり減るといってね恐れが当然のごとくあります。それから維持管理費の面をみても、例えば堤防をみたら分かると思いますけどね、草刈りとかですねこれ国交省の管轄はいつもきれいに足場を刈られてねしてありますが、県や市の管轄になると途端にですね、草ぼうぼうというのが恐らく実態だと思いますし、それから道路もそうですね。側溝の掃除とか草刈りもそうですね、ちょっとした補修もですね、国道であれば早く済ましてます。堤防や道路の巡回パ

トロールの頻度もね、これは県に比べて国は一日に1回、2日に1回とかね高い頻度でやられてますし、それから万一災害で国道が仮にね通行止めになったとしたときには、実は方針があってですね、24時間以内に最低片側通行を含めね、工事を完了するというのが今の国交省の方針なんです。もしそれが駄目でも遅くとも48時間、つまり2日以内には必ず復旧するというのが方針なんです。それが今の、例えば市道やね県道でそういうところができるかどうか。それからもちろん道路の補修、橋梁・トンネルの補修とかね、いろいろこういふところがあると思います。それから市民の皆さんがね、聞くとやっぱり心配するのは番匠川がですね、もし万が一破堤したというふうなことになった時にどうするかということになると、やはり国の出先機関がねあるないではやっぱり大きな安心安全面で違いがあると思うんですね。そういうところを考えて意見は一致してますけど、市民の皆さんにですね、やはりこれは市がやっぱり世論をねつくっていかないと、なかなか国の方針を変えるというのは難しいと思うんです。やっぱりこの佐伯市民が、やっぱりこの国交省出先が必要じゃあないかというね、世論をつくっていくことが大事だと思いますので、何かその辺ですね、市長として、部長でもいいんですけど、市長考えがね、いい考えがあればちょっと聞かせていただきたいんですけど。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） さっき部長が、私どもが申し上げましたのは、番匠川を今後とも国の直轄河川としての計上をするということで、番匠川水系開発推進協議会というのをですね、提案したときに、これ議会にも確かお願いしとって、そして会議所の方もですね同じような状況をですね出させていただいております。そうした中で、この番匠川についてはなかなか世論をあげるけど、実質、現実味をおびてこないとなかなか動かないと。それから議員が言われましたように、よく一括交付金の話もですね出てくるわけですけど、これは正確ではちょっとこの場でと思ったんですけど、基本的にも国の中の考えは国道・県道・市道これを全部総括して一括交付金で整理することによって無駄な配分をしないでいいんじゃないか。そこにおける職員の削減もできるんじゃないかということで、公務員の削減等もですね入れたと。それが地域戦略会議の中での大きな枠組みの話じゃないかと思っております。市長会といたしましても、そうした中で地方負担がですねこないような形で、今、地域の声を上げるということをやってますし、また議員が言われるように、こうしたデメリットの面についてはやはりアピールをしながら、どのような行動をするかということも今後は考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ、次ウに移りたいと思います。次は、ハローワーク及び労働基準監督署が廃止された場合の市民的影響ということで、ハローワーク、労基署の廃止は雇用対策や労働者の保護など市民に対する影響が大きいと考えるが、市の見解をお伺いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 現在佐伯市には、臼杵市・津久見市・佐伯市の3市を管轄します佐伯ハローワークと労働基準監督署があります。御質問の廃止された場合についてですけども、これらの機関に直接確認をしました。そうしましたところ、廃止されるような計画等は現在ございませんという返答でありました。地方に権限が委譲されるといたしましても財源ですとか職員の問題、これ職員の資質の問題もあると思いますけれども、それにスケジ

ユールと大変不明な面がありまして、そうした情報を今もっておりません。ただ、そうした
ことよりもまず先にですね、職業紹介あるいはですね、労働の問題については国の責任にお
いて対応すべきものであるというふうに考えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと何か今数字が違うんじゃないかと思います。すみません、ちょっと
訂正させてください。河川の予算は54億円じゃなくて5億4,000万、大変申し訳ないです。
訂正したいと思います。ハローワークの関係、ちょっと私もね質問したあとに、もう出した
からね通告したあとだったんですけど、廃止という表現がねおかしかったなあと、地方移管
ということですからね、ハローワークがなくなるという意味じゃあないと。ただ問題は地方
移管することが問題ということを出していますので、ちょっと質問を進めたいと思います。ハ
ローワークはですね、ちょっといろいろ調べると結局ILO条約でね国が労働者の職業の紹
介とかの機関については国がやらなければいけないということになってるんですね。だから
そもそも地方移管すること自体がこれももう条約違反ですからできないとは思いますが、
ハローワークはですね、既にもう統廃合が進んでね、御存じのとおり県北ではですねなくな
って困っているという問題もありますし、人員削減だってほかのところと比べて今度の2011
年度に向けてですね、各省庁がプラス要求をしてる中で、どうもこちらの方は労働行政の方
はマイナスになってるし、2009年を調べると306名減、今年は226名と全国でねいう減とい
うふうになってるんですね。しかし現実には佐伯でもそうですけど、ハローワークに行ったら
ですね、もう本当はっきりなしに失業者だとかね職を探している方が次々来るんですよ。そ
ういうふうなのが今の現状ですから、やはりハローワークというのは減らすんじゃないかとね、
やっぱり充実することが求められているというふうに私は思っています。地方移管のね部長、こ
れは部長でもいいんですけどね、問題はね、例えば職業紹介をするような部署が佐伯市に、
佐伯市がやるようになったときにね、私自分で考えたときにね来にくいんですよ。だって市の
職員さん皆さん知ってるし、そこにですね私失業しました、職探してくださいとね、国の機
関に行くのは、向こうに行ったら知らない人ばかりですよ。そういうこともあるんです
やっぱり住民がみたときにね、国がやってることが本当に安心してね公平で見てもらえる。
責任もってやってもらえる、そういう信頼があるんじゃないかと私は思っているんですよ。だ
から単に仕事の内容がね国から市に移ったとかね、そういうだけの問題じゃあないというふ
うに思いますし、統合でもされたらですね、大分に行けとね。失業したりするような人た
ちが電車に乗って行けというんかというふうなことになりますから、その辺ですね考えてい
だきたいと思うんですけど、ちょっとその辺だけちょっと部長、考え方があればお聞かせく
ださい。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先ほども申し上げましたけれども、ILO条約の問題等もあり
ますけれども、こうした内容につきましては、国の責任において対応されるべきものと考え
ております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 労基署のこともひとつ紹介っていうんですかね、問題点を指摘しておきたい
と思います。実は労基署を市に移そうとする動きの背景はですね、実は大企業なんか不払
い賃金ですね不払いだとか、偽装請負とか派遣とかに対してやっぱり地方のですね労働局、

労基署が一生懸命やっていますわね取り締りしたり、これにね反発してるとかあるようなんですよ。で地方にありたらですね、当然例えば佐伯市に労基署の仕事をする事になったときには、例えば企業誘致したりした企業が何か違法行為をしたとしてもね、なかなかやっぱりやりにくいんじゃないかと思うんです私ね、単純に考えたとき、やはりこれもそういろんな面からみても国がね責任もってやるべきかなというふうには思いますが、そういうところは部長どうでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 議員御指摘のとおりだと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあこの問題はですね、出先機関の廃止の問題というのは本当に市長を始め皆さんおっしゃるようになりますね、佐伯市の住民にとって非常に大きな問題でありますので、引き続いてですね一緒に奮闘するという事をね誓って次の質問に移ります。

大きな2番目は、国民健康保険税と広域化の問題についてです。アとして、国民健康保険税の値下げについてということをお聞きします。大体国保の問題はですね、私は年に1回以上大体取り上げてまして、これまでも減免制度の問題とかですね、資格証明書の発行、それから健康増進の問題とかですね、度々いろんなテーマで取り上げてます。市民の3分の1が国保に加入してますので、非常に関係の深い問題であります。今までですね値下げをしてほしいという要求はなかなか要望は出せなかったんですね。というのも基金もないしですね、なかなか一般会計から繰入れる以外はなかなか手がないかなあというふうに思ってたんですが、今回ですね、このテーマを出すことができたのも基金が積み立てられているということが分かりまして、それを利用してですね値下げをする環境が整ったかなあということで提案・質問をしたいと思います。昨年度末の国保財政を見ますと4億円、正確には4億2,333万円ですが、の基金が積み立てられています。その一部を切り崩して国保税値下げとしてほしいと思いますが、どのように考えているかお尋ねします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 高司議員さんの国民健康保険税の広域化問題について、アの国民健康保険税の値下げについて答弁いたします。基金を処分する場合は、保険給付に要する経費に不足を生じた場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき、または保険事業に要する経費に充てるときに限り処分をすることができる条で定められています。例えば、インフルエンザの流行などで突発的に支出が必要になった場合などであれば処分は可能であると思いますが、国保税を値下げするために基金を取崩すことは現時点では考えておりません。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 大体いつもなかなか値下げには踏み切れない答弁ですけど、この実はこれを出す前ですかね補正予算が出てましたね9月補正予算。これをよくよく見ると国保の特別会計ですね、こちらの方に2億3,502万6,000円の基金を積み立てるといふに補正予算を組まれてる。そうすると合わせて6億5,800万円を超える基金が積み立てられることとなります。ちょっと思ったんですけど新佐伯市になってねこのような基金が積み立てられたことがありますかね。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） お答えします。6億という基金はございません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ないんですよね。今まで一般会計から6億繰り入れる予算を組んだことはあるけど、反対はないんですよね。国保財政は御存じのとおり本来ですね国が国庫支出金をね増やせば問題ない問題ではありますけど、現状では国の方針というのはですね、県や市町村同士助け合う方式ですね。拠出金を出してそれぞれその拠出金をプールしてですね、そこから医療費の多いところとか、高額医療費のねカバーするとか、そういうふうには実はお金が使われてまして、広域化の前段ではないかということも考えられますが、それはともかくですね、佐伯市の場合、実は国の財政基盤強化策というのが平成21年度終わるところがですね、22年度から4年間延長されまして、平成25年度まで延長されました。それを見ますと、例えば、高額医療費共同事業平成21年度決算では2億5,800万円ありますし、保険財政共同安定化事業というですね、1件30万以上のレセプトの場合、それをカバーするものなんですけど、これが9億3,600万円、そのほかですね国保財政安定化支援事業とか4億6,300万円とかですね、かなりの額が実は財政基盤強化策で佐伯市に国保財政に入ってます。よほどのことがないとね今赤字にはならないような私は状況じゃないかと思えますし、一般会計を繰り入れしなくてもね国保運営可能かなと思ってます。それで具体的なちょっとこう考えを見ますと、平成21年度の決算見込をみるとですね、国保税の収入総額が24億7,712万6,384円ですから10%ねこれ引き下げたときには2億4,771万ちょっとでいいんですよ。平成22年度が収支とんとんだとしても6億5,800万から2億4,771万引きますので、4億円以上のね基金が残ります。国が決める基金の基準というのが過去3年の給付費平均の5%ですから、計算するとですね3億811万円なんですね。ですから国の基準を上回りますから問題ないかなと思えますし、それから値下げの方法も単純に所得割軽減する方法とかね、応益の負担割合変えるとかいろいろありますけど、国保のですね平均の1人当たり1年間で9万円ちょっとじゃないかと思うんですね。これ自分の計算した数字ですが、もし違ってたら訂正してください。平均10%下げますと1人当たり年間9,000円から1万円下がるというふうになります。中にはですね中所得者あたりになるとやっぱ数万円国保税が下がると思えますので、是非ですね、ちょっと何か工夫をしてもらってね、これはもう市長に聞きますけど、国保の負担がねやっぱ市民が非常に大変なんです市長、滞納が今7億円以上ありますよね。1年に不能欠損が7,000万以上やってるんですね、だからかなり多くの市民がねやっぱ高い保険税に苦しんでるというのが私実態じゃないかと思うんですよ。税金を一生懸命払ったらね今度は病院に行くお金がなくなるというふうなのがやっぱ市民の中にもたくさんいますのでね、ちょっとこ私が今部長の答弁よく分からないところがありますけど、そういう財政的にみても私は問題ないと思えますので、何か市長の方からですね、そういう検討を市長がやっぱ言わないとねなかなかやっぱ現場の方は検討しませんのでね、その辺どうかちょっとお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど部長が申しあげましたように、一つの条例の中の定めもひとつあるということ。また、現在不確定な要素として後期高齢者の問題が国保にどのように振り返ってくるかということが分かりませんし、県下でも佐伯市は医療費がほかの他市に比べて安いといういろんなメリットの中で、国保のこの黒字ができたと思っております。こうしたのは

基金ですので大事に運用しながら値上げがないような状態で辛抱していく方向でやっていきたいと思っておりますので、現状では値下げということに対して基金の取り崩しということとは考えておりません。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 市長、市長の代でね国保税を値下げするというのは大きな実績と私は思うんですね。恐らく今まで歴代の市長さんで国保税下げたという人はあんまりいないんじゃないんですかねえ、そう思います。私絶好のチャンスやないかと思うんです。さっきちょっと後期高齢者の話が出ましたけど、広域化が目前なんですよ。私はもちろん広域化は反対ですけどね。そういうふうなことになるれば都道府県の今度運営になりますのでね、せっかくそういうふうな状況であっても、今度都道府県になったときには使えないということになりますからね、その辺も考えて今のうちにですね、使えるときはきっちり市民にね、加入者に返すというふうなことを考えてほしいなあ。とにかく市長本当値下げということはこれは本当、恐らく市長になっても初めて訪れた私はチャンスじゃないかと思えますからね。そういった政治的な部分も含めてねもう一度ちょっとお聞きしたいんですけど、検討する考えは本当はないですか全く。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 同じことを言わせていただきます。議員の言われますね広域化になった場合の扱いもですね、地域における財産ですので、これを没収されるということは考えておりませんし、やはりこれは市民の財産だということで私どもはその時は、広域化については、この基金については市民の財産としての取り扱うように措置を持っていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ、なかなかやると言わないので私もちょっと市民の皆さんとですね署名に取り組んででも要求していきたいと思えます。次にイの高齢者医療制度改革と広域化についてお伺いします。2点お聞きします。一つは、国保の改定によって都道府県に広域化等支援方針をつくらせることになりましたけど、佐伯市としては、この広域化についてどのように考えるか。それからこの広域化等支援方針をですね策定するに当たって県との協議することになってますが、その状況とか、それからスケジュールですね。それから支援方針の内容について分かる範囲でお聞きします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 国民健康保険の高齢者医療制度改革と広域化について御答弁申し上げます。市町村国保は、国民皆保険の最後のとりでとして機能しているため、必然的に低所得者が多く、保険財政が厳しいという構造的な課題を抱えています。こうした制度上の問題を解消するためには、国民健康保険そのものを国の責任で運営すべきであるとの従来の考え方に変わりはありません。今回、国は市町村国保の都道府県単位化を進める方針を打ち出しましたが、いまだ運営主体は決定していません。将来すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化が実現するまでは、当面、都道府県単位による国保の運営を行わざるを得ないと考えています。一方で、その運営主体が都道府県とされれば議論の余地はあるものの、市町村で構成する広域連合で制度設計が行われることになれば、かねてより全国市長会が主張してきたように都道府県単位化のメリットは著しく損なわれると思えます。次に ですが、広域

化等支援方針の内容は、本年4月23日開催の国民健康保険高齢者医療主管課長会議で明らかにされました。県においては広域化等支援方針検討委員会を設置し、本日まで検討委員会を2回開催しています。これに先立ち、本市を含む5市1町に国保連合会を加えた幹事会を2回開催してきたところです。国の示す広域化等支援方針の策定促進策には、普通調整交付金の減額措置の適応除外が設けられています。これは、各年度の9月末、平成22年度に限り12月末時点において、都道府県が策定する広域化支援方針に、1、保険者規模別の目標収納率、2、収納率の達成状況に応じ、技術的助言または勧告の実施、都道府県調整交付金への反映の2項目が定められている場合には、当該都道府県内の市町村については、普通調整交付金の減額措置は適用しないという内容です。このため、22年度においては、この1点に関し協議を進め、12月末までの策定を目指しているところです。23年度以降の支援方針については、まだ詳細な協議を進める状況にはありませんが、1、広域化のメリットとデメリット、2、広域化した場合の保険者の選定等が予定されています。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 国の責任でね運営するというのも本当その立場をです。是非貫いてもらいたいと思いますが、今政府が進める広域化の狙いはですね、それぞれの委員さん語ってますけど、一般会計の繰り入れをね全廃するというのがまず目標なんです。佐伯市の場合は行ってませんけど、全国のですね市町村の7割が実は一般会計から繰り入れてるんですね、これ法定外繰入といいますけど、そういうふうなことで保険料の値上げを抑えてきてます。それ以外にですね、国保以外のですね保険者がありますね、組合健保とかそれから国保組合とかね共済なんかもそうでしょうけど、こういうところはそれぞれの立場でですね、医療費のね負担を抑えたりとか、加入者の労働者と労使のですね負担割合を変えたりとかね、そういう努力を実はしてるんですよ。老人保健法も実は公費負担拠出金でですね高齢者の医療費の負担を抑えてきたと。こういういろんな国保を始め、ものをですね実はそれをすべてがらぼんでね解体して再編しようというのが実は今政府の広域化の狙いでありまして、一言でいうと医療を受ければ保険料にはね返ると、負担増がもう耐えられなければ今度医療費を制限するというふうなですね、今の実は狙いなんです。実は広域化がですね進む、例えば今おっしゃった都道府県にもしなったときにねどうなるかということ、我々地方議員、市議会議員もね声が届かなくなるんですよ。そうなるって後期高齢者医療制度を考えたとき分かると思いますけどね、佐伯市から2人しか議会に出てません。議員の声がなかなか届かない。ましてや市民の声が届かなくなるというのがね一番大きな問題だと思うんですよ。そこら辺を是非部長考えていただきたいと思います。支援方針の策定ということで今2回ですか開催されているということですね、こちらの支援方針の策定はちょっと調べるとね、もっと問題ですね。今市町村の意見を交換する。意見をね協議に入ったと言いましたけど、どうも制度上は県知事の専決でね決められるようにあるんですよ。そうなるってですね、私たち市議会はもちろんですが、県議会も実は県議会を通さなくてこれができるって、支援方針の策定ね、して進められるということになってるんですよ。ちょっとまあもし部長ね、それは違うんじゃないかということがあれば言ってほしいんですけど。そういうふうな実は制度になってるようにあります。ひとつね厚労省は、まずそこですね、先にそこだけ聞きます。そういう仕組みになっていることは御存じですかね。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 議員さんのおっしゃるとおりであります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） そういうね、厚労省が実は支援化方針を策定したときにはね、今収納率が低下したときにはペナルティっていうのがありますね、佐伯は今のところないですけど、普通調整交付金を減額するというペナルティがあるんです。これはもうしないということにしてるんですね。ところがですね、よくよく見るとね、今度県がねペナルティを決める権限を持つんです今度。それでさっき部長がおっしゃいました、平成22年は減額しないよというふうに言ってましたけど、平成23年以降は分かりませんよね。今県からの調整交付金は平成21年度決算を見ると5億円なんです、その5億円を広域化等の支援化方針ができてね、各市町村がその達成条件によってその配分を変えるという恐れがあるわけですよ。そうするとそれを佐伯市がですね達成がよくなければ今入ってる5億円というのがね減らされるという可能性があるわけで、その辺どういうふうな対応をされますかね。この平成23年度以降ということになりますけど、佐伯市としての態度を決めとってほしいんですけど。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 目標収納率ですけど、佐伯市の場合、他市と比べて高い収納率になってます。22年度の広域化による目標としまして、91.89というのが設定されているようですが、今現在佐伯市は92.71ということで、その部分もクリアしております。だからそういった面の心配っていいですか、あまりないのではないかなと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 部長、広域化になるとですね、御存じでしょうけど、収納対策とかね医療費の適正化ということが目的で入ってますから、当然ですね医療が制限され、広域化になるとですね後期高齢者医療制度と同じように保険加入者がね増えて医療費がふえると保険料が上がっていくというね仕組みになります。そうするとですね当然やっぱり滞納が増えて、今度市町村はですね徴収業務に追われる。機械的に徴収していくというふうな形になりますから、そういう国保になっていいのかというのがね、国保のひとつの大きな問題と思うんですよ。もう一つですね、保険財政共同安定化事業というのがあります。さっき9億3,600万今あると言いましたけど、この拠出金にですね所得割を導入しようという動きがあるんですね。これは今保険のですね加入者の数とか医療費の実績割でですね、拠出金を決めてまして、佐伯市にとって私有利だと思ってるんですねこれはね。それが所得割が導入されたときにですね、どうなるかというのがもし部長分かれれば教えてください。佐伯市の影響ですね。

議長（小野宗司） 平山保険課長。

保険課長（平山和也） お答えいたします。御質問の保険財政共同安定化事業に関してでありますけれども、国の方針の中ではですね、この部分を拡充し、都道府県単位化を進めるというシナリオの中に組み込まれております。現在はですね、佐伯市においてはこの保険財政共同安定化事業による拠出の部分が、県内の中でも拠出超過の市町村となっております。ですからこの部分に先ほど議員がおっしゃられたようにですね、所得割を導入するということになっていきますと、当然この拠出超過の額が更に増えていくということになるかと思っております。先ほどの質問の中でありましたように、収納率の達成条件によって県の調整交付金の交付という分もありましたけれども、実は理事として会の中に出席する中で、収納率の達成状況において調整交付金を交付するインセンティブとして交付するのであればですね、その財源を

現行の共同安定化事業の超過の市町村の方に回してもらいたいというふうな意見を述べてきた経過がありますので、その部分につきましてはですね、今後デメリット・メリットの部分で県との交渉の中で強く申し上げていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあこの問題は、あと後期高齢者医療制度のね改革と絡みますから、引き続き議会で取り上げていくことを表明しまして、次の質問にいきたいと思います。

大きな3番目は、緊急通報システムについてです。まず、この緊急通報システムはですね、この間、議員さんが何人か取り上げられてる方もおられると思いますけど、ちょっと細々聞きたいことがありますので取り上げました。アとして、機器購入及びコールセンター契約の問題についてということで、昨年度ですね6月議会ですかね、予算をとって緊急通報システムの更新を行ったわけですけど、新たに請け負った業者がですね、経営難で他の業者に譲ったというふうなことを聞いてますけど、状況はどうなっているのかお聞きします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 緊急通報システムに関する御質問にお答えします。緊急通報システム事業は、独り暮らし高齢者等が日常生活相談・急病等、緊急に救助を必要とするときに、本市が貸与する緊急通報システム機器によって受託する受信相談センターに通報することで、関係機関の連携により速やかに利用者の救助・援護及び相談等の対処を現在行っております。従来のシステムの老朽化に伴い検討を重ねた結果、昨年6月に佐伯市緊急通報システム検討会の報告及び提案を受け、8月にプロポーザルへの参加企業を募集し、最優秀提案者選定委員会で株式会社愛ことばに決定しました。すべての機器を新たに構築し、受信相談センター業務を合併前の旧広域圏事務組合からの事業を株式会社愛ことばへ変更し、業務を推進していきました。今年の5月に株式会社愛ことばより、携帯電話による緊急通報システム事業部門に力を入れたいので、現在佐伯市が契約しているコールセンター部門を分離し、在宅医療サポート協会に6月1日より事業譲渡したいと相談がありました。協議する中で、1、機器を購入していること。2、現在の利用者に対し、コールセンター業務の空白期間をつくらないこと。3、他の業者については新たに追加された安否確認・火災警報の機能が使えないこと。4、愛ことばと同額の委託料で受けてもらえるコールセンターがほかにないと考慮し、3社合意のもと6月1日より在宅医療サポート協会に契約変更を行いました。契約変更より3か月経過をしておりますが、利用者よりの苦情または、サービス低下は現在のところ特にありません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） プロポーザルということですけど、ちょっと気になったのがですね、その時点で業者のね経営状態を市の方がつかんでいたかどうかですね。その辺をちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） プロポーザルの際の提出資料の中にはそういった事業の業績とかの資料もいただいております。しかし、選定会議の中の選考基準としては細かいところまでの選考基準は作っていないような状況です。一応考慮はされていたと思いますけど、細かいところまでは見ていなかった可能性もございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文）　そういうことですけど、やはり市の予算をですね使ってますので、経営状態が悪いまま受注をしたらですね、ひょっとすれば下請けのね支払いが滞ったりですね、従業員の給料が未払いになるというふうな事態も起こりますからですね、そういうところがちょっと心配なんです。そういう問題はなかったですかね。もし聞いていることがあれば教えてください。

議長（小野宗司）　石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜）　私が4月から部長になったわけですが、それ以後ちょっと担当課の方から、地元の業者さんの方からそういう話があったということは聞いております。下請けの未払いというんですかね。そういった部分の話は聞いております。

議長（小野宗司）　高司議員。

3番（高司政文）　じゃあそれに対して市は何か対応したんですかね。

議長（小野宗司）　石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜）　もちろん愛ことばの方に、そういう市の方に申し出があった旨を何度も連絡をし、誠実に対応するような指導はしております。しかしながら、一般の業者同士の下請けの契約に基づくものでありますので、そこまでの関与しかできておりません。

議長（小野宗司）　高司議員。

3番（高司政文）　いわゆる公共事業と私はちょっとその辺が分かりませんが、公共事業と違うところがあるのでどこまで元請けの責任というかな、あるか分かりませんが、しかしやはり契約した市の責任は問われるというね可能性も十分あるわけですから、この問題に限らずですね、今後やはり項目をね経営状態のことをどっかに基準に入れるとかですね、何か工夫をして、今後注意してほしいなあというふうに思いますので、それはもうお願いして次の質問に移ります。システム運営上の諸問題だということで3点、機器についての安否確認機能というのがですね付いてます。これがですね、毎朝ランプがついてボタンを押すだけですけど、希望によってですね解除できるというふうに聞いてますが、これではいざというときに役に立たないと思いますけど、その辺の実態をお聞きします。それから、緊急通報の際ですね、これ安否確認も含めてですけど、対応する協力員、連絡のないときですね、協力員の方に連絡がいくようになるわけですけど、それがなかなか大変だというような声も聞きますので、実態はどうかお聞きします。それから3点目が、高齢者の所在不明が全国で問題になってますけど、佐伯市の対応はどうなっているかということをお聞きします。

議長（小野宗司）　石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜）　緊急通報システムの運営上の諸問題についてということでお答えします。最初の安否確認につきましては、旧システムになかったサービスで、毎朝7時より9時15分の間に安否ボタンを押しコールセンターに安否を知らせるようになっております。押し忘れや体調不良などの事情で時間までに押せなかった場合、コールセンターより利用者への確認の電話がかかり、連絡が取れない場合は登録されている協力員へ連絡がいき、安否の確認をしていただくようになっております。新しいサービスですので新機器へ交換時、利用者さんには安否確認のシステムについては説明を行いました。御利用の段階で毎日子どもより電話がかかる。外出が多いので毎日押せない。押すのを忘れ協力員へ迷惑をかける。決められた時間に押すということがストレスとなる。朝起きるのが遅い。元気なので毎日必要ない等々の理由で、現在686名の方が解除されています。この解除されている方で今まで問

題は起きていませんが、せっかくの新サービスなので機会をとらえて再度説明を行っていきたいと考えております。2番目の協力員につきましては、旧機器より更新した利用者は設置した当初の方にそのまま引き継いでなっただいており、2名の協力員が必要です。中には近所に協力員になっていただける方がいなくて民生委員にお願いしている利用者が数多くいます。現在205名中100名の民生委員さんが協力員を引受けていただいております。中には一人で何人も抱えている民生委員もいます。今までなかった安否確認サービスが増えたことで、利用者及び遠く離れて暮らす子どもたちにとってはより安心を得られるサービスにはなりました。しかし、安否の確認のできない場合や利用者が通報した際、何らかの事情で会話ができないとき等に、今までより頻回に協力員に安否確認の依頼が増えました。それにより何人も抱えている民生委員は度々訪問依頼があり大変だという声も聞きます。反対に協力員の訪問のお陰で救急車搬送ができ、大事に至らなかったケースやコンロをかけたまま忘れていたが、火事にならなかったケースなど、助かっている利用者の方もいます。多くの民生委員の方に協力員になっていただいておりますので、担当地区の利用者と協力員の名簿を作成し、民生委員の会議等を利用して名簿の配布を行い、利用者の確認を再度していただいております。次に3番目の高齢者の所在不明の対応についてお答えします。佐伯市の高齢者への対応ですが、100歳の誕生月には市長が直接訪問して祝い金をお渡ししています。9月の敬老週間にも担当者が100歳以上の高齢者に敬老祝い品をお持ちして所在確認を行ってきました。今回の100歳以上59名の安否確認ですが、再度確認のため59名について直近の介護保険利用履歴より49名の方が介護サービスを利用されており、うち32名の方が施設入所でしたので直接施設へ所在確認を行い、30名が施設入所、入院2名の確認ができました。介護サービスの利用のない方10名は入院2名、外来8名の医療保険利用履歴が確認できました。在宅者27名につきましては、調査中に死亡1名、訪問4名、電話での確認22名により、22名は在宅、入院4名の確認ができ、100歳以上59人全員の所在を確認しているところです。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 安否確認をねちゃんと機能果たしとっても、何か先日ですね聞いた話ですけど、心筋梗塞なんかでねもう間に合わず亡くなったという方、たまたま近所の方がね次の日に行ったら亡くなってたというようなケースもありますから、万全ではどっちにしてもね100%じゃないとは思いますが、少なくともですね安否確認の機能があれば翌日にはね連絡がつく。どこかで連絡がついて分かるということがあると思います。それでねちょっと利用しない人の理由を見ると、時間がですね今7時から9時15分ですけど、これ例えば朝6時からね午前中一杯の間というふうなシステムを変えとかね、そういうことはできないんですかね。そしたら利用してない方の理由の半分ぐらいは消えるような気がするんですけどね、その辺ちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 安否確認ボタンの押す時間を延長してはという御質問だと思いますが、確かに延長すればその押すタイミングの時間が多くなるわけですから利用しやすい方も出てくるとは思いますが、なにせ先ほども議員も申されてましたように、心筋梗塞だとか急に救急車なりを呼ばなくてはならないような事態になることも十分考えられますので、あんまり時間を長くしても、今の時間帯内にボタンが押されなければ何かあったのかなあということで、こちらからまたコールセンターの方から連絡をすとした方がいいのではないかと。

そういう考えで今のところはおります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっとこの問題でね、市民の皆さんと話している中で、近所の人同士ですねお互いに連絡員になってねやっているとケースがあると聞いたんですよ。そうするとまあお互いいいですよね、何かのときお互いが助け合うってね。私にちょっと電話をくれた業者の方がおられて、その方も言っていましたけど、交流を利用してね地域のきずなの再生をしたらどうかというような提案もありましたので、今言ったね近所同士で声を掛け合えられるような連絡員になれるようなね、そういう関係も作れたらいいんじゃないかと思っておりますので、お願いします。最後になりますけど、市長このシステムね、全国でも無料でやれるというのは珍しいんじゃないかと思うんです。いいシステムだと思いますので、今後もですね運営面で誇れるようなですね運営をしてもらって、高齢者の方が安心・安全で暮らせるようにねお願いをして質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

これより15分程休憩いたします。午後3時10分から再開いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

次に4番、清田哲也君。

4番（清田哲也） 4番、平成会、清田哲也です。今週から県体が始まります。佐伯市選手団の皆様様の御活躍を祈念いたします。

それでは、通告書に従いまして一問一答方式にて一般質問を行います。最初の質問は、昨日、清家儀太郎議員からバトンを引き継ぎました大型船修理ドック建設推進協議会についてでございます。最初に、発足から現在までの活動状況についての質問を通告しておりましたが、昨日の清家儀太郎議員の質問と一部重複いたしておりますので、小項目アの部分は割愛させていただき、小項目のイから始めさせていただきたいと思っております。皆さん既に御承知のように、日本の景気はかなりの期間低迷を続けております。内需を支えてきた公共投資が財政健全化の名の下に30年前の水準にまで圧縮され、その結果、日本経済の下支えである地方経済は活力を失い輸出産業頼みの脆弱な体質を露呈しております。財政健全化が先行し、経済の立直しは、違うテーブルに置き去りにされているかのような状況と、それのみが正しいと言わんばかりの報道のあり方に違和感を覚えるのは私だけではないと思っております。このような混とんとした経済情勢の下、佐伯市におきましても民間企業の疲弊はかなり深刻な状況であり、従業員の新規採用を控える会社が多いのも当然の経営判断であると言わざるを得ません。息子や娘の働く場所がない。家族で佐伯に帰りたいが働く場所がないので帰れない。そのような声をたくさん耳にいたします。そんな中発足いたしました大型船修理ドック建設推進協議会、先行き不透明な経済情勢の中にあって、正に一筋の光明を見たように感じた方も少なくないと思っております。佐伯の主要産業である造船業、そこで蓄積されたノウハウが生かせる関連事業であることと、多くの雇用が見込めることなどから是非とも実現させたい事業で

あります。実現に向けた第一歩としてのこの協議会の活動は、既に皆さん御承知のところでございますけれども、発足後の勉強会等で皆さん既に御承知のように、修繕ドック建設に際しましては、非常に大規模な用地、海面の埋め立て、背後地の道路整備など市単独ではなし得ない要素を多く抱えております。各関係方面との連携、協力が必要不可欠であると考えております。このことは今年3月定例会におきまして、下川議員も一般質問の中で質しておりますが、その時の塩月副市長の答弁の中に、協議会がスタートして何回目かに国・県の職員、漁業関係者との連携強化について触れておりますけれども、現在の状況はどのようになっているのでしょうか。まずお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） お答えいたします。大型船修理ドック建設推進協議会に漁協関係者として大分県漁業協同組合の山本組合長に代表して入っていただいておりますけれども、国や県の職員は現在入っておりません。しかしながら、大型船修理ドックの建設にあたっては国・県・漁協との連携は非常に重要であります。このため、研修会、講演会には県の港湾課や佐伯土木事務所の方、漁協の上浦、佐伯、鶴見の各支店長さん方にも御案内し、その都度御出席をいただいております。また、5月には海事局長にも来ていただいて講演会を行うなど、国土交通省との連携も深めているところで。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 勉強会等ですね議員の皆様、協議会の皆様も各造船会社の社長さん協議会のメンバーになっておりますし、従業員の方が参加してあるのも目の当たりにしており、非常にですね雰囲気的にはいいものができておると感じておるんですけども、ただですね、先ほど申し上げた特に漁協さんとの情報の共有という言葉また部長おっしゃいましたので、正にその点が気になるところでございまして、山本組合長ってトップの方がもう入られておるといことは大変心強いんですけども、私が思うのは各支店長さんがもう入ってきておるんでその点はいいとしまして、いわゆる実質漁業権を有する組合員の皆様方に今後どのように参加していったらいいのか。大変幅広い人数になりますので、一概にこうどうするっていうのは難しいんですけども、いわゆる情報の共有という点では底辺に広げていかないとですね、なかなかいざ実現がもう目に見えて来たときに、また振り出しに戻るような話が大変これ情けない話になってしまうんで、その辺どのようにお考えなのかちょっとお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 現実的には各講演会には増員をかけておまして、かなりの数の方に来ていただいております。その中には一般組合員、これは確認してるわけではございませんけれども、参加をいただいているものと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） その辺のまた確認もですね、今後協議会で、勉強会、研修会等やる際は確認していただいて、その辺の底辺の広がりや情報の共有化っていうのは進めていっていただきたいのと、そのように思っております。続いてウの質問にまいります。実現に向けての問題点についてということですが、実はこの協議会の発足前、地域開発調査特別委員会にて、私も一員としましてですね、和歌山県由良にあります修繕工場を見学・視察に行かせていただきました。その際、最も印象的だったのが、その会社の社長だったと記憶しておりますけれども、開口一番、もうからないからやめた方がいいですよと。大変ショッキングな言葉だ

ったんですが、どうしてかという説明を受けましたところ、結局、中国や東南アジアの人件費の安い修繕工場がライバルとなります。かなりの努力をしても価格競争ではかなわないということの現実があるそうです。これも皆さん御存じのこととは思いますが、さらにですね、修繕・点検の費用は商船のその大手の商船会社ではなくて、基本的に船主さんの負担です。由良の工場はある大手商船会社のグループ企業でございますが、あくまで工場を選定するのは船主さんでありますので、その大手商船会社のあっせんによりまして優先的に船が入ってくるというようなことはないそうです。また、今度会派の視察で国土交通省の担当部局に行きまして、局長等とお会いさせていただいたんですが、またその際に関しましてはですね、修繕ドックその施設そのものに関しての直接の予算措置は法的にはできませんと、ただ背後地とかですね、国道の整備とかそういうのにはできるそうなんですけども、つまり実現に向けての最初のハードルは、部長等ももう把握されておるとは思いますけども、いわゆる建設費の出どころ、事業主体はどこになるのかということだと思えます。ばく大な建設費と事業開始後の採算性を考えますと、非常に高いハードルであるように思えます。しかしながら、造船大国日本として大型船の修繕技術の火を消すわけにはいかないというムードもございますし、国策としての取組にも期待できる可能性は残されていると思えますので、実現に向けての歩みは進めるべきだと考えますけども、このようにほかにもですね、今後克服すべき問題点と、またその解決に向けた具体策についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大型船修理ドックのイメージとしましては、市議会の調査特別委員会が視察しました三井造船由良工場が修繕だけを行っているという意味で、典型的なモデルと思われる。今は株式会社エム・イー・エス由良という社名になりまして、三井造船から独立して事業を行っております。ここはドックが1本で2009年に98隻で39億円の売り上げでした。従業員は正社員・協力企業あわせて約300人、一人当たりの売上が約1,300万円となっております。同程度の修理ドックを建設しました場合、クレーンや工場建物などをあわせて100億円あるいは150億円といわれる費用が必要になるものと思われる。適地の確保という問題がありますけれども、やはり採算があうかがどうか最大の問題とっております。我々が大手造船所を訪問して御意見をお伺いした限りでは、修繕という作業は労働集約型で、費用の8割は人件費といわれるぐらい人件費の割合が高く、利幅は小さいそうです。このため、人件費の安い中国やシンガポールとの競争に勝てず、国内から修理ドックがどんどん減少していったという経緯があります。さらに問題なのは、将来の新造船の受注見込と建造能力に倍近く開きがある。つまり船台やドックが大幅に余っているということです。造船の需給ギャップのため三菱造船所は神戸造船所での民間商船の建造をやめ、船台を閉鎖すると発表しましたが、この余った船台ではいつでも修繕を行うことができます。このような状況下で新たに100億円以上の投資をして佐伯湾に大型船修理ドックを建設しようという造船所を誘致するというためには何をしなければいけないのか、非常に困難な課題に直面しているというのが現状であります。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） ちょっと確認ですけども、この協議会をリードしていく、方向性のある程度示唆してですねやっていくというのはこれ当然行政の役割であるという認識でよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） そう考えます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 正に今部長の答弁にあったような問題点が大変高いハードルでですね、最初私、まず事業主の選定というところが高いハードルだと言いましたけども、それ以外にもですね高いハードルが幾つもあるわけで、まずその新造船のブームが終わりつつある中でですね、今おっしゃられたような事例があるわけですね。三菱が新造船のドックを使って修繕も対応できると。そういうところで修繕の需要が高まれば当然その中に受注していくわけですけども、そういう具体的な課題が見えてるんですが、なかなか克服すべき方法ということの検討というのはもうされておりますか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） これはなかなかよるべき資料がありません。需給ギャップといいますが、これは世界的に見たギャップでありまして、日本と中国と韓国とで大体9割を造っているという状況なんですけれども、この二、三年大変新造船のブームといいますが、需要が高まったときがありましたけれども、それでも倍ぐらいの供給が体制があるということです。それから今ひとつはですね、造船の技術と修繕の技術はですね、若干違うということでもあります。熟練度としては修繕ドックの方が高い技術力があるように聞いております。そうなりますと、その専門という意味ではですね可能性はないことはない。由良がそういう形になってあると思います。ほかの造船所におきましても、もし修理を行うのであれば造船の技術者だけでなく、修繕のための技術者も雇用する必要があるだろうというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） その協議会の中でですね、またこういう問題点を克服していくという、これ手法的になかなか具体的な手法って私は思いつきませんし、かなりな情報収集と具体的な行動っていうのが必要になると思います。よくですね、こういう修繕ドックに限らず、大きいプロジェクトをやるときに、産・学・官って言いますよね。今現状を見たときに、いわゆる学の部分が協議会にまだないのかなという気はするんですけども、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 学の部分といたしましては、既に講師として来ていただいておりますが、九州大学の先生が一応、学の部分で参加をいただいているということです。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） その講演会行ったんですけど、もうメンバーに入られたということですかね。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） メンバーといいますが、サジェスションをしていただく立場の方ということで、担当の方もですね、九州大学の方に状況を訪ねて相談をしてるということもやっております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 何かちょっとあいまいな立場のような気がするんですけども、この際、協議会のメンバーに正式に入っていただくような話はされないんでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

併せて先生の名前を紹介してください。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先生は篠田岳思という名前です。今のところですねメンバーの中というふうには考えておりません。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） できたら入っていただいたほうがいいのかなあという気がしますけども、またその辺は、今後検討課題として検討していただきたいと思います。続いて工の質問にまいります。今後の活動方針についてお伺いいたします。1%、高いハードルがですねたくさんあるのはもう重々皆さん承知のうえなんですけども、大変夢のある話で本当佐伯市のためになる話だと思いますので、1%でも可能性が残っている以上、この歩みは続けるべきだと思いますし、今後もまた先ほど申し上げた学の部分でまた篠田先生にも正式に入っていたとか、そういう迅速な対応を取りながらですねやってほしいと思いますけども、またそういう雇用を創出するという観点からかんがみましてですね、また修繕ドックだけにこだわり続けるのではなくて、現実的により実現性の高い関連する他の事業もこの協議会の中で同時に取り上げていくべきではないかと思えます。具体的に申しますと、皆さん大分に行かれた方も多いでしょうけども、近い将来、自国の船は自国で廃船・解体するという国際条約が批准される見込の中、これに伴いまして室蘭市では室蘭工業大学の教授を中心に産・学・官一体となって、いわゆるシップリサイクルですね、これの事業化に向けた研究活動が行われております。先般大分市で開催された講演会に参加された方も多と思いますけども、修繕ドックほどは大きな設備はいらないのかなあという印象を受けましたし、自国の船は自国で解体するという条約がありますので、人件費が安い海外工場とは受注競争を回避できるという条件も整うのではないかと思います。したがって、採算性の観点からも修繕の方よりは有利なのかなあということが考えられますが、私が知る限りではシップリサイクル施設建設に向けた取組を始めた自治体は、ちょっと語弊がありますが、建設に向けたのかどうか分かりませんが、いわゆるシップリサイクルというものに実質今試験的に取り組んでいる自治体、場所は室蘭市は別としてほかにはないと思えますので、今がまたとないチャンスだと思っております。しかしながら、1点気になりますのが、中津市でもシップリサイクルに関するイベントが小学生を対象に行われております。これ大分で講演された同じ室蘭の先生がやっておるんですけど、港湾整備、ダイハツの進出と個人的にですね、これ以上中津市に先を越されるのは悔しい思いがしますので、この協議会の中でシップリサイクル施設建設に関することも扱って、気運を盛り上げていくような、いわゆる協議会の活動の中にシップリサイクルも取り込むというようなことはできないかどうかということをお伺いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） お答えいたします。平成22年2月、今年の2月ですけれども、大型船修理ドック建設推進協議会を設立したころは、シップリサイクルという話は出ておりませんでしたので、協議会の目的には入っておりません。シップリサイクルは船舶の解体業ですから、基本的に大型船の修理ドックとは全く別の性質のものですが、両方とも港湾に関係する産業でありますので、シップリサイクルにつきましても、現在室蘭で行われている実証実験の成果を研究し、協議会で取り組んでいくか検討したいと考えております。この研究結果は、多分11月ごろには発表されるのではないかと思います。ただ、シップリサイクルにつきましても、シップリサイクル条約が発効いたしますと500トン以上の日本国籍の船

は日本の国内で処理するという義務が出てくるわけなんですけれども、税法の関係上と申しますか、日本国籍を持っている船は大変少のうございます。これは500トン以上で見ますと90隻という数です。船の寿命が20年から25年ですから、これで割りますと年間で3隻、4隻というオーダーになるかと思えます。ただこれは国策との関連がありまして、大変90隻という隻数はですね、日本という周囲を海に囲まれた日本としては大変少ないと。有事の際にはですね、もう少し輸送手段を確保すべきではないかという国の方針もありまして、税制の改正、これはトン数の標準税制を改正して日本国籍船とそれと日本の乗組員を増やそうという取組がなされております。これがある程度数がまとまりますと年間、例えば20、30といったような形で処理しなくてはいけないという状況ができればかなり違ってくるかなとは思いますが。ただこの税制の改正後もですね、それほど日本国籍の船は伸びているようではないということでございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） そうですね。パナマ国籍とか本当、税法上の関係で船主さんは日本人ですけど、国籍ですかね船そのものは違うというパターンがあるっていうことをすみません。ちょっと忘れてましたというか、90隻という数字を聞いてちょっと意気消沈をしそうになってるんですけども、また今言葉の中でですね国策でというお話があったんですが、もし間違っていたらもう訂正をまたいただきたいんですけど、昨日の清家議員の質問の中にですね、非常に重要な言葉があったと思うんですよ。それは私なりに聞いた言葉を要約していいですよとね。現政権下いわゆる民主党政権下では、大型船修理ドックにもシップリサイクルにも重きを置いて取り組むというような方針は現在あるとは確認できませんというような趣旨の御発言がありました。いわゆるでもこの協議会が設立したときはですね、これは私の記憶ですから間違いがあったらまた訂正願いますけども、いわゆる真逆の情報ですよ。つまり国策として大型船の修理ドックが必要である。ちょっとシップリサイクルは置いておきますけど、そういう情報をベースに、それを背景に発足した経緯があると思ってます。記憶してます。で、現在の現政権下ではでもこういう情報もあると、いわゆる個々の情報の全く違う情報で一つのもが進んでいくというのがこれまた大変不健全だと思いますので、早急にですね所管官庁、国交省になるんでしょうか、そちらの方針の確認を行いまして、それを協議会のまた皆さんに報告、情報共有してまたどうするのか。またどういう活動していくのか、その運営に反映していく必要性がこれ早急に生じていると思うんですけどもいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 本当はこの話がですねスタートしたときにですね、私は行政機関におる一員としてしてですね、やはり県の土木建築部の考え方をどういうものであるか。また国土交通省のどういう考え方をもっておるのかと。確かに港湾局長等がですね、海事局長が佐伯にお見えになったんですけども、それではですね、やはり話がずらないんで、県の前土木建築部長にお願いしてですね、国の様子を探っていただきましたところで、非常にこうそういう話が見えてこないということ聞いております。その後ですね、新年度になってどういうふうに移っていったかということは確認しておりませんが、昨日清家儀太郎議員が言ったようにですね、非常に予算的には私は厳しいものであるかなと思っております。確かに佐伯市にとりましてはですね、一筋の光明という思いはしたんですけども、協議会を設立しましてですね調べれば調べるほどですね、非常に厳しいもんかなという私個人的な考えをし

てます。というのは、修理ドックの場合は非常にその場所がですね、非常にシビアなことになるし、じゃあ1本造るにはですね200メートルと換算して100億、そのクレーンを50億、1本150億掛かるといって、最低でも2本いるということですね。その場所とですねその予算、先ほどうちの魚住が説明したような利益の少ないですね産業である以上ですね、投資してやれる会社が手を挙げるかなという疑問も持っております。そういう中ですね、シップリサイクルといろいろ土地の問題等そういう緩和される面が出てきますので、いろんな方向を探りながらですね、今後頑張っていきたいと思っております。予算はまだ調べておりません。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 大変厳しいというようなことだったんですが、本当、太平洋セメントの跡地の問題もありますし、いわゆる佐伯の港の利用ということで、もし本当にうまくいくならこれ以上ない事業だなんていうのはもうだれしもが認めるところでありますので、厳しいハードルを越えながらですね、なるだけ前向きな協議会の運営と活動をやっていただきたいと思っておりますし、またですね、ただ本当にできないって判断をいつの時点でだれがするかというのはこれ難しいと思うんですけど、できないもんをいつまでも追いかけるっていうのもですね、これまた大変余り佐伯市のためにはならないと思っておりますので、その辺の適切な判断というのも厳しい判断になるかと思っておりますけど、時期を誤らないようにしていただいて、とにかく企業誘致と、あとそういう雇用の場の確保という目的が達成されればですね、別にシップリサイクルと修繕ドックにこだわるわけではありませんので、またその辺のいわゆる協議会のかじ取りっていうのをしっかり執行部の皆さんにお願いしまして、この最初の大項目の質問を終わります。

続きまして、ごまだしの件についてでございます。新聞や市のホームページにも載ってましたですね、御覧になった方も多いいと思いますけども、この度9月1日からですか、ある大手食品メーカーさんより、ごまだしうどんが冷凍食品として商品化され発売されました。最初はですね、これ売ればまた全国展開になるんでしょうけども、中部地方から西の地域で9月1日よりの発売と、B級グルメブームのなか、全国に数多くある食材の中から佐伯のごまだしが取り上げられまして製品化されたことは、食観光を掲げる佐伯市にとってまたとない大きなチャンスとなることはだれもが認めるところではないでしょうか。今回の商品化はもろ手を挙げて歓迎するところではありますけども、一体どのような経緯でこの本当すごいことだと私は思うんですけども、こういうことになったのか。もし把握しておれば教えていただきたいなと思っております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 商品化されました経緯といたしましては、昨年の9月に秋田県の横手市で開催されました第4回B-1グランプリin横手に、大分県からは初出場佐伯ごまだしうどんが参加いたしました。その際に日清食品の方が見えられまして、是非とも日清食品から佐伯ごまだしうどんを商品化したいという言葉いただきました。そして2か月後の11月に日清食品から連絡がありまして、商品化実現に向けて佐伯市にお話しに伺いたいということでしたので、佐伯ごまだしの会会長ほか役員さんと行政側出席のもと、商品化実現に向けて会議を行いました。その会議の席上で、日清食品が試作品を持参してきたもので、参加者で試食をしました。その後、もうちょっとこんな味にしてほしいと、こちら側の要望もお伝えしました。会議後には、佐伯ごまだしの会会員にも連絡をいたしまして、後日、日

清食品からの内容をもとに会議を開き、おおむね賛成の方向で会員からの了承を得ました。第2回の会議には、前回の会議のメンバーに加えまして、佐伯ごまだしの会会員も参加しました。そして前回の要望を取り入れた試作品を試食しまして、味・販売条件ともに納得し、佐伯ごまだしの会と日清チルドとの商品化の仮契約を行いました。以上が主な経緯です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） そういう経緯を聞きますとですね、本当すごいですね。B - 1グランプリに出場したというのが本当きっかけで大変な功績だと私は思ってるんですけど、市民の皆さんとですね、市役所の皆さん、議員の皆さんもできたらこの食品、私は日清さんの広告塔でも何んでもありません。何も関係ないですけどね、たくさん買っていただいて、なるだけこれ、売れない商品って多分廃盤になると思うんでね。売り上げを伸ばすのに協力して全国区になると大変すばらしいなあと考えてますので、またその辺の御協力を皆さんでしていただきたいと思います。そういう点も含めまして、次のイの質問に移ります。今後の展開についてということなんですが、いわゆる先ほど申し上げましたように、たくさんこれ売れた方がいいにこしたことはないんですけど、パッケージに佐伯って載ってますんでね、商品が売れることで、いわゆるごまだしというキーワードが先走れば走るほど、佐伯もそれについて広まっていくんで、今後の宣伝効果を高めるためにですね、メディアへの働き掛けや佐伯市出身の芸能人の起用等を考えられますけども、ごまだしこのブームを盛り上げるため、今後どのような方策を講じていくのか。その辺考えているのであればお伺いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 清田議員、佐伯ではなくて佐伯風です。今後の展開といたしましては、B - 1グランプリ等、B級グルメのイベントに積極的に参加いたしまして、上位を目指したいと考えております。特にB - 1グランプリは、全国でも高い注目を集めておりまして、公表しているところ言えば、過去グランプリに輝きました厚木シロコロホルモン、これは今年のB - 1グランプリ開催地でありますけれども、経済効果が3か月で30億円、2010年は200億円をこれ目指すということなんですけどね、目指すとのことです。大きい大会で上位に入ることが一番の宣伝となり、一番の町おこしになると考えております。また、芸能人起用の件ですけれども、以前より佐伯市出身の芸能人ダイノジのお二人が東京のイベントなどで、ごまだしうどんを大量に振る舞って宣伝してくれているようですので、観光協会はもとより、佐伯ごまだしの会にも検討してもらいます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 正にそのダイノジを言いたかったんですけど、佐伯風でも佐伯っていう字が入ってますんでね、その点私は言いたかったんで。この商品の新聞記事が最初に載ったときに見たんですけど、この中でごまだしの会の会長のコメントがありまして、要約しますと、商品を多くの人に食べてもらって、本来のごまだしうどんを食べに佐伯に足を運んでもらうきっかけになればうれしいと。そういうコメントがありました。ごまだしうどんをきっかけにですね、佐伯を訪れる方が増えて、すしや干物を始め、他の食材のすばらしさも知ってもらい、相乗効果として更に訪れる人が増えると。正に食観光のお手本のような流れができますし、佐伯の食材が外に向かって売っていけば、停滞しておる景気の起爆剤になるのではと期待は膨らみます。またこの理想的な流れを確立するためにもですね、このごまだしの日清さんが作っていただく、これからのこのブームをもっと一過性で終わらせないようにする努

力が必要だと思います。まさに今答弁にありましたけど、ダイノジは実は私同級生です。大谷君が高校で一緒でした。彼生徒会長だったんですが、彼らのごまだしの会の協力を得て、それで足りない分は自腹を切ってますね、ごまだしを購入して関西や関東のイベントで何千食も売ってくれてるんですね。できましたらこれを機会にですね、そんな彼ら、ダイノジというコンビ2人とも佐伯出身ですから、いわゆるごまだし観光大使かなんか名付けて、任命して市長が、そして、また予算とかまた厳しい面があるでしょうけど、また日清さんと、例えば折半とか、そういう話しができればですね、皆さん御存じでしょ。秘密のケンミンSHOWっていう番組がありますよね、ああいうのにスポンサーして、ダイノジに出演してもらって、いわゆるもうごまだしとか、佐伯とかいうのをいわゆる全国メディアです。しっかり露出させていけばすごいこれ効果になるんじゃないかと思うんですけど、そういうお考えは、具体的なそういう考えはするよな意思はありませんか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） ダイノジさんの方には過去観光協会から無料で提供したという経緯もあります。それから日曜日には関西方面で関西鶴城会が開かれますけれども、その参加者にもこの日清の分をですねお配りしようと思っております。大変宣伝効果が高いし露出するほど注目度も上がりますので、ダイノジさんの起用うんぬん、あるいはですね、ごまだし大使といいますか、そういった形での活躍を検討させていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 大変うれしい答弁でびっくりしてるんですけど、是非ともですね早急に検討していただいて、観光大使に任命するのって別に費用は掛からないと思うんで、多分彼らも受けてくれると思います。本当に秘密のケンミンSHOWって部長御覧になったことあると思いますけど、意外とその御当地の芸能人が出てですね、みんな名刺持ってるんですね、私実はこういうふう任命されてますって言って、自分のふるさとのことをしっかりPRされておると。本当にメディアとか今インターネットっていうのはすごい影響力がありますんで、恐らくメディアで見て何だろうと思ったそのごまだしとかいうキーワードをネットで調べるんですね恐らく若い人とか特に、たくさんの方が、そしたらこの佐伯のいろんなものが出てくると。本当相乗効果が期待できますので、本当早急に検討して、なるだけやるというような方向ですね、早い段階で対応していただきたいと思っております。それと最後に、皆さんに先ほど申し上げましたように、冷凍食品の方の応援をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、清田議員の一般質問を終わります。

次に26番、江藤茂君。

26番（江藤茂） 本日最後の質問者となりました。26番議員、市民の会、江藤茂です。今回は2項目について通告しておりますので、質問に入りたいと思っております。最初に平成24年度から中学1・2年生の保健体育の授業におきまして、武道とダンスが男女とも現状の選択制から必修科目となります。これは文部科学省の新しい中学校学習指導要領によって実施されるものであります。武道は、相撲それから柔道、剣道の中の一つを選んで必修化するわけでありまして、幾つかの問題点についてお尋ねをいたしたいと思っております。として、文部科学省からの武道の必修化についての通達の内容はどのようになっているかお尋ねをいたします。次に として、必修化に伴う各中学校における施設の整備状況はどのようになっている

のかお尋ねをいたしたいと思います。 といたしまして、保健体育の授業の中で行われますので、体育担当教員の研修状況や指導プログラム等はどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。それから として、剣道にしても柔道にいたしましては道着等の用具が必要になりますが、どのようにするのかお尋ねをいたしたいと思います。また、学校側が準備するということになりますと、衛生面や管理等の課題が問題が発生しますが、どのように対応するのかお尋ねをいたします。次に として、学校によっては一度に30人以上の生徒を指導するわけでございますけれども、万一事故等の対応はどのようにしていくのかお尋ねをいたしたいと思います。次に として、24年度からの完全実施になっておりますけれども、来年度23年度からモデル実施校を選定してですね、そして実施をしていく考えはないのか。以上6点につきまして現在の考え方、今後の対応についてまずお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 江藤議員の武道についての御質問にお答えしたいと思います。まず1点目でございますが、今回、平成20年の3月28日の告示でございますが、先ほど議員おっしゃったように、中学校の学習指導要領、これによって示されております。1・2年生において体づくり運動、球技、武道など八つの領域をすべての生徒が履修するというふうになったということに伴って、必修化というふうと呼ばれております。それから2点目の設備状況でございますが、市内中学校の14校中、校内に武道場が整備されているのは5校でございます。また、武道場が整備されていない学校につきましては、校内の体育館に滑り止めを施した畳を敷いたり、あるいは近隣の社会体育施設の武道場を利用したりする予定でございます。それから三つ目でございますが、教員の研修状況です。今年度14中学校で体育を担当している教員については、大部分の教員が柔道・剣道の有段者でございます。専門的な知識に基づいた武道の指導が行われている状況にあるというふうにとらえております。また、県主催の武道指導者研修会にも参加をして研修をしているところでございます。それから四つ目の道着等についてでございますが、平成20年度以前から市単費の中学校教材費事業によりですね、少しずつ整備をしてきております。21年度につきましては、国の臨時交付金事業を利用して道着とかあるいは畳の整備をしております。24年度の完全実施に向けての準備はですね、今の段階でほぼ整っているというふうを考えております。衛生面についてでございますが、道着の使用を不潔にならないように時期を見計らって生徒が自宅に持って帰ってですね、洗濯してまた学校に持ってくるというような扱い方をしております。それから事故についてでございますが、まずは事故を起こさないための指導を徹底する必要があるというふうを考えております。そのために、武道場、道着等の環境面の安全管理を徹底するとともに、教師の指導の下、生徒の安全を最優先した授業を展開してまいりたいというふうに思います。万が一事故が起こった場合に備えまして、各学校では緊急時の安全対策マニュアルを作成しております。それから大入島中、あるいは大島中のような離島における緊急搬送についても予算措置を講じているところでございます。それから6番目でございますが、モデル実施校につきましては、23年度においては特化したモデル実施校は予定しておりませんが、教育課程に沿った適切な指導が行われるよう、指導してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 再質問をさせていただきたいと思います。ただ今教育長より武道の必修化につきましてですね、6項目にわたり私の質問に詳しく答弁いただきました。6項目一度に再質

問しますと教育長もちょっと答えづらいかと思しますので、最初の1・2項目目についてちょっとお尋ねをいたしたいと思えます。これは文科省の通達で当然保健体育の授業の中で年間を通してやらなきゃいけないということなんですが、年間の授業日数あたりはどのぐらいしなければいけないのかということをお尋ねをしたいと思えます。それからですね、2番目の施設の整備状況については5校が整備されておると聞いたんですが、私の出身中学である彦陽中学かなんか武道場はないんですが、そういう所については体育館に何か今畳を敷かれてやるように準備してるとということなんですが、それらの当然、武道場のない学校についてはですね、ある学校とない学校があるんですが、ない学校についてはどうなんでしょう。今後の整備状況等のお考えは、当然これ必修化ですとやれという、通達が変わらない限り武道は必修化でやるわけですから、当然今後でもですねそういうものが必要になってくるだろうというふうに思えるんですが。ない学校については整備状況を考えておられるのかどうか、まずその2点についてお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。改定された指導要領におきましては、保健体育の授業時数はですね、年間全体でございますが105時間と、武道につきましては特に定められておりません。ですから全体のバランスを考えて大体12時間から14時間ぐらいになるものというふうにとらえております。それから彦陽中学等ですね武道場がない学校につきましては、大変申し訳ないんですが、現段階では武道場を整備するということはできませんので、体育館ですね、安全に気をつけながら滑り止めを施した畳を使っての柔道に取り組んでいただくという状況になってくるというふうに考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 年間105時間の保健体育の授業時間の中に十二、三時間ということですが、これは武道の必修化という中で相撲ってというのはちょっと女子もやりますので選択する学校はないのかなあというふうに思うんですが、剣道と柔道に当然二つのうちのどちらかをということになると思うんですが、もう先ほど着々とそういう道着等の準備も進んでおるといことなんですが、もう既に各学校においてはですね、再来年度からどっちを取り入れるということがもし分かっておるのであればですね、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。市内の各中学校はですね、もう現在のところ再来年度の完全実施を見越して既に決定をしております。議員おっしゃった柔道につきましてはもうほぼ全部でございますが、ただ、大入島中学におきましては以前から剣道の用具を購入している、生徒数も少ないということがありまして、剣道を実施するという事になっております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 大入島中学だけ剣道を取り入れて、あとは柔道を必修に入れるということのようではありますが、決定してるといことではありますが。先ほど教員の研修についてですね、お尋ねをしましたら、十分有段者がほとんどおられるというような御答弁だったんですが、研修会等が当然文科省が必修化の決定をしてる以上ですね、研修会等も行われて、それにも参加させているということなんですが、今年度あたりのそういう研修会等のもし参加されるんですね、14校ありますので全部の学校の体育教員の先生方がみんなというわけにはいかない

と思うんですが、どのくらいの教員の皆さん方がですね参加されるのか。もし分かっておればですね、ちょっとお答えいただきたいかなあというふうに思っております。それから、道着とか用具についてほぼ畳等をもう整備されて準備は整っておるといことなんですが、そういうことになりますと保護者の負担というのは、柔道着に関してもないのかなあというふうに思いますけれども、柔道着等については生徒数全員の分を用意されてるのか、あるいは一クラス単位で多分授業はなされるんだらうと思いますが、40人程度ですね各中学校にそろえているのか、どちらなのか。ちょっと衛生面のこととかいろいろございますので分かっておればお答えを願いたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。柔道着につきましては、一度に柔道の授業をする生徒数は限られてまいりますので、一人一人にそろえているわけではございません。学校の規模にもよりますけれども、例えば、城南中であれば20着ですね。というような形で柔道着は交代に使っていくという形になります。ですから柔道を行う授業の週を、例えば1年1組が使うといったときに、1週間集中してやって、それをまた洗濯して翌週持ってくるというような形で使用する予定にしております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 使い回しをされるということではありますが、非常に衛生面等、汗をかきますんで、多分体操着の上から着るんだらうと思うんですけどね、女子なんかもしますんで、体操着の上から当然着用するんだらうと思いますけれども、保護者の方が洗濯等だけの問題であるのかなあというふうに思いますけれども、十分そういう衛生面等を配慮してですね、使い回しをするということでもありますので、今いろんな病気のことが問題になっておりますので、十分配慮していただいて、健康面等にもですね気をつけて、衛生面等に気をつけていただきたいというふうに思います。次に、事故とそれから最後のモデル実施校の考えについてなんですが、先ほど質問の中で施設のないところはどうするのか、施設計画はあるのかというふうにお尋ねの答えがなかったようにありますので、もし施設計画があればですね、教えていただきたいと思います。次に、事故等についてでありますけれども、中学生っていうのは、小学校時代にスポーツ少年団等やってる運動なれした生徒と全然そういうのになれ親しんでない生徒との体力差とかですね、成長の速さの違いによる体力の格差とかですねというのがあってですね、中学生の部活動なんかにおいても1年生の時が一番けがや事故が多いというような統計が出ておりますのでですね、指導プログラムの綿密な計画がですね当然もう必要になってくるというふうに思っております。ほとんどの先生が有段者で資格を持っておられるということでございますので、あまり心配はしてないんですけども、先ほどの答弁ではそういう武道の来年度から実施してですね。そして経過を見るというモデル校の実施の計画はないということなんですが、そういう事故防止のためにもですね、是非ですね1校でもいい、中規模の学校をですね来年度から、後半年ありますので何とか現実的にはもうかなりやっておるといことなんで、1校だけでもそういう先行してですね、問題点がないのかあるのか、指導の中で生徒たちに不安視する声はないのかですね。すべきでなかるうかなあというふうに思いますが、もう一度その分をですねお答えを願いたいと思います。それとこれは教員の先生方が、体育教員の先生方がやられるんですが、教育委員会の学びの総合計画の中で、生きる力を育む学校教育の推進の中で、長期総合教育計画の中の「生きる力」をはぐ

くむ学校教育の推進の中で、健康教育・体力づくりの推進という施策の中で、地域スポーツの人材活用事業を昨年度も実施されておりますが、宇目の緑豊中学では剣道、それから昭和中学では柔道を何かやられてるようなんですが、この人材活用事業をですね、来年度もっと積極的に取り入れてですね、来年中学に入学する児童たちは当然2年からは必修になりますので、今の小学校5年生、6年生からもう当然必修になりますので、もう少しスポーツの人材活用事業もですね、もう少し活用していただいて、各中学にですね柔道やるのであればですね、事前に少しずつ来年の1年生からですね、もう2年になれば必修になりますので、取り入れていただいて事故等ですね、なるべくないようにしていただきたいというふうに思いますが、お考えをあればお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。施設の件につきましては、先ほどお答えしたつもりではあったんですが。当面ですね近い将来、つまり来年、再来年度という近い将来にその施設を新しくつくっていくという予定はございません。あくまでも今の体育館で工夫をして取り組んでいただくということを考えております。それから2点目の研修会につきましてはですね、また武道の状況、学校の考え等も聞きながら、またいいそういった取組の研修、文科省等ですね指定の研究等があればですね、また検討してみたいというふうには思います。それから、地域スポーツ人材活用実践事業という事業がございますけれども、これはですね中学校の場合は、運動部活動に限定されております。小学校の場合は授業にもできるんですが、今御指摘のように部活動に限定した形で中学校5校ですね、5校が体育の外部指導者を依頼して取り組んでいるところでございます。できるだけこういった面も働きかけをして、輪を広げてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） じゃあ最後の質問にちょっと、すみません。先ほど施設計画について御答弁いただいたというので、聞き漏らしまして大変申し訳ございません。施設の整備計画についてはですね、これはもう学校教育に限らず地域ですね社会教育の一環としてですね、彦陽中学にないからつくれというわけじゃないんですよ。どうも教育施設がですね、当然のことながらあいてるときは民間からのいろんな団体からも申し込みがあればですね、開放していただけるようにはなってるようなんですが、武道場がない。学校になくてもすぐ近くに旧町村なんか持っているとこいっぱいあるですよ。だけどその地域の武道場もない、学校にもない。そこに畳敷いてやるんだからいいんだということなんでしょうが。将来的なですね社会教育の充実とかですね、そういうふうなものを考え合わせると、当然のことながら1地域にですね、そういうふうな施設があってもいいのかなあと。特に彦陽中学の管内にはほとんどといっていいほど、いわゆる地区の公民館しか西上浦もなければ八幡もないんですね。それ以外の体育施設、西上浦に公民館の裏にグラウンドが1面ございますけれども、それだけがあるだけで、地域の体育館もなければ、陸上競技場もなければですね、テニスコートもなければ何も無いというのが、人口5,000人おられるですね地域の中での実情なんですね。ですから地域につくっていただきたいとは言わないけれども、少なくとも学校にですねそれぐらいの設備は整えていただきたいというふうに思っておりますので、是非ですね、教育施設あるいは社会教育の施設の充実の計画の中にですね、今後の検討するときにですね、この地域に何があって、この地域に何がないのかをちゃんとですね、調べていただいて、そして計画を

立てていただきたいというのがですね、私の思いでありますので、是非教育施設の施設計画の中でいろんなものがありましようけれども、再検討をですねしていただければありがたいかなあというふうに思っておりますので、もし今後の見直しの時期が今いつになるかわからないんですが、そういう時期に見直しをするときには、そういうことも配慮いたしますというようなお考えがあればですね、お聞かせいただきたいんですが。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。今、江藤議員さんの御希望に沿う明確な答弁はできかねるんですが、市内の学校の今後統合の問題、新しい校舎の建築等の課題、あるいは耐震の問題とか様々ある中で、建設費用という面も勘案しながらですね、そういった社会体育施設等々のあり方ということも視野に入れながら考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） ありがとうございます。武道はですね、相撲も剣道もそれから柔道も一对一の競技でございまして、一応礼に始まり礼に終わるとというのが今の礼儀をですね、子どもたちに教えるためにも非常にいいことだということで、当然これは必修化という形になったんだろうというふうに思っておりますので、是非当初のですね目的に沿うようですね、教職員一丸となってですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。以上で、この項目については終わります。

続きまして、電動車いすの安全対策についてお尋ねをいたしたいと思います。高齢化社会になりまして、なかなか車ですね、免許の今返上の問題とかがいろいろ出ておりますけれども、車の運転ができなくなった後にですね、社会とのきずなをなかなか出て歩くがためにですね、足がないということで、公共の交通機関を利用するのもなかなか大変だということで、電動車いすが段々普及しております。この電動車いす、障がい者の方は当然のことながら横にですね運転の機能がついているわけですが、普通の高齢者、一般高齢者が乗るのは丸形のハンドルがついた車いすでございます。非常に事故等の問題がですね現在問題になってきております。当然、道路網の環境整備が遅れているのが原因のひとつなんですが、そのことについて4点ほどまとめてお尋ねをいたしたいと思います。電動の車いすによるですね、事故の状況等がもし分かれば教えていただきたいと思います。それと購入時の補助制度が現在なされてはないと思うんですが、障がい者の皆さん方には補助制度がございまして、普通の一般の方のですね購入における30万、40万というある程度の高額な金額になりますので、これの補助制度の導入は考えておられないのかですね、お尋ねをいたします。それと同時に購入するときに交通安全指導の講習会の開催とかですね、いうふうな問題も当然起こってこようかと思いますが、そういうものの年に何回かですね、開催するってというような考えはないかお尋ねいたします。それと第4点で、電動車いすは歩道を走行するのが、歩行者と同じでございますので歩行するわけですが、現在の電動車いすのですね走行する歩道等の整備状況についてお答えできればお答えいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 全体的に福祉の関係かと思われまますけど、まず、うちの方で と をお答えしたいと思います。まず の方がですね、シニアカーと呼ばれる電動車いすの事故の状況ということで、これ佐伯警察署に一応照会したところですね、佐伯管内では昨年度1件の自過失事故を確認しているということです。シニアカーは道路交通法上歩行者というふうに

されておりますので、衝突事故が起こっても交通事故とならないんていうか、いわゆるぶつつけても歩いている人が当たったというような感覚だと思います。そういうことで実際の事故件数の把握は困難な状況となっております。それから次に、交通安全講習会の開催状況ですけど、昨年度佐伯警察署交通課の職員が講師となって、シニアカーについて理解を深めるための講習が3回実施をされております。そのうち2回は警察署員や市職員を対象にしたもので、シニアカーの運転者を対象とした講習会は1回となっております。最後に、今後の対応ですけど、シニアカーは高齢者や軽度の身体障がい者の新たな移動手段として普及しつつありますが、電動車でありながら法的には歩行者であることから、運転者も周囲の人も危険性に対する認識が薄いという問題が指摘されております。今後、警察署、それから交通安全協会などとの連携を図りながら、交通安全意識を高めるための啓発に努めていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 電動車いすの安全対策についてということで、2番目の購入時の補助制度について答弁いたします。議員の言われる電動車いすというのは、先ほど申されましたように高齢者向けにつくられた三輪または四輪の一人乗り電動車両、いわゆるシニアカーのことってことですが、そのほかに身体障害者福祉法によります普通型、手動切替式型とか電動三輪、四輪、リクライニング式に分類されます電気モーターによる走行が可能な車いすもあり、実際町中を走行する場合がございますので、若干長くなりますけど、両方併せて答弁させていただきます。電動車いすには障害者自立支援法によります補装具の給付制度と介護保険制度によります福祉用具対応サービスがあります。まず初めに、障害者自立支援法によります補装具の給付制度について説明します。この制度は身体障害者手帳を取得された人で、通常の車いすを操作できないほどの重度の障がいがある人、例えば、上肢と下肢または体幹の両方の障がいがある人が主な給付の対象となり、本人負担は原則1割となっております。なお、障害福祉により現在電動車いすの給付を受けている人は施設入所者9名、在宅者18名の合計27名となっております。ところで、電動車いすにつきましては、障害者自立支援法による給付より介護保険によるレンタル制度が優先しますので、身体障害者手帳を所持する電動車いすの対象者であっても、介護保険のレンタル用の電動車いすが利用できる方は介護保険を利用し、オーダーメイドの電動車いすが必要な人や介護保険対象外の年齢の人は補装具の給付制度を利用することとなっております。次に、介護保険による福祉用具対応サービスについてですが、その対応基準といたしましては、要介護度が2から5までのうち、重度の方につきましては、電動車いすの使用が自立生活を送る上で必要とされ、かつケアプランに位置づけられることにより貸与が受けられます。また、要支援1・2及び要介護1の軽度の方につきましては、原則として保険給付の対象外ですが、認定調査票の直近の結果から、日常的に歩行が困難な方や日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる方で、車いすのレンタルが必要な理由を記載しました協議書を保険課に提出し、レンタルが必要なことを確認され、ケアプランに位置づけられることにより、例外的に貸与が可能となる場合がございます。いずれも利用者の負担額が1割となっております。平成22年6月分福祉用具対応サービスの利用者の方は32名となっております。以上述べてきましたように、レンタル制度、障害者自立支援法によります補装具の給付制度以外に、シニアカーを購入する場合の補助制度といったものは現在ございません。それと の電動車いすは歩道を走行すると思われ

るが、歩道の整備状況はということについて答弁します。市では平成8年度に人にやさしいまちづくり、佐伯市重点地区整備計画を策定し、平成18年度までの間、すべての人にやさしいまちづくり事業として、中心市街地の公共施設に関する整備を実施してまいりました。この計画は行政の関係者と障がい者団体、高齢者団体が協力し、現地調査をした資料をもとに策定されました。道路部分につきましては、歩道に車いす使用者の通行に障がいとなる段差がないか。車いす使用者が通行する際、危険性のある側溝や目の幅が広い側溝ぶたがないかなどが調査され、計画は策定されました。工事といたしましては、中島町線、駅前佐伯大橋線、常盤女島線、長島角石線と進みまして、平成18年度に馬場先新女島線、保健所前の工事をもって終了しました。平成18年度の工事では、歩道と車道の段差を解消するため、車道部分のかさ上げなどが行われ、バリアフリー化が進められました。この計画終了後も都市計画による街路事業や建設課による道路改良事業により、歩道のバリアフリー化が今日まで進められております。以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 4点についてお答えをいただきましたが、障がい者並びに介護保険のレンタルで利用されておる方が59名、それ以外の通常の高齢者の皆さん方は分からないということですが、結構ですね歩道があっても車道を通ってる方が随分おられましてですね、よく事故が起こらないもんだなあというふうに思うんですが、高齢者にやさしいまちづくり、確かにここに地域の福祉計画とかですね、いろんな計画書があるんですが、障害者福祉計画もありまして、こういう中にわずか1ページずつ、だれにでもやさしいまちづくり推進ということで載っておるんですが、いわゆる電動車いすに乗っている方に聞きますとですね、一度怖い目を、非常に車幅が狭い、それから長さも短いということで、ちょっとの段差で当然重心が人間が乗って運転しますと重心がかなり上になりますので、わずかなこう配ですね、当然真っすぐ下るとか真っすぐ上がるとかいうこう配はいいんですが、いわゆる横になった段差というのが非常に、そういう所をおりるとかねいうときに非常に危険だということで、一度危険な目にあった方はもう二度と乗らないと。いわゆる先ほど高司議員も言われましたけども、地域とのきずながですねその時点で、出て歩くことがですねできなくなればですね、地域とのきずなが途切れてしまうというふうなこともありまして、是非ですね、車社会では確かにありますけれども、こういう高齢化社会の中で非常にですね、核家族が進んで老人世帯だけ、高齢者の世帯だけになってですね、通常の生活の買物等も非常に不便になってきている中で、どうしてもやっぱり出掛けなければならない。そういうふうな中で、電動車いすの需要がですね、使用される方が今後歩道の整備とか環境整備が進めばですね、ちゃんと進んでそういう町並みにしていけばですね、もっともっと利用できるのかなあというふうに思います。できうる限りそういうふうなですね、建設部長、そういうまず最初は歩道の整備等の問題がですね、やはりこういう人たちのためにはですね、障がい者も含めて一番の問題になるかと思うんですが、その点についてもう少し歩道の見直しあるいは整備、あるいは歩道がなければですね、ちゃんとした車道に白線を引いてですね通行区分の区分けをすることで、ものをしていただかないと、なかなか出て歩けないのが、先ほど福祉保健部長の方から段々進んでいるんだという市内の幹線からですね、進んでおるといことなんですが、そういう点について、イの一番はやっぱり環境整備だというふうに思っておりますので、その点をひとつお答えを願いたいと思います。それとですね、何で障がい者や介護保険でレンタ

ルの方が1割なんですけど、通常の方はそういう補助金もなければですね、自分で結局グラウンドゴルフに行ったり、ゲートボールに行ったり、あるいは通常の買物をするために必要だから買うわけなんですけど、できうればですね、補助金を1台につき何万円か出していただいでですね。そのかわり運転を利用する人にですね、年に何回か、先ほど1回安全協会等が、警察等がやったということを経務部長が言われたんですけど、そういう補助金を支給するかわりにですね、安全運転の講習会に参加していただくことを義務づけてですね、ちゃんと安全運転をねしていただくようなことをですね、考えるようなことをですねしていただきたいと思うんですけど、その補助金と安全講習の開催をセットでね、考えるような気持ちはないのかお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 江藤議員の御質問のうちですね、市道の延長を今佐伯市で1,029キロほどございます。そのうち、約54キロが歩道を設置してあるんですけども、これに歩道といいますと国道・県道が絡みます。それで先ほど福祉保健部長、石田部長の答弁の中にもあったと思いますけども、従来バイパス工事とか、道路改良はマウントアップ形式と申しまして、車道のレベルと車道と歩道を分離するのに、私は縁石と言うんですけど、人によっては縁石と言いますが、縁石の高さまでかさ上げするというふうなことの工法でした。従来はこれが一般的な工法でございました。そうなりますと、家の前の車庫とか玄関先は切下げて低くすると、そういうことで自転車の生徒さんなんか通りにくいと、要するに高低差があるからというようなことで、さっき議員がおっしゃった部分がセニアカーなんかで通ったとき通りにくいと。転倒したときに困るというふうな部分だと思います。ただ、そういうことで旧市内の中心部につきましては、先ほど石田部長が申しましたように、8年から18年に掛けてそういった高齢者の人にやさしいまちづくり事業の中で施工したと。佐伯市建設部の方につきましても道路改良事業等に伴う部分での改良については今そういった方法に主としております。ただこれを五十数キロどれだけマウントアップ形式になっておってですね、一遍にやるかとか、そこらの対策につきましては、今のところまだ検討まではいっておりません。そういった状況でございます。

議長（小野宗司） 安全講習と補助に関して、石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 江藤議員の電動車いすを購入する際に交通安全講習を義務づけ補助金の導入をしてはどうかという御質問だと思いますが、ほかのところもいろいろ調べてみたんですけど、実際導入してるとこもあるようですが、どういった程度の方といいますか、車いすをどうしても日中の生活に利用しないと生活に困難を来すととか、いろいろな判断基準もまた難しい部分もあろうかと思えます。今後の課題として研究していきたいと思っております。費用的な面もどの程度のいろいろ補助をするのかといろいろありますので、他市の状況等を詳しく調べてみたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 最後にいたしますが、時代が変わってですね、こういう高齢化社会になって電動車いすの高齢者の皆さん方が利用するような機会がですね増える社会になったということの現実を踏まえてですね、佐伯市の長期総合計画やあるいは福祉計画あたりであれ、障がい者の計画にしてもですね、非常にそういうふうな部分の車いすでの環境問題、通常生活するのにですね、あまりその計画が、どの計画の中にもほとんど載ってないですよ。正直言っ

て申し訳ないんですが、半ページかそこらで、交差点の信号の改善とかね。あるいは同じ障がい者でも目の悪い人たちに足元の点字ブロックなりですね、そういうものはよく載ってるんですが、電動車いすという交通手段を想定した計画っていうものがこれまでにほとんど計画されてないまま現在に至っているというのが現実ではなかろうかというふうに思っております。今回初めてこういう質問させていただきましたけども、今後いろんな委員会とかですね、そういう部分を通じてですね問題提起をしていきたいと思っておりますので、執行部の皆さん方においてはですね、重々今後そういう社会になってくるということはもう当然必然のことでもありますので、通常、車の運転ができますともう何となくそれが通常の当たり前の運転をしてる人にしてみればですね、それが通常環境ではありますけれども、自分たちがですねもし車の運転が年をとってですね。先日もある地方新聞に、声欄に佐伯の方がスーパーでの高齢者の御夫婦の方が車で乗って帰られるを見られてですね、これが現実の社会だというようなことを書いておられましてですね、もう少し何とかそういう社会をあれせないけんのじゃないかというような佐伯の一市民の方の声欄に載っておりました。そういうふうなこともありますのでですね、今後、交通体系とかいろんなことを考えるときに、是非ですねそういう社会になってきとるということ肝に銘じて計画を立てていただきたいと思っております。これ今後の計画の策定の段階で御配慮いただければありがたいかなというふうに思っておりますので、以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時39分 散会

平成 2 2 年 第 3 回

佐伯市議会定例会会議録

第 4 号 9 月 1 0 日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成22年9月10日（金曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	河 野 豊	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀 太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	榊 田 穂 積	17 番	井 上 清 三
18 番	小 野 宗 司	19 番	浅 利 美 知子
20 番	後 藤 勇 人	21 番	渡 邊 一 晴
22 番	井野上 準	23 番	兒 玉 輝 彦
24 番	宮 脇 保 芳	25 番	清 家 好 文
26 番	江 藤 茂	27 番	吉 良 栄 三夫
28 番	芦 刈 紀 生	29 番	下 川 芳 夫
30 番	高 橋 香 一郎		

欠席議員の氏名

16 番 三 浦 涉

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市副副教	市長	西 嶋 泰 義	公 聴 広 報 課	明 伸 一 郎
副市長	市長	山 本 清 一	情 報 推 進 課	英 二 一
副教	市長	塩 分 川 原 弘 嗣	財 税 工 事 検 査 課	修 一 学
総務部	市長	三 原 信 行	企 業 子 育 て 支 援 課	彌 一 郎
財政部	市長	魚 住 慎 治	高 齢 者 福 祉 課	浩 子
企画部	市長	染 石 高 瀬	保 險 課	昌 和
市民生活部	市長	高 三 又 秀 弥 幸 一	都 市 計 画 課	男 一
福祉保健部	市長	江 藤 納 良 治 勇 正 幸	農 業 振 興 課	英 一
建設部	市長	井 上 野 幸 敏	さいきブランド流通課	崎 留 邊 野 神
上下水道部	市長		学 校 教 育 課	大 神
農林水産部	市長		学 生 文 化 体 育 課	
教育次	市長		学 生 文 化 体 育 課	
消防	市長		学 生 文 化 体 育 課	
総務部次長兼総務課長	局長		学 生 文 化 体 育 課	
総務部次長兼直川振興局長	局長		学 生 文 化 体 育 課	
次長兼水道工務課長	局長		学 生 文 化 体 育 課	

議事日程第4号

平成22年9月10日(金曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成22年第3回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、矢野哲丸君、2番、浅利美知子さん、3番、和久博至君、4番、河原修仁君、5番、後藤勇人君、6番、井野上準君。以上の順序で順次質問を許します。

6番、矢野哲丸君。

6番(矢野哲丸) おはようございます。一般質問3日目のトップバッターになりました6番議員、平成会の矢野哲丸です。通告に従いまして一般質問を行います。大きく2点についてお尋ねしたいと思います。まず1点目の小中学生の学力向上対策についてであります。この件につきましては、去る6月議会の一般質問で井野上準議員がお尋ねしていますが、4月と5月に実施されました国・県・市のテストの集計結果並びにその対策が検討されていると思いますのでお尋ねしたいと思います。最初にアといたしまして、全国学力テストの結果についてであります。今年度、国は抽出方式で実施していますので、これまでのデータとの比較は難しいと思いますが、大分県は全校実施しているということでもありますので、その中で佐伯市はどうあったのかどうだったのか。まずお尋ねいたします。

議長(小野宗司) 分藤教育長。

教育長(分藤高嗣) おはようございます。それでは、矢野議員の全国学力テストの御質問に対してお答えしたいと思います。小学校6年生と中学校3年生を対象とした今回の全国学力・学習状況調査、議員のお話のように、今年度から抽出調査となりまして、佐伯市では小学校11校、そして中学校が9校抽出調査の対象校となっております。結果でございますが、小学校では国語・算数のA・B問題とも全国と比べて残念ながら正答率は1.7点から3点ほど下回る結果となっております。しかし中学校におきましては、数学B問題が0.5点下回ったものの数学A、それから国語のA・Bは全国平均と同程度かあるいは0.3点から0.6点上回っているという結果となっております。これを全国順位等照らし合わせますと、小学校では両教科とも40位を下回る程度。中学校におきましては、国語Aは20位程度、それから国語B・数学Aは25位程度、数学Bが30位程度という結果となっております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 全国学力テストの結果は、一応小学校については平均40位以下というような状況、中学はまあ25から30位ぐらいの位置かなというところではありますが、大分県平均が小学校が41位、中学校が39位というような情報が出ております。これは昨年が40位、小・中ともあわせて40位ということで余り変わってない。同じような状況だということで、これも前回の井野上議員が質問したときも恐らく今年の結果、40位ぐらいになるのではなからうかと予想しておったのですが、その予想を裏切ってほしいなと思っておりましたら、予想どおりというようなことで誠に残念であります。そこでですね、全国の上位の県はいつものとおり、秋田・福井というようなことで青森、そういうようなところが多いわけなんです、東北・北陸の県が多いというような状況、この上位に位置する県はですね、生活習慣並びに生活環境調査においても良い結果がでてきているということで、これがテストにも現われているというふうに思いますが、その辺の学力だけじゃあなく、その辺の生活習慣、生活環境面においての取組は今後どのように考えているのか。その辺のところをお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えをします。議員御指摘のように、特に佐伯市におきましては秋田県への視察に行っておるところでございますが、学校での授業の工夫等はもちろんのこと、家庭での学習を支える環境状況というのが非常にすばらしいというふうに聞いております。佐伯市におきましても、そういった部分の強化というのは是非これから非常に重要なポイントになってくるだろうなふというふうにとらえております。先般、一学期でございますが、家庭学習のしおりというのを各家庭に配りました。その意図は学校の授業での学習等、家庭での学習、これをきちとつないで家庭学習が毎日の授業の中で生かされてくると。また、毎日の授業が家庭学習にまた反映していくといった有機的な関連を図っていくということから、保護者の方にも、またPTAという組織に向けてもですね、そういった大切さを発信しているところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 佐伯市はですね、小・中学校とも家庭学習時間は全国平均、大分県平均よりも低いという結果も出ておるようでありますので、今教育長が申されましたように、家庭学習の方にも今後取り組んでいていただきたいというふうに思いまして、次のイに入ります。大分県学力テストの結果について、これまでは県平均と同程度のものであります、今回はどうだったのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。大分県の学力テストの結果につきましてでございますけれども、正答率を大分県の平均と比べて見ますと、小学校の国語で0.2点下回った以外は、小学校算数においては1点、中学校国語は1.5点、数学は2.2点、英語は3.3点上回っております。このようにほとんどの教科で県平均を上回っておりまして、佐伯市の児童生徒の学力程度は県の中では上位に位置しているというふうにとらえております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 県平均を上回っているということではありますが、大分県でですね、偏差値平均が全国平均を上回っているのは豊後高田と日田だけということで、個々の取組についてはもう御案内のとおりですが、佐伯も今年度から始めました、さいきつ子放課後まなびの教室

推進事業を現在4小学校で実施して取り組んでおりますが、これを拡大していくという考えはどういうふうになっているのか。その辺のところをお尋ねします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。現在4校でございますが、この輪は少しずつですね、広げてまいりたいというふうに考えております。その場合、現在今指導者として退職の教員に依頼してやっていただいて協力していただいているわけでございますが、そういった指導員の確保も非常に重要なポイントになってくるなあというふうに考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 退職教員による指導ということですね、指導員の確保これにつきましてはまた、当然予算措置もしなければならぬということになってこようかと思えます。佐伯の子どもを学力を上げるためにも十分な予算要求をして、市長の方に措置をしていただいて、学力向上に努めていっていただきたいというふうに思っております。県知事も今年は少しは大分県の学力も良くなるのではないかというふうに思っていたが、やっぱり40位程度のところに位置し、変わらないということで県民に申し訳ないというように、本当県民に断わりを言ったような状況でありますので、その辺のところも含め、市長の方にも十分予算等の要求には応じていただきたいというふうに思います。次にウに入ります。佐伯市評価規準診断テストの効果についてであります。これも平成18年から実施しております、回を重ねてもう5回になりますか、この効果は国・県のテストに現われているのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 佐伯市の評価規準診断テストについてお答えいたします。このテストの特徴としましては、佐伯管内の小中学校の教員が自らの手で問題作成に当たるということになってございます。議員御指摘のようにこれまで5回という数を数えてきておるわけでございますけれども、今の中学校3年生の過去5年間にわたる変容を見てみますと、大分県の基礎・基本の定着状況調査結果を例を挙げてみます。小学校5年生の時には、教科の正答率の平均が県との比較で0.6点下回っておりました。この正答率の平均というのは、国語と算数の教科の平均でございます。中学校2年生になりますと0.5点上回ってプラスに転じてきております。また、全国学力学習状況調査を見てみますと、小学校6年生の時には、教科の正答率が県との比較で0.9点下回っていたのが、中学校3年生になりまして1.8点上回るなど、プラスに転じております。このように、佐伯の子どもたちの学力は着実に向上しているというふうに思っております。先ほどの全国調査の結果についてもですね、小学校の場合はまだまだ効果が出てないんですが、この評価規準の診断テストを繰り返すことによって徐々に学年が上がるにつれて学力がついてきているという結果が見えてきます。その要因としてやはり診断テストを実施して、その中でどのような課題があるのか。その詳細な分析を行って、分析に基づいた授業改善、授業づくりに各学校が取り組んできている。その成果ではないかというふうにとらえております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 今教育長に答弁いただいたようにですね、小学校5年生から中学3年までの5年間ありますから、その前の記録はちゃんと残っているデータがあるということで、小学校5年の時には良くなかったが、徐々に上がってきて中学2年、3年になれば良くなっているというようなことで成果が上がっているということですが、小学校の時はどうし

てもですね、やっぱり先生方の指導、それに生活改善、こういう面で成績はどんどん上がってくると言われておるわけですね。それが中学はもうずっとそれまでの積み重ねでいるから、そう子ども自体の努力によって結果が現われるというようなことを言われておるわけなんです。この佐伯の評価規準診断テスト、これまで5年間実施して、結果としてはいい先生たちが問題を作り、またその中を分析するというようになってくれば、今後とも引き続きこれを実施していただくように、先生方ともその辺のところを協議をしていただいて、引き続きやっていけば、また効果も出てくるのではなかろうかと。一朝一夕には成績は上がらないということでもありますので、そういうことで引き続きお願いをしたいというふうに思います。次にエに入ります。秋田県に視察に行った15名の活動状況についてであります。県は視察教員による秋田式の公開授業を推進するというようなことですが、佐伯市の取組はどのように考えているのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。議員御指摘のように、今年5月12日から4日間、佐伯市の学力向上実践研究授業の一環として、推進校及び協力校である小学校7校の校長や研究主任等が15名で秋田の小・中学校に研修に行っていました。秋田では、学校組織全体としての取組、確立された授業スタイルや授業規律、家庭学習の意欲化など、様々な教育実践に多くのものを学んで帰ってきております。1学期はそのよさを取り入れながら、それぞれの学校で実践を積み重ねてまいりました。例えば、校内研修会で報告会を開き全教職員の共通理解を図る。あるいは全校児童集会を開催しまして、授業のルールの統一化を図り、子どもたちに意識化をさせたということ。それから互いの授業を公開し、教職員の学びあいの文化をつくっていったということ。それから算数の授業を中心にしまして、1時間完結型の授業をするということ。次に、板書の構造化を図り、子どものノートとの連動を図ったということ。そして家庭学習の手引きを学校独自で作成しまして、家庭との連携を図ったことなど、秋田研修の参加者が各学校の核となって学力向上の取組を現在推進しているところでございます。教育委員会としまして、各学校の取組の成果と課題を共有いたしまして、2学期以降の実践につなげていくために、これら推進校の研究主任による協議会をこの夏季休業中に開催しております。そして10月には学力向上支援教員の配置校、佐伯小学校でございますが、公開授業を行う予定になっております。それから11月には、来年度の配置校予定の視察及び県教委での来年度の構想の説明等を行い、さらには来年1月から2月に掛けまして、各推進校で7校でございますが、授業公開を行っていくようなことなど、佐伯市全体に広げていくつもりでございます。秋田での研修が、これからの佐伯の教育の飛躍のために、大きなターニングポイントになったなというふうに考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 秋田に視察に行ったのが非常に効果が出てくるのではなかろうかということですが、もう校長先生とかですね、退職前の方が行ってもなかなかその辺のところも引き続き効果を上げるという面でもどうかという部分もありますが、視察の効果があるのなら、これからも若手先生方を派遣するとか、そういう予算措置をして実際の現場をですね、秋田の授業をしてる現場、公開授業をすれば同じようなことになるかも知れませんが、現地を見るというようなことは非常にこれから教員で若手から中堅教員にとっては効果が出てくるのではないかとこのようにも思いますし、先ほどから言ってますように、学力一

朝一夕には向上しませんので、その辺のところを今後ともそういう考えがあるのかどうか。視察に出していきたいというように考えているのか。その辺のところをお尋ねします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。7校が視察に行っておりまして、まだまだ行ってない学校の教員がたくさんいるわけでございます。議員御指摘のように、それを他の学校の特に若手の教員に広げていくということは非常に重要なポイントかなというふうに考えております。予算の関係もでございますから、明言はできませんが委員会の姿勢としましてはできれば多くの教員に視察に行って、多くのことを学んできてもらいたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 何をしても予算を伴うことでありますが、その辺のところは必要であります。市長の方も佐伯の学力という部分は当然考えておろうかと思えます。そこでですね、文部科学省の参事官が、学力の順位の変動が大きいのは小学生で、積み重ねのある中学生より小学生は指導や生活改善の成果が現われやすいというふうに言っております。先ほど私が言いましたが、このようにですね、小学校の時にはどうしても先生方の指導というのが大事になってくるということではありますが、県教委は学力向上は授業力の向上からとしており、授業改善に取り組むというふうにしておりますが、県の小矢教育長は、先生方にどうやって行動に移してもらうか、気持ちを一緒にしてやっていけるかが課題だと言っております。非常に小矢教育長は消極的な考えであるというふうに思いますが、分藤教育長は先生方と積極に取り組む考えがあるかどうか。その辺をお尋ねします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。議員御指摘のように、教職員の意識は変わっていくということが非常に大きなポイントであるというふうに考えております。先ほども答弁いたしましたように、秋田県に行った、視察をして学んできたその良さを生かしながら、佐伯における授業づくりと言いますか、名前を佐伯スタンダードをつくっていきこうということで、学校の職員には呼び掛けているところなんですけれども、秋田のまねをするのではなくって、秋田方式の良さを佐伯のこれまでやってきたものの中に生かしながら、佐伯の教育をやっぱりつくっていかねばいけないということで、呼び掛けているところでございます。その中心になるのはやはり日々の毎日の積み重ねである授業そのものであるというふうに思っております。ですから、この授業をどのように変えていくかと、つまり端的に言えば、先ほどあげました1時間完結型の授業づくり。これを先ほどの推進校と4校でまずは実践をし、その良さを佐伯市内の学校の職員に広めていくと。多くの職員にそういった研修会に参加してもらって、その授業づくりを学んでいくということを繰り返すということが、佐伯の教員の意識改革につながっていくのかなというふうにとらえているところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 教育長を筆頭にですね、大いに先生方にもはっぱを掛けていただいて、学力向上に努めていただきたいと思います。大分県豊後高田・日田等の例もありますので、こういうことも参考にしながらですね、何か佐伯らしいものを出していただければなというふうに思います。学力の向上対策は将来の佐伯市の発展にも寄与できるのではないかとこのように思います。佐伯市の子どもは学力が高い。全国でもトップクラスだということにな

れば、現在佐伯市、他市に家族を残して通勤しているという人、また単身赴任をしている人も家族を伴って佐伯市に移り住もうかということになるのではないかというふうにも思います。またこのことが企業誘致にも一役買うというようなことにもなるのではないかと思いますので、今後とも教育委員会を挙げて学力向上対策に取り組んでいただきたいというふうに思います。1の方が終わります。

次は大きく2点目の社会体育・生涯学習の推進についてであります。小項目アの振興局管内の社会体育及び生涯学習の体制見直しについてお尋ねします。第2期の佐伯市行革プランでうたわれているところの各振興局、地域振興・教育課の社会体育担当は23年度から、生涯学習担当は24年度から臨時または嘱託にするとしていますが、教育改革アクションプランの基本目標1に、教育行政職員の意識改革・資質の向上を図る取組の推進の中で、教育行政職員は、個々の専門的職能・知識の向上に努め、複雑化する教育行政課題に対応できる職員を目指すとしておりますが、臨時嘱託職員で対応ができるのか。その辺のところをお尋ねします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えをいたしたいと思っております。議員御指摘のように、平成22年の3月に第2期行財政改革推進プランの基本方針の一つとして、平成26年度末の職員数を920人以下ということとなっております。また、佐伯市教育改革アクションプランの中では、教育行政職員の意識改革・資質向上を図る取組の推進ということを重点的な取組としておるということでございます。その中で、平成23年度から振興局の社会体育担当者の臨時嘱託化については体育保健課、そして24年度から振興局の社会教育担当者の嘱託化については生涯学習課が担当をいたしております。教育委員会としましては、それぞれの課が年度は違っておりますので、個別に嘱託化を計画していくこととということのないように、数年先のあるべき姿を見据えながら、教育委員会全体として嘱託化した場合の振興局の体制、それから社会教育が衰退することのないよう、今現在協議を重ねておるところでございます。それぞれの事業をどのように展開するべきか。臨時嘱託化となった場合の職員の資質、これにつきましては、採用の方法とか、採用後の研修等によって資質の向上に努めていきたいというふうに現時点では考えております。これにつきましては、振興局とともにより良い方向にしたいということで、現在協議を重ねているところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 19年度にですね、教育事務所を廃止しております。それで地域振興・教育課の中に事務委任という格好で職員を配置しておりますが、その地域振興・教育課の中に職員が増え、メリットが多かったのではないかというようなことで、実際地域振興・教育課の中で2人増えたわけですから、それはいいんですが。現在の社会体育担当と生涯学習担当の職員を臨時嘱託化した時にはですね、地域振興・教育課は人的にはどうなるのか。嘱託の職員がそこに2人が配置されるのか、もう一人でもいいんですわあというような考えになるのかですね。その辺のところはどうでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 嘱託職員が現課に配置をするということになるかと思います。ただ、その部分につきましては、いろいろな事業がその嘱託職員自体ではできなくなるというような状況もありますので、その職員を引き上げた分につきましては、本課の体育保健課あるいは

生涯学習課の方でその部分をフォローするという形になると思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 社会体育の方に例をとると、今、宇目の例ですが、B & Gに嘱託1名、職員1名というふうに配置されておられるわけなんですけど、本来なら地域振興・教育課の中におられるべきかもしれませんが、現場の方ということでB & Gの方に勤務しておりますが、生涯学習担当は地域振興・教育課の方にあります。そうした時にですね、今職員と嘱託と2人でB & Gの中で社会体育を担当しているんですが、この部分が嘱託臨時ということになれば、そこが2人とも嘱託臨時で対応しているいろいろな計画をやり、行事をやっていくというようなことになってくるんですが、その臨時嘱託を置くんだから1人にするんだというのか、そこはどのようなふうに考えておられるかお尋ねします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 個々の人数についてはですね、まだ今から協議ということになると思いますけれども、とにかく正職員であった、配置をしていた分につきましては、体育保健課本課の方で対応するというので、その事務を引き上げるということになうと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 職員は現在だから社会体育担当と生涯学習担当の2人がおるけど、この職員は引き上げると。そして現在の嘱託職員がおるその人を引き続き嘱託職員として置くと。人は替わるかもしれませんが、そういうふうな考えでおられるということで分かりましたが、嘱託職員もですね、経験のある人、実績のある人というようなところで、そういうようなところを加味しながら人選もしていただきたいし、職員削減という部分は致し方ない部分もあるかと思えます。職員一人削減すればですね、その職員分については本庁に引き上げるということは本庁も多くなるわけですから、退職した補充はしないというふうなことになるのかと思うんですが、職員を一人退職するようになればですね、その給料分で嘱託はですね、今現在、嘱託既におるわけですからね。職員一人引き上げるということになれば、その給料分で2人でもまだ2人でも3人でも雇えるというようなことになるのではなからうかと思うんです。だから、教育事務所を廃止したときに、地域振興・教育課の中の職員が増えたという、振興局の方は喜んでおったわけです。いろいろな行事・イベントをする時に、少しでも職員が多いといろいろなことに助かるわけですから、その辺で職員の削減はやむを得ないにしても、その部分の手当を考えていって、ほんの2分の1、3分の1の給料分で1人、2人は雇えるんですから、そういうようなことで、やっぱりそうすれば嘱託でも臨時でも雇用の機会もあるということになってこうかと思うので、頭数だけはですね、確保しておっていただきたいというふうに思います。そういう努力をしていただきたいなというふうに思いますが、次長どうでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 人数の配置の問題につきましても、今後それぞれの振興局で統一化されてないという部分もございまして、現在2人の所もおりますし、1人の所もおりますし、そういう事業量等も含めて今協議をしておる最中でございます。ですからそこの議員の言われるように、退職の1人にあてれば何人も雇えるという部分は分かりますけれども、今後も質を上げるということで、普通の臨時職今13万幾らで雇っておると思いますが、その金

額じゃあなくて、ちょっと質を上げて金額もちょっと高めで設定をしようというふうな協議も行っておりますので、そこらは社会体育にしても、生涯学習にしても要は人であるというふうに認識をしておりますので、そこらは質の高い人を配置をしたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） はい、分かりました。そういうふうに臨んでいただきたいと思います。次にこの体育指導委員の適正数の検討についてであります。これも行革プランの中で、今年度1回目の削減数を確定するというふうにしております。体育指導委員をどのように考えているのか。また長期総合計画の中で、体育指導委員をどのようにとらえているのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えをいたします。22年度の削減数ということでございますけれども、第2期佐伯市行財政改革推進プラン事務事業の見直しで、23年度予算要求時までには第1回目の削減数を確定するということになっておりますけれども、体育指導委員は市が主催する行事、それからスポーツイベント、そしてスポーツ関連教室等の運営に参加をしております。市のスポーツ振興施策の一躍を担っていただいております。また、23年度からは各振興局の社会体育担当の臨時嘱託化によりまして、体育指導委員の役割は更に重要になってくるというふうに認識をしております。それで、体育指導委員につきましては、現行の体制でいきたいというふうに考えておるところでございます。次に、長期総合教育計画の中で、体育指導委員をどのようにとらえているかということでございますが、体育指導委員は地域をスポーツによって活性化させるために、その中心的な役割を果たし、地域住民に対するスポーツ活動の啓発、施設活用の相談、それから地域のスポーツニーズの把握、そして地域スポーツ大会や全市民的なスポーツ大会の開催などにおける地域スポーツ振興の推進者として、またあるところでは総合型地域スポーツクラブの設立や運営に関する支援等で、今後はますます活躍をしていただきたいと思いますというふうに思っております。そういうことで、この体育指導委員は、現行を維持していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 行革プランの中では、先ほど言いましたように、23年度当初予算要求時までには第1回目の削減数を確定するとしておりますけど、もうこれは今の答弁ではもう体育指導委員は減さないと、社会体育担当もいなくなるので体育指導委員の役割は重要だから、その部分で今後とも今の人数を維持するということではあります。将来的に今言いましたように、あの時はそう言ったけど、来年になったらもう変わってしまったというようなことがないのかですね。本当に体育指導委員というのはですね、体育指導委員の協力によって各種スポーツ大会が実施されております。今言いましたように、長期総合計画にはスポーツによるまちづくり、健康づくりを推進するとしておるけど、社会体育担当がいなくなると、あとフォローは本庁の方でしますわあというようなことなんですけど、今後とも総合型地域スポーツクラブの推進を図るというようなことも言っておりますし、これにはやっぱり地域住民の自主的な運営活動が必要、そのためにはやっぱりどうしても体育指導委員が重要な役割を果たすということであろうかと思うんです。それでですね、私はここに削減というようなことを書いておりますから、削減するのであれば一律削減ということではなく、役割・活動状況、それぞれの振

興局管内の調査をしていただいでですね、実情にあった人数を検討してほしいというふうに思っておりましたが、もう削減しなく、今の体育指導委員全体、佐伯市100人で今後ともいくんだということでもありますので、そこを再度確認をしまして、質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員御指摘のように、行革プランの中ではそういうことでしたが、体育指導委員というのは、年間報酬をもらっているわけではないということで、ほとんどのように地域に貢献しながら、自分がお世話をしたそのスポーツ大会の費用弁償的なものしかもらってないということで、これが人数を減らしたからそこらの行革がそんなに大きく達成できるものではないと。先ほど議員が言われましたように、体育担当を各振興局から引き上げるといふことにかんがみて、体育指導委員はそういう意味で今後地域を担っていただく重要なポストであるという認識をいたして行革の方と話しを進めてまいりました。そういう意味で、現行の100人というのを維持をしようということによって現在話しが決まっております。

議長（小野宗司） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

次に19番、浅利美知子さん。

19番（浅利美知子） 皆さんおはようございます。19番、公明党の浅利美知子でございます。私は今期定例会におきまして大きく3点について御質問させていただきます。まず初めに、子宮頸がんワクチンについて御質問させていただきます。この子宮頸がんにつきましては、6月議会でも御質問させていただきました。その時の答弁で、国の動向をみてという答弁いただいております。その中で、厚生労働省が予算概要ですね、今回150億円を上げておりますので、国の動向が幾らか動いてきたということで御質問させていただきます。厚生労働省の来年度予算概算要求に公明党が従来から強く求めていた子宮頸がん予防ワクチンの助成事業が盛り込まれました。その内容は十分なものとは言えませんが、事業の創設自体は評価できるものと思います。厚生労働省の概算要求では、市町村が実施する子宮頸がんワクチン助成事業などに対し、助成費用の3分の1相当を国が補助する予防対策強化事業として150億円が計上されました。子宮頸がんは性交渉によるヒトパピローマウイルスの感染が主な原因とされ、10代前半のワクチン接種で予防が期待できます。しかし費用が約5万円程度掛かり、経済的な理由から接種をあきらめるケースも多々あると聞いております。この病気で年間3,500人が亡くなっております。予防検診とワクチン接種を併用すればほぼ100%予防できる唯一のがんです。近年特に若い女性に急増していて、子宮頸がんの発症を減らしていくためには国が本腰を入れワクチン接種を後押しする必要があると思います。また、きちんと予防検診などをちゃんと受けていれば数多くの尊い命が救われるわけですから、その体制を整備することは政治の責任であると考えます。12歳の女性のワクチン一斉接種に必要な費用は210億円とされておりますが、今回厚生労働省が考えているのは150億円ですので、国・県・市町村で負担し合っているとすると市への負担も避けてはとおれませんが、改めて子宮頸がんゼロへ向けた市の対応をお聞かせください。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 浅利議員の子宮頸がんワクチンに関する御質問にお答えします。確かに議員の言われるように、厚生労働省は2011年度の政府予算特別枠で子宮頸部がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、約150億円を要求することとなったようです。

子宮頸部がんは性交渉によるヒトパピローマウイルスの感染が主な原因とされ、10歳代前半のワクチン接種でかなりの効率で子宮頸部がんの予防が期待できることとされており、接種費用は1人3回接種で4万から5万とされており、厚生労働省は国・都道府県。市町村で負担し合って助成する仕組みを想定してありますが、対象者等は今後詰めていくとのことであり、市といたしましては、HPVワクチンの有効性は理解しているところであり、今後、さらに国の動向等を見極めた上で、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） ただ今部長の答弁がございましたように、大変理解はしてくださっていると思います。それで私が6月議会で質問いたしましたときに、例えば中学1年生ですね、女児351人に対して接種した場合、1,755万という費用が掛かるというふうに言われておりました。これは全額の助成の場合だと思っておりますが、これをですね佐伯市として、例えば全額ではなく一部助成、半額助成とかですね。そういうことは考えられないのでしょうか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 接種費用の一部助成、また半額助成は考えられないかということですが、接種費用等につきましてまだ詳細なところまでの検討はしておりません。当然予算の面がございますので、ほかの市の状況を見ましても半額助成とかしてるところも結構ありますんで、まず国が今予算に盛るということを決めた段階でありますので、その内容はまだ詳細につかめていない部分もございます。それとか一番私どもが、先の6月議会でも御答弁申し上げましたように、健康被害の問題だとか、まだワクチン接種が始まったばかりで、国としてもそういった治験を収集するために今回こういう予算を計上したということも書いておりますし、そういった部分の検討等もありますので、それが終わりますして市としてこれに取り組むということが決まりましたら、あとは財政的にどういう範囲で助成ができるかということについて詳細を詰めてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） まだ現段階はですね、国の動向っていうかまだはっきりした予算ではないと思いますが、一応ですねこれがまた増えるということもないとは思うんですけども、このような形で国がですね、対応してるわけですから、私はこの子宮頸がん本当に何回かこの質問をさせていただきました。市民の方からですね、是非この子宮頸がん佐伯市でも行っていただきたいという声も聞いておりますし、実際病院の方でですね、受けたいという方もいらっしゃるんですけども、国の方が助成するかもしれないよということで見合わせている方も実際いらっしゃいますので、そういうこともあるっていうことですね、知っていただきたいと思います。それと財政的な面、大変に大きい部分であるかとは思うんですけども、例えばですね、国の関係で言いますと、実際この子宮頸がんワクチンをですね12歳の女児に接種した場合ですね、400億円の医療費の抑制があると言われております。そしてまた、接種費用を引いたとしても190億円ですね、節約効果があるとも指摘をされております。こうなると佐伯市にとってですね、医療費の抑制もあるし、そしてまたこういう効果もあるっていうことがあるわけですから、そういう意味でも佐伯市としてもですね、これは本当に取り組んでいただきたいし、是非ですね、私がこれ市長に御答弁いただきたいと思っておりますが、市長としては佐伯市ですね、本当にこれからの未来の命を守るって意味でもこの子宮頸がん接種というのは大事な部分じゃないかと思っております。そういう意味で、先ほど言

いました全員接種なのかと、一斉接種なのかという部分を言いましたけれども、これはあくまでも先ほど部長が言われましたように、もしかするとリスクというのも考えられるかもしれないと、そういう危険性もあるかという部分もあるかと思うんですけれども、そういった意味で十分にですね、保護者の方たちに説明会を開いたうえで、もちろん接種となると思うんですが、あくまでも任意接種という形で佐伯市はできないのかなあと考えておりますが、その点いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。子宮頸部がんワクチンについては、6月議会の後に議員に私の方が全国市長会での要望事項ということで提示しました。また今回この件についてはですね、副作用の問題等もあるんで、どういう形でということでもう一度それについては現在の金額で十分なのかと。また先ほど議員が言われました任意ということになってくるとかということがやっぱり大きな問題だと思っております。特にこの菌は、ウイルスが大体世界的に10種類か12種類あると言われておるんですね。そうした中で国内の発生率の高い2種類に対して大体70%近い形での対応ができるのではないかとということで、万能薬ではないと。またこれが海外から入っているウイルスが入れば、このワクチンは効かないということ。そうしたこともあるので、国としてもいろんな動向を調べる意味での予算に向けて、今要求をするということになってます。私どもも、先ほど部長が申しあげましたように、これが予算化すれば、こうした中で国また県の割合とも定めて、そういうことになったときに、先ほど議員が言われましたように、保護者の方、それぞれに説明してと。またこれについては統一した年齢で一遍にできませんので、今までやってませんので、どうした方をまずしながら、次年度以降はですね、それ以降の女兒が全員が受けられる体制になるのかということも研究していかなければならないと思っております。先ほど申しあげましたように、あくまでも予算要求をするという段階でございますので、はっきりした答弁についてはこれからの段階になると思っておりますので、先ほど申しあげましたように、これが予算が確立すれば市としては前向きに取り組んでいきたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 今市長の方からですね、前向きな御答弁をいただいたものと思っております。国の方がしっかりですねこれを予算化してくれば市の方もですね、それなりに考えていきたいというふうに私は理解いたしましたけれども、そのような方向になることをですね願っております。1人ですね多くの女性の命を救える。そして未来の命を救えるっていうことになりますので、是非ですねこの件はお願いしたいと思っております。じゃあこの件につきまして終わります。

大きな2点目といたしまして、発達障がい児支援についてお伺いいたします。まず、アについてお伺いをいたします。5歳児健診の推進について、現在乳幼児健康診査は母子保健法の規定により行われておりますが、対象年齢は1歳半、3歳半、そしてその後は就学前健診となっております。この3歳児から就学前健診までのこの開きが発達障がいにとっては問題となっております。発達障がいは自閉症・アスペルガー症候群・広汎性発達障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がいなどの障害を総称したものであります。平成17年4月、発達障がい者支援法が施行されたことに伴い、ようやく社会で認識されつつあります。専門家によりますと、障害の程度が重度の場合は、1歳半健診で見つかり、中度の児童は3歳半の健診

で見つかるそうです。いわゆる広汎性発達障がいとは5歳ぐらいになって見つかることが多いと言われております。ところが問題は5歳児健診を取り入れている自治体が少ないために、この段階での発達障がいの児童を見つけることが非常に難しいという点であります。本市でもまだ5歳児健診は取り入れられておりません。早期発見・早期対応、発達障がい対策の基本といわれております。発達障がいは対応が遅れるとそれだけ症状が進むといわれております。また、就学前に発見されても親がその事実を受け取るのに時間が掛かって適切な対応・対策を講じることがなく、子どもの就学を迎えるために状況を悪化させてしまうという現状があります。そこでこの5歳児健診につきましては、私は平成19年度だったと思います。質問させてもらっておりますが、もう1回この場を借りてですね、今回質問させてもらっておりますが、その中の5歳児健診の必要性和考え方をまずお聞きいたします。現行の健康診査の体制で発達障がいの疑いがあると判断された場合、その後どのように対応されているのかをお聞かせください。また、もし5歳児健診を実施するとすれば、現在の体制、予算などからどのような問題点、課題があるのか教えてください。就学前健診の体制と健診内容をお聞かせください。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 発達障がい児支援に関する御質問にお答えします。私の方からから までについてお答えさせていただきます。まず ですが、近年発達障がいと呼ばれる幼児が増加している中で、これら発達障がいを早期発見・早期療育することは重要な課題となっております。佐伯市では1歳6か月児健診及び3歳児健診でチェックしておりますが、落ち着きのなさや特異的な認知障がい、対人関係の障がい等は3歳児健診までの乳幼児健診では気付にくいという問題があります。特に軽度の発達障がいは5歳を過ぎたころが発見しやすいといわれており、発達障がいの早期発見には5歳を過ぎてからの健診や発達相談などの実施が有効と思われれます。次に2番目の1歳6か月児健診、3歳児健診で発達障がいが疑われた場合、療育機関への受診や保健所で実施する巡回療育相談につなげ、専門の医師、作業療法士、言語療法士、保育士、相談員及び教育相談のため、相談員等によって早期診断または具体的な支援方法をアドバイスしています。また、保育所や幼稚園などを利用している場合には、保護者の了解のもとに保育士や幼稚園教諭との連絡をとり、各施設へ療育機関のスタッフが出向き保育現場を見て保育士等に児の支援指導やアドバイスを行う施設支援を実施しています。 ですが、5歳児健診を実施するとすれば小児科医不足が叫ばれる現状で、佐伯市では現状でも献身的に御協力いただいております市内の小児科医の更なる負担の増大、または専門医やセラピスト等の確保及び行革による職員の減少によるマンパワーの不足などの人員体制の課題や発見後のフォロー体制、専門医等雇用による財政面の問題、発達障がいに気付くスタッフの養成などの課題があります。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 教育委員会が管轄する就学児の健康診断についてお答えをいたしたいと思っております。小学校に入学する前年に行われております就学児の健康診断は、学校保健安全法等の規定により行うようになっております。本年度は来年度に就学する予定の子どもを対象に10月12日から11月2日までの間に、主に各小学校を会場に実施する予定となっております。検査の内容につきましては、大きく分けて学校医等による内科検診や歯科検診、視力及び聴力検査、それから知能の4種類の検査を実施する予定としております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） それでは今部長の方から御答弁がございましたけれども、例えば保育所・幼稚園等でですね、先生たちがもしかしたらこの子は発達障がい疑いがあるんじゃないかなと、そういうのに気づかれる場合が多いかと思えます。そこで、例えば保育所・幼稚園の先生方がですね、どこまでその発達障がいについていうのを理解されてるかなあというのが一番問題じゃあないかと思うんですが、その点研修等ですね、行ってらっしゃるのかどうかですね、お伺いしたいと思えます。例えば、保育所でありますと正規の職員さんよりも臨時の職員さんも多いんじゃないかと思えますが、その臨時の職員さんたちにもこの発達障がいについての認識っていうのは十分必要だと思いますので、そこらあたりの研修ですね。どのようにされているのかをお伺いしたいと思えます。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 保育所の保育士さん並びに臨時の方に対する研修をとということですが、現在、市の方でもそういった方々向けの研修を実施をしております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） それでは研修をされているということで保育所や幼稚園の先生方にも十分その発達障がいの状況っていうかですね、そういう障がいの様子っていうのは理解されているものと思えるという御答弁だったと思えます。それでは、例えばじゃあ保育所に通ってない子どもさんっていらっしゃいますよね。その子どもさんっていうのは1歳半、それと3歳半の健診をもちろん受けられるわけですけども、その保育所に入ってない間、幼稚園までに入塾する間っていうのは親御さんとの生活になると思えますので、なかなか見極めっていうか、家庭でも分からない部分があるかと思うんですが、その子たちにはですね、どのような対応ができるのかですね、そのところもしお考えがありましたら聞きしたいと思えます。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 保育所に通ってない。家庭でまあ面倒を見ているといいますが、そういった児童に対する支援ということで、発達障がいの発見を早期に行うための施策ということだと思いますが、そうですね、発達障がいに関する後方ケアっていうんですか、そういうのもいろいろな手法等を使って行ってみたいと、御家庭の方にみていただくとか。またそういう一般の方っていいですか、そういう方を対象に研修会と講演会みたいなものもやるのが有効だとは思いますが、それと発達障がいを発見するための指針というものを厚生労働省の方が出しているという、先日パソコンの方で見ました。そういったものも市の広報の中で、こういった症状のある方について発達障がいを疑われますよというようなことだと思うんですが、そういったものの広報についても力を入れていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） どうしてもこの保育所等に通ってない子どもさんについては発見が遅れてしまう可能性、非常に大きいんじゃないかと思えます。ですから5歳児健診必要じゃないかなと私は思っております。全員にですね、最低子どもさん全員が5歳児健診を受けるという対象になりますので、平等であるんじゃないかなあと思っておりますが、体制がなかなか整わない状況であると、問題点があるということでしたので、これはですね本当に早期に発見するための健診だと思いますので、是非ですね再度5歳児健診の件については担当課としてもですね、研究していただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。就学前

の健診についてですね、先ほど教育次長の方から健診の内容がですね説明ありました。内科検診・歯科検診・視力、そしてまた知能等の検査があると言われましたが、この就学前健診でですね発達障がい疑いがですね新たに見つかる子どもさんもいらっしゃるかと思うんですが、現状それがいいのかどうかですね。今の福祉保健部長のお話を聞いてみますと、1歳半とか3歳児健診、そして保育所・幼稚園との連携がとれているので、ある程度の発達障がいは分かる、発覚できるというかですね、発見できるという言葉が言われたと思うんですが、けれども、新たにこの健診でですね、就学前の健診で分かることもあると思うんですが、そのような方ってのは実際いらっしゃるのでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員御指摘のようにですね、この就学時前の時点で発達障がいの方が分かるという点については、発達障がいの中でもですね、学習障害LDとありますが、それから注意欠陥多動性の障がいADHD、それから広汎性発達障がい、こういう部類については、1歳とか3歳の中ではなかなか発見がしにくいということで、集団生活を経験しはじめる幼稚園、それから就学前になって初めて症状が現われるという例が多いというふうに聞いております。先ほど言いましたように、佐伯市の例があるかということでございますけれども、件数は把握しておりませんが、今言ったような理由から集団生活を始めたこの時期に初めて現われるというような状況も聞いております。そういう意味からして、5歳児健診の実施というのは非常に有効であるというふうには考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 5歳児健診非常に有効であるという話でしたが、福祉保健部長のお話では、有効性をしっかり認識はしているけれどもなかなか体制がとれない問題点もあるってような御答弁もありましたが、実際実施しているところ、特に鳥取県とか栃木県とかはですね、もう本当に先進的に平成18年とか17年ぐらいからもう進んでいる所なんですけれども、例えばですね、香川県の三木町というところがありますけれども、ここは就学前1年間、5歳児健診を受けるということは1年間あるわけですね。5歳児健診を受けて就学前の、この1年間の間で療育することが大事だということで5歳児健診をされております。そしてこれは5歳児の子どもさん皆さんが平等に受けられますので、発達障がいの発見というか、そういうものだけが対象ではなく、例えば生活習慣病の予防として肥満の増加が大変子どもたちもしておりますので、そういうことを健診したりですね、その生活指導があったり、そしてまた食生活の指導があったり、生活全般のですねいろんな御指導が親御さんと一緒に健診をする中でされているということもありますので、本当発達障がいだけではないと。そういう5歳児健診をすることによって、先ほど言いましたように生活習慣的なものもですね健診できる。発育の状況も健診できるっていう5歳児健診には意義があると思いますので、先ほども言いましたが、是非ですねこれは研究っていうか、していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。この点については以上で終わります。次にイに入ります。発達障がい児教育支援について、これは5歳児健診と申しますが、この発達障がいにかかわる件ですので御質問させていただきました。この件につきましても私は平成19年発達障がいの件で特別支援教育員のことで質問させていただきましたが、再度また質問させていただきます。小・中学校の児童生徒に約6割の割合で存在する軽度発達障がいの子どもたちに対し、一人一人のニーズに応じた教育をすることから、日常生活の介助と学習活動の

サポートを行う特別支援教育支援員が佐伯市においても、平成11年11月より30人の方が設置をされており。現在30人の特別支援員の方々がきめ細かな対応をされているようですが、現在佐伯市にはこの30人の特別支援員さん、小・中学校ごとに何人いらっしゃるのかをお聞かせください。また、この軽度の発達障がいといわれるこの子どもたちは小・中学校で何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。また現在の問題点・課題点などをお聞かせをください。

教師自身がこの障がいに対するですね認識が十分必要だと思います。そうでないと子どもたちに接することも非常に難しくなると思いますが、この先生方に対しても研修状況はどのようにされているのか、現状をお聞かせください。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。特別支援教育支援員につきましてでございますが、本年度幼稚園に1人、小学校に23人、中学校に6人、計30人を25校又は園に配置をしております。平成19年度の2人から始めた特別支援教育支援員の配置数は年々増加をしております。配置校においては特別支援教育の充実が図られつつあるというふうに考えておるところでございます。しかし、発達障がいがあると思われる児童生徒は、今年度小学校に126人、中学校に36人、計162人が通常学級に在籍している実態がありますことから、未配置校における困りということはもとより、配置校においても課題がございます。配置校における課題としましては、ひとつに支援員1人当たりの担当児童生徒数の多さということがあると思います。一般的には1人から3人程度が適当であるというふうに思われますけれども、5人以上担当しなければならない学校も10校ほどございます。中には1人で十数人を担当しなければならないケース等もございまして、校内体制の中でですね、各学校とも工夫をされているというのが実態でございます。その辺りが一番重要な課題になつてののかなというふうに考えております。それから教員の研修の状況でございますが、教員一人一人がですね、議員御指摘ように発達障がいについての正しい認識を持つということが指導の前提になるわけでございますから、非常に重要な部分であるというふうに思っております。大分県教育委員会が各種のですね、例えば、公立の小・中学校の特別支援学級等担当教員研修、あるいは特別支援教育の専門研修等々講座を開設しております。加えてですね、管理職研修であるとか、あるいは初任者研修とか、10年の経験者研修等にも特別支援教育というものを入れて、以前に比べてですね、格段に教職員が特別支援教育の研修に臨む機会というのは多くなっております。また各学校では特別支援教育のコーディネーターという役割がございますが、そのコーディネーターが核となって校内研修を企画したりですね、指導主事を呼んだりして具体的な事例をもとに研修を深めていくという工夫もしております。本市におきましては、教育・福祉・保健・医療の各機関が連携する子ども特別支援ネットワークというものをつくっておりますが、整備・充実しつつあります。また各学校や教員に対してさらなる制度の理解と活用を促していきたいというふうにも考えております。特に学校メディカル・サポートという、学校へ医療関係者を招へいたケース会議というのもございまして、教員の障がいに対する理解と対応の具体を学ぶいい機会になっております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） ただ今教育長の方から御答弁いただきました。特別教育支援員の方々たち現在30人いらっしゃるということで、1人当たり1人から3人が適正な人数であろうかと言われる御答弁だったと思います。でも実際はそれ以上にいらちゃって問題点が多いという

御答弁だったと思いますが、小・中合わせて162名ですかね現在発達障がいの疑いがあるというかですね、そういうお子さんがいらっしゃるということですが、実際今30人の方々、今御答弁を聞きますと大変な思いをされてるんだなということが何か分かるような気がいたします人数的にですね。それで今後ですねこの支援員さん、徐々に佐伯市増やして下さっておりまして現在30人ですが、この子どもたちに本当に適切な子どもたち一人一人のニーズにあった教育をするためには、まだまだ支援員さん必要じゃあないかと今御答弁聞きましたけど、今後はまた増やしていくですね、そういう計画があるのかどうかをまずお聞きしたいと思います。そして、教職員の方々の研修体制、しっかりできているのじゃないかと思いましたが、本当に先生一人一人がですねこの障がいについて認識することによって、子どもたちに対する接し方、もう十分変わってくると思いますので、今後ともですね研修は続けてですねやっていただきたいと思います。そして、まず先生方の研修はしっかりなされていると、理解されているというふうに判断いたしましたけど、では周りにいる子どもさんたち、子どもさんたちがこの発達障がいの子どもさんたちに対してどのような理解ができているのかですね、それも大きな問題じゃあないかと思いますがその点、子どもたちがですね、接する態度というか、そういうものは先生の姿勢ですね、本当接し方、もう本当語り掛け方、そういうのが一番子どもたちも見ている部分だと思いますけど、子どもたちに対するですね、その点の教育っていうのはなされているんでしょうか。その点もお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。教育委員会としましては、現在の特別教育の支援員が30名という状況が各学校に非常に感謝されている反面ですね、またもうちょっと増やしてほしいという要望等もございまして、もっと数を増やしていきたいというふうには考えております。これも予算等の関係がございまして、確約することはできませんけれども、努力はしていきたいというふうに思っております。それから、障がいがある子どもの接し方、周囲の接し方でございますが、非常にですね周りの子どもへの指導というのは難しい部分があると思います。ただ、その子どもさんの行動特性につきましてはですね、特に同じ学級の子どものつきましてはですね、教師の方からかみ砕いた形で、このAさんならAさんは、こんなことが嫌なんよとか、あるいはこんなことをしてあげたらとても喜ぶよとかいうような形で、具体的にですね指示をしながら、教えながら、その子どもとの距離を縮めていく努力というのは日々行っております。ただ、すぐそのことがですね、周りの子どもたちに理解できるというわけではございません。もう毎日の積み重ねの中で次第次第に周りの子どもたちがその子を理解して正しい接し方ができていくというように指導していらっしゃるところでございます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 特別教育支援員の方々たち大変な思いをされているかと思っておりますけれども、また今教育長の方から御答弁ありましたが、予算的なこともあるでしょうけれども、体制は整えていきたいという答弁じゃなかったかと思っておりますので、必要に応じてですね、また増員なり計画していただきたいと思います。そしてまた、この発達障がいの子どもたち、周りから理解されないことによって、例えば我がままだと判断されたり、そしてまた自分勝手とかですね、いろんなそういうふうにとらえられがちになる部分があると思います。それが理解されないことはいじめになったり、また不登校のですね原因になったりするってい

うことも考えられると思いますので、周りの子どもたちの対応もですね、本当に十分接し方をですね、よろしくお願いをしたいと思います。まずは、先ほども言いましたが、教職員の皆様方の接し方がですね、子どもたちは本当見ておりますので、先生たちの対応っていうのを十分ですね一人一人が責任を持っていただきたいと思います。そして一人一人の子どもたちが本当に楽しいですね、学校生活が送れるようになれば一番いいのではないかと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。この点については以上で終わります。

では続いて、大きく3点目について御質問させていただきます。3点目、緊急通報システムについてお伺いをいたします。緊急通報システム事業は、独り暮らしの高齢者に対し日常生活に起きる緊急事態等への不安を軽減するとともに、福祉の増進を図ることを目的としております。この事業は昨年12月からコールセンターに委託されておりますが、現状と問題点・課題等をお聞かせください。昨日、高司議員さんがこの緊急通報システムについては御質問されておりますが、御答弁の方は重複しない程度でいいと思いますので、御答弁をお願いいたします。そして にですね、だれもが住み慣れた地域、住み慣れた我が家で暮らしたいと願っております。独り暮らしの高齢者が増え続けていることも見逃せません。地域社会とのつながりが希薄になるなか、単身世帯の6割が孤独死を身近に感じ不安を覚えています。緊急通報システムがそんな方々の安心のよりどころの一つといえると思います。そこで、緊急通報システムの設置対象者は独り暮らしの高齢者または障がいをもった方々となっていると思いますが、そのほかにも持病を持ち、大変不安な毎日を過ごされている方がいらっしやいます。そのような方々への設置はできないのかをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 緊急通報システムに関する御質問にお答えします。21年度緊急通報システム構築事業により、合計1,100機を購入し、旧機器995機を新機器にすべて交換すると同時に、それまでの待機者の解消を行いました。日常生活の困りごとや、いざというときにボタンを押すだけのより安心なサービスを考え、従来の緊急通報サービス以外に生活相談・毎日の安否確認・月1回のお元気コール・火災通報装置の設置等のサービスが追加され、365日24時間のコールセンターに通報が届き、オペレーターが利用者の安心・安全の見守りを行っているところです。7月末現在、設置の状況ですが、旧市内が506機、上浦が43機、弥生が63機、本匠が42機、宇目が133機、直川が57機、鶴見が75機、米水津が28機、蒲江が147機、合計1,094名の利用者に設置してるところです。内容につきましては、高齢者が832名、障がい者が262名、火災通報放置設置者は1,015名、安否確認の利用者が408名となっています。ちなみに4月の各種通報の受付状況を申し上げますと、緊急通報が7回、相談通報が56回、火災通報が5回、誤報通報が53回、テスト通報が54回、電池切れ15回となっています。緊急通報につきましては、コールセンターよりその都度メールにて担当者へ報告が送られてきますので、関係機関と連携が取りやすくなっているところであります。次に問題点・課題についてですが、利用者は緊急時等に速やかに駆けつけられる協力員を2名お願いしていただくようになっておりますが、いろいろな事情があり隣近所の方に協力員をお願いできない方につきましては民生委員がなっている方が多くおられます。100名の民生委員さんが協力員になっていただいておりますが、中には1人で10名以上受けられている方もあります。ということで、1番目としまして、申請時に協力員の確保に苦慮していること。2番目に、長期間留守にしたり、入院・施設入所されるときにコールセンター及び協力員に利用者・家族から連

絡がないために、協力員に訪問をお願いすることがあること。3番目に、高齢者がほとんどのため、新システムに関する使用方法等について繰り返し説明することが必要となっており、民生委員さん、保健師さん等訪問時に使用説明の確認をお願いしていることなどであります。次に の持病を持つ独り暮らしの方への設置についてお答えします。緊急通報システム設置は高齢者以外、現在262名の障がい者の方に設置しています。持病を持つ方への設置ですが、重度の心疾患・高血圧症・喘息等、生命に危険を及ぼす持病を有し、激しい発作や突然の意識喪失を起こす恐れのある独り暮らしの者、その他市長が必要と認めた者と、佐伯市緊急通報システム事業実施要綱が定められています。設置必要な方は高齢者福祉課の方に御相談いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） それでは今回この質問をいたしましたのは ですね、特に について御質問をしたいと思っております。実は最近の本当の話ですけれども、50代後半そして60代始めの方ですね、独り暮らしの方ですけれども、もちろん持病を持っていらっしゃいました。この方が二、三日後、または1週間後ぐらいにですね、お部屋で亡くなっていらっしゃって発見されたというのがありました。それで緊急通報システム、持病を持った方々にも実際設置要綱の対象にはなっているんですね。ところが私も実際認識不足だったと思いますが、この緊急通報システムっていうのは、独り暮らしの高齢者、そしてまた障がい者の方が対象だと思っておりました。それで私たちの地域におきましても民生委員さん一生懸命頑張ってくださいまして、独り暮らしの方とか身障者の方々に対して緊急システムがついてるだろうかとか、いろんな部分で民生委員の方たちがですね、訪問されてくださっているようですけれども、実際ですね、民生委員の方たちがどこまで設置対象をですね理解されて、理解っていかですね、周知されているのかなと正直思いました。そこで持病を持った方々、これがですね実際分かってらっしゃる。分かってらっしゃるといったら大変失礼ですけれども、本当に周知がされているのかどうかですね、そのところを大変に疑問に思いましたので、その周知のですね徹底を是非ですね、よろしくをお願いしたいと思います。その点、部長いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 持病を持つ独り暮らしの方への設置が可能であることの周知が足りないのではないかという御質問だと思います。緊急通報システムの申込みにつきましては、主に民生委員さん、御本人・御家族の方等がほとんどであります。特に65歳以下の持病を持つ方の申請につきましては、御本人及び民生委員からの相談がほとんどとなっています。内部疾患等で身体障害者手帳をお持ちでない方、心臓が悪い・喘息がある・てんかん発作をよく起こす等の事情で設置している方がおられます。申請時に民生委員の方にお世話をいただくことが多いため、民生委員の会議・研修等の機会をとらえまして、さらに周知に努めていきたいと思っております。また、誤報等による周知についても考えてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 先ほど2名の方の件をですねお話しいたしました。御家族の方もですね大変に残念であったと。本当にお独りで暮らしていらっしゃって本当孤独死、数日後に発見されてという本当にこういう事件とかですね、こういうのが実際佐伯市でありました。緊急通報システムがこういう持病を持った方々にもですね設置できるんだっていうことが分かって

いたら設置しておきたかったと、本当に悔やまれて言ってらしたことがありました。そういった意味で今回質問させていただきましたが、今回、機種も新しい機種に変わりました。それでまだまだ、先ほど言いましたように対象者周知できてない部分、申請方式ですので、十分にその点ですね、市民の方々にも浸透できてない部分多いかと思います。それで新しく機種が変更されいろんな安心確認ですかね、いろいろな機能が備えられたということで、是非今、部長の方も周知したいと言われておりましたので、是非ですね今一度機種が変わったこともありますので、緊急通報システム新しい体制になりましたので、是非この機種の新しい使用方法というか、内容をですね。それとともに対象者、こういう方たちが対象になってますということですね、是非市報等でですね、今一度お知らせしていただきたいと思います。もう二度とですねこのような本当にことがないようにですねしていかなければならないと思いますので、是非心配な方もですね、つけられる体制というかですね、申請できるような周知ができればいいと思っておりますので、是非その点をですねお願いして質問を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時40分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に9番、和久博至君。

9番（和久博至） 9番議員の和久博至です。二つ通告をしております。1番と2番という形で通告しておったんですけども、2番の方から先にやります。時間切れになってしまうようなことがいつもありますので、2番の方からきちんと終わらせたいと思います。まず、ケーブルテレビ保守契約の度重なる不正経理についてお聞きいたします。不正経理の問題は、昨年来始まったことですが、実は最初の不正経理の問題というのはもう皆さん御存じのように、架空の工事をでっち上げて請求したということですね。その時の明細はこういうふうになってますね、アンブ、ノード東芝何々製と、でアンブ移設ノード1台、アンブ調整1台、高所作業車バケット4時間という形で105万274円が上げられているわけですね。これが結局最終的には2月分のほかの項目と一緒に235万4,299円として上げられている。上げてきた日が3月28日ですね、だからもう年度末ぎりぎり上げてきているということですね。もう1件がアンブ取付け東芝製と、高所作業車バケット車1時間1台というふうになってまして、99万6,196円が上げられて、これが請求書を出してきたのが4月14日、ところが請求書もなにも出てきてない。全く明細がでてきてないのに20年の3月31日にほかの3月分の事項と一緒に123万4,684円と上げてきてるわけですね。このいずれも地図、そして写真が付けられているということですね。だから普通もう非常に調べても分からないという状況に陥ってしまうわけですね。問題となってどうされたかということ、市の方は監査委員に委託したと。監査委員に委託して監査委員が調査して出してきたと。ところがその監査委員が出してきた調査もやはりこれは私自身も書類を取って解ったんですけど、ほぼ段ボール箱1年分で1箱分ぐらいありますね、約それこそ1万枚ぐらいありますんで、その中から調べてたんです。

ものすごく大変な作業が待ってるわけですね。監査委員にじゃあこの中身全部調べてと言われたってそんなもう不可能ですよ。一生掛かってやってもできないくらいの量になると思います。だから帳簿とかそういうもので調べられるという限りで、例えば図面の添付がない2件、負担行為に会計課の合意がない。浄水場工事の施工時の記載がない。埋設工事の積算が一式となっていると。こういう形のおかしいという、ありませんよ。何か様式が欠けてますよという発表しかできなかったということですね。結局これを受けて普通はもう監査委員がやったわけですからこれで終息ですよ。ところが総務常任委員会が頑張ってくれまして1件直川の額が大きいものを出してきたわけです大石配水池の件なんですけども、そこで長さがおかしいと、ケーブルのコルゲートケーブルの長さがおかしいというので、そこで実際に初めて調査が入った。そしたらやはりおかしかった。それでもう一遍きちんと調査しようじゃないかということになって出てきたわけですね。ところがじゃあこれだけにとどまるんかという話になってくるわけで、そこで市が結局動き始めてプロジェクトチームのような形を作って、そして全部調査をした。全部調査というか、実地に入って調べたということですね。私、最初はここの大石の件だけかなと思ってたんですけどもいろいろ水道の件とか大きな額がありますんで、それも含めて500件ほど調べたと。だけど500件といっても全部恐らく調査しているわけじゃない。恐らく危ない、おかしいというところを調査されたんだろう。水道の方は相当に詳しく調べられたみたいですけども、このケーブルテレビ自体の問題っていうのはそこまでいってないんじゃないかなと思います。ただ、それが9月2日に報告書という形で出てきました。これを読んで私は根本的に最初の時からちょっと疑問に思ってたのが、その後すぐ出てきたのが不正経理を適正に行うマニュアルというのが出てきてるんですけども、そこで出てきてることが何かって言うと、検査体制をきちんとしようじゃないかと、で意識の問題をきちんとしようじゃないかと。そこが出てきてるんですけども、果たしてそんなもんで済む問題かなというのがどうしてもめぐえてないんですよ。だって相手方に、契約をするときに随意契約で全部渡しておいて、好きなように入れてください。その上がってきたのが、それが請求書、それが負担行為になりまかすから、それで会計課に出しますということですよ。それを検査する人もだれかという、実は担当者が最終的にチェックしていくという。これでは何もできないんじゃないかなあという疑念があったんです。ところが総務常任委員会が頑張ってくれまして、一つの風穴を開けてくれた。アリの一穴というか、そこに針を刺してくれたわけですね。そこでどういうふうな仕組みで間違いが起こってるんだろうか。どうしてこんなことが起こってるんだろうかということが段々明らかになってきたように思います。私自身も調べました。これはここの大石の配水池場というのはやはり普通の事業、普通の単なるケーブルテレビと違いまして、実は国の補助金がついてるわけですね。国の補助金がついた数億円掛かっている事業の中の一部ですよ。だから非常に分かりづらい、重なってるもんですから分かりづらいところがあるんですけど、非常に重要なポイントだと思って少し調べさせていただきました。まず、直川大石の配水池の工事の不正について発表されてますよね。その報告されている内容がどのようなものなのかお聞きいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えいたします。直川大石配水池工事の不正ということで説明をさせていただきますとのことですが、直川大石配水池工事は水道遠隔監視システムの導入に伴う工事

であります。遠隔監視システムを導入することによって、集中監視ができるようにするための工事であります。総務常任委員会の調査及び調査報告では、9月2日の議会全員協議会で報告したとおりで、労務費が二重に計上されていたと。それと敷設の延長が違っていたということが判明しました。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 労務費と延長、具体的に詳しく説明してください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 延長がですね一応900メートルという請求が上がってきておりました。

それが調査の結果770メートル、そのうち埋設が642メートル、それから架渉が128メートルということになっております。それから労務費につきましては、いわゆる直川がいわゆるケーブルテレビの工事、いわゆる配線の工事と埋設という2本の請求書によって出てきております。それは2枚というのはあくまでこれ直川の担当者の方で分けたということですけど、その埋設の中にもいわゆる重複、労務費の床掘り、それから埋め戻し、残土処理っていうのが通常四百何十万の中の請求書のうちに入っているのが、埋設の分の中にも床掘り・埋め戻し・残土処理等、こういうのが含まれておったということで、二重に計上されておったということであります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これ明細の中によれば、コルゲートケーブルの敷設ですね、コルゲートケーブルが900メートルとなっておりますね。この900メートルのコルゲートケーブルが実は770メートルだったと。埋設の部分というのは掘ったところは680メートルだったということですよ。そこで二重に上げている、つまり二つのこれ請求書が上がってきてますね。一つは何かと言いますと、一つは工事そのものですね、そしてもう一つが土工のものですね、これが二つ上がってきて一つが300万円ですかね。一つが300これ66万ですか、300万円を超えてます330万円ですね。そしてもう一つが450万円ですか、これが上がってきているということですよ、434万4,918円ですね。もう一つが330万円これに消費税が付いて上がってきてるんですけども、問題はですねコルゲートケーブルの敷設、これはケーブル敷設ですよ。ここに労務費が上がってきてますね、コルゲートケーブルの材料費も上がってきてますね、これが1,700円、1,700円と上がってきてるわけです。掘ったものこれが330万掛かったということですよ、実はここの工事の内容というのがどういうものかということが一番大きな問題になると思うんですけども、そこは調べられましたかね。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 工事の主な内容っていいですか、いわゆる先ほど申しましたけど、いわゆる水道の遠隔の。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 総務常任委員会に資料を上げてきてますね。その資料によれば、実は土工の一方330万円の土工の工事の方は内容がこうだったんですと。実際にやれば三百数十万円で上がって来ましたということで上げてきてますね。その資料はでてきておるんですけども、その内容ですね、つまりコルゲートケーブルの敷設の場合がいったいどこまでの内容を含むのかなんですよ。穴を掘ってケーブルを敷いて、そして埋め戻してアスファルト舗装をする。というところまで含んでるんか。もし含んでいるとしたらもう一方の方はじゃあどこまで

どういう形なのか。私が聞いた話によれば、この前の話では、それは土工の方の工事はアスファルトを含んでないというふうになっているんですね。この上げてきた資料がそうなるんです。だからそんなに同じようにやっぱり額が掛かるんだと、330万に近い額が掛かるんだからそんなに損はないですという、そういう言い方だったんですけども。そこはどのように処理されるんでかね。内容をちょっと説明してください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。土工といわゆる通常の工事、これは請求書が2枚になると言いましても実際の工事は1本で出しております。結局、電気通信工事の中の付帯工事として土木のいわゆる埋設が入っているということで、請求書は400ちょっとはつきり分かりませんが、四百何十万と330万に消費税が掛かっていますから、そういうのが出てきております。実際合わせるとそれはもう七百何十万の請求になると思いますけど、直川の担当の方で支払いの便宜上、何か二つに分けたということは聞いております。あくまでも工事は1本として出しておるといことです。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これ不正があったかどうかのチェックをしているわけですよね。その時にまずしなきゃならんことは何かというと、この見積りを出してくることですか。そうじゃあなくて、これ総務常任委員会に出ている話では下請けの下請けまで行ってますね、土工の工事が。土工の工事が下請けケーブル佐伯からほかの会社に下請けされて、さらにそれが下請けされてそこが工事したことになってますね。本当はその資料が出てこんといけんのじゃないですか。それはきちんと把握しとるんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） あくまでもうちはCTSの方と工事を発注して契約をしておりますので、下請けがどうっていうのはちょっとそこまでは把握はしていなかったと思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 今さっき重なってると言いましたね。二重に請求してると。どこが二重になっているんですか。今分からんじゃないですか。つまりどのような工事をしたかという、土工の工事をしたかというのが出てくるのが、その下請けの下請けの資料なんですよ。そこを調べないでどうして分かるんですか。どの程度重なっているかというのが。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） うちの方のいわゆる調査、調査結果で重複しているというのが分かったということであります。下請けの中の資料っていうんじゃなくて、うちが調査をした結果二重に計上されておったということです。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 調査をしたっていうことは、そこまで調査したということですね。つまり下請けの内容がどういうものだったか、そこまで調査してるということですね。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 下請けがした、しないっていうんじゃなくて、その工事について検証したということであります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） つまりここに2枚でてきてるわけですよ。私が聞いた話では、その土工の方

の工事が実はケーブルの敷設までやっとなるわけです。そうするとケーブル敷設自体も問題になってくるわけです。つまりそこをきちんと把握しないで今調査してるんですか。また出てきますよ。つまりアスファルト土工をじゃあどこがやったんですか。つまりコルゲートケーブルというのはこのほかに本匠の小川、上津川、ほかにもあるわけですよ。その内容でこれ単価契約ですから、コルゲートケーブル敷設という項目で出てくるわけですよ。じゃあその内容がどうなのか。つまりそこがアスファルトを含んでるとしたら、アスファルト土工、最後の舗装まで含んでるとしたら正にそのアスファルト舗装の二重にやってるようなことになるわけですよ。コルゲートケーブルを敷設したことも二重になってくるわけです。だからそんないい加減な調査しかしなくってできるのかどうか。その程度ですか。私が気になってるのがね、その総務常任委員会に出してきた資料なんですよ。この総務常任委員会に出してきた資料にはアスファルト舗装なんか一切入ってないでしょう。つまり330万円の内容を市が適当に、つまり問題がないようにして出してきたと、そうとしかとれないんですよ。だから前の時もそうですよね。私が前回聞いたのは何かというと、これ不正経理ですねって、全く工事をしたことがないのを写真とかそういうものでいかにも工事をしたように装って請求してきたわけですよ。ところがそれに対して、じゃあお金を返させるんですかって、いやもうほかのでまかなってるから、ほかに複写機とか何とかもらってもうそれで十分ですから、もうそれで額が見合ってるからもう請求も何もありませんと。何かちょっと違ってるんじゃないんですか。ちょっとお答えください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 先ほど申し上げましたけど、直川の大石の配水池の工事については、あくまでも1本の工事として出しております。当然検証したのも一つの工事として見ております。だから重複しておったというのがあくまでも床堀りと埋め戻し、それから残土処理という中が二重に請求されておったと。アスファルトについては別のところに入っておるということになっております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 次に移ります。それはいずれ明らかにしなきゃならん問題だと考えてます。簡易水道事業との関係についてお聞きします。この工事は簡易水道事業の正に今遠隔監視のシステムですね、集中的に監視しようというので入ってきたものですね。この本来は水道課下水道課が上下水道課が請負ってやるべき工事。そこに伝送路敷設というものを、伝送路線を敷設するという面があって、それをすべて別に任せたと。ところが最初からそうじゃないですよ。これは。これは平成19年の2月9日、ここで国の補助を要求してますね。つまり国庫補助を要求してるんですよ。認められたうえでそして、平成19年の5月29日に補助金申請をしますね。ただこの時は大石が入ってないんですよ、で小川も入ってない。つまり小川というのは何かというと本匠の方ですね、あれは小川統合システム、つまり小さな三つの配水池の工事を一つにまとめるという、そういう配水の工事ですよ。だからそれは別の扱いをする。ただ伝送の部分だけはそこから結局ケーブルテレビにゆだねるという形になってるわけですよ。で、大石もそこから除かれておるんですけども、ところがその前の3月にも予算が付けられてますね。特別会計では1億8,793万2,000円の予算が既に付けられて、この遠隔監視システムの国庫補助事業が動き始めたんですよ。ちょっとお聞きしたいんですけども、伝送路のこれは当初は工事請負金で上がってるわけですよ、1,638万円で上がってるわ

けですけども、それが12月には2,685万2,546円と変わってますね。ここの経緯、そして大石配水池がここでは最初当初予算では除かれてるんですけども、その除かれてる経緯、それをちょっと説明していただきたいと思います。これは水道課の方ですね。

議長（小野宗司） 三又上下水道部長。

上下水道部長（三又秀喜） 上下水道の三又です。よろしくお願ひします。まず最初に、工事請負費当初組まれておるといふ部分でございますが、当初水道施設の水系の集中監視をするという計画をいたしました。その中で、いわゆる伝送路についてはネットワークを利用した方が、いわゆるランニングコスト等が安いということで、NTT等の回線でなく市の回線を利用するといふふうにいたしました。その時点で工事請負として国に申請をいたしました。またこの時点ではいわゆる国の補助金の枠を取る形を考えておりましたので、いわゆる委託といふふうな形では、その時点ではまだ考えておりませんでした。予算組の時間的な分もありまして工事請負費で予算計上をしたといふことでございます。次に、5月の1,600万ですかね、伝送路の部分に関して、につきましては先ほど議員さん言われましたように、大石につきましては元々直川の旧村時代から電波による水系の計測の施設がありました。今回その部分を有線とするか無線にするかという判断の中で、5月の段階ではその判断がまだついてなかった。その部分についての予算計上を見送ったという形です。その後、9月に実際に工事施工をする関係で、最終的にいわゆる有線でコルゲートを敷いてやろうという形になりましたので、その分の見積りを再度いただきまして、その分が9月に補正いたしました2,700万を補正予算をしたという経緯でございます。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ちょっと前後する形になりますけど、結局ここの平成19年9月の補正が出てくるわけですね。この9月の補正まではこれは工事請負の予定であったわけですね、だから請負工事の予定で予算を組んでたと。それをこの9月の補正からこれをケーブルテレビの事業として委託したいといふことで、これを予算を組み替えたわけですね。どういう組み替えをしたかといふと、工事請負金を負担金という名目に変えた。そして予算がまだこれは水道課の予算でしかありませんから、これをケーブルテレビが使えるようにするために、ケーブルテレビの雑入という形で2,727万円を入れたんですね。そして初めてこのケーブルテレビが使えるようになった。ただ今言われたのがこれは見積りを取ったと、つまり工事請負を、これは純然たるケーブルテレビの事業ではありませんので、水道課の事業ですよ。とするとそこで当然見積りを取りながらどのくらいの額が掛かるかといふのをやらんといけんと思うんですよ。それで見積りを取ったと思うんで。どのような形で額を決められたのか、そこをお答えいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 三又上下水道部長。

上下水道部長（三又秀喜） 基本的に水道の工事発注の部分につきましては当然上下水道部の事業になりますが、ネットワークの回線を利用するといふ判断になりましたので、その部分につきましては内容については、情報推進課が所管になりますので情報推進課との協議をしながら見積りをいただいたといふふうを考えております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ここ問題を明確にしておかなければならないんですけど、これ平成19年9月の補正における変更には違法性はないかといふことなんですけども、私が懸念しているのは何

かという、普通通常だったらこの工事は正に工事請負契約で入札も何もしなきゃならない工事なんですよね。土工が全部伴ってますし、しかも額がこれは800万、900万という、800万に近い大きな額になってるわけですね。だから当然競争入札になきゃならんものが、実はこれを切り替えた。ただ言葉の問題だけなんですけども、これを工事請負金というものから負担金と切り替えただけで、実はそこがケーブルテレビの主管になってしまうんです。とすると今度はケーブルテレビがどういう契約を結んでいるかといいますと、そこで典型契約を結んでいるわけですね、つまり正に随意契約をケーブルテレビ佐伯との間で結んでいる。だからそこに入っていけばもう随意契約にスパーンと入っていくわけですね。本来だったらきちんとこれは工事検査課まで全部通さんといけない工事であるにもかかわらず、その予算の単なる組替えで一気に随意契約、何も検査を通らないですむようなものになってしまったと。果たしてこういうことを市の条例なり、法律なりあるいは規則なり、そういうことを予定してるんだろうかというのがあるんですよ。私から見たらどうもそういうものを逃れるための脱法行為と同じような形になってしまったんじゃないかという気がするんです。そのところ。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。水道の敷設工事をいわゆるケーブルテレビっていうよりも情報推進課の方が行うということになりますということですけど、キャリアの伝送路がない中で経費面やランニングコスト等を考慮した結果と、行政ネットワークを使用することと、配水池の近くまで敷設しているケーブルテレビ網を利用することのほうが望ましいということから、ケーブルテレビの維持管理委託として行ったということでありまして。当然、ケーブルテレビの方と委託契約をしておりますので、その工事の中で行ったということ、水道の方としては当初工事請負費を組んでおいたのが、委託契約ということになりましたので負担金の方に変更したという流れだと思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 私が聞いておるのは、法規の責任者としてどう考えますかと聞いておるんです。つまりここがこれからこの問題、これはここだけに始まらないんですけども、こういう問題に対して対処するときの方向が明確になってくるわけなんです。つまりこういうことでこうなりましたじゃないわけです。法律を守る立場としてどう考えますかと私は聞いておるんです。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 調査のいわゆる結果、この前9月2日の全協でも説明したと思っておりますけど、当然これはやはり工事請負費で行うべきであったというまあ調査結果が出ておりますので、今後はこういう方向に沿ってやっていきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 次に、大石配水池の埋設工事あるいはこの小川も含めてなんですけども、さらに不正がないかということでお聞きしたいんですけども、コルゲートケーブルというのは、これ同軸ケーブルに特殊なものを巻いた少し高いケーブルなんですけども、それを埋設する時にはそれを使って、さっき先ほど述べたように3件、もちろんそれ以外にもあるんです。水道工事ではあってるんですけども、このケーブルの事業としてはこの3件ほかにあるわけですね。そこでお聞きしたいんですけども、これ単価ですね、これ大石配水池で小川・上津

川、とこれ三つ工事の現場があるんですけども、単価がどのようになっているのか。材料費及び労務費の単価をそれぞれお答えください。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） お答えします。大石の工事につきましては、労務費が1,700円、上津川につきましても1,700円、岡地区につきましては740円になっております。上津川も1,700円でございます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 小川はどうしてこれだけ違うんですか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 本匠の岡地区が740円でございます。これにつきましては、水道の方で土工を別工事でやっております。その関係で岡地区につきましてはケーブルを敷設するというだけの単価になっております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これ単なる敷いただけですよ。敷くだけというのはほかにもありますね。管路敷設というのがこれ単価として上がってますね、その時には320円とか30円とかそういうレベルですよ。何でここだけ高いんですか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 岡地区の740円につきましては、敷設が2回あっております。まず岡地区の工事をする工法の協議におきまして、水道の動力線のコルゲートケーブルを敷くために道路を掘削したということで、まず最初に水道の動力線のコルゲートケーブルを敷設してます。ケーブルテレビのコルゲートケーブルを道路の脇に1回ドラムから引き延ばして置く作業が1回、掘った所に置くのが1回ということで2回というふうなことになります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） それは1日のうちにやったんですか。それとも別の日ですか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 1日ではなくて10日掛かったと聞いております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 相当変な工事をしてますね。通常だったらこれ水道課が掘って、そしてそこに動力源として、動力源っていうか電線をはわしたわけですね、送電線をはわしてそれだけでもう1本入るのがこのコルゲートですよ。それをその時に入れればもうそれで済む話じゃないですか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 工事をするときにまず一緒に入れればいいというふうな考え方も出てくるんだろうと思いますけど、その時の工事の工法を聞いたところによりますと、まず動力線のコルゲートケーブルを敷設して行って、その後にケーブルテレビのコルゲートケーブルを敷設するというふうな工法が協議によってなされたと聞いております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） そこはちょっといろいろ問題がありそうですので、また後日調べてお聞きしたいと思います。実はこの小川についてももう1件、これは監査請求発表後にもいろいろ出てきてるといってお聞きしたいんですけども、このほかに小川について問題ありませんか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 岡地区につきましては、コルゲートケーブルの延長と12Cケーブル架渉の延長が違っていることが今回の調査で分かりました。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） だからそれを発表してくださいと言ってる。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 岡地区につきましては、12Cケーブル架渉が請求では212メートルであります、調査の結果は178メートルになっております。それからコルゲートケーブルにつきましては、401メートルが368メートル調査で分かりました。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これはもう水道課の方でも何メートルというのは分かってると思うんですけども、何メートルとなって、小川は何メートルとして工事を発注したのか。

議長（小野宗司） 三又上下水道部長。

上下水道部長（三又秀喜） 当初430メートル程度でちょっと細かい数字までは確認してないんですが、設計しましたが、現地のいわゆる取り出しの位置の変更の関係で設計を350メートルといたしました。実際に施工の延長は出来高しゅん功検査といいますが、の段階で出来高が359メートルというふうに聞いてます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 368と359が違うんですね一つは。もう一つは問題なのが、これも林道工事の結果が出てるわけですよ。水道課の方はそれでやってるわけですね。そして先ほどいった長さで350メートルで出してるんですよ。ところが請求で401メートルで出してるんですよ。あり得んですよ、つまり掘ってないわけですよ何も、で敷設しただけ、それは掘った長さしか出てこないはずなんです。それなのに401メートルと出してきとる。ここが問題なんですよ。どうお考えですか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 水道の350メートルとケーブルの368メートルは始点、始まりと終わりが違いますので、そういった距離に違いが出てまいります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 重要なのが350として水道課は全部任せているわけですよ、埋め立てる工事に関しては、だから長さも全部分かってるわけですよ。それなのに401メートルありましたと請求してきたここが問題なんですよ。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 401メートルで請求がきています。もう以前、総務常任委員会でも全協でも報告をしておりますように、完成検査をしていなかったというふうなことから、この延長が違うということは把握はしておりませんでした。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 問題なのは何かというと、完成検査じゃわざわざ検査に行きますかこれを。これ1日・2日掛かりますよね、これ何千件もあるようなものをこんなことをやってたらとんでもないですよ。だから何が問題なのか、それは全部渡して好きなようにしなさいといってる契約そのものが問題なんですよ。そうじゃあなくって、市が発注してこの長さでこれ

で幾らやってくれるのかと、それは1社だけじゃなくってほかのところも見積もってやるってことでしょ。そしたらそれを見積りを出す会社は自分なりに調べてから、この長さだったらこれでいけると、それで競争入札が成り立つんじゃないですか。だからそれがこれからは望ましい姿じゃないかと私は言いよるんですけども、そこを総務部長どうですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。この前の調査結果に基づいて今、いわゆる10月から新しい体制でスタートしなければいけないということで、この前の調査結果をもとに今検討をしながら、間に合わせるように今頑張っておりますけど、当然、今までは全部1本に契約をしてきたというのは、今度はまあどうしてもこちらでもできるんじゃないかというようなことは、この前の調査結果報告の結果に沿って、今検討しておりますので、そういうことにもなると思いますけど。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 時間がありませんのでもうひとつだけ言っておきますけども、これ丸投げをやってますね。丸投げ自身が建設業法とか佐伯市契約規則に禁止されてるということはお分かりですよ。だからその点も含めてこれからまだ問題になる点があるかと思えます。この程度にしておきます。

次に、ちょっと気持ちを入れ替えるのがなかなか難しいんですけども、大手前開発についてお聞きいたします。疑問点ということで上げたんですけども、実はまず財政的な面が非常に大きな問題になるような気がします。それは合併の時には、実は合併特例債を使ってこんな立派なことができるんだと。これ480億近くですね、479億円ほどの合併特例債及び基金等があって、補助等があって、これで大変なことができるんですということだったんですよ。もし合併しなかったらさんざんな目に遭いますよと。だからこれはしたほうがいいですよ。しかも見返りがあります。つまり交付税措置があります。それで最初に出してきたのが何かといいますと。目一杯の額を使った10年、15年の実は中長期の見通しを出してきたわけですね。そしてその中で、どのような形になっているかといいますと。これ地方交付税がこれ目一杯やったもんですから見返りがあると、それが平成25年には200億の交付税措置があると。で、25、26、200億を超えてるわけで27年度。そして使ったから逆にいえば公債費がどうなっているかという、24・25・26、23・24・25でこれは100億を超えて102億、106億、110億、110億、112億というふうには、これは今度は借金返済が掛かってきてる。つまり非常に見返りも多いかわりに借金返済がもう100億を超えるということですね。それで最初に合併したときが、何と言ったかという90億、投資的経費はここではどう見積もっているかといいますと、投資的経費は140億で見てるわけですね。平成24年のころは120億ですけども、非常に高いわけですね。これだけの工事ができるんですよということだったわけですよ。ところがこの後、合併した後ですね、どのように変わってきたかといいますと、これは90億にしたとんでもないですよと言ってるわけですね。サブプライムローンとかの問題も出てきて、90億で計算したらこれとんでもないことになったと。だから80億に抑えますということですね。これ平成20年の11月に出してきてますね。だから80億にするんだけどこれは厳しい状況、厳しい財政運営を迫られているから一層の合理化が必要です。こういう結論になっとるんですよ。私が心配なのは、この80億今正に80億の段階ですよ、で全額使ってないですよ。全額使ってなくて恐らく使えない状況だろうと思うんですけども、なぜ使えないのか。そ

して今財政状況というのは本当に厳しいのかどうか。一方ではですね、もう一方ではこの大手前開発50億と言ってますね。そしてさらに建設、ここの庁舎の建設50億を超えると書いてますね。そういうものが目白押しなんです。しかもこれを出してきた後に出てきたわけです。じゃあどのようにしますかと。どちらが本当なんですかということがちょっと疑問になるんです。説明してほしいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 財政上の細かい部分につきましては、これ財政部長の方から答弁いたします。私の方からまず答弁したいと思います。合併特例債の発行額に対する元利償還金の交付税措置は償還期間が終了するまで措置されます。合併算定方式によります特例加算は合併後10年間の平成26年度まで措置されます。27年度以降5年間で加算額が段階的に引き下げられます。第2次行革プランで示されました今後の財政収支の見通し、これは平成22年2月の試算した分ですけれども、これでは元利償還金に対する交付税措置及び合併算定方式を加味して試算が行われております。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

補足答弁ありますか。

財務部長（三原信行） それではお答えをしたいと思います。まず1点目の合特債なぜ使えないのかというふうなお話があったかと思いますが、基本的にこの合特債といえますのは、400億ほどの事業は可能でありますけれども、当然すべてを使ってしまいますと、その返済、後年度負担が伴うということの中で事業を選択をしているというような状況でございます。現時点では百二、三十億を使っている状況でございます。それから市の財政が本当に厳しいのかという部分の御質問もありました。これ先ほど議員さんの方の質問の中にも出てきておりましたけれども、合併時の将来見通しをする中において、市の財政状況は非常に厳しいですよということの中から、行革プランというものを策定をしながら、そのプランに沿って行財政改革をやってきたわけでありまして、現時点では1次のプランを検証する中で危機的な状況を脱するような形になってきました。基金につきましては、当初何もしなければ30億の赤字が出ますよということでありましたけれども、21年度末につきましては80億を超える基金の保有ができたということの中から、それなりに評価をしておりますけれども、まだ今後につきましては高齢化に伴う社会保障の問題であるとか、借入金の償還金の問題等々がありまして、まだまだ危機的な状況から脱しつつもありますけれども、将来的にはまだ不安が残っているというような状況でございます。詳細につきましてはまた後ほどお答えしたいと思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これ平成19年度の決算カードによって私なりにこれ計算したんですけども、これ今のままですね、今のままこの平成19年当時の事業が推移したとしてもですね、実は合併特例の期限が切れますからですね、それが切れれば30ここで4億減るような形になりますね。それで算定しますと平成27年には実は計上収支比率は100%超えるとなったんですよ。そうですよね、これ今でも98%になってますね。ただ、臨時対策債を除けば94%、95%近くですから、ほとんどそれに近い34億減っていけばですね。これが6億、10億と減っていきまますから、それによれば減ると算定してるんですよ。当然、平成32年には113.8%、つまり経常収支比率が100%超えればほとんど事業ができなくなるというふうに私は認識しとるんで

すよ。それでいいのかどうかですね。その実は経常収支比率がどうなるんか、そしてさらにここの額ですね、大手前開発及び庁舎建設、それと中心市街地を含めたもの。あるいはほかのこれから恐らくまた建替えとか出てくると思うんですよ、清掃センターの。そういうものを入れて考えるとどのようなことになるのか。中長期見通しを出すべきだと思うんですけどいかがですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。まず1点目の経常収支の関係です。これ合併時につきましては100%を超えておりましたけれども、その後一時下がりました、17年度が92.3%、それから少しずつ上がってきました。財政の健全度を示すのがこの収支比率でありますけれども、21年度につきましては、普通交付税、それから先ほどの臨時財政対策費の増加によりまして2.2%ほど下がっております。この収支比率につきましては、いろんな要素がございます。今後扶助費とか公債費の伸びもありまして、あるいは市税の伸びが期待できないということの中で、高くなる要素はありますけれども、これは国の財政対策あるいは経済状況等々によって若干変動する要素も持っておりますので、この見通しにつきましては、適宜やっていくべきだろうというふうに思っております。それから大手前開発、庁舎建設の大型事業につきましては、この財政見通しの中に含んで試算をしております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これここで聞いたんですけども、実は分かったから言いますけど71億ですよ全体として、中心市街地全体としてですね、問題なのは80億の一応投資経費しか見てないわけですよ年間ですね。そのうちで数年度にわたるとはいつてもほとんどこれ合わせると50億と70億で120億ですよ、120億がこの中心市街地だけに投資されるわけですよ。それ以外が結局非常に圧迫される。だから地方が、地方というかほかの周辺町村が大きく削られるというふうに私は認識しとるんですよ。だからここに120億投資されてほかがなくなってしまわないかと。そのように考えてるんですけどいかがですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 財政収支の見通しではおしなべて80億という形をとっておりますので、当然そこには上がったり、下がったりという部分があるかと思えます。いずれにしましても入ってくる部分が抑えられますんで、出ていくものも当然私どもの段階で査定をしながら真に必要なものを選択していくということになるかと思えます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 次に移ります。ちょっと時間がすいません、ないもんですから。次の内容についてはどのようなものを造るんですかという内容及び鋼材の値上がりで建築費に問題はないかとか、中心市街地の経費の移転は省きます。次に複合施設、駐車場及び歴史資料館の算定根拠についてお聞きいたします。ただ、これは内容についてはどのようなものかという、もう時間がありませんので、駐車場ですね、それと複合施設ですね。商工会議所とか多目的ホールとか、まちづくりセンターとかが入ってるものですね。それと店舗・住宅がこの三つが主なものになるかと思うんですよ。それについて、施設規模の合理性を説明してください。問題になるのが何かと言いますとですね、実はこの算定の根拠が、例えばもうちょっと時間がないので言いますね。算定の根拠がどういうものかといいますと、例えば、行政窓口、行政窓口があるからここに市民課に来る人たちが皆向こうにいきますよと算定になって

るわけですね。あるいはみんなの部屋、これは三余館でやったことがそのままその人たちがみんな来ますよと。子育て支援センターがあるけどこれは佐伯の児童館、ここでやったことが、ここに来た人たちが来るように面積を掛けてますということですよ。あるいは歴史的資料館がもう一つあるんですけど、これは大分市の歴史的資料館で1平米当たり何人入ったかを算定の根拠として、掛け算をして4万2,000人入るようになりますよ。こういうような結果になっとるわけですよ。で、非常にいい加減だなあと思うんですよ、じゃあこのマルシェとかこの広場に人が集まるのは何を根拠としているか。これは蒲江の道の駅に集まる人たち、これを想定してここにも同じような人たちがくるんですよと言ってるわけですよ。つまりこれが本当に人を集める施設なのかどうかということなんです。人を集めるとしたらここに何か集まりたい人がいっぱいおって来る。それが基本だと思うんですよ。そういう魅力のあるところじゃあいけないのに、そうじゃあなくてただ大分にあった歴史的資料館、何人集まったからここも同じように面積を掛けたら何人集まりますよと、そういう算定になっとるんですけども、それについてちょっとお答えください。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 歴史資料館についてお答えをいたしたいと思います。これにつきましては、基本構想・基本計画で内容を練っておりますけれども、施設規模につきましては、三余館を取り込むということで1,200平米を一応の基準とするよう策定委員会の中で決定をいたしております。そういうことで。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ちょっと時間がありませんので、ちょっと急ぎます。この魚市場、実はここ非常に広いですよ。非常に広大で駅前魚市場の方、港の方、そしてこの大手前、そして中は何もない。そしてこれをつなぐのに結局何かというと、ここを向こうの港の離れているところをつなぐのに実はコミュニティバスを走らせたり、あるいはレンタサイクル、自転車で移動したりということですよ。これちょっとおかしいんじゃないですか。そしてコミュニティバスを走らせる駐車場がいるということは分かってる。じゃあ駐車場が必要だからどこにくるかということだと大手前の駐車場にきますと、大手前の駐車場に来たらその人が今度はバスに乗り換えて、あるいは自転車に乗り換えて、そしてほかの所に行くんですよ。そういうことになってますよね、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） コミュニティバスは大手前から駅港方面を中心とする地域を公共施設ですとか、医療福祉施設、関係機関、そういったもの等をですね利便性を中心にして結んでいく。その中で都市機能をつなげていこうという事業であります。パークアンドライドというかたちも一部あるかとは思いますが、基本的にはそこに住んでいる人たちの利便性を向上させるという目的で走らせるということになります。実験に入るということになります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 非常におかしなものになっているわけです。つまり人を呼べるかどうかという施設に全然なっていないんですよ。つまり今のようなやり方じゃあなくて本当に人を呼べる施設にしてほしいということですね。例えば、図書館なんか出てきてますけども、その図書館なんかもまあ一つの例だろうと、それで出てきた話だろうと思うんですけども、つまり

人が集まって、そこに集まった人が買物に行くという。そういう施設に是非してほしいと思うんですね。そうじゃあなくてただこれは、これだけだと今まであったのと全く違いますから。それにこんな大金をつぎ込むっていうことは私にはちょっとおかしなことのように思います。

議長（小野宗司） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

次に5番、河原修仁君。

5番（河原修仁） こんにちは、5番、平成会の河原修仁でございます。日本の基は農業であります。生命、命の源である食を生み出すのもまた農業であります。その農業が今危機にひんしております。私たちはよほど気合いを入れて対策を考えていかなければならない時だと思っております。そこで私は今回佐伯地域の農業・農村施策と題しまして、まず始めに、主要農産物、米・野菜・果樹・花き・畜産などの平成21年度の実績と今後の取組についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 主要作物の実績と今後の取組についてということでお答えをいたします。主要作物等の平成21年度の実績につきましては、JAの販売実績の資料から全体で17億5,400万円の販売実績があります。これは3年前の18年度の実績と比べますと、18年度が20億600万に比べて12.6%のマイナスとなっております。作物別には、米・麦・大豆の関係が7,100万円で18年度比で43.9%の増加をしております。野菜が5億3,400万円で8.1%の増加、そして花きが5億1,400万円で18年度比が12.8%のこれはマイナスでございます。そして畜産が4億8,100万円で18年度比がマイナスの25.2%、そして果樹が2億2,700万円で18年度比がマイナスの30.9%の販売実績ということになっております。米につきましてはJAの販売数量の変動というのがかなりありますので、そこでの変動ということになるかと思います。そしてまた野菜につきましては、直販事業が18年度2,400万円から現在1億1,100万ということの伸びが出ております。全体で8.1%の増加というふうになっております。花きや果樹同様に今生産者の高齢化、減少などから全体的に販売実績が減っているということでございます。このほか畜産につきましては、養豚農家の減少により販売金額が減少しているのが現状です。今後は県・JA共に振興計画、そして販売計画に向けてですね、やっぱり一緒になって取組をして、米については今年度から米の個別所得補償制度が実施をされましたので、米作りの推進を図る中で、やはりこの交付金の対象となる面積の拡大を図っていきたくて考えております。また、園芸におきましては蒲江の花き団地が昨年度完成いたしました。菊を中心にイチゴ、ニラ、また企業参入が新たに始まるトマト栽培等、施設園芸そして果樹を含めた産地づくりのやはり強化を図るとともに、農家の高齢化そして安定した農業経営を支援するために引き続き国・県の補助事業を活用しながら栽培施設等の整備、また省力化、そして規模拡大に今取り組んでいきたくて考えております。畜産につきましては、今年宮崎で発生しました口蹄疫の影響による価格低迷の中のさらなる飼養管理の徹底を行いながら、経営の健全化を図っていきたくて考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 高橋農林水産部長からただ今合併時のいわゆる20年度の販売実績の比較あるいは実績率についてのいわゆる報告があったんじゃないかなというふうに思っております。そこで私は平成21年度と平成20年度の販売実績との比較・検証をお伺いをしたいとい

うふうに思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 21年度と20年度の販売実績の比較検証ということですが、21年度と20年度の販売実績の比較ですけれども、20年度の19億6,200万円、それに対しまして21年度が17億5,400万円、全体で10.6%のマイナスとなっております。主な作物では、水稻が20年度に1億2,700万円であったものに対しまして、21年度は6,800万、マイナスの46%と大きく販売が減少しております。このほど、これも先ほど申し上げましたように、JAの取扱量の変動といった形の中で大きく影響しているものと考えております。また野菜につきましては20年度の5億5,700万円に対しまして21年度は5億3,400万円、マイナスの4.1%、これはイチゴ農家、そして農家の減少、そしてニラの販売価格の単価が下がったということが主な原因になっております。次に花きにつきましては、20年度が5億4,500万円、それに対しまして21年度が5億1,400万円、これもマイナスの5.6%、家畜は20年度が4億7,700万円、21年度が4億800万円で、これは14.5%のマイナスとなっております。果樹は20年度が2億5,300万円に対して21年度が2億2,700万円、10.3%のマイナスとなっております。この要因につきましては、花きについては菊の販売単価の影響がされてるというふうに思っております。菊を除いた果樹と同様に生産者や栽培面積の減少が大きいと考えております。また畜産についても養豚農家の減少による販売価格の減少といったことで判断をしております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 今、高橋部長から平成21年度と20年度の試算のいわゆる比較・検証がございました。私がちょっと試算をすると、ちょっと1億9,700万円ほどいわゆる21年度は落込んでるといふふうに思います。これがですね、農業やっぱり生産額の増加あるいは所得の向上をするためにはやっぱりもうかる農業をやはり考えていかなくちゃいけないんじゃないかならうか。その一番目はどうしても流通の変化への対応を考えていかなくちゃいけない。2番目の大事なことは、やはり生産やっぱり高度化をしていかなくちゃいけない。3番目としては、新しい担い手を確保していくこと。いわゆる担い手の育成、確保が大事じゃないかならうか。そして4番目は、やっぱりもうかる農業を実現をとということで、付加価値をやっぱり高めていかなくでは。高付加価値化を考えていかなくちゃいけない。それにはやっぱブランドのやっぱり事業というものの大事なことがあるんじゃないかならうかということの中から、今日は時間の関係上、担い手の育成確保をどうするのかということにつきまして、部長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 担い手の育成確保ということでありまして、本市における担い手につきましては認定農業者、そして集落営農組織、そしてその組織において農業振興を図る上で中核となるのはやはり担い手であるというふうに思っております。認定農業者の組織である佐伯市認定農業者協議会の育成、そして支援を始め集落営農の組織化、法人化に向けた活動について引き続き関係機関と連携をして臨んでいきたいというふうに考えております。また、御承知のように今年度女島地区に異業種からの農業参入といった形の中で、担い手確保という面でそういう企業参入を支援し、積極的に取り組むことによってそういう確保ができるのではないかと考えています。このほか、現在増加している退職者等の中高齢者といった形の中の農業参加を促すために、また農地の有効利用活動を図る意味からも直

売野菜の栽培拡大に向けた市の単独事業といったような形の中で取り組んでいきたいというふうに関心しているところがございます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 今部長の答弁をいただきまして、やはりよく農家の方が、農業はやっぱり苦労ばかりで大変だと。そのうえ担い手がないと言ってやっぱり悩んでおるのが現状じゃなからうかなあというふうに思います。やっぱりつらいばかりの農業、もうからない農業を子どもに跡をやっぱり継がせるわけはありません。確かに収益の上がっている農業者には大抵立派ないわゆる後継者がいるというふうに思います。やはりもうかる農業、いわゆる生産高が1,000万円以上、そうするとやっぱり所得の方が実質は400万ぐらいになるんじゃないかならうか。やっぱりそういうふうなもうかる農業を目指したやはり施策の展開をしていただきたいということが1点と、それから先ほど農業法人の問題が出ましたけども、私たちも地域産業調査特別委員会で木立の方の農業法人デバンの方にまいりました。そこでやはりデバンの代表者五島さん、あるいはそのいわゆる工場長と申しますか、農場長のやはり矢野さんとお話しをして、やっぱりこれからはやはり農業と福祉をやっぱり合体した身障者に向けた農業もやっぱり目指していただきたいというふうなお話も聞いております。事実やっぱり昨今の日本のあり方、それから福祉と農業はやっぱり一体じゃあなからうかというふうな考え方を持っておりますけど、そのことにつきまして、部長はどのようにお考えでございますでしょうか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 身障者のそういった形の中での農業への取組といった形の中では、今現在デバンさんがああいうような形で、デバンというのはそこを最終的にしてそこから出番だという形の中で名前を付けたというふうに聞いておりますけども、この企業の異業種からの参入といった形の中でもやはりそういった中でそういう身障者関係の雇用の分といった形の中は、枠の中に入れていただくようお願いをして、そういった中で就労の場ができればというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） お答えいただき、よろしくお願ひ申し上げます、やはり農業生産高を高めるにはやはり目標、指標を示さなくちゃいけないんじゃないかならうかと、今農業振興計画をみると、1年1年の短期のいわゆる目標設定、それから実績等を出してる。佐伯市農業の今後の中長期の中で5年後の農業生産目標額と、その戦略品目と振興計画をどのようにお考えか部長にお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 5年後の今後の農業振興計画と、今年一年一年といった形の中での取組の中でやっておりますので、来年もですねそういう形の中で、また5年間といった形の中で短期分を見まして、そういう形の中で農業振興に対して沿っていく形を一年一年の分を作っていくという形でいきたいというふうに思ってます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 部長からお聞きしましたけども、やっぱり一年一年の短期ではやっぱり5年後、10年後のやはり中長期計画を立てていただかなくては計画、いわゆる目標なんかするには私は発展はなし、GDPも同じじゃなからうかというふうに思います。ひとつどうか5年後、10年後の中長期計画、それからそれに伴う戦略品目をですね絞っていただいて、それに向け

てひとつ精進をしていただきたいというふうに思っております。次に、今ですね部長も申しましたように高齢化、いわゆるそれと担い手が実は少なくなっております。そこで私は労働力不足が大変なひとつの問題になってるんじゃないかなあというふうに思っております。当市におきましてというか、佐伯市におきまして65歳以上の方が今は7割を占める状況に農業生産者もあるんじゃないかなろうかと。営農集落もしかり、農業法人もしかり、それから家族的経営の方々も一緒じゃないかなろうかというふうに思います。やっぱりそういう中にですね、農業をサポートするサポート制度をやっぱり導入してはいかなというふうに実は思っております。この花きやブドウのせん定あるいは予防、それから野菜については種等、それからやはり営農指導に対するトラクターとか、コンバインとか田植機を使うと。こういったことはやはりいわゆる実習というか研修を深めれば定年退職後の方でも、いまだ今団塊の世代の方が大変多くいらっしゃる。そういった中にですね、農業をサポートするサポート制度の導入をやはり本市、佐伯市も考える時期にきているんじゃないかなというふうに思います。それについて、部長どのように思いますか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 農業をサポートするサポート制度ということでございますけど、非常に高齢化が進む中ですね、農作業のウエイトというのは非常に大きく、農地を管理できず今後手放していくということについては大変避けられないというふうに思っております。このような中、集落内で農業者みんなで守っていきこうという形の中でやはり集落営農の推進がありますし、またそれを進めていきたいというふうに思います。また既存の集落営農も法人化を図りながら、集落で農業経営を取り組んでおりますし、いずれにしても高齢化は避けて通れないというのが今の現状だと思います。今高齢化率も言いましたけど、19年度現在でも今高齢化率が64.1%という形になっておりますので、そして農地を守るべき担い手の確保、そして先行き非常に大きな課題を抱えておりますので、現在さいき農林公社がそれら農作業の受け皿として農地の管理作業をしておりますが、現状ではですね、守備範囲も非常に限られておまして、経営面から限られた陣容での体制しかありません。将来に向けた組織体制の見直し、そして全域を少しでもカバーできる体制を目指すというようなことで、公社と今年度から検討に入っております。このような中で、本年緊急雇用創出事業地域人材育成事業というのを10月からなんですけど活用してですね、今ハローワーク等にも出しておりますけど、そういった形の中で農林公社で農作業のノウハウや各種勉強、取得などを行わせ農作業の一躍を担えるような育成事業にも取組を今行いますので、今後このような事業を積極的に取り入れて、若者の農業の後継ができるような人材づくりといったものにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 農業のサポート制度をひとつ検討を引き続きお願いを申し上げます。続きまして畜産に移ります。畜産の状況及び問題点、ここはひとついい回答を答弁をいただきますよう切に要望はいけないそうでございますけれども、切に部長からの答弁をお願い申し上げます。今、畜産は一昨日、一般質問の初日に御手洗秀光議員が口蹄疫の防疫対策ということで、非常に宮崎県の畜産農家もいわゆる悲痛というか、断腸の思いの日々であったろうというふうに思います。この今復興に向けて大変な御努力をなさってるそうでございますけれども、この口蹄疫の問題等々は今後いつどこで発生をするかというのはまた分からないという実情

にあるんじゃないかなあというふうに思います。そういうことを踏まえまして、口蹄疫の影響で子牛価格が低迷をしております。大分県の総平均がただ今35万円ぐらいじゃないかなあというふうに思います。子牛価格安定対策事業には国にといいですか、ございますけれども全国平均の価格で算定されますので、大分県など九州各県が安いので、価格安定事業が作動していません。生産者は安い価格で販売して子牛の飼料代や生産費を払うと生活が大変厳しい状況でございます。飼料代を残して生活を優先すると飼料代が未収として残ってしまいます。そこで子牛販売価格に対して幾らかの補助を考えられないかというのが1点でございます。2点目として、佐伯市の子牛生産者は肉用業がただ今44名、乳用牛が5名でございます。肉用牛に関しては元牛、いわゆる母牛の改良のため県外鹿児島から優良な精液導入によりかなり管内の基礎、雌牛は改良が進んでおりますが、まだまだでございます。本年100万円の佐伯市からの補助をいただいて、精液ストローを購入し大変役立ってはおりますが、しかし、種をつけて産まれて子牛がまた子牛を産むのには3年掛かります。もっと早い方法は直接元牛か妊娠牛を買う方法ですが、価格が高くその補助として1頭5万円か10万円の補助があれば改良が進みます。子牛価格を高めるためにそれを考えていただいているかがかということが2点目。3点目として、低コストを目指すため、粗飼料として牧草を連作として植えて母牛に給与しております。付与している農家は4ヘクタールから6ヘクタールです。もちろん裏作を入れております。種子代が1キロ1,200円で反当たり4キログラムから6キログラムを巻きます。反当6,000円として6ヘクタールで36万円も掛かります。購入する時期も一時期で家計に大変な影響を及ぼしています。この種子の購入に対して補助をしていただければ生産者はコスト制限のため牧草を作付して他の耕作放棄地や遊休地を借りて作れば、耕畜連携の手助けとなるとと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。以上3点についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 河原議員、答弁を正確にいただくために、申し訳ございません。今、アの部分で進まれているわけですか。質問は。

高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） それでは子牛価格の補助ということでございますけれども、ここ近年です。子牛価格の低迷が続いておりますけれども、口蹄疫の発生によりまして、消費者の買い控えといった形の中での枝肉の単価が下落しまして、子牛価格も落込んでいるというのが現状だと思っております。その中で、生産者が掛けます肉用子牛生産補給制度がありますが、これは今さっき言いましたように、全国価格が31万円を下がったときに基金発動といったこととなります。また今年度から国の事業として肉用牛経営支援事業といった形の中で、これは販売価格が国の単価で38万円を下れば基金が作動するといった形の中で、その中の作動する部分については4分の3ということで支払われるということとなります。しかしながらいずれにしても近年全国的な平均価格が発動基準を下回らないので、大分県価格が幾ら下落していても交付の対象になっていないというのが現状でございます。特に、今回の口蹄疫の緊急対策として価格が下落して予想してですね、全国平均と県内の市場格差といった形の中で、県と市で今交付金を支払うという事業を行っておりますが、これも市場再開から3か月ということで、この9月一杯までという形になるのかなと思っておりますが、そういった形の中で期限限定ということで今実施をしております。今回の情勢では肉そのものの需要と供給のバランスが壊れているというふうに思っておりますので、今後市場の動向を見ながらですね、この事

業についても県とよく協議をしながら市単独で一つでいくというのは非常に厳しいところもありますんで、県市場もありますんで、県と協議をしていきたいというふうに考えております。それから肉用牛の元牛、母牛の改良というのが先ほど言いましたように、非常に大体45か月ぐらい掛かるような形になろうかと思えます元牛まで、そういった中ですね、子牛価格が低迷しております。その中で母牛の若返りと系統牛の更新が今近々の課題とはなっておりますが、現在単独事業の中で、議員さん言われましたように、精液導入事業といった形の中で元牛の繁殖といった形に取り組んでおりますけど、やはり雄ができたりといった形の中で、受精から子牛出荷までの期間が長すぎるといったデメリットもありますが、雌子牛については着実に自家保有といった形で繁殖元牛と更新は増額しているというふうに思っております。今現在でも大体1年に60頭ぐらいといった形の中で自家保有が大体47頭で13頭が今市場買入れといった形の中でなっておりますので、これが五分五分になったというような形とかいろいろんな形はあると思いますが、今後やっぱりこの生産者にとってですね、今100万円を元牛に対して300本の精液関係をやっておりますけども、この事業がそういった元牛のほうで子牛を産ませるほうが良いのか、今はらんだ牛の親牛を買ってくるのが良いのかというのは、また協議をしながらですね、どちらが良いかという形の中、やっぱり検討してこの分についてはやはり協議の中でできれば良い形の方で今後進めていきたいと。今のところは精液の中で十分自家保有ができてるといふふうには判断してはおりますけども、最終的にはまたそういう形の中で変えることはできていくのではないかとこのように思っております。それともうひとつは、牧草の種子の種子代でございますけども、今年から新たに米所得補償制度とあわせまして、水田利活用自給率向上事業というのが始まっております。その中で、今までの転作の事業でありますけども、そういった中で飼料作物をした場合、10アール当たり3万5,000円、そして1年に2回植えるといった形の中で1万5,000円の加算、それに耕畜連携といったような形の加算といったらまた1万3,000円といった形の中でこの自給率向上事業を生かしながらやっていきたいと思っておりますので、先ほど10アール当たりの種子の種代といった形の中も言われましたけども、これはやはり国の事業の中でやはり全戸数に対してこういう形でやっておりますので、これについては、補助については、実際に補助事業があるわけですから、市としては一応今のところは考えてございませんが、ちなみに今現在の牧草地域の面積としては86ヘクタールの牧草の栽培ということには取り組んでおります。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 議長、それでは引き続きイに移ります。流通・ブランド化対策について、現状と今後の取組について、それからさいきブランド流通課の取組についての2点をお伺い申し上げます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） ブランド流通の対策について現状と今後の取組についてお答えをいたします。始めに、ブランド化の現状認識といたしまして、佐伯^{すし}寿司、そしてまあ伊勢エビ街道による伊勢エビ料理、そしてごまだしうどん、そしてあつめし、そして乾燥材ではなく佐伯杉といったものが、県外を含めさいきブランドとして認知度が高まってきているというふうに思っております。このほか、大島の一本釣りのマダイや佐伯八モ、そして巻き網によります畜養アジ、そして電照菊やホオズキ、そしてシイタケが高い評価を受けております。またヒラメにおきましては全国1位、そしてブリについては全国3位という生産高を誇って

おります。そして水産加工品では、各種の干物等が、これは全国で展開をされております。しかしながら、ブランド化には時間と積み重ねとその間の品質向上や維持といった絶え間ない取組が必要だと思っております。そして、次にブランド流通課のこれまでの取組といたしましては、この4月からでございますが、農畜林産物そして農林水産物直売所の実態調査、そして学校給食における食材の使用状況や調査を実施しております。そしていずれにしても現在取りまとめ等を行っております。このほか、東京・大阪・京都・福岡市等の市場実態調査、そして県の東京・大阪・福岡事務所訪問、そして県のブランド推進課や日田、そして竹田市との情報交流、そして各セミナーの参加、そして漁協・農協、そして商工会等々情報交換を行ってまいりました。取組の中で今現在ハモ。岩がきは飲食店のメニューとして一部でございますが、採用されております。このほかにもインターネットによる通信販売や全国展開を目指し、委託生産についてのそういう協議を開始をしている一部の部分もあります。また民間の活力を導入した取組を強化するために、佐伯市ブランド流通促進協議会というのを7月の29日に第1回会議で開催をいたしました。19名の委員さんの中で民間、すべて民間といった形の中で作っております。同協議会の実働部隊はその中に2人、農林水産部と企画商工観光部部長が入っております。その中で、その部分で協議会の実働部隊として企画商工観光部と農林水産部で構成するワーキングチームというのをその下に発足をさせて横の関係がスムーズにいくような形の中でのワーキングチームを作っております。その中で、今議員さん御承知のように、佐伯市のホームページの中から見れますが、佐伯のスグレモノ情報館といった形の中で、そのブログがそこに入ってますが、そこで今までのそういった情報関係をブランド流通課が回ってきた部分についてもすべてその中になんか紹介できる部分は載せております。今後とも水産業の生産者や関係団体、そして企業訪問というのは行っていきます。そして事例紹介の助言、そして紹介、そしていろんな事業間のマッチングといった形も考えながら、そして各地域における商品開発、また先進地視察といった形の中でも一部そういう団体にも助成をしながら今後ブランド流通の戦略を構築していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 今部長からいわゆる取組についてお聞きいたしました。今日、ブランド流通からの課長来てるんじゃないんですか。4月から佐伯ブランド流通課のいわゆる新設をなさって、ちょうど5か月ぐらいたつんじゃないかなるか、4か月かたつんじゃないかなるか。今部長の方から取組についてお聞きしましたけど、背景はわかります。それから分析と基本戦略と実行はどのようになっておるんだろうかということを、ブランド流通課の課長にお聞きします。

議長（小野宗司） 岡崎さいきブランド流通課長。

さいきブランド流通課長（岡崎税） ブランド流通課の岡崎と申します。よろしくお願いたします。今、分析と戦略、実行ということなんですが、まだ4月にできてですね、今市場調査等の分析等をやっております。今の私たちの方で考えているのは、今度は戦略的な計画についてはですね、来年度以降そういう中長期的な戦略、それと実行計画を作りまして、それを実行に移していきたいと、このように考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） それじゃあですね、いわゆるちょっとだけお聞きします。営業もので総体的

取引と飲食と地場流通というのがあると思います。それは大体何%ずつぐらいのいわゆる推移になってるんですか。いわゆる地場流通、農産物の直売所とか直営の飲食店とか、あるいはインショップですわな、いわゆる量販店のコーナー等にいつてるもの。それから量販店と生協とか直接取り引きをしてる総体的に。そのパーセンテージはどうなっているんですか。

議長（小野宗司） 岡崎さいきブランド流通課長。

さいきブランド流通課長（岡崎税） パーセントについては今のところ把握はいたしておりません。ただ、農産物の直売所につきましてはですね、こちらの方で調査いたしましたところ、道の駅やよいとかですね、宇目の農林直売所とか、そういうところ8か所から今上がっておりますが、金額にして約3億4,000万ほどの売り上げがあると。そのように把握しております。以上です。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） それじゃあもう流通ブランド化対策については、また次回に質問させていただきたいというふうに思います。じゃあウに移ります。県普及員・JA営農指導員ですね、市の連携について。これまで農業振興において県普及員・JA普及員と市が密接な連携を図ってきたのかをお伺いを申し上げます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 県・JA・市、そして三者においてそれぞれの振興計画に基づきまして、農業振興を図っているところですが、前回の一般質問でもあったんですけども、三者は非常に密接な関係がありまして、お互いに連携を取りながら事業の推進に取り組んでいるということには間違いありませんけども、具体的には佐伯市の今現在あります農業技術者協議会というのがあります。その組織において県・JA、そして市のそれぞれの職員が作物・野菜・果樹・花き・畜産と五つの部会に分かれまして、専門部会に所属し農業振興のために情報交換、そして研修、そして視察といった形の中で三者によって機動的にそういう会議をしながら、問題があればそういう問題提起をしながら共有しながらお互いに連携を進めているというところがあります。そして三者の連携は非常にまあ重要と思っておりますので、今後この技術者協議会の充実を図るとともにですね、引き続き、前から言っていましたワンフロア化という検討にもやはり継続をしながらやはり話していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 是非ともですねこのJA、そして県の普及員、そして市がやっぱり中心になって、いわゆる三者が強力にやっぱりスクラムを組んでやっていただかなくちゃ、農業の生産高も上がらないし、いわゆる所得も上がってこないということになります。そこで私は長野県の中野市に2年前に実は研修視察をしてまいりました。人口が4万8,000人ぐらい、面積が112.6平方キロでございますから、人口にしては約この佐伯市の2分の1、それから面積にしては約8分の1じゃあなかろうかなあ、そこにおきましてですね、やはり市長が就任をすると同時にやっぱり農業にすさまじいひとつ情熱をもちまして、売れる農業推進室というのを公約に掲げて実は当選をされたそうでございます。その実は販売高いいわゆる農業の販売高を見ますとですね、総生産額がですね、いわゆる208億円です。4万8,000人の人口の中でですね、エノキ茸が日本一でございます。エノキ茸だけで83億円でございます。やまびこしめじというのが24億円、それからアスパラガスが4億6,000万、畜産が8億3,000万、巨

峰ブドウが日本一でございます。27億3,800万でございます。リンゴが14億4,500万、野菜が9億6,289万6,000円です。というふうにですね、総生産額が208億円実は出ております。農家戸数が幾らかというふうに申しますと、エノキ茸をやっている所は275戸でございます。ブドウが402戸、約3,000戸の農家で208億円の総生産高をやはり上げてる。ここはどうしたかという研修に行きますと、私たちが研修をしたらもうJAの営農指導員、それから県の普及員がもう待っていて、今から農家に指導にまいらなきゃ、ほぼ毎日指導に市が中心になってやってるというふうなやはり個々の強化が必要じゃあなかろうかなあということと、山本副市長は知ってるかと思えますけど、大分県の日田市の大山町がかつてそうございました。矢幡治美という組合長がおりまして、町長と組合長を実は兼ねておる時期がございまして、そこでいわゆる後の平松知事が副知事の時代によくいってございまして、一村一品運動の先駆けでございますけれども、第1次NPC運動、第2次・第3次、第1次は有名でございます。New Plum and Chestnutというか、ウメとクリを植えてハワイに行こうということも県の普及指導員という池永千年さんという方が日田の方の大鶴農協に最後はいらっしゃいましたけれども、やっぱり二人三脚で行政と、そして県の普及員と、そして農協が三位が一体となって懸命に努力をされまして、30年前でしょうか国の方が増産運動をやってるいときに少量他品目という形で正式長野県に行きまして、こういった大山町のやっぱり今日を築いて、青少年あたりはイスラエルのキブツに研修に行かせて職員共々、そしてあそこはかつてもう30年前でございますけれども、6,000人くらいの人口で半数以上がもうパスポートをその当時持っていたというふうなところに当たります。やはりこのあたりは行政とJAと県の普及員が一体となって何とかこの農業を再生をしていかなくちゃいけないというふうに思います。どうかひとつ部長、その点におきましてワンフロア化を目指してですね、ひとつ実現をするように、副市長も農業振興協議会会長、担い手の会長でございます。やはり何としてでもですね、そういったことで農業から元気を出そうというふうな心構えでひとつ臨んでいただきたいというふうに思います。議長、もうウはこれで終わります、工に移ります。

工、農業・農村の6次産業化の推進について、雇用の確保と所得の向上による農村地域の活性化の取組について、いわゆる農業6次産業化の推進をどのように考えているかということをお伺い申し上げます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 農業の6次産業化の推進につきましては、生産・加工・販売、農業生産の一貫により段階的に付加価値をつけます販売を行うことで販売額の向上が図られますけども、反面ですね、ひとつでいく分につきましてはリスクも大きいというふうに思っております。近年、企業参入により生産・加工・販売と一貫で行われる実例も結構、ワタミといった形の中で行われているところもあります。また、農村女性が起業活動も今増加してございまして、その活動内容はですね、食品加工や食品直売所の販売そして流通で、その多くが地域の農林水産物を利用した取組を行っております。このような活動から地域の特産品が生まれるなど、農家の所得や地域の活性化に貢献する取組が見られております。管内でもこのような目的をもった加工所とか直売所が幾つかありますけども、完全に一貫した形態とはなっておりませんが、それぞれの独自をもった施設として活躍しておりますので、今後はやはり女性起業グループやまた集団営農の推進の中で第6次産業化の話し合いをしていきたいと思っております。そしてですね、この第6次については総務省統計局の家計調査というのが

ございます。その中で全国で一世帯当たりでいろいろすべてありますけども、その中で生鮮野菜といったところがこの佐伯に3万3,406世帯に置き換えますと、17億の市場といった形がこの佐伯管内でもあります。ということは、やはりこのブランド流通におきましてやはり共販体制でいってる部分について、そこに入って行くというのは非常に厳しいと。そういった中でやはり地域のやっぱり直売所にする協議会等のやはりその連携、第1次で作って、第2次でどこかで一つ加工する。そして販売へ持って行くと。この佐伯管内をやはり攻めていけば17億の市場があるといった形でございますし、今先ほど課長が言いましたように、全部の直売所を入れましても農産物は4億円でございますので、まだ10億ぐらいの市場はありますので、やはり作って連携をとっていかにかこの佐伯の中で農産物をはかせていくか、そして地域で活性化を図っていくかということがこの流通でも、農業でもやはりこの野菜関係については考えられるのではないかというふうに思っております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 今部長から答弁をいただきました。いわゆる資源と産業の結びつけをどのようにしていくかということでございまして、1次と2次と3次を足したらいわゆる6次でございます。その中でやっぱり地域における新事業の創設の誘発を新たないわゆる連携を保っていかなくちゃいけないと。そのためには、先ほどちょっと出たかなあとということで、私は聞き落としたんですけど、2点だけお伺いします。手短にお願い申し上げます。農商工連携の推進をどのように考えているかということと。再生可能エネルギー利用の推進をどういうふうに考えているか。ここの2点を、2点と申しますか。連携の中でございますけど、2点でございますけれども、そこをちょっとお伺いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 農商工の連携と申しますが、今現在ではそのようなことはなかったと思っております。しかしながら今現在、ブランド流通におきましてもですね、出荷先協議会といった形の中に入って行って、そこでのやはりある程度まとめたりといった形の中とか、また直売所と連携を結ぶ形、その中でやはり地域の中の女性とのそういう起業関係の加工といった形の中を結びながらですね、やっていきたいと。そのためにですね、今回、先ほど言いましたように農林水産部と企画商工観光部の中でワーキングチームというのを作りましたので、今度はそういう連携がいただけるような会議をしながら、その中で常に地域のものをどのようにやっていくかという形の中が今後できていくのではないかと、今現在については単独でそういう形でやる部分とやらない部分というのがはっきりしていたということでございます。再生可能なエネルギーといったらいろんな形のものがあると思いますが、循環型社会とかいった形の中では一般的にはバイオとかいった形にはなるんじゃないかと思っておりますけど、今現在でもやはりこの農林水産部で言えば、水産であれば魚の残さい、そして農業で言えばふん尿といった形の中で、そして林業で言えば林地残材によるチップ化とかいう形にはなるかと思っております。そういった形の中で今現在でも全然やってないというわけでございませんですけど、やはり畜産関係の方はやはりたい肥からたい肥化といった形の中でやはり畑に循環型といった形の中でもやっておりますし、またたい肥センターというのもありますし、また水産においてもやはり残さいを使った肥料にして販売をしているというところもありますし、林業においてもパークの関係とか、それと森林組合においても乾燥材を使う分につきましても、化石燃料ではなくて木材を燃やしてそれによって乾燥材を作っていく。そしてそ

こでできた製材したチップにつきましては、やはり製紙会社とかいう形の中で今販売をしておりますので、農業で直接取り組むといった形の中ではあまりハウスのチップを使ったボイラーというのはあると思いますが、今まだ検証中というようなことの中で考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 部長から今2点ほどの質問に答弁いただき、再生からのエネルギーの利用というのは、魚住部長、農商工と連携の促進法というのがあるんでしょ。それに基づいて規格外や低未利用品の有効活用をやっぱりしていくということじゃあなかろうかなあというふうに思いますし、再生可能というようなこの中にやっぱり太陽光・風力・水力、この辺りがあって、特に高橋部長の出身地でございます鶴見も風力の測定をやった経験があるし、私たちの本匠も二度ほど調査をした。いわゆる太陽光・水力・風力等のやはり再生エネルギー、バイオマスもそうでございますけれども、この点についてはまた研究をしていただきたいというふうに思います。では時間の関係上、最後になりましたけども、西嶋市長に最後質問をさせて、総括的にお願いを申し上げます。ただ今まで質問をし、答弁をいただきました。そして市長は20年の9月の私の一般質問に、一次産業農林水産業の発展なくて佐伯市の発展はなしと明言をされました。そこでですね市長に、政府は本年3月に食糧・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置づけ、大幅な政策の転換を図っていくため、新たな食糧を農業・農村基本計画が策定をされました。この計画では食糧自給率について、平成32年度2020年度の目標としまして、50%まで引き上げることが初めて掲げられました。施策としては後始末より未然防止の考え方を基本に、食の安全と消費の信頼を確保するなどの食糧の安定供給の確保に関する施策、個別所得補償制度導入を始めとした農業の持続的発展に関する施策、農業農村の6次産業化を始めとした農産の振興に関する施策等、食と地域の早急な再生を図る政策体系が提示されました。これらを踏まえて佐伯市地域の農業と農村、食と地域の再生をどういうふうに図っていくかと考えているのかをお伺い申し上げます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員から御指名でございます。農業っていうのはやはりいろんな意味で通じるということで、特に今年私の方の命によりまして、この流通ブランド課というのを作らせていただきました。職業の中で食観光というのを今までやってきておりますが、そうした観光というのもですね、やはり食と作るということも大きく関係あると。また今こうした中で食に対する関係をですね、もう少し市民も見ていただきたいということで今食条例を作り、食に対する講習会と地産地消、安心・安全ということで、市民そのものが地元の商品に対して無関心が多いと、やはり自分たちを作った農産物というのは自信を持っていただきたい。そうした中で企画流通、また農林水産に対してそうした部門を作っていくと。また先ほど高橋部長が言いましたように、非常に高齢化してると。後継者がいないと、農業はもうかるんだと。その農業がなぜもうかるんかということ。これは水産もそうだし林産もそうですけど、そのポイントが何か佐伯の人っていうのは自信をもってない部分がたくさんあると思います。先進地へ行くと九州の中で農業後継者が多いのが佐賀県です。佐賀県の農業後継者は、一番少ないのがそして大分県です。そうした中で県の指導方針また国の指導方針が出ますけど、佐伯市は非常に狭あい地域ですので、地域に向かった農業施策が必要とするだろうと。また先ほど議員が言われましたように、耕作放棄地の扱い、これを企業とどう一体化するかということをやっていくかなければならない。そうした施策をするために流通ブラ

ンド課を作り、もう1回総合点検をしようということでやらせてます。私もこうした中で、佐伯市は非常に資源がある。この資源はまだ磨いていない宝石があるんだと、これを見直していくべきだということで、現在その中の一つとして流通ブランド課を作りもう一度そのとこに掘り起こしをやっていきたいという考えでやっていっております。議員がまた知っております6次産業、農商工の連携、これも決して離してはいけません。地域における作物だということで、ひとつの事例が先般清田議員が言われましたように、ごまだしうどん、これが現在2億から3億という、ある意味ではこれは佐伯の農商工の連携のかなめですけど、ひとつだと。こうした商品開発もこれから必要だと思っております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 議長、これで終わります。

議長（小野宗司） 以上で、河原議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。午後3時15分から会議を開きます。

午後3時02分 休憩

午後3時15分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に20番、後藤勇人君。

20番（後藤勇人） 本日の5番バッター、20番議員の公明党、後藤勇人でございます。なるべくキャッチャーフライにならないように頑張りたいと思います。それでは議長の許可をいただきまして通告に従い、これより一問一答で質問させていただきます。大項目1番、防犯灯についてでございます。まず初めに、6月5日は環境の日となっております。去年の6月7日の新聞に環境の日を記念し、温暖化解決へ環境産業革命を低炭素社会に先駆し、国際貢献とのテーマで当時、斉藤鉄夫環境大臣と東京大学生産技術研究所の山本良一教授の対談が新聞に掲載されました。この対談では、科学者が地球温暖化の加速を裏付ける証拠として、北極の氷の面積をあげております。1979年から2000年の平均674万平方キロメートルの面積を誇ったこの北極の氷が、調査した2007年9月には約40%減少の413万平方キロメートルまで縮小し、過去最小の記録となりました。この予想を超えたスピードでいくと夏の北極の氷は今後10年から20年で消滅する恐れがあると警鐘を鳴らされ言及されました。山本教授は気温上昇がある一定のラインを超えると地球環境の様相は一変する。環境破壊を招くティッピングポイントは臨界点に近づいているとのことでした。このことを証左させるのが今年の猛暑ではなかったかと思えます。正に記録づくめでありました。気象庁の今月の1日の発表によると夏の日本の平均気温は平年より1.64度高く、1898年の統計開始以来、過去最高を記録、全国154地点のうち55地点で平均気温の最高記録を更新いたしました。これまでの感覚ではおおよそ盆を過ぎると少しずつ暑さが和らいでくるんですけども、秋の気配が感じられるころなんですけども、まだいまだにいたって暑い猛暑が続いております。この暑さの中、熱中症で倒れる人が相次いでおり、総務省消防庁の集計によると5月以降熱中症で搬送された人は今月5日までに全国で5万2,017人にのぼりました。65歳以上の高齢者が46.6%を占めております。搬送され、直後に死亡の確認されたのは168人です。NHKの集計では梅雨明けから今月5日までの間に熱中症による死亡の数は全国で503人にのぼっております。

これも地球温暖化の影響であると言っても過言ではないと思います。そういった中、先ほどの山本教授は温室効果ガス排出の目標を達成することに今、地球温暖化に政策総動員での取組が不可欠であり、日本版グリーンニューディール政策の強力な推進が必要であると結ばれておりました。私自身低炭素社会構築の件で3月議会で太陽光発電の助成についての質問をさせていただきました。今回は地域の様々な場所に設置してある防犯灯について質問させていただきます。防犯灯について、ア、市が管理する防犯灯・街灯について、現在佐伯市が管理している街灯又は防犯灯はどのくらいあるのか。また年間の電気使用料金はどれくらいなのか。電球の交換頻度は何年くらいなのかをお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 後藤議員の質問にお答えします。まず、市が管理している防犯灯の数ということで、140灯であります。それから平成21年度に支払った電気料金は45万5,313円です。それ以外に市が設置し、地区が管理し、市から維持管理助成をしているものが8,678灯であります。これの電気料については地区負担のためちょっと分かりません。それから電球の交換頻度については設置状況などにより異なりますので、一概に何年とは申し上げられませんが、一般的に蛍光灯型の寿命は約2年、7,000から8,000時間といわれているようです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 質問にあとイとウがありますけども、議長の許可をいただければ先にウの方から質問させていただきたいと思います。ウ、地区の防犯灯について、地区に新たな防犯灯を設置するとき、市が全額補助していますが、今後新たに設置する防犯灯はすべてLEDの街灯にできないか。また地区にある既設の防犯灯の電球をLEDに交換するとき市から補助金を助成する考えはないかということをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 先ほど地球温暖化ということで、電気もいわゆるLEDにいずれはというふうには思っております。自動車にしてもいずれ電気自動車の時代が来るというような感じでありますので、それを念頭におきながら答弁をしていきたいというふうに思っております。まず、公聴広報課においては毎年度1回、区からの申請を受けて予算の範囲以内で20ワット蛍光管防犯灯を設置する事業を行っております。申すまでもなくこの事業は区内の夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の安全を図ることを目的としております。この事業で設置する防犯灯はすべてLED灯にした場合、蛍光管交換の費用は軽減されますが、公衆街路灯の電気料金は低額で変更はないということです。現時点ではLED灯は導入経費が高額であるために現行の予算では設置できる数がかなり減少することになり、この事業の目的を達成できない状況が生じてくるということもあるのではないかと考えております。それから区にある既設の防犯灯の電球をLEDに交換する場合の補助についてですが、市では防犯灯の設置事業とあわせて防犯灯1灯当たり年額500円を助成する事業を今行っています。現時点では補助をすることは今のところ考えてはおりませんということになります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 私の住んでる地区にですね、一応市より防犯灯の補助金として5,500円いただいているんですけど、これはやはり11灯あるというふうに。ひとつ地球温暖化の対策としてですね、お金ではなくてLED電気を導入するというので、お金ではなくてですね数を

決めて入札とかです、このLED灯を地区に配分すると。そういうことはできないかと。
議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一応、公聴広報課の方で確認をしましたが、現在のところ自治委員会からのLEDの対応の要望は今のところ上がってないということです。それからやはりいわゆる毎年新設等それから交換、古くなった分の交換ということで大体22年度の要望としてはやっぱり年間で154灯くらい上がっておるということで、これに掛かる経費も結構多いということですね、非常に予算的にはちょっとまだ厳しいかなということでもありますけど、これではかなり後ろ向きな回答でありますので、担当課長の方に一応聞いたら、検討してもいいですねという今回答をいただきましたので、今後これを検討しながらいきたいということで答弁とします。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） ありがとうございます。キャッチャーフライにならなかったかなと思ってあります。振り逃げにならないように頑張りたいと思いますけども、ちなみにですね、このLEDを使わない場合と、もしかして聞いてないかも知れませんが、LEDにしたときの値段ですね、差をもし1灯当たりで分かれば教えてください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一応担当課の方で調べてもらったんですけど、パナソニックの20ワット蛍光灯、これはどこのメーカーでも同じかも分かりませんが、機具付きで大体定価が7,900円くらいと。それからLEDもうこれもパナソニックの同じ機具付きということで調べてもらったのが定価が約1万8,000円くらいということで、1万円程度くらい一つについて高くなるというのを調査で調べていただいております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） ちょっと質問なんですけど、先ほど言った電気代の件ですね防犯灯の。これは契約になるんですかね。あまり変わらないというような話を伺いましたが。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 電灯料金というのが一応20ワットまでが108.15円公衆街路灯で料金単価というのが出ております。蛍光灯・水銀灯・LEDでもいわゆる20ワットまでということで料金は同じというふうに聞いてはおりますけど、そこはちょっとはっきりしたところは分かりませんが、LEDはもうちょっと高くなるのではないかなあという感じは持ってますけど、一緒です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） ひとつ調べる中で分かっていただけとは思いますが、LEDを使うメリットですね、換えるだけで簡単な工事で済んでしまうと。また熱をほとんど出さないことでCO₂の削減ができるということで、私もちょっと家電屋さんに見にいきました。実はそんなに熱が出ないということで実は素手で触ってみたいんですけど、少し熱いんですけど全然触れるというか握れるくらいの熱でした。これが蛍光灯になると多分やけどをするくらいの熱で、やはり全然そういう温室効果ガスの点からいったらやっぱり採用するべきかなと思います。また寿命もですね、先ほど7,000、8,000時間と言っておられましたけども、LEDは一応4万時間ということで、取替える人件費なども考えれば安いかなと、安いというか検討に値するかなと。紫外線と赤外線をほとんど含まないので、虫があまり寄ってこないと。

それと室内の中で使うと製品とかですれ物が劣化しにくいということと、もう一つ環境に優しいということで廃棄するときに、ほとんど90%以上はリサイクルできる。水銀灯ですれ有害物質を使っていない。またちらつきが少なくノイズが発生しないということで、電子機器に影響を及ぼさないということで、今回改めてですれ検討していただいて、将来的にですれどね、やっぱ時間がたてばたつほど単価としては安くなるのではないかと。また一括購入ということを考えれば一つ当たりの単価を下げられるのではないかと思いますので、よろしくおれいしたいなと思れいます。次に、LEDの使用について、これからのことと現在のことを聞きたいんですけども、LEDの照明を使用した市の施設はあるか。今後市の施設に設置する計画はないかということをお聞きしたいと。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではおれえをいたします。現在市の施設でLEDの照明を設置している施設は鶴岡小学校北校舎の多目的ホールの1か所だけでございます。今年度施工中の鶴谷中学校の玄関・職員室・廊下・トイレにも設置をされる予定になっております。今後の計画でございますが、現時点では市の施設全体に係る具体的な設置の計画はありません。既存の施設につきましては、施設の耐用年数や今後の利用計画、設置に掛かる費用、ランニングコストなどを勘案し、効果が高い場合には順次LED照明への切替を考えたいというふうに思っております。また、今後予定をされます新規の施設につきましては、構想・設計段階で費用対効果を考慮しながら、どのような照明が適切なのか判断をしまれりたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 新しい設備ということ一つ聞きたいんですけども、10月の上旬に移転します消防署について、全く新しい施設なので、そこには一切LEDとか、前聞いた話ですけど、太陽光発電は設置されていると思うんですけども、消防署についてはそういう使えるところはなかったのかなあというふうに思っておりますが。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良治） 新消防庁舎にはですれ、当初計画の時点で既に通常の蛍光灯の計画がありまして、途中で市長から指示があったんですけども、既に設計書ができあがってですれ、それをまた変更するとなるとまた余分のお金が掛かりますので、現行の蛍光灯で進んでおります。ただ倉庫の上には太陽光発電ということで、太陽光の方を採用させていただきました。以上です。それとですれ、今市長から指摘がありましたけど、通信指令室の画面があるんですけど、その裏にも当初液晶パネルを使う予定でしたけども、これもLEDですれ。LEDで使っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 今後のことなんですけども、今少しずつ盛んに話しが出ております建替えが検討されている市役所の新庁舎において導入する計画があるかお聞きしたいと思れいます。事務所とかオフィスですれ、照明の電気料が大体30%、そして空調が大体30から40%、そしてコンセントを使う電源、コピー機とかパソコンですれ、それがまた30から40%を占めると言われております。先ほど説明したようにLEDを使うと熱があまり発生しないということは空調に関しても経費が節減できるのではないかと。そういった点で、新たにすべてというわけではないですけども、LEDの導入、照明の導入がですれ検討されてもいいのではないかと

思うんですけど、その点いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 庁舎につきましては、現在基本設計の段階でありまして、その中で十分検討してまいりたいというふうに思っております。したがって、現段階ではっきりLEDを入れるという部分ではまだ決定をしておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 私ちょっと佐伯のバイオスタウン構想と佐伯市総合計画、またさいき903エコプランと、この中で環境に配慮した佐伯市づくりということで、3R推進事業を含めですね、ごみの削減とかですね、そういう環境にやさしい社会づくりが載っているんですけども、それ以外の具体的なLEDを使うとかね、太陽光を使うとかいう部分はないんですけども、これから先ですね間違いなく政権がどうなろうと世界に対してはですね、やはり地球温暖化の防止として低炭素社会づくりを求められると思うんですけども、その点で今後先ですねやっぱLED、確かに高価かしれませんが、確実にですねそういう環境産業を含めてですね、やはり使用する。特にいろんな公共施設の改築とかですね修理とかいう時になったときにやはり検討、また佐伯市の環境に関してですね、ひとつこれを検討に入れていただいてですね、考えていただきたいなと思いますけども、市長どうでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員からLEDの話でちょうど2年前にですね、市役所のこちらの通路の所にですね街路灯を1本ですね入れまして実験をしております、そうしたことで今の街灯との違いを見るということをやっています。またさっき言った街灯についても今後そうした中で必要時点で考えていきたいと。またLEDについては私も非常にこれはおもしろいなという使い道ができるのはですね、例えば、今大型のですねLEDを開発している会社があるんですよ。これについてはナイター照明とかですね、体育館の照明とかいうのが、非常に古い体育館になると昇降施設を持っておりませんので、組立てて入れると1回10万ぐらい掛かるんですけど、逆にLEDでやったらもう付ければ10年近くは持つもんですから、それが大体2年ぐらいしか普通は持たないものですからね、そうした部分でナイター施設なんていうのも一遍に何個か切れても、ある程度以上切れないと換えないというのは、そうした車を使ってリースしてこなければ換えられないということは、器具以上にそうした部分が高いということで、そうした部分には期待しております。また、先ほど部長が言いましたように、今後予定した施設については構想・設計段階で費用対効果というのでも十分計算し、新しい庁舎等についてもですね、その点を十分考え、また太陽光との発電もですね考えて、やはり地球にやさしい公共施設として、これからも望ましい方向でやっていかなければならないと思っておりますので、今日の御意見等を踏まえながら、これからもいろんな中で想定をしながらやっていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） ありがとうございます。以上で防犯灯についての質問を終わらせていただきます。

次、大項目の2、児童虐待についてです。ア、虐待の現状について、猛暑の中、大阪市の幼い兄弟が母親に置き去りにされて何も食べるものがない部屋で寄り添うように亡くなっていた事件、また横浜市では母親らによって幼い女の子が木箱に閉じこめられて窒息した。こ

うした目を覆いたくなるような痛ましい事件が続発しております。全国の警察が2010年上半期1月から6月の間に摘発した児童虐待事件は181件、前年同期比15.3%増、摘発人数は199人、同じく20.6%増で、いずれも統計を取り始めた2000年以降最も多く、虐待を受けて死亡した児童は前年よりも7人多い18人でした。また全国の児童相談所が2009年に相談を受けた児童虐待の件数は4万4,210件で、2008年度を1,546件上回り、過去最高を更新したことが28日厚生労働省の集計で分かりました。1990年これが1,101件、この1990年度の集計から開始して19年連続の増加であります。およそ40倍となっております。また県内での児童虐待に関する相談も増えております。県子育て支援課によると2009年度県中央・中津の両児童相談所に寄せられた相談は10年で過去最高の546件でありました。内訳は食事を与えないなどのネグレクト、養育放棄が最も多く195件、身体的虐待は186件、心理的虐待が138件、性的虐待が27件であります。虐待を受けた相手は実母から309件を占め、実父から164件、実父以外の父親が42件などという結果になっております。そこでお聞きしますけれども、昨年又は今年の児童虐待について佐伯市管内でその数を把握しているのかをお聞きします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 児童虐待に関しまして、昨年、今年の佐伯管内の件数を把握しているかという御質問にお答えします。件数は把握をしております。佐伯市におきましては、児童虐待の相談件数は昨年度、平成21年度で7件、本年、平成22年の4月から8月末までの5か月間で4件となっております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 今、数をお聞きしましたけれども、これは増えているという。ずっとその前からですね増えているというように考えてもよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 佐伯管内で申しますと、過去3年間を見ても若干減少してまいります。相談件数ですね。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） これは児童相談所にいった数で、相談した数でよろしいんですね。一応、佐伯子ども育成支援行動計画の中にですね、49ページのきめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援ということで、児童相談所の取組の強化ということで、相談件数ですね種類の、これが載ってますけれども、これは平成18年から20年まで載っております。この部分のですね、21年は増えている。要するに相談ですね、件数が増えているのかとお聞きしたいんですけども。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 相談件数は増えておるか御質問でよろしいんですかね。ちなみに佐伯市の児童虐待に関します相談件数について申し上げます。平成20年度がですね、合計で15件、内訳を申しますと身体的虐待が4件、性的虐待が1件、先ほど議員おっしゃられましたネグレクト育児放棄が6件、心理的虐待が4件であります。21年度が総数が7件で、身体的虐待が3件、ネグレクトが2件、心理的虐待が2件であります。平成22年度途中まででございますが、先ほど申しましたように4件で、身体的虐待1件、心理的虐待が4件ということで、その対応といたしまして中央児童相談所大分市の、そちらと連携を取りながらこの中には一時的に保護した事例が1件あります。21年度で1件、そういう事例はあります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 次に、乳幼児全戸訪問事業について、問題点と課題についてお聞きしたいと思います。児童虐待に関する問題として母親の育児不安や孤立化が虐待の温床になっていることも忘れてはいけない視点であります。例えば、実母が加害者の場合、臨まない妊娠、育児不安、養育能力の低さといった心理的・精神的な問題を抱えている場合が多いことが厚労省の報告で明らかになっております。そうした影響を受け、近年の傾向として先ほど言ったネグレクトですね、育児放棄や心理的虐待の割合が増加しております。こうした事例は身体的虐待を伴わないために外傷がなく発見が難しいと。このために大阪市の事件のように、児童の死に直結するケースが増えている。公明党は母親の育児不安などに対し、家庭訪問付きの相談支援事業をするべきだと訴えてまいりました。その中で生後4か月までの児童がいる全家庭を訪問する、こんにちは赤ちゃん事業が実現いたしました。佐伯市では乳幼児全戸訪問事業として展開しておりますけども、全自治体ではまだ84%しか実施されておられません、我が佐伯市は実施しておりますので、その問題点と課題についてお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 乳幼児全戸訪問事業に関します問題点と課題について答弁申し上げます。乳幼児全戸訪問事業についてですが、平成21年度の実績といたしまして、対象者数500人、うち訪問者数が465人、訪問率が93%で未訪問者は35人でありました。内訳としまして、訪問拒否が8人、転居や住民票の住所に居住していない方が8人、長期入院中及び長期里帰り中の方が3人、訪問するも不在であった方が11人、その他が5人でした。未訪問者の対応といたしましては後日、所内相談や訪問また乳幼児健診で確認をし、把握を行っています。平成21年度はこの乳幼児全戸訪問事業で発見した虐待のケースはありませんでした。また、母親の産後うつ病が虐待につながることもありますので、訪問時に母親の産後うつ病スクリーニングを実施しています。平成21年度のスクリーニングの結果、要フォロー者は34人で保健師がフォローしております。この事業の問題点と課題といたしましては、未訪問者ゼロを目指すことであります。また1回の訪問のみでは把握できないケースもありますので、今年から民生児童委員及び主任児童委員の皆様と協働して、重層的にこの事業を進めていきたいと計画しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 健診でですね、0歳児健診と1歳半ですか、そして3歳半の健診があると思いますけど、その健診率ですね、先ほど訪問不可の方ですね、リンクするのかなど。どうしても里帰りをして会えない人とかおられると思うんです。実質的にですねこの件数、この人数は最終的にですね、ゼロをなくすと今言われておりましたので、目標にしてる人数を聞かせていただければと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 先ほど最初に申されました乳幼児健診・1歳半健診・3歳児健診の件数につきましてちょっと今日資料を持ち合わせておりません、申し訳ございません。それとこの乳幼児全戸訪問事業のうち、実績として上がってこなかった方についてであります、先ほど申しましたように長期入院中だとか、不在であったという方、その他というのはですね、一応乳幼児の母親の方が看護師であるということでもう必要ありませんという方が2人、1名の方は母親が外国人の方で、ちょっと日本語がなかなか理解できにくいという方が1名、

乳児健診を受けているので改めて受けたくないという方2人と計5名でございます。最終的な目標をどこに置くかということで、先ほど申しましたように乳幼児全員の方に面接をしてこういったフォローをしていくことが児童虐待の撲滅っていいですか、につながるものだと思いますので、ゼロを目指して頑張っていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 先ほど母親のケアのスクリーニングに関して34人の方、これは精神的な問題を抱えている母親に対するケアシステムだと思うんですけども、これはちょっと聞き漏らしておりましたけども、訪問していくという形ともう一つ、会場にですね連れてきてみんなで言ったらおかしんですけど、そういうケアしたり指導したりするという方法があると思うんです。どういうやり方をしてるんですか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） まず最初に、母親の産後うつ病スクリーニングの件でお答えします。これにつきましては、この乳幼児全戸訪問事業の中で家庭に訪問したときにですね、エンジンバラアンケートというアンケートがあるらしいんですけど、それに書いていただきまして、それを集計して点数が何点以上になったとかいう判断の下で該当・非該当を判断しまして、該当となった方につきましては保健師の方で、その後のフォローをしていっているということでございます。それとすみません。先ほどの1歳半健診・3歳児健診の受診率を申し上げます。1歳半健診がですね93.9%、3歳児健診が93.3%であります。それと乳児健診につきましては80.6%となっております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 先ほど言いました乳幼児全戸訪問事業ですね、についてお聞きしますけども実施についてお聞きしますけども、職員の体制ですね実際に当たっている方は大体何人体制で当たっているのか。また1人当たりですねどういうスパンで、3歳未満ですけど、それ以降に行く必要があったり、行ったりとかですね、そういうことをやっておられるのかをお聞きします。

議長（小野宗司） 河村健康増進課長。

健康増進課長（河村昌江） 健康増進課の河村です。保健師をしております。35人の方のですねフォローにつきましては、電話を架けたりとかですねお母さんと話しをしたりとかの形、でも子どもとは面接を必ずしないといけないということで保健師が何回もですね家庭訪問に行ったりとか、あと何とか保育園に通ってる子どもでしたら保育園に会いに行ってもよろしいでしょうかという許可をもらいまして、保育園に訪問に行ったりとかして把握をしております。スタッフにつきましては、一応雇い上げの助産師さんをですね今お願いしてございまして、助産師1名を雇っております。あとは保健師22名でですね、分室を含めて22名の保健師で担当地区を作っておりまして、その担当地区の保健師が訪問という形でフォローしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） もう一つですね、それらの方々がもうひとつ、子育て支援課があります。そういうことで連携を取ってですね、そういう35名の方とかいろんなフォローを協議しながらできているのかなというところをお聞きしたいんですけども。

議長（小野宗司） 河村健康増進課長。

健康増進課長（河村昌江） DVという形のこともありますので、DVのある家族の中に子ども

がいたりとか、そういうこともありますので、子育て支援課の相談の係の方とですね情報交換しながら、またあと障がいがある方とか、そういうことも子育て支援課と協力しながら、情報交換しながらフォローを行っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 先ほど言いました児童相談所ですね、4万4,000件の相談があるということ、でひとつ児童相談所で今問題になっているのが人数が少なくてですね、人当たり50件から100件ぐらいの事案を抱えて身動きとれないぐらい困った状況になっていると、そこに支援のフォローですね、しなきゃいけないというふうに問題になっておりますけども、市ですね体制として部長にお願いしたいんですけども、今職員削減などですね、そういうほとんどの方は多分母親相手などで職員が女性の方だと思いますけども、女性の方ですから家庭を持ちながら一生懸命やりくりしてこの事業に携わっていると思いますけども、職員削減という流れの中です、今やってるきめ細かな子育ての支援のですね、ができなくなるような人員の仕方ですね、心配してるのはそういうことで一人一人の負担がですね、今後もっと増すようなことがないようにきちっと仕事とれる。また連携がとれる体制を今後とも支援していただきたいと思うんですけど、部長どうでしょうか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 特に児童虐待に関します市の体制をきちっととれるような、また乳幼児全戸訪問等に関しましてもまた十分な対応がとれるような人員体制につきまして、要望というか、そういう方向でもっていきたいと思っております。現在、児童相談係は正規職員が2名で家庭児童相談員4名、母子自立支援員2名、7月までちょっと臨床心理士さんが1名いたんですが、ちょっと今いなくなりました。ということで今のところ、先ほど申しました件数等から申しまして十分な対応がとれていると思っておりますけど、今後とも十分な対応がとれるような人員体制を維持していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 最後をお願いしたのはですね、なかなか携わっていて結果がなかなかですね見えにくい部分も多々あるのではないかと思います。一番大事なのはですね、実は今の皆さんが携わっているお子さんがですね、30年・40年たったら、その30年・40年後の佐伯市はなかなか想像できませんけども、やはりこの佐伯市を支える中核の人材であるし、やはり大切な佐伯の未来を作る人たちですので、今後とも一生懸命支援をお願いしたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に22番、井野上準君。

22番（井野上準） 本日最後の質問者となりました22番議員の井野上準でございます。今回は簡潔に行うため、大項目1点に絞って質問をいたしたいと思っております。税金の滞納と収納対策について行います。納税は国民の義務であり、この税金により国や市が運営されています。本市においても土木費、道路や公園などの整備・管理、民生費、社会福祉施設の運営、各種手当の費用、教育費、学校教育の費用等々を皆さんから納められた市税等によって賄われています。豊かで安心な暮らしができるよう、みんなで社会を支える会費ともいえます。ですから、滞納があるとこの行政運営に支障を及ぼすこととなります。大変厳しい経済情勢の中、

日本もデフレ状態となり自治体の税収の減少が懸念をされています。その一方で毎年一定の滞納額が発生しております。目的税の国民健康保険税は国民健康保険合計を運営するためだけに使われています。国民健康保険税を払っていない人が病院にかかった場合の医療費も税から払われことになり、このような不公平な状態が続くと国民健康保険制度自体が運営できなくなります。そこでまず、アの税金の滞納額と未納件数についてお伺いいたします。小さな1点目としまして、平成21年度市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税の滞納額と未納件数について問う。小さな2点目としまして、平成21年度国民健康保険税滞納額と未納件数、また滞納者の対策について問う。小さな3点目としまして、平成21年度までの滞納額の累計について問う。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えをいたします。まず1点目の平成21年度の市税の未納件数と滞納額についてでございますが、市民税現年度分で未納件数が2,350件、未納額が9,001万8,000円、滞納繰越分で5,538件、2億592万3,000円となっております。固定資産税現年度分は1,726件で8,734万1,000円、滞納繰越分が4,303件、2億9,256万5,000円です。都市計画税の未納額は現年度分で762万3,000円、滞納繰越分が2,613万7,000円となっており件数は固定資産税の中の件数に含まれております。次に軽自動車税についてでございますが、現年度分で未納件数が1,548件、額で683万6,000円、滞納繰越分が3,719件、1,498万4,000円となっております。市税全体の過去3か年の徴収率を見ますと、現年度分で平成19年度が97.51%、20年度が97.50%、21年度が97.49%となっており、ほぼ前年度並に推移をしております。滞納繰越分は10.46%、14.06%、18.35%で着実に上昇をしております。現年・滞納繰越分を合わせた総額も89.91%、90.15%、90.48%とわずかではあります但し伸びてきております。しかしながら、今年度より集合納税方式が廃止されまして、単税化されたことに伴い納期の変更により徴収率の低下が危くされております。相当数の苦情や問い合わせがあり、納税者にとって重税感や戸惑いがあったことは否めませんが、今後も全力を挙げ、徴収率向上、自主財源の確保に努めてまいりたいと思っております。次に2点目の平成21年度の国保税の未納件数と滞納額、また滞納者への対策についてでございますが、現年度分の未納件数が1,900件、未納額は1億9,075万8,000円、滞納繰越分が5,362件、5億2,453万1,000円となっております。徴収率は現年度分で92.52%、滞納繰越分が16.76%です。滞納者にはき然とした姿勢で臨むとともに、滞納整理の強化、粘り強い納税交渉など、あらゆる手段を駆使して徴収率向上に努めております。また、国民健康保険証には国保税完納者に発行する全期被保険者証、前年度分の滞納状況に応じて発行します6か月、3か月、2か月、1か月の短期証、1年以上継続した納付のない人に対する資格証の3種類となっております。資格証につきましては医療機関での受診の際は一たん10割負担となります。国民皆保険制度であります但し、滞納者に対してはペナルティーが課せられることになっており、本年8月時点での発行状況は、短期証が1,234世帯、資格証が308世帯となっております。最後に、平成21年度までの滞納額の累積についてでございますが、市税が7億3,142万7,000円、国保税が7億1,528万9,000円となっております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それでは再質問をいたします。アの2点目のですね、国保についてですが、年々国保の滞納額が多くなっているということなんですけど、国保をですね滞納している人

に対してのペナルティーをもうちょっと私は厳しくするべきではないかなあと考えております。大変不平等ではないかなあと考えております。この経済状況が厳しいこの佐伯市ではありますが、国保が高くなればですね、当然低所得者の方はですね厳しくなって滞納者は多くなります。滞納者が多くなることによって国のペナルティーもですね、国庫負担金が削減されることになり、そうすればやはり国保を上げるというふうなですね、悪循環になってくるわけなんですけど、こういった悪循環の歯止めの対策として市はどのようなことを考えているのか、見解をお聞かせください。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。低所得者の未納者が増えていないかということでございますけれども、国民健康保険税の所得割につきましては前年所得を基に算定をされます。昨今の経済情勢は非常に厳しく失業やリストラ、賃金カットなどよく耳にします。昨年は働いていたんだが今は収入がないから払えないなどの申し出も多数あります。そこで減額・減免の方は別としまして、対象外の方につきましてはき然とした態度で臨まざるを得ないというのが現状でございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それから国保のですね、一般会計からの財源補てんの繰入れは平成17年度の時には1億円ほどあったわけなんですけど、平成21年度、22年度はどれくらい分かれば教えていただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 国保の一般会計からの繰入金について答弁します。国保税に関する合併協定の中で急激な負担増に対します緩和措置として、必要負荷総額との不足分が一般会計繰入金を投入するとされているところです。その結果、17年度に1億円、18年度は1億2,635万8,000円、19年度が512万9,000円、20年度が307万5,000円、21年度見込で353万1,000円の一般会計繰入が行われているところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 金額的にもですね平成17年度からすると非常に少なくなっているということで、これはいい傾向にあるんじゃないかなあと考えておりますけど、やはり汗を流してですね頑張って働いて国保をですね払っている人が、また滞納者が多くいますので市民の税金より補てんしますというふうなですね、正に正直者が損をするといいますが、不平等であるのではないかなあと感じます。そして簡単にいえば二重の支払いをしているような状況ではないかなあと考えておりますけど、その辺どのように考えていますか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 先ほど申しましたように、19年度からは地方単独事業に係る調整交付金の減額補てん分という。これは乳幼児医療等で一般会計で支出した金額を国保の方に振り替えるという分のみの金額となっております。5年間で一般会計からの繰入額が大きく縮減されております。実質的な赤字補てんにつきましては17・18年度だけで、19年度以降は調整交付金の減額補てんのみとなり、一般会計を圧迫する状況とはなっていないと考えています。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それではイのですね、平成21年度の不納欠損の状況についてお伺いいたします。

す。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。平成21年度不納欠損額のうち、市税の欠損額は5,606万4,000円、国保税が7,636万9,000円となっております。欠損の理由といたしましては、一つとして、時効である5年経過による欠損、二つ目として、差押え等の処分停止後3年経過による欠損、3点目として、同じく差押処分等、差押処分停止後即時欠損の3通りに分類をされます。市税における欠損の内訳は、消滅時効5年経過による欠損が1,837件、処分停止後3年経過による分が39件、即時欠損が19件となっております。国保税は5年経過が1,137件、3年経過が34件、即時が20件となっております。近年は滞納処分を強化し、財産等の差押えを積極的に実施をしております。消滅時効である5年の中断に努めておりますので、減少傾向にあるということがいえると思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 不納欠損がですね、1年間で約1億3,200万ほどあるわけなんですけど、これはやはり大変な金額であると思います。普通の会社からすればですね、下手をすれば黒字倒産というふうなことになるんじゃないかなあと考えます。5年を経過してですね、不納欠損で落とせばよいというものではないと思います。よく調査をすればまだまだ徴収できる箇所が出てくるんじゃないでしょうか。この不納欠損を防ぐために督促状を送った上での財産の差押え、それから分割納付、納付延長の契約書などですね、時効中断手続があり、やはり1回の手続で時効最大5年延長することができるわけなんですけど、この滞納のですね逆に時効手続も当然しなければいけないわけなんですけど、これにあまり手を付け過ぎると逆に滞納が増えるわけなんですよね。その辺のやはり管理というのは、滞納処分票あるいは整理票のですね徹底を行っていかねばいけないんじゃないかなあと考えております。平成17年の時に合併をしまして、5年間たったということで既にその辺のですねファイルの整理といたしますか、そういった滞納整理票というのが徹底してできているのかお伺いいたします。また、担当課の方も課長辺りは一、二年で交替するというケースが多いわけなんですけど、課長が替わっても一目瞭然そのファイル等を見たときに分かるような内容となっているのか、お伺いいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えいたします。議員御指摘のとおり、課長あるいは担当者も数年で異動という形になりまして、引継ぎが十分できているのかという分の御心配は当然だろうと思います。そこで合併時に一覧表での滞納整理、様式の異なる滞納者カードなどがそれぞれの市町村ごとにまちまちでありました。合併後、滞納者の管理リストを昨年度より統一をしたところでございます。本庁・振興局が同一の様式で個人ごとにファイル化し、管理をするようになったということございまして、高額滞納案件につきましては、別冊で世帯ごとに管理するなど意思統一も図ったところでございます。それから納税相談の状況やてんまつ記事など確実な引継ぎ、移管替えも可能になったということがいえると思います。納付にかかわる誓約であるとか、差押えなどの状況もそのカードで一目瞭然になりますし、このファイルを活用しながら一層滞納整理の強化に努めたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 滞納整理処分票ないしファイルの統一化を昨年度図ってやっているというこ

と。また引継ぎをするときもそのファイルを見れば一目分かるというふうなことで大変よいことだと思ふし、これはまた逆に言えば当然のことだと思っております。次のウにいきいたいと思います。国民健康保険税の収納率について、平成21年度収納率と平成22年度の収納率についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。平成21年度の国保税の収納率は現年度分で92.52%、滞納繰越分が16.76%となっております。滞納繰越分は前年度に比べ3.15%上昇しておりますが、現年度分は昨今の厳しい社会情勢、雇用低下などの状況によりまして0.04%落込んでおります。平成22年度見込分との比較は6月・7月の2期が経過したばかりで現時点での比較は困難でございますが、国保財政の運営は収納率に大きく左右されることから、常に徴収率の向上を目指し、前年以上の収納率を目標に総力を上げて取り組んでいるところでございます。次に、調整交付金の減額ペナルティーである収納率につきましては、平成20年度までは92%をクリアできなければ5%カットされておりましたけれども、平成21年度に緩和措置がとられ91%に変更されております。佐伯市では両年度ともに92%をクリアしており、減額措置は受けておりません。なお、平成22年度から国保事業の運営の広域化、財政の安定化を推進するため、県が12月末までに広域化等を支援方針を策定することになっております。収納率による国の減額ペナルティー措置そのものの適応はなくなりますが、この方針の中で県下全市町村の保険者規模別の目標収納率が設定をされ、その達成に向けて取り組むこととなります。今後は県の動向を見据えつつも滞納整理の強化を図り、徴収率向上に努めてまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 国保の徴収率が92%を切るとペナルティーを払わなければならなかった以前はですね、平成17年度に5,000万ほどの合併したときにペナルティーを国の方に払っているわけなんですけど、その後はペナルティーはなく92%ぐらいを推移しているということなんですけど、そしてまた、先日高司議員の質問のときにも答弁してましたように、先ほども部長が言いました平成23年度よりはこの国のペナルティーがなくなったけど、逆に今度は県の管轄となり、今後はペナルティーがあるかないかちょっと分からないんですけど、ペナルティーがあるものとしてですね考えて、やっぱり常に92%はクリアを私はしていかなければいけないんじゃないかなあと考えています。けどその辺の考えがありましたらどのように考えているのか。そしてちょっと難しいか分からないんですけど、この収納率パーセンテージ5年先ぐらいまでですね統計の計画を出すことはできないのでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。先ほどペナルティーの話をしてしまいましたが、議員の御指摘のとおり、それに甘んじることなくそれ以上のことを目標にしながら徴収を強化してまいりたいというふうに思っております。それから将来的な目標につきましては、総合計画で若干数字は挙げておりますけれども、現時点ではそういった数字の算出はしておりませんので、御理解いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 今まで以上にですねやはり国保の徴収率は引き締めてやっていただきたいと思います。

思います。それでは工の納税組合の廃止についてお伺いいたします。納税組合の廃止による市税の収納率への影響についてなんですけど、私はちょっと下がったのではないかなあとと思いますが、現在の状況についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。納税組合による租税等の徴収につきましては、個人情報守秘義務・吏員以外の公金等の取扱いなどの観点から市町村合併時に議論をされましたけれども、平成19年度までで納税組合による収納方法は廃止することとされ現在に至っております。このことで平成20年度以降の収納率低下が懸念をされましたけれども、市税現年度分で0.01%の落ち込み、国保税につきましても調整交付金の減額基準である92%はクリアできました。これも皆様の御理解によるものと感謝をしてるところでございます。今後もこの収納率向上のために安全で安心、納め忘れのない口座振替を推進してまいりたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 平成20年度よりですね、奨励金が廃止されまして、市としては以前3,000万円の削減ぐらいになると聞いていたんですが、それ以上ですね収入が平成21年度はあったのかお伺いいたします。それと納税組合の廃止をすることによって、先ほど言われましたように口座振替の推進の強化は当然図っていることだと思いますけど、現在ですね何割程度の方が口座振替をしているのか、分かれば教えていただきたいと思います。口座振替をする方っていうのは大体支払いの良い人が口座振替をするわけで、悪い人の場合はなかなかしてくれないというのが現状ではないかなあと考えております。税金を払いに来たときに職員が告知、又は市報等でケーブルテレビ等での広報等はやってるわけなんですけど、それではなかなかですね、口座振替の推進も上がらないんじゃないかなあと考えておりますけど、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 児玉税務課長。

税務課長（児玉修一） 税務課長の児玉です。口座振替の率についてということなんですけれど、旧郡部の方は納税組合を廃止したときかなりの推進が図られまして、大まかな数字になりますけど80～85%ほど口座振替に移行しております。旧市内の方が若干ちょっと率が悪くて50程度です。トータルで60%ちょっと切る程度で口座振替に移行しております。口座振替の推進につきましてはですけど、当然市報とかホームページとかも利用してるんですけど、昨年はですねうちの収納係課長補佐と一緒に金融機関にも回りました。金融機関も口座引落としになると業務上の手間も省けるということで、金融機関も回っております。そこらで窓口に見えられた方にもできたら口座振替をお願いできないでしょうかという呼び掛けもしております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 口座振替にはやはりですね、推進をもっともっとやっていくべきだと思います。口座振替にしとけば間違いないことはないんですけど、残金がなければ落ちないこともありますが、極力60%からまた上を狙って推進強化を図っていただきたいと思います。オの滞納対策についてお伺いいたします。平成21年度に行った滞納者に対しての取組とその成果についてお伺いいたします。また以前、担当課と管理職の方が中心になって年3回ほど滞納者の集金をして3,700万ほどですね集金をしていた時期もありました。現在は行っている

のか、行ってないのか。その辺お伺いいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えいたします。まず滞納対策については平成19年度から21年度までの3か年、月5日間国税OBを嘱託職員として採用し、徴収ノウハウの指導を受けその向上を図ってまいりました。さらに20年度・21年度につきましては、大分県の徴収強化対策事業の一環としまして、大分県税事務所特別滞納整理対策班より職員の派遣事業を受け入れ6か月間、月5日合同で困難事案に取り組んでまいりました。滞納処分のレベルアップはもとより、相当数の差押えにも着手をしております。平成21年度は預貯金調査が688件、生命保険調査が277件、給与照会が285件、他市への滞納者実態調査などが1,070件、さらには318件の財産差押えを行いまして、4,081万円の徴収実績を上げております。それから管理職によります滞納整理の関係でございますが、これまで年末の12月、それから年度末の3月、出納整理期間の5月のこの3期を滞納整理強化月間と指定しまして徴収金の向上に全力を上げてきたところでございます。そこで管理職のかなりの応援をいただきまして、一時期滞納整理に携わっていただいたような時期もあったんでございますけれども、最終的に滞納者と税務課の職員につきましては、これまでの経過が順序、流れが分かっておりますけれども、管理職になりますとその流れを十分つかんでいない。あるいは税金に対する知識が十分でないという部分もあって、なかなか現実的には現年度分のみの徴収に終わっております。そういった観点から基本的に元課でもってもう一度徴収に歩こうということになりまして、現時点ではもう管理職による徴収体制はとっておりません。したがって、収納係を中心に電話催告であるとか、臨戸訪問等々を中心にしなごら徴収に当たっているというのが現状でございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 現在はですね、管理職の集金等はやってないということなんですけど、部長が言いましたように、ただ集金に行くだけよりもやはり内容が分かっている担当課の人が行くのが当然筋道ではないかなあと私は思っておりますので、担当課と管理職が以前は3,700万ほど上げてましたので、それ以上の目標を立てて徴収に担当課で励んでいただきたいと思っております。それから滞納整理に対してもですね、多額の多分費用が掛かっていると思っております。例えば、督促状一つ出すにしても400万以上は掛かっているのではないかなと私は推測をいたします。税金のですね滞納対策の専門家である県の職員等の派遣を受けて、やはり市の職員とともにですね、納税をする能力がありながらやはり滞納してる人に対しては地方税の滞納というのは各自治体にですね、自立執行権が認められているのですから、やはり裁判所の許可がなく差押えをすることができます。このやはり強力なですね権限を大いに私は活用すべきだと思っております。専門職の方のやはりアドバイスや指導にですねお金を使った方が大変効果が出るのではないかなあと思っております。そういった差押え等の指導等の税務署OBや専門職の方にお金を使うことによって、やはり2倍から5倍のですね跳ね返りのお金が戻ってくるというふうな結果が出るのではないかなあと思っております。その辺いかがでしょうか。また、差押え件数等分かれれば教えていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。滞納対策の体制につきましては、議員の御指摘のとおりだというふうに思っております。今度市の方も人材育成基本方針というものを策定しま

して、その中に専門職・専任職という部分の方向性も考えているところでございます。したがって、本人の希望を中心にしながら税務に精通した職員ができてくるんじゃないかなろうかというふうに思っております。次の質問等で詳細についてはお答えをしたいと思いますけども、そういったことでよろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それからですね、滞納対策としてやはり差押えをしていくべきだと思うんですけど、差押えたその物件、やはりその不動産、それから骨董品とか車等ですね、そういったのをですね今後インターネットオークションで売るといいますか、公売する予定はあるんでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。先ほど差押えの中での車の話がちょっと出ましたけれども、税務課の方でもそのタイヤロックというものを2基購入をしております。差押えによる使用制限を掛ける方針ということで、現時点では1基タイヤロックを掛けているというような現状でございます。今年度もインターネット公売、最終的には中止になったんですけども、この11月には換価価値のある差押え財産のネット公売も予定をしてるところでございます。いずれにしましても、善良な納税者に対してですね、悪質な滞納者に対しては厳しく臨むという覚悟でございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それからもう1点ですね、ちょっと提案なんですけど、徴収の対策といたしまして、コンビニのですね納入を可能にすることはできないかなと思っております。県の自動車税等はですねコンビニでの納入が可能であるわけなんですけど、この市税はできないのかなあと思うわけです。手数料等の関係、それから導入に伴うシステム開発の経費がどれくらい掛かるのかちょっと分からないんですけど、その辺もですね今後の検討課題として考える余地はあるのではないのでしょうか。

議長（小野宗司） 児玉税務課長。

税務課長（児玉修一） コンビニ納付の件につきましてですけど、県税が自動車税についてコンビニ納付を実施しております。市においても検討しました。コンビニ納付につきましては、納付手数料が1件当たり60円掛かります。60円掛かってもいいんじゃないかということもあるんですけど、それだけ件数が多いもんですから、そうなると固定で何百万、民税で何百万という格好になってくるんで、それはいかがなものかなということもあります。ただ、便利になるんじゃないかなあということもありますけれど、県の自動車税につきましては1回だけです。だから異動とかあんまりないんです。市の場合は国保税にしても固定資産税にしても民税にしても若干異動が出てきます。その更正のたびにやり替えなければならないということと、コンビニ納付の場合はバーコードを付けなくてはならないんですけど、今うちの方のシステムですと対応がちょっとできてませんので、ちょっと幾らぐらい掛かるかという試算をやってないんですけど、費用対効果を考えた時点でうちの方では当分ちょっとコンビニ納付についてはやらない方向でいいんじゃないかということで協議しております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） ちょっとコンビニの納入はなかなか難しいということなんですけど、他市等

が行っているところもありますし、またほかの方法もあると思いますので、いろいろなところを参考にしてくださいね、佐伯に合ったやり方があれば是非前向きに検討していただきたいと思います。それから力の増収を増やすための取組についてお伺いいたします。まず1点目としまして、滞納対策についてと、2点目としまして、ふるさと納税の取組についてと、そして3番目としまして、企業誘致等での増収増の見込みについてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えいたします。まず1点目の県税の職員派遣事業は今年度も継続をしております。先般合同での捜索も行いました。今後も一層連携を深めてまいりたいというふうに考えております。一方、困難事案が増加傾向にある収納業務につきましては、国や県などに頼らず自立することを目指して、本年度2名の収納係職員を自治大学徴収専門コースに入校させております。更なるレベルアップが図られるものと期待をしております。滞納者を増やさない。滞納額を増やさない。未納者への早めの対応に心がけ、年間スケジュールの策定、強化月間の設定、本庁・振興局との合同の取組、インターネット公売の実施、預貯金・生命保険・財産調査、さらには差押えなど積極的に取り組んでまいりたいと考えております。次に2点目のふるさと納税についてでございますが、この制度は平成20年度から始められました制度で、出身地の県や市町村など、ふるさとに寄附をした場合、居住地の所轄の税務署もしくは市役所において申告をされますと、基本的には寄附金から5,000円を差し引いた額に相当する額が所得税と個人住民税から控除されます。本市でのふるさと納税による他市への寄附金控除は2件見受けられます。ふるさと納税は本市においては、ふるさと佐伯市応援寄附金と呼んで企画課が窓口となっております。平成20年度にスタートして以来、現在まで32件、356万2,000円の寄附をいただいております。なおこの状況につきましては、市の公式ホームページで公表しております。それから啓発につきましては、市報や市の公式ホームページによる広報、市の職員を通しての親族あるいは知人等への呼び掛け、関東・関西郷土会に出向いてのリーフレット配布、大分県東京事務所、同大阪事務所などへのリーフレット設置などを行っております。なお、寄附をしていただいた方にはお礼といたしまして、本市にちなむ1,000円相当の品物を贈っております。次に3点目の企業誘致等の増収増の見込についてでございますが、企業が進出をしますと雇用が発生し、市県民税の増加が期待できますし、法人税や固定資産税も増収となります。固定資産税については企業誘致に伴う特例で一部減額制度はありますが、いずれにしても増収は見込めます。商工振興課によりますと、昨今の経済情勢など企業の環境を取りまく状況は依然厳しいものがあり、企業の進出までなかなか結びついていないというのが現状のところでございます。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） まず1点目の滞納対策についてなんですけど、先ほどから言ってますように、滞納整理帳・ファイルの管理徹底を行うことと、やはり自立執行権の権限を生かした差押えをやっていくべきだと思います。それから今部長が言われましたように、県や税務署OBに頼らない佐伯の職員の育成ということで2名の方を今自治大学へ送っているということで、この2名の方に私としましても大変期待をし、将来の税務課を背負っていくような人材を育てていただきたいと思います。そして、先ほど軽自動車税のですね、滞納者に対しては部長が車輪ロックの開始を行うということでした。やはり差押え物件の公示をしてですね、

やはり警察と共同であるのかよく分からないんですけど、そういった車輪ロックの開始を市報やケーブルテレビ等で当然広報活動を行うと思います。その滞納者にはですね、告知をして現実にやってみせないと、まあいいやというふうなぐらいで危機感が全くないわけなんですよ。これはもう滞納したら大変なことになるというふうなですね、実際もう車輪ロックを二つですか、二つ購入をしてるといことなんですけど、現実にやってみて、やはり大変ということですね、滞納者に知らしめない駄目ではないかなあと、もう市の方も滞納に対してはですね、限界がきていると思いますので、その辺厳しくやっていただきたいと思いません。それから、ふるさと納税の件なんですけど、やはりこの平成20年度から始まったふるさと納税はですね、生まれ育ったやっぱり佐伯市に貢献をしたいとか、大好きな佐伯市を応援したいという気持ちをですね形にする仕組みだと思います。企業はもちろん、各県人会等にも声を掛けているとは思いますが、今ひとつですね声を掛けてないのが、例えば佐伯出身のプロスポーツの野球選手や相撲の関係といろいろいるわけなんですけど、その辺の声掛けをしているのかどうか、後ほど答弁をいただきたいと思いません。それから3番目の企業誘致での税収増の見込みについてはですね、企業誘致が一番手っ取り早い方法なんですけど、現在のところですね、企業誘致は宇目にIT関係の企業が来ているわけなんですけど、なかなか経済効果は今のところ見込めないといいますが、少ないような状況でございます。佐伯市の人口が年々減ってきてですね、企業が来ないということであれば、やはり内需拡大でこの税収の滞納者を減らすことしかないと思うんですよ今この時点では。その辺の見解があればお伺いしたいと思いません。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） ふるさと納税でプロスポーツの選手などに呼び掛けてはどうかということなんですけれども、基本的には関西・関東の佐伯人会、そういったところに呼び掛けをしております、そうしたところからの連絡というのに入っていると思いません。佐伯市にそういう制度があるということは知っていただいているのではないかと考えております。この制度を作りますときに、最初佐伯市出身者のリストを作りまして、ダイレクトメールを送ろうかと、定期的にですね。それとか高額納税者といいますが、高額給付者の方を顕彰しようとかですね、当時始まった時にはいろいろ豪華な郷土の商品といいますが、そういったものを贈って、この意識を高めようというようなこともありましたので、そうした記念品を贈ろうとかですね、市側の方にもですね目標額とかノルマを設置しまして、事業を推進しようかというような話もいたしました。しかし、これはあくまでも納税者のふるさとを思う気持ちといいますが、それをやっぱり大事にしたいなあと考えておりますので、例えば、著名人といいますが、プロスポーツ選手とかそういった方にですね、相手の懐具合を見ながら、はかりながら呼び掛けるといのもどうも今のところそこまでは踏み切れておりません。ただ、純粋な気持ちを向こう側といいますが、どのくらい踏み込んでいけるのかということについては見直しをしないではいけないなあとというふうには思っております。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは私の方から企業誘致にかかわる税収増の関係でございますけれども、議員御指摘のとおり、こういった経済情勢というものには十分御理解いただいているというような状況でございます。そうした中で、私どもも企業留地と市長もこの言葉をよく使っておりますけれども、そういった点に視点を置きながら自主財源の根幹をなす市税の確保、

これに最大限努力をしたいというふうに思っておりますし、このほか使用料であるとか、手数料の徴収強化にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 税金の滞納と収納対策については、普通の会社であればですね、これだけの売掛金と申しますか、あれば本当に会社が倒産するんじゃないかなあというところまできてるんじゃないかなあと思っております。やはり自分の腹は痛まないわけではないんですけど、市役所の職員ということで余り怠慢とは言いませんけど、やはりもう少しですね、危機感を持って収納対策、税金対策に取り組んでいただきたいと思います。それから、ふるさと納税にプロスポーツの選手に声掛け、強制ではないんですけど、現にゴルフの選手あたりはだいぶ貢献している人もいますので、一人ですねだれかこういったプロスポーツの選手がふるさと納税を出して行っているという情報も入れればまたほかの人もやるというふうな連鎖反応もありますので、その辺もよろしく願いたいと思います。以上です。

議長（小野宗司） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、14日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時54分 散会

平成 2 2 年 第 3 回

佐伯市議会定例会会議録

第 5 号 9 月 1 4 日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成22年9月14日（火曜日） 午前10時20分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	矢野精幸
3番	高司政文	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	矢野哲丸
7番	河野豊	8番	佐藤元光
10番	上田徹	11番	御手洗秀光
12番	清家儀太郎	13番	日高嘉己
14番	玉田茂	15番	榊田穂積
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	浅利美知子
20番	後藤勇人	21番	渡邊一晴
22番	井野上準	23番	兒玉輝彦
24番	宮脇保芳	25番	清家好文
26番	江藤茂	27番	吉良栄三
28番	芦刈紀生	29番	下川芳夫
30番	高橋香一郎		

欠席議員の氏名

9番 和久博至

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企画商工観光部	市長	西山	嶋本	泰清	義信	総務部次長兼	総務課長	井小	上野	富志夫
副市育務部	市長	塩分	本藤	厚高	信嗣	総務部次長兼	宇目振興局長	矢野	岡本	幸正
務部	部長	川三	原住	弘信	嗣行	情報推進課	直川振興局長	松岡	岡本	伸一郎
部	部長	魚住	原住	慎治	行治	工事検査課	課長	坂本	高彌	英二
市市民生活保健部	部長	染矢	田初	隆喜	則喜	企画振興課	課長	飛平	高野	彌一
福祉保健部	部長	石高	瀬精	初市	喜市	建築住宅課	課長	飛平	高野	勝賢
建設部	部長	高瀬	又秀	精市	喜市	都市計画課	課長	永渡	田邊	賢二
上下水道部	部長	高三	橋滿	秀弥	喜弥	生涯学習課	課長	渡河	野神	熊義
農林水産部	部長	江藤	幸一	治	良	文化振興課	課長	大澤	神澤	宜弘
教育次防	部長	歳納	良治			体育保健課	課長			孝和
消防	部長					消防本部	総務課			彦彦

議事日程第5号

平成22年9月14日（火曜日） 午前10時20分 開 議

- 第1 一般質問
 - 第2 議案の上程
 - 第3 議案質疑
 - 第4 議案等の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案の上程
 - 日程第3 議案質疑
 - 日程第4 議案等の委員会付託
-

午前10時20分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。本日の平成22年第3回佐伯市議会定例会第13日目は成
立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（小野宗司） 日程第1、一般質問を行います。

10日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、矢野精幸君、2番、後藤幸吉君、3番、佐藤元君、以上の順序で順次質問を許
します。

2番、矢野精幸君。

2番（矢野精幸） おはようございます。一般質問も今日で最終日となりました。今日のトップ
バッターであります2番議員の志政会所属の矢野精幸でございます。今回は、大きく分けま
して2点を一問一答方式にて質問したいと思います。まず1点目は、大手前地区の再開発事
業についてであります。もう1点は、濃霞グラウンドの利用状況と整備についてであります。
まずは1点目の大手前開発事業についてお伺いをいたします。新中心市街地活性化法が改正
をされまして早4年が過ぎました。この間、既に全国99市が内閣府の認可を受け、既に事業
化が開始をされております。当市も本年の3月23日に認可を受け、基本計画に向け最終的な
基本構想の作成中であります。約50億円という巨額な予算を費やしての大事業であります。
正に佐伯市の命運が掛かっているといっても過言ではないかと思われま。この4年間、練
りに練った構想案であります。またこの間、コンサルタントも何人もが替わっておりますが、
今回でどうにかここまでこぎつけてきたかなあという感じがいたしておるところございま
す。しかしながら、いざ実行に移すとなればより慎重にならざるを得ないと思うのでありま
すが、市民の方々にはいろいろな意見が耳に入ってきます。今更大手前にそんな大金を掛け
る必要があるのかどうか。また一方では、コスモタウンやリバーサイドタウンと同じような

ことをしても駄目だろうとか、またこの空洞化された中心地を何とか復活させて中心部ににぎわいの場をつくるべきだと、様々な意見が耳に入ってきます。正に中心地にふさわしい施設の建設が必要であろうかと思いますが、今回提案されておるこの基本構想案を今一度検証する必要があるのではないかと思うのであります。そこで小項目のAの事業スケジュールと現在の進ちょく状況についてお尋ねをいたします。これで第1回の質問を終わります。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） おはようございます。先ほどの矢野議員の御質問の答弁をいたします。お尋ねの事業のスケジュールにつきましては、再開発組合が行う再開発事業を今年度中に現在の構想案を見直し・検討した後に実施に向けた基本計画を作成し、来年度中にはその基本計画に基づく事業計画を作成し、平成25年度に建築工事に着工し、平成26年度内の完成を目指しております。また、市が事業主体であります区画整理事業は、今年度事業計画を作成し、平成24年度には建物の移転、取り壊し、基盤工事に着手したいと考えております。現在の進ちょく状況といたしましては、再開発事業は構想案をまとめたコンサル及び準備組合と駐車場をどうするか等の実施に近い形の基本計画の作成に向けた検討を行っております。市が実施する区画整理事業では測量業務及び事業計画の作成業務を既に委託しまして事業認可に向けての事業の推進を図っているところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次のイに移ります。この基本計画のですね、変更がどの程度可能かどうか。また、この変更の最終的な期間はいつまでなのかどうかをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 答弁をいたします。御質問の大手前開発基本構想案の変更につきましては、今議会の吉良議員の御質問でも答弁しましたとおり、現在、構想案から基本計画の作成に向けた変更・見直し等の作業を進めているところでございます。しかし、中心市街地活性化基本計画の認定に当たっての5項目の事業内容がございますので、変更・見直しの対象としましては、事業内容に掲げております店舗・駐車場・住宅・地域交流センター・広場の整備であり、この5項目の事業内容について施設の利用形態及び規模の大小についての変更があると考えておまして、それらにつきましては今年度を目標と思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今の部長の答弁の中で、基本的な考え方を基にした変更ということであるんですが、吉良議員の先日の一般質問で質問されているように文化会館の移転という話も出ております。私はですねまあこれ文化会館の移転となりますと大変なこれ事業であろうかと思いますが、これについてはどうかなあと思うんですが、この中のですね内容の変更と申しますか、例えば、今問題になっております商工会議所の移転というような話も出てますが、その辺もですね兼ね合わせた内容ですね、変更。これはどの程度可能かどうかということですね。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） お尋ねの商工会議所の移転に伴います問題につきましては、商工会議所の方で、あそこに買い取っての移転は難しいというような文書での回答もいただいておりますが、現在のところ、当初構想案いわゆる先ほど申しました構想案の中には商工会議所のスペースと申しますか入っておりますので、基本計画作成までにはですね会議所の方にも賃

借も含めましてですね、その話は続けてまいりたいと思っております。それから計画につきましては、先ほど答弁しましたように五つの構想案そのものの差替えていうのは不可と思っておりますけど、その構想案に基づく建物の大小、それから形態の変更は可能と思っておりますので。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） と言いますと、大きな変更はできないということですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） お答えいたします。御質問のことにつきましては先の全協だったと思うんですけども、計画案につきましては企画の方でタッチしておりましたので、魚住企画商工観光部長の方から、大きな変更になるといわゆる軽微な変更をもう過ぎますと、大きなそういった構想案の差替え等になりますと大きな変更になるので、国の改めて変更の許可が必要になると思われるという答弁をしたと思っております。私もそのとおりだと認識しております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） これは変更の度合いといいますか、程度にもなるかと思うんですが、これは今までずっとですね、過去何年間の間に積み重ねたことをですね基にした今回の基本構想案であろうかと思うんですが、その今言います変更がある程度のものしかできないということではありますが、私どもは民間の立場から考えますとですね、それはこの何年間の積み上げたいろんなことの結果で今の構想案があると思っておるんですが、やはり民間ですとですね、やはりそうあってもいざやっぱ実行に移すととなると、やはりまたもう一度ですね真剣に考え直すと。そしてまたそこにいい案があればですね、じっくりまた考えて検討してみるというのが私は民間から見たこれは考え方じゃないかと思っておるんですが。そうした場合ですね、これは議会の中でもいろんな意見がありますが、また民間のいろんな市民の中でもいろんな意見を私たちも耳にいたします。ただ、今の構想案をですね否定するわけではないんですが、私はもう大体のところはいいかなあという感じはしておるんですが、やはりいざ実行に移しますとですね、もうちょっとやっぱいい案がないかなあ、何かないかなあというふうにお考えおると思うんです。これは市民の人もそういうことで結構考えのある方はそういうことで私たちの耳に入ってきます。本当に今の構想案でですね、大手前が活性化するんだろうかと。佐伯市の将来10年、20年先ですね、また50年先を考えた場合に、本当にあれでいいかなあというような思いにある方も結構多いと思うんですね。そうした場合にはですね、さっきもうこの案が今言う多少のことの変更はできるが、大幅な変更は無理だということになりますと、これまた話は別なんですけど、私はやはり今の時期にですね、いい案があればやはりそれも取り入れて真剣に検討してみる必要があるんじゃないかなあと思うんですが、その辺どうですかね。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど答弁いたしましたように、軽微な変更と大きな変更の選別とありますが、どっからどこまでというのは私ども計画の段階から加わったわけではございませんので、詳しくは存じてはおりませんけども、一つにはですね、そういった大きな構想案の変更が生じますとタイムスケジュール的に、一応26年度末までに5か年計画で大手前の基本構想から基本計画をしまして、大手前開発推進室としましては、その基本計画が成案となりますとそれを姿といいますか、具現化するというのが仕事と思っておりますので、そういったマ

イナス部分も時間的なですね、そういったことも出てくると私は認識しております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 手元の資料によりますとですね、事業のスケジュールの案がございますが、これさっきも部長も答弁されましたが、この22年度の要するに来年の3月ですね、23年の3月末までにこの基本構想案を確定したいということのようでありまして。そしてあと今度23年度の1年度掛けてですね基本計画を確定したいということでしょう。ということは今からいったらまだ1年とちょっとあるわけですね基本計画の決定をするまでには、でしょ。ですから今言われるのは基本構想の段階ですよ。それをこの22年度いっぱいでもまとめ上げようと、そして来年度いっぱい基本計画を作成しようということでしょう。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） お答えいたします。タイムスケジュール的にはそういうことになります。ただ、現在の基本計画に向けての我々がタッチしていることにつきましては、基本構想ありきで動いておりますので、その根本の基本構想ががらりと変わりますと最初からというか、言葉はちょっと適切ではないかと思うんですけど、そういったことのやり直しといいますが、もう1回精査するという部分がございますので、さっき私答弁いたしましたように時間的なものもございましてということになると思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 時間的なうんぬんというのはそれはもう分らんことはないんですが、私たちから見ますとですね、まだ1年とまだちょっとあるんですね今9月ですから。1年ちょっとという期間が残されてます。その間に確定をすればいいのかなあと、私たちは素人で考えた場合はそういうふうな思いになるんですが。それで次のウにいけます。ウとまた次のエはですね関連性がありますんで同時に進行したいと思っております。それではウのですね、今部長の答弁の中から反論するわけじゃあないんですが、今ですねこの大手前の事業計画の中に図書館を移転したらどうかなあという案が急きょ出てまいりました。と言いますが、今の図書館がですねちょっとまあ離れた位置にあるということと、大変車の寄りつきが悪いということが結構一般の方からそういう耳に入ってまいります。このですね図書館を大手前に移転したら恐らくまた利用者もかなり増えるんじゃないかなあという感じがします。それと同時にこの跡地の問題もあるんですが、まず第1にさっき言いましたように、大手前の今の計画案の中に若干こう不足する面が、何か分かりませんがあるように感じております。その中にこういう文化施設といいますが、市民のだれもがそのですね、毎日でも利用できるというような施設の図書館ですが、この図書館をですね大手前に持っていったらどうかという案なんです。これについて部長どうですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） おはようございます。佐伯図書館の移設についてという御質問にお答えをいたしたいと思っております。現在、佐伯図書館におきましては、昭和56年の11月に開館をしております。途中平成7年3月に視聴覚センターと児童閲覧室を増設しております現在館を運営しておりますところでございます。当初の開館から現在まで30年近く経過をしておりますけれども、雨漏りとか大きな修繕が必要なところは聞いておりません。議員御指摘のように駐車場が大変分かりにくい。あるいは狭いという一部マイナス面はあります。しかしながら、佐伯市の図書館が今の位置になじんでいるということとか、佐伯市の長期総合教育計画の中に

も建設あるいは移設計画がなく、また財政的な面も考慮すると現時点では移設するという
とは考えておりません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） この図書館の話がですね急にでてきたというのは、実は先日ですね議会の中
で特別委員会があるんですが、この中で地域開発調査特別委員会というのがございます。私
もその委員の一人なんですが、この中で協議をしましてですね、実は6月の議会の後に協議
会を持ちまして、また委員会も持ち、その中でこの大手前開発の件が審議をされたわけなん
ですが、その折りにですね、先ほど言いました変更がどの程度可能かという面と、また先進
地のそういう事例を見に行ったんがいいかなあとということがありましてですね、急に7月の
21日から22・23日の3日間、2泊3日で行政視察をしたわけでありまして。その前にですね、
四国の高松の丸亀商店街と、それとまたお隣の西条市のまちづくりと開発事業と、それと最
後の日は山口の防府市の駅前開発という3か所を見に行きました。その中にですね、丸亀の
商店街はこれはちょっと佐伯の今度大手前開発とは若干内容が違うといいますが、違う面が
ありましてですね、ここは商店街が大きな商店街が6商店街があるんですが、この商店街の
リニューアルと活性化ということでかなり大々的な事業計画のようにあります。もう既に始
まっておりまして、今開発事業計画中であります。そのお隣のですね次の西条市に行ったん
ですが、これは西条といえますと石鎚神社のあるところのまちですが、大体人口が11万6,00
0人ぐらいの人口なんですが、これはもう合併してからこのようになっておりますが、ここ
にですね、やはりこれはもう既に平成16年から事業が進んでいます。約57億円ほど掛けて今
第1期の工事が終わったところでありまして、今第2期工事に入っているところでございます。
この中にですね、この駅前を開発する中に、やはり図書館をですね以前あった場所からここ
に移したわけなんです。この図書館のあった場所というのが、やはりまちの中心地に近い
市役所のすぐ近所にあっただけなんです。これを今度この駅前の方に移したわけですね。こ
れはもうかなり大きな立派な図書館であります。この図書館を見ますとですね、大体前あ
った場所の利用者がですね、年間を通じまして大体年間に4万5,000から5万人ちょっとぐ
らいの利用者だったというんですね。これが今言いました駅前地区に移しましたところですね、
1年と1か月、13か月ですね50万人の人が来たというんですね。入館者があったというん
ですね。ですから、この図書館の利用者というのはやはりまた規模もさることながら、場所が
かなり影響するんじゃないかなあと、利用者がですね。ですからやはりそういう意味からこ
の図書館というのは、私たちが以前考えておったのと違うと思うんです。また、図書館は私
たちやっぱ静かな場所にですね、ひっそりと建った所でそういう利用するのがいいかなあ
という思いがあったんですが、やはりこれを見ますとですね、そうじゃあないんやなあ、やは
り場所のいい、人の寄りつきのいい、また集まりやすい所であればですね、図書館は結構人
が入るんじゃないかなあと。また、利用が増えるんじゃないかなあというふうに感じをいたしました。
そういう面からもこの図書館の提供という話になったんですが、それとまた今度帰りにです
ね。3日目に山口の防府市に行ったんですが、これまた防府もやっぱ駅前の開発事業でござ
います。これも見ますとですね、やはり図書館等入ってるんですね、以前あった所からここ
にやっぱ移しまして、ここは3階に今度開発ビルの中の3階に移ってきております。防府の
場合は、大体人口がやはり12万人ぐらいですが、若干佐伯よりか規模が大きいんですが、こ
こもやはり今言いましたように図書館を移転をして3階に移転をしております。これはもう

結構効果があってるんですね。これもやはり調べてみますと大体ですね、以前の図書館の場合は入館者のチェック、何と申しますか人数のチェックはできなかったということで、その人数の把握はしてないということですが、今の新しい図書館の利用者をですねもうカウントできるということで、これを数を数えましてですね、大体1年間に平成21年度が30万4,510人入ったということですね。ですから30万人、30万4,000人ですから、かなりのこれ人間が入って利用されておるといことなんですね。というのは、やはり前の図書館から比べたら全くその人の出入りが違うということでもあります。ちなみにその図書館のですね、すぐ3階の脇にあるレストランがですね、こんな所にレストランがあっといういんかなあ、人が入るんかなあという感じの所のレストランがですね、結構お客さんが多いということですね。やはり図書館の効果があったということの事例だと思うんですね。そういう面でこの図書館の併設といいますか、新設は私かなりまちの活性化、また集客力においては効果があるんだなあというふうに改めて感じいたしました。またもう一つですね、以前私が5年ほど前にちょうど議員になってすぐですね、やはり行政視察で青森市に行ったんですが、この青森市のやはり今言う活性化事業の中の核店舗の中にですね、やはり図書館が入ってるんですね。その時私は担当者の方からですね、図書館がいいんだという話を聞いたんですが、私はピンとこなかったんですね。図書館というたらさっき言いましたようにやはりそのひっそりという思いがあったもんですから、図書館を私とこはここに持ってきたらこれが大きかったんですねえという。大体以前からしたら、前の図書館からしたら5倍に入館者が増えたと言うんですね。ちなみに以前の図書館が約1万5,000人ぐらい月にですねあったというのが7万5,000人ぐらいに増えたと言うんですが、そういうことですね図書館の利用者はやはり場所によってはすごく増えるということは、これさっきの3か所でもですね、もう出とるわけですね数字的にですね。ですから私このことをですね私は実は帰って私たちの、区長もしてますもんですから、区長さんたちの何人かに話をしたんですね、こうこうこういうことで図書館は結構人が入るんですよと話したら、それはもうその大手前に図書館を持ってきたらどうかなあという話に急きよなったわけなんですね。それは市の担当者とも話をしまして、こうこうこういうことの話になってるんですが、可能かどうかという話をしましてですね、それは今の時期としてはちょっとさっき言いましたようにもう時間的なもんがあるし、かなり厳しい面があるけど、今ならそりゃ何とかということかなあという、厳しいけど絶対間に合わんということじゃないですわねえと。ということで、じゃあ急きよほんじゃあということですね、いろんな関係者と協議申しましてですね。そしてこの図書館の移転計画の話をしたわけなんです。そしてまあ市の方にもこれを要望書という形で上げております。そういうことで、これは本当に急きよ上がった話なんですが、私はさっき言いましたように、可能ならばですね何とかこの機会にそういうことができんかなあという思いが今でもしております。その辺につきましてひとつ御答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えいたします。議員のおっしゃることはよく分かります。ただ、教育委員会といたしましては先ほども述べましたように、現時点での移設や新設の計画はございません。ただ、大手前開発に取り入れてどうかという問題ですけど、そこらは私の答える立場ではありませんけれども、教育委員会としては現時点では計画はないということでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ちなみにですね今言いました図書館を移転しますとこれ、仮にです、仮の話なんですが、跡地の利用の問題も出てくるんですが、この辺もやはりしっかりした利用計画もないといかんということですね。実は今佐伯のちょうど私たちの住んでおる佐伯校区なんですが、この校区大体20区あるんですが、その中で今消防団のですね活動してるのが、今城南分団ということで、今これが7班の構成でですね消防団活動をしております。正に佐伯の一番ど真ん中の消防団でありまして、いろんな面でですね結構出る機会が多いということで大変な思いをしておるようであります。その中でですね実は消防団の合併の話がもう以前からありましてですね、この地区の池城班ととする鶴谷班・向島班・城東班、この4班がですね合併しようという話になっておるんですが、この中でただ問題は合併したときのですね新しい機庫が建設場所がないということでありまして、これはもう四、五年前からかなり消防署の方も、また私たちの方もいろんな面で探しておるんですが、なかなかいい場所が見つからないということですね。もし図書館が移転すれば、この跡地を利用させてもらったらどうかなあという話になりましてですね、これまた話が一致しましてですね。あそこなら場所もいいし、いろんな面で消防団の活動の拠点としてはいいんじゃないかなあという話になりまして、またそれとですね併せましてすぐ隣にですね、図書館の隣に今佐伯地区の地区公民館がございます。これは以前ですね、昭和55年に向島の地区の公民館として建てられたわけなんですが、いろんな後の維持の管理の問題等々、また佐伯地区の公民館もないということですね、これはこれが今から十四、五年前ですか、佐伯地区の公民館として利用したらどうかということで、今この向島の前あった公民館をですね市の方に移管をしまして今実は佐伯地区公民館として利用しておるわけなんですが、これもやはりもう30年ほど前に造った公民館ですので、大変寄りつきが悪いということですね。これももう駐車場もないんですね。今軽四の車がですね3台ぐらいしか置かれんんですね。ですから何の会合をしても何のイベントをしてもですね、車の制限がありまして、大変地区民としては不便をいたしております。これをですねそのさっき言いました図書館がもし移転すれば、この図書館の跡地にこの公民館を入れ込んだらどうかと。そしてその公民館の一画に消防団の機庫と詰所を改装して造ったらどうかなあという話であります。ですからそうなりますと、大変まあいろんな面で便利がよくなるし、使う方もですね本当に今までの不便さが解消されるということで、大変いいかなあという思いであったわけでありまして。そういう面でもひとつ何とかこれをお願いできんかなあということで市の方にも要望を出しておったわけでありまして。またちなみにですね、さっきの図書館の話ですが、これは大分合同新聞にですね、今年の8月の18日の朝刊に出た記事なんですが、佐伯きつずサミットというのがあったそうでありまして。これ第2回目でありまして、文化会館で佐伯市内の小学校・中学校、また高校生の25名の方がですねここでこういうフォーラムをしたということでありまして、その中で出た要望の中にですね、映画館が欲しいということと、図書館が欲しいということが出たそうでありまして。ですからこういうこともですねやはり子どもの立場からしてみれば、今の図書館というのがですねやはり若干のさっき言いましたいろんな面で時代遅れかなあということが私は感じます。ということはやはり子どもからしてみれば市内の人が図書館が欲しいということが出るということですね、やはり認知度が低いといいますが、いろんな面でやはり都会にある図書館のそういうイメージがあるんかなあという思いもするんですが、こういうことも確かに子どもの立場から

見た場合にあったそうであります。ですからそういう形で市長にまたお尋ねをいたしたいと思うんですが。さっき言いました佐伯地区の区長会・自治委員の中でですね、そういう話に急きよなりまして、もちろんこれ消防団との話し合いの末、結果であります。佐伯地区の自治委員会の20名の区長さんの署名とですね、佐伯市消防団の城南分団の分団長以下、部長また今さっき言いました4庫班の班長さんのもですね7名の署名が入りまして、合計27名の署名でですね市長あてに私たちも全員でですね、区長とまた消防団の人と二十数名で市長のところをお願いに行ったわけであります。これまあ8月の19日に市長室に市長をお願いに上がりました。そこで市長のいいお話が聞けるかなあとということで期待をしておったんですが、ちょっとその辺が分かったような分からんような感じで皆さん帰ったわけではありますが、市長その辺につきまして何か感想があれば。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。今、矢野議員さんからのお話ですが、要望に来たということで何か訳の分からんやったという。前日に議員と区長会長と消防団の班長がお見えになった時に、これは難しいということではっきりお断りしております。でも皆さんが来るのにはとにかく要望だけ受け取ってくれと。と申し上げますのも佐伯地区の公民館ができたのが平成13年に議会で承認され、それから改装工事を約5,000万掛けて土台から全部改装しております。こうした中で10年もたたずに佐伯地区の公民館を移転するのはいかなもんかと。また、図書館については約3,000平米あります。今地区公民館では大体600平米の面積ですので、2,400平米の用途というのもこれもまた出てくると思ってます。また、特に消防について今回初めて要望が上がってきておりますけど、地域から考えれば適地はないっていうんじゃないかと、適地があるけど地主との交渉ができないんじゃないかと思っております。そうした部分については、消防の分団について4分団が合併するということになれば行政としても、そうした中で地主の方に交渉に入っていきたいと考えております。また、地区公民館と消防のことでございますので、そのようなことを答弁させていただきます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今市長が答弁の中で事前に話し合いに行った時に、お断りをしたとって今市長が言われましたけど、私たちはそういうふうにとってはなかったんですけどね。希望をもっておったんですが、今市長が答弁の中では若干違うかなあという感じがしたんですが、やはりさっき言いました要望書を持っていくときにですね、みんなでいきますんでそんなに大勢で行くのに、そこで長々と説明してもどうかなあと言うんで、事前に代表者で何人かで行ってですね、事前説明をしておったんがいいかなあということで何人かで代表3人で行って、いろんな説明をしたんですが、その時の結果は市長は、私はその時はどうかなあ、そんな今言う断わったということでは受けてなかったんですが。私はある面ではうん、可能性はあるかなあという感じはあの時したんですけどね。ちょっと今市長の答弁ではあん時お断りしたという話だったんですが、ちょっと違うと私は思うんですが、私たち行ったもんはそういうふうにはとってなかったんですね。ですからまあ改めて要望書を持ってお願いに行ったわけなんです。それとまた今の図書館のことですが、大体まあ佐伯市の場合ですね、大体今年間に5万人ぐらいの利用者があるということですね。21年度の実績ですね、5万814人ということであるようにあります。恐らくこれが大手前にくれば私は3倍以上の入館者があるんじゃないかなあというふうに思ってます。これはよその事例を見た場合にですね、

そういうふう感じておるわけでありませう。またちなみに今の答弁の中にですね、図書館と視聴覚センターを一緒にした答弁のようにあったんですが、私達も視聴覚センターを向こうと一緒に移したらいいんじゃないかなあということじゃあないんですね。これはもう置いてもいいかなあという。図書館だけをですね大手前にということでありませう。そういう意味からいいましてですね、図書館の効果といいますか、集客効果というのはかなり私は大きいものがあるかなあというふう感じております。それでは次に移りたいと思ひます。それと最後のオですね、オの地権者と権利者との協議が、

議長（小野宗司） 矢野議員。

消防機庫の建設について残っておりますが、よろしいですか。

2番（矢野精幸） 消防機庫ですね、消防機庫は今言いましたように、さっきのこれはもう図書館とですね連動した話でありまして、もうさっき言いましたこの話がなりましてもう5年、具体的に話が出ましてですねもう5年ぐらいたつんですが、さっき言いました立地場所がないということで、これはもう統合もできなくてですね、ましてや特に鶴谷班の場合ですね、今この船頭町ですね環境事業で、あれまあ道路の舗装工事等の事業ですね、消防機庫を一応解体したんですね。解体して今別の場所にですね仮機庫として今移っております。大変まあ団員は不便を強いられておるんですが、これはもう既にもう1年を超して1年半ほどなるんですが、やはり早急にですね区民の皆さんからですね、やはり何とかしてあげんといけんのやないかなあというような意見が出ております。私も実は本当に何とか早くしてあげたいという思いがしてあります。それとまた池城団にしましてもですね、やはりもう消防機庫は古いということでこれも早く建て直しをしたいということでその思いはあるんですが、これもちょっとさっき言いました合併問題がありますもんですから、市の方からちょっと待てということになっておるそうでありませう。そういうことでいろんなこの4班につきましては、消防団としてはかなり不便をですね今強いられているのが現状でありませう。何とか合併に向けた話もできておりますんで、一日も早くですねこの消防機庫を造ってあげたいという思いであるんですが、何とかその辺もですねひとつ早急をお願いをしたいというふうに思ひます。次に移ります。次のオですが、大手前ですね今開発事業につきましてはの件なんですが、地権者と権利者のですね、確か26名ぐらいいったと思うんですが、この方とも話し合いはですねどの程度できているのかどうかをちょっとお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほどの議員の御質問の答弁の前にですね、イの項でですね、イの項で私が答弁しました時に、魚住企画商工観光部長がこれこれの会議でっていう答弁をしたと思ひます。それについては私、全協っていうふうに言ったと思うんですけど、8月6日の地域開発調査特別委員会でしたので、そこは訂正させていただきます。

それではただ今の御質問に対して答弁をいたします。大手前地区の再開発事業は組合施行で行いまして、地権者が施行者となります。地権者の集まりであります準備組合は議員御承知のとおり、設立総会・臨時総会を開催しまして重要案件の決議を行ってきたところでございます。この準備組合の活動としましては、毎月8の付く日には勉強会を開催しております、その際には市も同席して情報交換を図っているところでございます。今後につきましても引き続き連携を密にしながら、本年度中の基本計画作成に向け、検討を進めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次に移ります。大項目の2であります。濃霞グラウンドの利用状況及びその整備についてをお伺いをいたします。まず最初にですね、この濃霞のグラウンドといいますと、ピンとこない方が結構あるんじゃないかなあと思うんですが、私は以前は濃霞というから野に丘の方の野の丘かなあと思ったんですが、これはこの濃霞はですね、濃い霞ですかね、霞ですね。濃霞とこれ読むんですが、この濃霞グラウンド、港の方に行きますと山忠さんがございますが、海産物の山忠さんの工場の裏側になるんですね。かなり広い立派なグラウンドであります。この整備がですねちょっと若干問題があるかなあという感じがいたしております。実は私も議員になりまして最初の質問がこの濃霞グラウンドの質問をしたんですが、今でも覚えておりますが、というのがこのちょうどこれも5年前になるんですが、このグラウンドをですね使う機会がありまして、このグラウンドの整備の状況に本当にびっくりしたことを今でも覚えてます。私も議員になってしょっぱなの質問がこの濃霞グラウンドの整備について質問をさせていただきました。それからしてみますとですね、今は随分よくなっております。そのころにはですね、便所は仮設のプレハブの便所ですね。婦人の方なんかというのは到底もう便所に行くのにどうかなあという感じのお粗末な便所でありました。それは今は立派な便所になっております。また駐車場もですねちょっと問題があって、また後でこれ質問しますんですが、この駐車場の整備もですね併せてお願いしたいということの思いで今回質問させてもらうんですが、そういうことで中心地にある本当に使いやすいグラウンドであるんですが、使う立場からしてみれば今一歩という感じがいたします。これを何とか整備をしてですね、皆さんに本当に利用していただきたいというふうに思っております。この年間の利用者数、また年間の利用件数につきまして、御答弁お願いいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 利用状況についてお答えいたします。平成21年度の利用件数につきましては1,105件でございます。利用者数が3万1,504名でございます。今後の推移の見込みということでございますけれども、このグラウンドにつきましては市の中心部という立地条件も大変良いと。その上に水はけが大変良いグラウンドであるということで利用者は年々増加傾向にあります。今後も利用者は増加するというふうに考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次のイに移ります。今の主にですね、あそこの利用者は今グラウンドゴルフとですねソフトボールの練習とか試合に多く使われておるようであります。また少年野球の大会とかですね、一般の人たちの野球はあまりされてないようであります。さっき言いましたようにグラウンドゴルフ、少年野球、ソフトボールというのが主に使われているようでございます。その場合にですね、毎年ナイターのソフトボール大会が5月にあります。これもやはり1か月ちょっと掛けてですね全試合をするんですが、この前ですね、今ナイター設備がA面しかないんですね。この前々から話をしておりますんですが、このB面にもですねナイター設備をしていただきたいということを前々から話しております。私もこの件につきましては何回かこの質問をさせていただいたんですが、今合併して各旧町村に立派なグラウンドがあるから、そこもナイター設備が付いておるからですね、そういうところを活用していただきたいというような話が以前からずっとありました。しかしさっき言いましたよう

に、やはり年間にですね1,100件以上の利用件数があるし、また3万人超した利用者があるということでですね、そしてまた、さっき言いましたナイターソフトが毎年恒例のように行われております。これのやはり皆さん本当に仕事を持ってなかで、ソフトボールの協会の役員の方、また審判員の方もですね連日、本当に仕事終わってですね大変な思いでこの協議の運営に当たっております。やはり何とかですねB面にナイターができればいろんな面で後々の運営もしやすくなるということでもあります。何とかこのナイター設備をですね、していただきたいという思いであります。その辺ちょっとよろしく願います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） ナイター設備の関係でございますが、照明設備の利用についても年々増加傾向にあります。また、議員御指摘の毎年行われる地区対抗ナイターソフトボール大会も夜間照明が1面しかないために、現在1か月近くを要しております。その間、他の利用者が使えないというような状況は十分に承知をいたしておるところでございます。そういうことも考えながら照明設備の設置につきましては、平成21年度の公共事業実施計画の中で濃霞グラウンドグレードアップ事業として計画をいたしております。したがって、23年度の当初予算の計上に向け今後努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ありがとうございます。それじゃあナイター設備はできるということですね。それでは次のウに移りたいと思います。今言いましたようにですね、グラウンドの使用がさっき言いましたように、野球はほとんどないんじゃないんですけど、ほとんどないということで、ピッチャーマウンドが両面にあるんですね。このピッチャーマウンドをですねやはり撤去してもらいたい。というのがやっぱりあのマウンドがちょっと上がってますんで、あれに足を取られてかえってですね捻挫を起こしたり、けがをするという人が結構あるようにあります。ですからこれを多目的グラウンドにしてもらいたいということですね、ピッチャーマウンドの撤去をお願いしたいということなんですが、いかがですかね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 濃霞グラウンドにつきましては、主にソフトボール、それからグラウンドゴルフ、そして少年野球というような利用が大半を占めております。濃霞グラウンドのピッチャーマウンドにつきましては、これは大人用ということであるためにほとんど利用されていないというような状況がございます。ソフトボール協会からも野球、ソフトボールの試合でマウンドにつまづき転ぶことが多いというふうに伺っておりますし、できれば撤去していただきたいという要望も上がっております。このことについては、一般の大人の野球関係者からも意見を聞きながら、撤去についての検討を行いたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） よろしく願います。それでは最後のエに移ります。このグラウンドの周りに駐車場があるんですが、この駐車場の整備についてであります。実はさっきちょっと話をいたしました。これも5年前にですねこの舗装をやってもらいたいということで、ちょっとやりかかった話をしかかった経緯があったんですが、途中で断念したということだったんですが。実は今言いましたようにソフトボール等の試合がですね、結構あそこでよそからの招待試合とか、また公式の試合がですねあるんですが、以前はですねあその整備が悪いということで佐伯には順番がですね、順番制で持ち回りで開催を決めておったんで

すが、佐伯の場合は順番になってもですね、設備が悪いもんだからちょっと品が悪くてとても佐伯は来てもらいたくないよなあという役員さんがですね、言っておったそうです。今もう若干違うんですが、今もうそういったことはないんですが、そのひとつは駐車場の整備もですねこれ大事なことと思うんですね。やはりグラウンドの整備も大事ですが、まずそのよそから市外の人があそこに来た場合ですね、大概の人が車で来ますよね。車で来た場合は、まずあそこに車を置きます。そうした場合に雨降りのあとなんかいうのは水たまりがこうあります。また今この夏の時期になりますとですね、草が結構生えているんですね。しかもフェンスの下なんかはかなり高くですね生えてるんですね。というのがかまで切ってもまた草刈り機で切ってもやはりあそこに歯がいかんということで、切りにくいということですね、その分が残っておるということですね、結構見た目が悪いんですね。印象がものすごく悪いんですね。やはりよそから来た人はですね、第一印象というのがまずあこの駐車場に車を入れた時の印象がですね、また大きいと思うんですね。そういう意味からあの駐車場をですねやはり舗装すべきと。そしてぴしゃっとやっぱり白線を引くべきと私は思っておったんですが、その辺をですね是非お願いしたいと思うんですが、その辺につきまして市の方の見解をお願いします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 駐車場の整備ということでございますが、先ほど議員も言われたように、この濃霞グラウンドにつきましては、利用者は大変増加傾向にあるということで、駐車場が御指摘のとおり整備をされておられません。現在雑草が生えたり、時々水たまりもできるという状況でございます。利用者には大変迷惑を掛けておるといような状況でございます。駐車場の舗装につきましては、議員から以前にも御質問があったというふうに記憶をしておりますけれども、先ほど回答いたしましたように、濃霞グラウンドのグレードアップ事業という中で、これも一緒に計画をしておるところでございます。しかしながら、グラウンドの駐車場について以前ですけれども、舗装すれば大変グラウンドの温度が上がるという御指摘もあったということを伺っております。そういう方々、地域の方々の御意見も聞きながら、そこらは検討していきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 是非ともお願いをしたいと思うんですが。今言いましたように、この雑草があるというのがものすごく目につきますよね、ですからこの雑草もですね今車の置く所というのは割と草が生えにくいんですけどね。今言いましたフェンスがあります。そのフェンスの下にですね結構かなりあるんですね。これは聞いたら担当の保健体育の担当の方がですね、管理をしておる感じのようではありますが、これ大変だと思うんですよ。夏場の草切りとかいうのはこれは本当あれだけ広いものをですね管理するっていったら大変なことと思うんですよ。舗装はですね1回しとったらもう後はもうそれは全くそういう手入れは要りませんですからね。是非私舗装する場合にですね、フェンスからいわゆる内側にですね、グラウンド側にやっぱり50センチぐらいですね舗装したのがいいと思うんですね。そうすればもうフェンスの周辺には草ができませんですから。是非とも舗装をする場合は内側まで、駐車場の部分だけじゃあなくて、グラウンド側のフェンスの内側にやはり30センチなり50センチなりですね、やっぱ舗装を本当薄くていいと思うんですが、舗装すべきと思うんですね。その辺もちょっと是非考慮していただきたいと思っております。それとまた併せましてですね、グラ

ウンドにですね、使用する方からの要望なんですけど、時計がないというんですね。スポーツする方はもう大概時計を外してやりますよね。ですから時間が分からんということですね。どこか1か所でいいから両面のグラウンドから見える場所にですね、時計を一つ欲しいというんですね。それはそんなに金は掛かるかどうか分かりませんが、是非その辺もですね併せまして、照明をするときにいいと思うんですけど、ひとつ是非それも考慮していただきたいと思っております。その辺ひとつよろしく。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 時計の件、それから駐車場のグラウンド側の舗装も含めて検討させていただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） よろしくお願ひします。これで終わります。

議長（小野宗司） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

次に1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 1番議員の後藤幸吉です。大きく三つの点について質問をいたします。幾度も同じ質問を今まで続けておりますので、ある程度の理解はあるのでありますが、簡単なお答をいただきたいと思えます。まず、新庁舎の規模についてお尋ねします。私ども総務常任委員会は議会の議決に先立って新庁舎を造ることに賛成をいたしました。1人の委員として言わせていただければ、平成8年の時点で震度6強がくれば庁舎が危ないということは分かっておったわけです。ですから、そんな地震が来たときには我々市民も死ぬわけですから、建物が貧弱じゃから建て替えれというのは理由にはなりません。例えば10年先に建設を計画をした時に今のように合併特例債が使えないと、これから財政がどんどん厳しくなる時代では先々造るのは難しいんじゃないかと。合併特例債しか補助金がないのであれば造ったらどうじゃろうかということでありました。ただ、最近いろいろな話を総合してみますと、どうも規模が大きく大きくなるような気がしてなりません。そこで1番初めの質問、550人が働く1万4,800平米の庁舎ということで現在計画していると理解してよろしいのでしょうか。以上です。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） おはようございます。それではお答をいたします。先ほど議員の御質問の中にもありましたけれども、これまで随分総務常任委員会の中で経過を含め基本構想も含めてですね御審議をいただきまして、また議員にはその常任委員会の委員長という立場の中でまとめていただきまして、本当にありがとうございました。そういった中でこれまでの経過につきましては十分御承知のことというふうに思いますが、まず規模設定の前提条件としましては、新庁舎に配置する部局を定め、それから新庁舎配置の職員数、議員数について想定をいたしました。施設規模につきましては、この配置職員数等と現庁舎の機能を基に必要と見込まれる面積を積算をいたしました結果、1万4,800平米ということで想定をしたところでございます。ただしこれにつきましては、現時点での積算要件を下に一般的な積算方法で算出をしておりますため、本年7月から着手をしております基本設計の策定作業の中で効率のよいスペースの利用を図るなど、行革の視点、市民目線に立ってさらなる面積の削減に努めたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 現在この市役所の敷地内に本庁舎4,299平米、別館969平米、ここには人間は組合の事務所はありますけども職員としては配置されておりません。選管が64平米、第2庁舎は725平米、第3庁舎が2,279平米で8,336平米あります。そして大体505人の職員が配置されている。ただそれとごく同じ規模じゃろうと思うんですが、それがなぜ1万4,800平米というような巨大な広さになるのでしょうか。現在が寄り合い世帯でかなり狭く職員が感じているところは私も分かります。それと市民の利用度についても不便な部分があるのは分かります。ただ今現在の広さに比べると8,336平米と比べると、新しく造るものが1万4,800平米というのは、あくまで予定であるにしてもちょっと広すぎるようにあると思います。そのところはどうか考えますか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。その件につきましてもこれまで委員会の中で随分御質問をいただきまして、答弁もさせていただいたというふうに思っております。議員の皆さん方が先進地である西尾市であるとか、県内でいえば日田市、私どもの方もそういった地域に出向いて視察をしてまいりました。そういった中で、これは議会事務局の方が資料を作成しておりますけれども、日田市を例にとりて言えばですね、これは職員数の部分が非常に重要であるというような形で、その職員数、現在私どもが提示しております550人が適正であれば決して面積は広くないというような形で、これは委員会の中でも協議をされた結果ではなかろうかというふうに思っております。先ほど面積の違いがありますけれども、それは現在の状況あるいは日田市等々の状況を勘案しながら、1人職員につきましては7平米当たりで積算をしております、決して広い面積ではないというふうに思っておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、これからの基本計画の中で見直しも十分あり得るということでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 要するに数が問題ということで。それではイにいきます。職員数について、平成29年の推計人口7万2,000人になったときの職員数についてということでお尋ねします。これは私は二度ほど同じ質問をしております。20年の12月と20年の9月、当時の大鶴総務部長から100人に1人の職員数には国はこだわらんようにあると。広さも含めて職員数の数をするようになったんですと。そして現在のままいけば適正な数になるというように聞いておりますが、じゃあ実際今度29年の段階では職員数はなんぼになるんでしょうか。退職者を見込んで言うてください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 答弁はかなり用意はしたんですけど。第1次佐伯市総合計画で示しておりますように、平成29年の人口は総合計画に掲げた諸施策を積極的に講じて7万3,000人の人口規模を維持する計画というふうになっております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） それは計画では一番初めの、最初の市長のタウンミーティングの段階で7万3,000人を維持するというように載っておりましたが、その後の資料では7万2,000人を切るような正式な書類が出ております。それはまあかんまんです。それでは少しでも面積を有効に使うためにであります。現在組合の事務所があります。そう広くないところですが、8万3,000円の家賃というんですか、使用料を組合は払っております。確か15坪ぐらいかな、

そのことについて、新しく新築する場合には共済会の活動とは若干組合というのは違うように感じます。例えば、2年ほど前にも組合の選挙活動が時間内に行われているのじゃないかというような疑いが、同じ敷地内で職員が出入りしよると感じる場合があります。8万3,000円も払っているのなら、この方たちには敷地外に民間の土地でも求めていただいて、少しでも市役所のスペースを狭くするような方法は考えられないのかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 後藤議員、先ほどの質問の中で総務部長の答弁、7万2,000人に佐伯市の人口がなったときの職員数が抜けておりましたのでもう一度。

川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） すみません。人口を言ったんですね。職員数はですね一応27年度の当初第2期行革プランの最終年ていうんか、26年度末で920人以下ということにしております。それから29年につきましてはですね、今いろんな条件があります。先に閣議決定されております地域主権戦略大綱と、この中で義務づけとか枠づけ、条例制定権の拡大とか権限委譲、こういう事務量がかなり増えてくるというおそれもあります。おそれっては悪いんですけど、そういうことで急激に減少することはないのかなというふうには思っております。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えいたします。組合が使用する床面積の考え方についてでございますけれども、現庁舎で組合に使用許可をしている部分につきましては、職員の福利厚生を目的とするため設けられているスペースの一部であります。したがって、現庁舎が有しております機能につきましては基本的に新庁舎にも整備をすべきというふうに考えておまして、職員の福利厚生に関するスペースについては新庁舎でも確保していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 共済会が使用しよる所は部屋代を取らんで売店と職員のホールがありますわな、その部分のことを言ってるんじゃない。共済会の部分を言ってるんじゃない。福利厚生のその部分を言ってるんじゃない。組合の労働組合の活動の拠点についての話を私はしよる。考え方がそういう考え方であればそれで結構です。答えていただいたと仮定します。次の質問をします。職員共済会に対する補助金について、佐伯市は日田市・中津市と比べるとかなりの多額な共済会に対する補助金を出しております。1人頭1万2,059円、中津市は4,898円になります。実に2.42倍であります。活動の中身がどういうふうになるのか分かんず。この補助金、どのように使われているか。補助金で千万円以上も、佐伯市は1,262万5,800円出しております。対象者は1,047人です。どのように使われているかを把握しているか説明してください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。もう今、後藤議員が言ってもらいましたけど、共済会に対する補助金が1,262万5,800円、それから日田が500万、中津は530万ということになっております。補助金の内容については、佐伯市職員共済会厚生部の歳入の一部に充当されております。それで給付・貸付事業、それから福利厚生事業、それから文化・体育レクリエーション事業等に使用されております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それで中津市のように、中津市はそういう事業をしよらんからこういうふう

に1人頭になおすと4,898円なんですか。佐伯市はそういう手当が職員に対して厚いから1万2,059円という金額になるんですか。それが聞きたい。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 中津・日田はちょっと今現在かなりここ安い市であります。ほかの市はまたこれとはちょっと違うんですけど、今比較したところがうちよりもかなり安いという総額にはなっておりますけど、県下の職員の1人当たりの平均額というのは1万1,329円ということになっております。全市合わせて、町村も合わせてですね。それとそのうち佐伯市が平均すると1万2,204円ということで、県下の平均よりは875円1人当たり高いんかなあというふうなことになっております。それとどうしても職員数が多いと1人当たり幾らというような感じでますんで、中津と日田は佐伯市に比べるとちょっと職員が今かなり少ない。日田なんか特に少ないんで、そこらも関係しておるんかなあということはありませんけど、実際中津・日田は安いのはこれはもう間違いありません。ただ高いところもある、安いところもあるというような、平均をすると1万2,204円ということで875円平均より高いんかなあというふうな今状況であります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私があなたからいただいた数字の中で割り算をすると、割り算の計算が間違ってるんかなあ。ただし中津市は安い団体っていうけども職員の数は1,082人で佐伯市よりは多い。ただこれは金額をどんなことに使っているかを細かくほかの自治体ととんだけ共済会の活動がどう変化してるのかもつかんでいないようですので、これでこの質問は終わります。それから市職員の給与について、この1・2・3はまとめて、ある程度数字をいただいておりますので、時間の都合で私の方でやります。その後で職員の給与に対する考え方という形でお尋ねします。700万円以上を支給されている職員の数が448人、なぜ700万円かという阿久根市が700万円以上が50%ほどおるといようなことをテレビで言うのだからお尋ねしたわけです。それと夫婦共働きで給料月額合計額が市長報酬を上回るカップル数14組おるそうです。これは旧郡部では、それとか旧佐伯市では条例にはなっておらんけども2人が市長報酬を超した場合には1人が辞めるようなことが決まっておったとかいう例があったというからお尋ねしたわけです。14組市長報酬を超した。それとカップル数は44組で、私が以前お尋ねした時は61組、その前は59組ですから減っているように思います。それと同じく給与の号級について、7級、8級、これはかなり私が2年ほど前に西嶋市長に大分県の広瀬知事はこうじゃあないかと、佐伯市もしたらどうかというような話をしたんです。そしたらこれはかなり改善されていると思います。職員8号級じゃあ7号級の職員が減ってるわけです。これはいいことじゃあないかと思っております。それで以上でお尋ねしたいのが。もう一つ、夫婦共稼ぎの人たちの所得の佐伯市が支払っている10組のカップルの方をちょっと調べてみました。そうすると10組の方の平均年収が1,421万ほどになります。普通給料に16.15を掛けた分と、このデータでもらっている手当、これを12か月分に見たらそういうふうになりました。これはただここで言いよるだけ。それを市民の方がどういうふうに感じるのか。それと今の質問ですが、今のままでいいのじゃろうか。職員数、給与についての考え方について総務部長、どのように考えてるかをお尋ねしたい。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 職員数については平成22年度からの第2期行財政改革推進プランの定員

管理計画に基づいて適正化に努めてまいります。それと次に、職員の給料は平成18年4月から引き続き財政状況等を勘案して5%カットをずっと今継続しております。今後も引き続き給料額のカットを継続していかなければならない状況ですけど、長期間にわたり給料額をカットということは普通ちょっと制度上なんか不適切な感じがしますので、今後はですね給与構造の見直しを現在職員団体に申し入れて交渉を今続けておるといふところであります。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私が議員になった当時、学校給食40人かいた職員の平均が730万じゃった。

4人が辞めたら710万に下がった。それがまた豊寿苑かその人を引き取ったらまた少し上がった。最近はまだ給食センターが指定管理になったりして今回も現場におられた方を一般職に任用替えて替えた場合、振興局に多数の職員が配置されておる。極端な言い方をすると大変失礼じゃけど言わなあいんじゃけど言うんじゃけど。要するに高校を卒業した若い女の人ができる程度のことを700万円を超すような人たちが同じ仕事をするのは市民にとってはいかなものかという考えを持っています。ただいびり出すわけにはいかんですから、適材適所で配置を考えていただきたいと思うちょります。次に、将来の市民サービスについてということでお尋ねします。かねてからの私の持論で、振興局の局長は再々変わる。振興局に行ったら知った職員は少なくなった。そしてこれは45歳以上の職員の数なんです、各振興局から旧自治体で採用された人たち、あと15年もたつとかなりの職員が勇退されます。そうしたときに、今までと同じように各地域からの雇用というのは難しくなる。これが一つ。それと今はコミュニティバスであるとか、いろんなことで地域にサービスはしておりますが、私は今から考えて執行部から考えとってもしらうたらどうじゃあろうかっていうのが、この前高橋議員が宅配事業のことについて、県の補助もなくなったとあるがどうするんかというようなことを言いよりました。地域のお年寄りに対するサービス、番匠商工会とかそういうところがやっていると申すんですが、その時に市長が商工会に対する救済って言うたように聞こえたんですが、そのように補助金が使えたんですが、これがもし本当であれば、これは市民に対するサービスのためにそういう機関がやるとるわけですから、あくまで市民サービスが一番、だからそれをばらばらした人たちでせんでも何か各自治体ごとにグループを作って宅配事業でもいい。それからお年寄りの足がわりになる御用聞き、そういうような会社なりを立ち上げたらどうじゃあろうかと。その分職員が減っておりますから、その職員に給料を払うと思えばそういう会社に対して補助金を出せばいいわけで。これは今すぐにせっちいいよるんじゃない。職員のサービスも限度がある。職員も減る。地域は限界集落というようになる。それらに対して何かサービスする機関を今から考えたらどげえじゃあろうかと、具体的には私もまだ分からん。そういうことを今から考えたらどうでしょうかという提案であります。どのように考えておられますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 後藤議員の提案ですけど、一応職員数は減少した際に市民サービスの一部委託をするというような組織づくりというのは、現在のところは今はですね、市としましては第2期行政改革プランを推進する中で、市民サービスの低下を招かないように一人一人の職員の資質の向上と事務の効率化を図りながら、限られた職員数で対応していきたいというふうには今思っております。現時点では市民サービスの一部を行っていただくような新た

な組織づくりは現在のところは考えておりませんが、これは研究するあれにはなるのかなというふうには思っておりますけど。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 役所がするとサービス料が高くなるから、そういうことを言ったわけですが、これからみんなで考えればいいことですから、ありがとうございました。

それでは大項目の2、中心市街地活性化基本計画についてお尋ねします。まず都市計画道路について、実は馬場女島線の一部、360メートルを12メートルに都市計画審議会では認めました。ただ現在の話では、これは課長が外部に漏らしちよるのかな。217号線からある一定の期間だけあたるんじゃないかと、あとはあたらんというように聞いちよるんですが、その理解でいいですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 後藤議員の御質問にお答えいたします。この路線につきましては、平成22年6月29日に国道217号線の交差点部分の変更と併せまして幅員を20メートルから12メートルに計画変更し、告示を行っております。その区間でまず早期整備の必要性のある国道217号線との交差点付近の整備を優先的に行いまして、残りの区間につきましては馬場の松等の関係者との協議を必要としていますことから、現在のところ実施については未定となっております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） それでは重ねて馬場常盤線についてお尋ねします。私ども都市計画の審議会の中で、先ほどの馬場女島線の一部を12メートルにせなあいけんのは、今回10月5日にコスモタウンから車が通る。そうしたら現在豊南高校の前、鶴岡地区で1日一万七、八千台走りよる車がこっちに9,000台来るからな、鶴城の前も広うせないけんちいうことじゃったんです。ただ今言われるように当分はあたらんと。それと6月議会で副市長が、やはりあそこは安心して歩ける道路がいいというように言っていた。ということは馬場常盤線の今度臼坪から折れたところから養賢寺に向かう道路、これも都市計画の道路ですが、車がそんなに増えんのであれば今のままだでもいいんじゃないでしょうか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 馬場常盤線のことにつきまして答弁をいたします。都市計画道路馬場常盤線につきましては、現在でも交通量が多く臼坪女島線との交差点から南海病院の間は幅員も狭く危険でありまして、また国道217号バイパスの一部開通に伴い、さらに交通量は倍加するものと考えられますことから、都市計画道路の整備は必要と思っております。そのためには早急に現状にあった計画の見直しを行う必要があるため、現在計画変更の準備を行っております。その後の工事につきましては、交通量の状況や社会情勢等を判断しまして実施したいと考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） ということは、私は今臼坪の降り口から養賢寺の間を聞いたんじゃないけどな。ということはそこをまた工事をして車がどんどん通るようになるということは、先ほど副市長も言われとったけど、あそこにも車がどんどん通るようなことになるわけですな。そげえなるじゃろ、馬場女島線。ここに、山紫武鶴というのがあります。鶴城の同窓会の来年100周年この段階で鶴城高校は馬場の松にあたる。あそこの拡張には反対をするというはっきり

と表明しております。そのところは、子どもの安全ということは考えて都市計画は考慮してください。それと交通規制とかいう方法もある。ただ道路を広くするだけが能ではないようにあります。そのところは考えていただければありがたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 鶴城高校の同窓会の件は存じておりますし、私ここにもその資料がきておったと思います。先ほど鶴城の前の道路の生徒さんですね、交通安全のことはもちろんでございます。そのために我々は計画としてそこに歩道を持っていきたい。歩車道の分離をということを考えておりましたけども、なかなかそうはいかないということで当面は先ほど議員がおっしゃった217号からの取付けの一番あっこネックになってる部分について早急に執り行いたいと、そういうふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 次にいきます。城下町観光交流センターについて、前回同じ質問をしております。魚住部長が答弁で、あそこが一番最適地だというように言われております。それは元はこの計画、これの中につたや旅館を買収して2億8,500万円掛けて、金額は確定しとらんこのあいだ言われたけども、観光客のためのビジターセンターとしての機能を配置し、にぎわいの創出を図るとなっております。その時に私が、斜め前に山中邸があるじゃあないかと、佐伯市が持ってる土地です。なるべく悪口は言うなとは言われとるけども、あそこは評判が悪い。日陰がない、日陰がない、よこようによこえやせん。予定は360メートルが今のよう50メートルぐらいになるんじゃから、これはかなり変更ができるんじやろうと思ってるんですが、2億8,500万円も予定をして、そういう観光交流館をするのであれば、山中邸にそれなりの建物を造ってトイレを設置して、ここの目的を達するような建物を造るにすれば2億5,000万円なり金が浮くと思うんですが、どうしてここがいいんですか。実は、ほかの文書で見たことがある。山中邸が歴史資料館として不適当じゃというた段階で、山中邸は観光交流センターとして利用するという計画書があったように思うちょります。それは教育委員会でもどこでも行って古い文書ですが、部長が自分で探せばいい。それがいつの間にかこういうような案になったのでしょうか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 山中邸の案につきましては、後日ちょっとまた私の方で個人的に検証させていただきたいと思っております。旧つたや旅館、これは本市のまちづくりの原点であります山際地区の歴史と文学のみち、このちょうど中ほどの位置にあります。周辺には当然自然環境もありますし、歴史的な環境も十分あるところでもありますし、独歩館ですとか汲心亭・山中邸跡、こうしたところとの関連を見ますと、あの中で今の施設の中では地元の人たちあるいは観光で佐伯市を訪れる方たちとの交流する場がありません。それともう一つは経済活動に結びつけるといいますか、そうしたものがありませんので、歴史的な建物でありますつたや旅館、ここを利用して観光交流センターとするのが一番適当であろうというふうに考えております。それと山中邸跡につきましては、地元住民はもちろんのこと、市内外の観光客が気軽に立ち寄れる休憩施設としての利用ですとか、各種イベント、これは今年の春まつりの時には竹灯の大変いい舞台になりましたけれども、そうした意味での活用を図っていききたいと考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） なんぼ質問を言うても同じ考えのようにあるから言うけども、2億8,500万使うんがいいんか、二、三千万円で済ませるんがいいんか。場所も山中邸は汲心亭と国木田独歩館の真ん中、第一種景観地域、こちら側は第二種、新たな財産を取得して2億5,000万円以上の浪費を使うていいもんじゃろうかと思うけども、なんべん質問しても変わらんようにあるからこれでやめます。それから次の質問にいけます。歴史資料館建設について、同じ事ばかりして恐縮ですが、市長は市民の意見を聞くつもりが、住民投票なり、市民の声を聞くつもりがあるかどうかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えをいたしたいと思います。議員の質問の意味も市民の意見を聞いているのかという御質問であったとっておりますので、前議会でも申し上げておりますように、5月から6月までパブリックコメント、それから市報等に掲載しながら、7月には自治委員会連合会の方で内容等の説明をし、中身についてどういうものがあるかというような御意見をいただいております。それからまた、市民団体の方からも自分たちも是非参画をさせていただきたいというような意見もいただいておりますし、今後ともケーブルテレビを始め教育委員会の広報誌などで市民の皆さんに周知をしたいというふうに考えておりますし、各種の会議や懇談会等の中で意見をいただきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） パブリックコメントでどの程度の反応があったのか分からん。市長が去年、私どもが新庁舎建設について市長に説明会を開けと言うたら、9会場で10回、190何人しかこんの、市民の声と言えるのかな。ただ私の周りでは今回、歴史資料館は要らんというような、私は反対運動とかいうことは行政の中に入ってですからしませんけども、市民の意見を広く聴く必要があると思っております。この質問はこれで終わり。それと文化会館の建設予定地はまだ決まっていないということと、規模についても前と変わらんということでもいいですか。まだ考えとらんと規模については、それでいいですか。どうぞ。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 3月と6月の議会でもお答えいたしましたように、現段階では建設予定地、それから規模等についても決定をいたしておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 高瀬部長、先ほど矢野精幸議員の質問の中で、私も最近部長になったばかりだから詳しく知らんと言ったが、国の認定の事業、これは例えばコンベンションホールの代わりに文化会館は造られんのですか。大きな事業の変更はできるように私は聞いとる。ですが、どうですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 活性化基本計画は国の認可を受けております。その中でも大規模な変更につきましては、変更申請を行わなければなりません。この変更申請をすれば認められる場合もありますし、認められない場合もあるかも知れません。ただ、この結果が出るにはかなりの時間を要します。そうしますとまちづくりをする際にですねあんまり時間のことは言いたくないんですけども、今回の26年の合併特例債の期間内にやり上げるということとは極めて難しくなってくるだろうというふうに思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） いつも市役所のときもそう。時間切れちいうんで認めろというやり方、ただし市役所のようなものと違って、この事業は再開発で地元の地権者の人たち、権利者この人たちまで巻き込んでやる事業じゃからな、かなり活性化が成りたたんといけんと思うちょります。それで25人は組合にかたるといように聞いております。あまりくわしゅう聞かれんのですが、この計画の中では交流人口な、それを26年度には確か大手前は800人ちょっとになる予定のごとあります。1日に何人が通るちいう計画は現状を調べております。それは4か所じゃ、4か所じゃ、大手前は700なんぼ現状は、それをほたっちょっとら26年にはまた減るきい、工面をしてこういう数にしますという。同じ割合で増やすと確か八百何十人、仮に1,000人にしたところで365日で36万5,000人しか人間が集まりません計画ではな。そしたらあなたたちが一番いいと思っと思って作った。民間の部分を尋ねると1階に9店舗、2階に10店舗予定しとるそうですが、今七百何十人の人たちで大手前商店街はやっていけたとしても、あと12店舗新しい店ができた時に、今度の程度の人口の交流で、その店が経営ができると思いませんか。どうぞ魚住さん。

議長（小野宗司） ちょっと質問が飛んでおりますが、答弁ができますか。

魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 目標値の設定にありました積み上げの中の一つを取り上げておられるんだろうと思えますけれども、それは国へ提出しておりますここまでは達成しますよという目標値ですから、当然それを上回るような形での計画づくり、あるいは店舗の選定等をしていかななくてはならないということでもありますから、できるだけそれを上回る多い数を目指していくという形で基本計画を作り上げていく。あるいは商業等の活性化を図っていくということでもあります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） まああの例えば、セブン・イレブン60万ぐらい売らなあいけんらしい。そしたらローソンの場合は50万ぐらい。利益率が多少違うごとある。そういう佐伯の入口でも福岡でも大分でもある同じような店を大手前に呼んできても駄目。やはり食じゃとかいろいろ工面をしてもろうて、私どもはそういうことについては素人じゃからあまり言えませんが、民間のこの人たちが犠牲にならんような計画を立ててやっていただきたい。それと次に、先に4番をお尋ねします。組合の役割、今準備組合でしょ。これが組合になったときの役割。それと事業協力者を募集しとるようになりますが、この人たちの役割、それと市との絡み。そして組合の中に確か相当な金額、組合の助成、補助といって再開発組合への補助金として6億9,800万円組んでおりますが、これの55%は一般財源であると思っいいですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 組合の役割の件につきまして答弁いたします。組合の役割といたしましては、本事業の事業主体であることから事業の全般を担うこととなります。助成金につきましては6月議会でも答弁いたしましたとおり、補助の対象としましては施設の調査設計費・土地整備費・廊下・階段等の共用部分の整備費が上げられまして、構想案での補助額の概算は先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。次に、事業協力者の役割につきましては、準備組合事務局に対する人員の派遣、準備組合運営及び権利者の対応、それから事務所運営及び組合の事業推進に必要な資金への協力、それから施設基本計画及び事業計画策定の協力、その他準備組合の事業推進支援に関する業務。以上が事業協力者の役割であると思っおり

ます。先ほど6億9,000万の予算的な措置のことについては、私はちょっと答弁は。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは実際に建物をあそこに建設するときにはどこが造るんですか。組合が造るんですか。組合に協力する事業協力者が造るんですか。だれがお金を出すんですか。それと公床の民間の部分と公床の部分は分けて考えられんのか、建物もな。例えばかなりの部分佐伯市が床を買うことなると。それは組合から買うわけですか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 要するに準備組合が大手前開発につきましては、面的整備は区画整理でやります。再開発は先ほど申しました、今は現在は準備組合でございますけども、将来的には基本計画ができますと準備組合の準備が外れますけども、組合施行になります。が施工主になるということで、そのときの資金の流れとしましては、先ほどの事業協力者の資金援助で最初は事業をやっていくというふうになります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ということは建物も事業協力者が造るということですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 大手前開発組合が施工主になりますけども、建物をそのまま事業協力者が造るということではございません。その一員にはなるかも分かりませんが、即ということではございません。それには我々市の方も権利者として入っておりますので、そういったところにつきましては公的資金という関連からですね、適正な資金計画の作成、また公正な資金運用等については適宜助言・指導を行ってまいりたいと考えております。先ほど申しましたように、一時的に立替えという格好になると思います。準備組合は資金がございませんので、事業協力者ですね、が立替えということになると思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ということは、事業協力者は金を出すと。ただし50億ほどの事業、そうした時には佐伯市、市役所が造ったように一応建物は組合が施工すると。それには事業協力者もかたるけど、公平な形で外部の業者も呼んで一番安いところに建てさせるということですか。それともう一つ、事業協力者のメリットはなんじゃろかと。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど後段の部分でお答えしましたように、公的資金につきましては適正な資金計画の作成とか公正な資金運用が行われるよう、適宜助言・指導、佐伯市も一組合員ということで入っておりますので、そういうふうになっておりますし、大手前開発推進室サイドとしましても、先ほど議員がおっしゃられたようなことで対応したいと考えております。それから今ひとつは、事業協力者のメリットということでございますが、これは通常こういった都市再開発事業になりますと、大手のゼネコン等がいわゆる手を挙げて事業を協力しましょうと。要するに人的援助、資金的援助、これは当初だけで、当初というか立替えになるからそういうことになるんですけど、これについてメリットとしましては、最大のメリットとしましては、そこをそういった工事に手伝ったとか、サポートしたという実績等があると私は思っております。ただ、先ほど申しましたように、事業協力者側イコールってことは考えておりませんのでですね。そういうことで御理解はいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 要するに事業協力者が競争入札でそのまま取れば理想じゃあけど、取れん場合はそれまでの報酬は組合の方が払うということやな、事業協力者に対して。ただ名誉のためにするわけじゃあない。そういう方法で報酬は別の方に考えてるということやな。そりゃただでから金も出すわ、人間も出すわとするばかはおらんわ。だから自分方が工事に参加できればその分も含めて請求はせんじゃろうけど、ほかの業者から取られたときには今までの報酬は組合が払うということでもいいんかな。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 最終的に精算の段階ではそういうことになります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） これはこの質問、大項目これで終わります。時間がないので3番目の質問に移ります。御苦労様でした。先ほど高瀬部長が市も入ってるから組合も大丈夫じゃちいうような言い方をしました。佐伯市ほど当てにならんもんはねえ、はっきり言う。見えもくそもない。それが例のケーブルテレビに委託して、依頼して今回のような大事になっとる。ケーブルテレビについて私の質問は、視聴者の負担についてどのように考えているのか。月額700円じゃった家が今回ケーブルテレビの方から一方的に1,365円って言われたと。これは大変じゃあと手紙も来ました。電話もかかってきました。国民年金だけで暮らしちよるんじゃと、どげえしてくれるんか。佐伯市は第三セクターじゃなかったのかと、何で私たちに負担を掛けるのか。ケーブルに入っとりさえせなあ昔のままアンテナを付けとりゃそれでよかったんじゃと。いや違う、私たちは共聴で組合を作って円満にやりよったのに、ケーブルに入れ入れ言うから入ったら500円が700円になった。700円ならまあ我慢する。1,365円て一方的に言うてきた。ほかの今映りよるだけでいい、ほかのもんは映らんでいい、なしこげえたこうなるんじゃろうかという話があります。それは市はどのように対応するのか。前は民間のことは民間でというようなことであつたんですけども、そこをお尋ねします。それと先ほどから気になつちよつたんですが市長、ケーブルテレビのあなた取締役やった、取締役がしてる間にこの間、請求書、むこん会社佐伯市にしちよらん。市民の代表として、その会社の取締役に入るとということとは、そのチェックはできんじゃったんじゃるか、これが一つ。逆に言えば、あなたが辞めた後で急にケーブルの料金が上がったように市民は思うかも知れん。そのこのところの意思をちゃんと取締役会で市民の代表として、一つでは会社の利益、一つは市民の利益、どのように守ってこられたのかを一緒にお尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） ケーブルテレビについては昨年取締役を辞任しました。この後にこの話が出てきました。私の方といたしましては、市長という立場の中でまた担当課が答弁しますが、これは非常に困ると、特に500円から700円に上がった。委員会、議会も入ってましたし、そうした中で決めた金額ですので、これは猶予してくださいということで私は述べております。やはり500円から700円に上がった時点から日が浅いので、そうした意味は十分考えていただきたいということで私の方で文書を提出しましたが、向こうの方ではそうした状況ではならず現状に移ったということです。私の方であとそれをどうせえと言ってもですね、前回も言いましたように民間企業との関係ですので、非常にそこには苦慮している状態でございます。あとは担当の方で答弁させます。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今大体市長が言ったとおりだと思うんですが、最初の答弁はいわゆる旧佐伯市の中のケーブルテレビ佐伯のエリアということでいろんな地区があります。こういう地区は共聴施設から家まで引き込みをしてアナログの大分県内のテレビを見ておりましたけど、各施設組合がケーブルテレビ佐伯と協議をして共聴施設からケーブルへの切替えを行ってきておったというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 要するに市民の負担ということは佐伯市は考えとらん。何のための株主で取締役まで出しとったのか。何か対応は考えていただきたいと思っております。返事はありませんわな。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は 1 時半から会議を開きます。

午後 0 時 21 分 休憩

午後 1 時 30 分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に 8 番、佐藤元君。

8 番（佐藤元） こんにちは、8 番議員の佐藤元であります。今回から自民党会派に所属しております。通告書に従い一問一答で質問をしていきたいと思います。なお、答弁については明確に端的に答弁いただけるようお願いをし質問に入りたいと思います。大項目、ケーブルテレビ事業について、ア、平成 22 年 3 月 11 日付けの監査結果の報告について、1、監査結果の内容を見ると事務処理において不適切な処理が随所に見受けられる等々の指摘がなされ、内容のほとんどが完全なものではない。履行確認関係の 5 項目に明記されているとおりであります。この指摘への検証をどのように考えていたのか質問をいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは佐藤議員のアの 1 の御質問にお答えします。まず、平成 17 年から平成 21 年の 9 月、10 月までの監査の指摘についての工事は、書類検査が不十分であったということと、現場立会い検査、完了検査も行っていなかったことは監査の指摘のとおりであります。現場立会い検査、完了検査も行っていなかったことはこれ今言いましたけど、平成 22 年の 3 月 12 日から監査の指摘事項に対する調査票を作成して、振興局担当者に配布して、平成 22 年 8 月 19 日にまとめて、平成 22 年 9 月 1 日に監査委員に報告をしたところであり、また 9 月 2 日の議会全員協議会で報告をしたところあります。指摘事項履行関係 の契約規則第 18 条では検査調書の作成がなされていないとの指摘を受けており、作成をしていませんでした。それから 2 番目の の請求一覧と写真の内容の確認が適切になされていないことの指摘についてはそのとおりであったというふうに思います。それから の完了後、請求書とともに提出されるべき図面、工事写真等の完了確認書類の提出基準が統一されていないとの指摘については、個人宅への引き込み等については当初から図面の提出を求めていなかったこと。それから支障移転工事は図面提出があったということで、これは御指摘のとおりであります。 の請求一覧表とその内容の明細表の金額が 10 件相違していたとの指摘については、

これは戻入処理をして対応しております。それから の請求明細と写真の日付及び地区名の相違等の多数の軽微な間違いについては書類の訂正がなされていないとの指摘については、そのとおりであったと考えております。これら5項目の指摘については、冒頭申し上げたとおり、検査の体制ができていなかったことによるものです。11月決算特別委員会や12月議会での指摘を受けて、平成21年の12月にケーブルテレビ伝送路等の保守に関する事務取扱のマニュアルを作成して、今年の1月からは作業指示書、作業開始届、それから作業の完了届、現場検査、検査調書の作成を行うようにして検査を徹底しております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） チェック機能の強化、契約方法、制度全体の見直し、設備の資産管理体制の整備等については、対応を検討した旨の報告を受けております。適切でないと言われた件について、私が6月議会で既に質問をしておりますが、その時点で何も動きがなかった。それまでに3月から動きがなかった。今後の対応のみでまた済ますつもりか。そういう報告をしたから市長要求の監査報告の結果を出したからそれでいいということで済ませるつもりであったのか。そこに私は疑問を抱きましたので提示したわけでありましたが、3月11日後になぜすぐ調査に入らなかったのか。これだけの指摘事項を受けながら、文書になっていながらなぜやらなかったのか質問をいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。3月の時点でいわゆる指摘を受けまして、それからいわゆる先ほど申し上げましたけど、振興局担当者に指摘事項に関する調査票を作成して、これを作ってくれということで行ってきております。それで今の情報推進課の体制の中で、それぞれ振興局の担当者に配布して、いわゆる監査の指摘事項をずっとチェックしてきたということで、それができ上がったのが8月19日に一応まとめて、その件についてはやってきたと。それからプロジェクトチームとして7月以降、実地の検査を行って8月までの2か月間にある程度の件数をこなしてきたということでありまして。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 3月11日以降、6月の私の一般質問までには何も行ってなかったというのが事実であろうと思います。その後、7月に入って7・8と調査をする旨の約束をし、それで調査をしたことは事実であろうかと思っております。今後はこのような遅れの対応を執行部は直すように、そして市民に対しても公正・公平・透明性が見えるような、そういう体制をとっていただきたい。続いてアの2に入ります。6月議会の一般質問時点においても言及しておりますけれども、その後の更なる私どもの調査においても慣例的に受注者側の主導で工事を行い、請求がなされていると。このことに対してどう思っているのか質問をいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは2番目の一応質問ということですが。自治体運営のケーブルテレビにおいては、ケーブルテレビの技術者がいません。それで技術者のいる委託先に工事を任せるといような形になり、どうしても委託先主導の工事にはなりますが、今後は係に一応技師を増員をしております。また、工事管理を委託する等、改善をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） すべてにおいて完成検査が行われていない。これは既に認めておるところであ

ろうかと思いますが、この事実を踏まえ、その後の執行部の調査、そのことについて整合性があるのか、また請求の正当性をどう立証できたのか質問をいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。正当性といいますと、一応検査はいわゆる明細等と現地を一応チェックして、それと突き合わせた結果で検査結果が出ております。その差がこの前の全協で報告したとおりというふうになっております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 当初に申し上げましたように、質問についての的確なる答弁をしていただきたい。私は今、すべてにおいて完成検査をしていない、このことについて聞いておるわけであり。今、完成検査をしてないところにあなた方執行部が行って、係が行って検査をしたことと、どういうふうに整合性があるのか。そのことの正当性をどういうふうに位置づけるのかということを今聞いたんです。お答えください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） ちょっと質問の内容が私まだよく分かってないんですが。あの完成検査は。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） よく聞いてください。部長が分からなかったら市長聞いて分かったら答えてください。いいですか、この五百何十件については完成検査を全く行ってないね。それについてあなた方内部調査をして、その整合性というのはどこにあるのかと。その正当性をどこでじゃあ私たちに説明できるのか。いいですか、推測される調査はいつ・どこで・だれが・何をどのように工事し、その請求書をだれが正当のものとして判断したのか。等々の検証、調査であろうと思われませんが、そうでしょ。正当なものと判断する根拠となる、いいですか、根拠となること。また、完成検査がないものを正当といえる道理があるのですか。そう言えるのに等しい、正当性の根拠はどこにあるのかということを聞いておるわけです。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 完成検査はいわゆるもうしてなかったんで、そこらはチェックができてなかったということはこれはもう今までも言ってきております。ただ、今回調査チームで調査をしたのは、あくまでも現地を実際見積りあるいは明細とのチェックをやって、現場というのは現状の現場といわゆる書類的に出てきた分の比較をしておりますので、調査結果としてはそれは正当性があるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これはもう答弁要りませんけどね、あなた方が今まで行ってきたのは、非正当性なんです。設計書もなければね何もなし。それについて相手方がね、ただ値段を決めているだけ、それをこれだけやったよ、これだけやったよという請求書に基づいたのをだれがそれを認めて、あなたたちが勝手に認めたとでしょ、それをやりとりしたんでしょ。そういうことを内部でやりながら、それを私たちが分かるように説明してくださいと言うけど、それは説明できませんよね、やってないんですから。だからこれで問答しとってても時間が掛かりますので、イに移りたいと思います。総務委員会所管事務調査を踏まえた対応について、1、6月議会的一般質問後、6月22日、7月8日に行われた直川と宇目の2件に対する所管事務調査において明らかになった事実と今回の調査結果をこの場で公表していただきたいと思

ます。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 総務常任委員会の所管事務調査では、平成19年度の直川の工事において、コルゲートケーブルの埋設距離が900メートルではなく、645メートルであったこと。それから延長、距離が765メートルであったことが総務常任委員会の中では分かりました。ただ今回のうちの方の調査では、埋設が642メートル、それから延長距離が770メートルであったこと。それからコルゲートケーブルの労務費1,700円に床堀、埋め戻し、残土運搬、残土受入地での処理費が入っていること。それから土木一式の中にも床堀、埋め戻し、残土運搬、残土受入地での処理費が二重に計上されていることが判明したということです。また、宇目の件、20年度の宇目の件については、仮復旧後に現状復旧ということで本復旧工事をしました。その内容は、12芯光ファイバーケーブルが1,233メートル、それから36芯光ファイバーケーブル681メートル、それから12Cケーブル架渉642メートル等を張り替えた工事でありますけど、今回の調査では12Cケーブル架渉が642だったのが606メートルという結果になっていきます。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この直川の工事においてですね、株式会社ケーブルテレビ佐伯の請求は故意ではなく過誤であったことを認め、差額を返金することを確約済みとのことではありますが、過誤と判断するに対する立証はどのように調査されたのか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 過誤といたしますのは、一応ケーブルテレビに聞いた話では、これは過誤であったということを聞いておりますので、一応過誤であったというふうに思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 業者が過誤であったと、間違えたと言えば過誤と、あなた方執行部はそのように答弁をなされたわけですが、業者が間違えたことが過誤なんですか。これは故意に、故意に値段をつり上げて請求しているのではないんですか。そこをお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今言ったのは最初のときの過誤であったということでありまして、故意と言いましても、一応調査結果が出た段階で、この前も言いましたけど、プラスとマイナスというところであったということで、もしこれが本当に故意であればですね、恐らく自分方の請求を少なめに請求っていうことはないんじゃないかなと。そういうそこまでの判断しか今はありませんけど、そういうことが考えられるんじゃないかなということでありまして。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 徐々に核心に触れたいと思いますが、所管事務調査の中で、情報推進課の課長さんが答弁に立ちまして、ケーブルテレビ佐伯が、佐伯市へ請求する単価契約を基にしたほとんどの工事に対して、物品工事ですね、20%ほど上乘せした金額を請求しているということについて、公金により独占的な立場の受注者へ過誤であれ、未必のうちに利益供与がなされたという事実が浮かび上がってくるのではないのですか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） お答えします。確かに総務常任委員会の所管事務調査におきましては、テープを起こしてもらった結果、幾らかはその年々の材料の高騰などにより割り増し

をした材料があるというふうに答えておりまして、私の方からは20%だったとは言っておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あなたからの答弁には20%は入っておりませんが、その時質問した私の質問の中に20%から30%の上乗せをして請求をしているのではないかという旨を私がお聞きをしております。48芯が幾らで、36芯が幾らで、12芯が幾らであると。これがほとんど20%以上になっているのではないかということ。これに対してほとんどが20%ぐらいあるのではないかという質問に対し、あなたが、そういうことをお聞きしておるといふ答弁をいただいております。これはお認めいただけますか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） はい、総務常任委員会で私が言いましたことについては間違いございません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは執行部にだめ押しをするようですが、なおここで聞いておかなければいけないことがあります。私が総務常務委員会所管の事務調査で質問をいたしました特に12芯S M型光ファイバー、36芯S M型光ファイバー、48芯S M型光ファイバーケーブルについての値段が、課長よく聞いてくださいよ。あなた方がミスをしてるのではなく、過誤でもなく、この報告書の中に虚偽の記載をしておる20年度、26ページの2、20年を見てください。なぜ19年と21年の単価が一緒に20年度だけ異常に高いんですか。異常な単価の数値を入れております。これがもしもとに本当のものがあるんなら出してください。これを私どもがこのことについて宇目の単価を調べてあなたに報告をしました。これがほとんど20%から30%高い。と言うたことについてあなたが20年度のこの時の単価はこれで一緒ですよと、この単価表、単価契約に載せてる一緒ですよという報告をしたいんであろうかと思うが、19年度の単価契約、21年度の単価契約、22年度の単価契約はほぼ同じ金額で設定されているのに対し、私が質問した20年度はほとんどの金額が20%以上、一部のものについては150%、なぜこんなに高いんですか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 毎年予算編成を組むのが11月ごろになっております。その時に業者の方から単価表の基となる見積りをいただきます。それを基に予算編成を組みます。4月になって契約をするときに再度見直しをいたしまして協定単価ということで、その単価で契約をしておりますので、その単価が双方協議の上というふうなことから、若干高いかと思えますけれども、これ調査チームが調査した報告書の単価の検証というところで、ほかの自治体と比べてもそんなには高くはないというふうな検証結果が出ております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 先ほども申し上げましたとおり、質問に対して的確にお答えください。私は今質問したことは、19年度、21年度、22年度と、この3年度に比べてなぜ20年度が異様に高いんですか。こういう単価契約をしたことについて、この表をあなた方が作った時に、これは異常であると気がつかないんですか。市長お答えください。

議長（小野宗司） 執行部、今の質問に明確に答えられる方、速やかに出てください。松岡課長、答弁立てますか。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あんねえ、これは最後まで今日は落としどころまで作ってあげますから、ちゃんと聞いてやってください。そうしないとね、こんな悪いことばかりしよると本当に私はねえ、今日訳の分からんことで勉強してきました。こういうふうに会計検査院のところももう電話をして聞いて勉強してきました。だけど私も佐伯市民であり、佐伯市議会議員の一員でありますので協力はしたいと思います。明確にスムーズにお答えください。いいですか、このことはもうおかしいということは認めますね。もう1回どうぞ。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 単価の件ですかね。今課長が言いましたように、毎年毎年その単価を見直しておりますし、その時点でちょっと上がってる理由っていうのはちょっと分かりませんが、恐らく事務処理ずっとルールにのっとってやってきておると思っております。それと先ほど言いましたけど、県下の見積りをとったときに、ケーブルのところは3割から高いということもありますけど、実際低いところもあるということも御理解していただきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 質問に違うことを答えないでください、お願いしますね。私はこれが異常に高いんですよ20年だけが。だからあんたねえ、あんたねえと言うたら悪い。あなたですね、いいですか。19年、21年、22年がほとんどほぼ同じ単価なんですよ。そう変わらないんですね。だけど20年だけがなぜこんなに高いんですかということ。これはあなた方がこの私が調査したことに対して、単価を合わせようと思って嘘の報告をしているのか、それとも20年にケーブルテレビが変革を遂げたから、ここでもうけさせてあげようということによって上げたのか。そのところの真相が聞きたいんですよ。これはまあ、あと随時どんどんどんどんやっていきますから、あとで答えてください。それではそのことは後で、この調査報告による単価の問題については後でちゃんと調べてください。後ってこの質問中ですよ。それから9月3日付けの大分合同新聞に過払い総額は540万60円、過少請求が415万1,000円あることも分かったと記載されております。ずさんな工事委託契約を発注し、管理そして検査もしていなかった事実が明らかとなったことではありますが、執行部としてはどのように責任をとるつもりなのであるかということをお聞きいたします。そして、もう一つ。あなた方は遅れますので移りますが、設計、それから数量、単価を指示せず請負者が見積り・請求をしてどうして過少とあなた方が契約書、委託契約の中で請求書を起こされ、向こうから請求をもらってるんですよ。その時に分からないものがどうして過少ということが生じてきておるのですか。過払い、過少はどのように調査をして分かったのか。また過払いについては払い戻しを受けるのですか。そして過少については追加でお支払いをしてあげるのですか。このことを質問いたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず、責任問題ということになりますけど、これはちょっと今後検討していかなければいけないかなというふうに思っております。それから設計・数量、過払い、過少、これはあくまでもチェックしなかったということでこういう結果になっておるというふうに思っておりますし、何で過払い、過少が分かったかということではですね、一応先ほども言いましたけど、請求とか明細の中で実際現地に行ったときに本来4本あったものが

2本しかなかったとか。そういう何か結果も出ておるということで分かったということであり、それから払い戻しについてはいろんな、この前も河野議員の質問の中にもこういう年数がどうですというのがありましたけど、ある程度つまったらですね、やはり顧問弁護士とも相談してどこまでできるのかなというようなところを一応固めて請求をしていきたいと。そういう方向でいきたいというふうには思っております。過少についてももう同じようにですね、もう相手のおることですから、まず協議をしなければいけないかなあいうふうに思っておりますので、今ちょっと結論はでない。ここではちょっと分からないということです。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 過少については支払いをするかまだ検討をするということではありますが、先般、9月9日にですね河野豊議員の一般質問の中で、その中の答弁で過少請求をさかのぼり認めるといふことに対し、私はそのように理解したんですが、これはさかのぼって過少請求を認めますというふうには河野議員にも答弁をされたと思います。これでこのケーブルテレビ佐伯の過少請求のほかにですよ、ほかに請求があれば支払いをするということによろしいのでしょうか。お伺いをいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 過少の分で請求があれば支払いをするのかということではありますが、そこもちょっと今後の検討課題になると思います。あと法的な問題でどうなるのかというのは、ちょっとそこまでつめておりませんし、あくまでも請求のないものについては払うということはないとは思いますが、どういうふうな協議になるのかということもありますので、ちょっと今ここでは分かりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これは法律的にどうという問題ではないと思うんです。発注者側の市と受注者、請負者側の業者との道義的な問題であろうかと思えます。あなた方が請求が少ないからこれはこの分払ってあげるよというのか。それとももう請求もれでこれで契約したんだから払わないよというのか。過払いはこれは今後の委託契約問題にもかかわってくる、そうですね。請求できない金額を請求しているんだから、委託契約の中に単価契約をしているにもかかわらず20%、30%の高い金額を上乗せして虚偽のうその請求書を作って請求したことがばれてきたんですから、これは業法の罰則規定による12か月もしくは24か月の指名停止に値するものであろうかと考えます。そこで、これを過少をケーブルだけということになればですね、市長、これは利益供与になるのではないんですか。いいですか、請負契約をされておる業者たくさんいます。そして工事が終わって、終わり前になると追加工事というのが出ます。これは業者一般にサービス工事と言っております。いいですか、正規な単価でなく、お金はこれだけしかないから設計に基づいた支払いをしております。これこそ過少の支払いではないんですか。ケーブルテレビにこれを支払うということは、全請負業者の過少があれば払うということになるかと思えます。これはちゃんと決まって全業者から少ない分を取ってください。払うのであれば、そうすりゃあなたたちが背任行為にもならないし、利益供与にもならない。ということになるかと思えますので、それができるかできないかちょっと答弁。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 先ほども申し上げましたけど、過少と過払いということがあったということはこれはもうあれですけど、過少については払うということも言っておりませんし、過

払いについては当然請求をしていくという方向でいきたいというふうに思っておりますし、過少は今言いましたように、これけっしてうちの方が払うということもまだ言っておりません。あくまでも今後ちょっと検討してみないと分からないというふうに申し上げたと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それではここの大分合同新聞の市が540万円過払い、どんぶり勘定とあります。紙面があります。過払い総額は540万6,000円、工事費の二重計上などによって211万円多く請求しているケースがあった。一方、計上漏れなどに伴う業者の過少請求が415万1,000円あることも分かった。これはメディアにこのことをあなた方が発表したときには、暗に相殺しようという根拠に基づいた報道への提供じゃあなかったんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 新聞の発表の件については、あくまでも調査結果をそのまま出そうという考えでうちの方は現実はこちらだったんだというふうなことで出しておるというだけで、他意はないと思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは請求については過剰な多く請求された分については払い戻しを受けて、過少については払わないと、こういう理解をしてよろしいか。これは市長にお聞きしたい。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほどから部長が言っておりますように、過少、過払いということが出てきております。これについては私どもも顧問弁護士とか民法、商法の関係がありますので、十分協議をしていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） よく協議してください。それですね、これが今までのケーブルテレビ事業について計画的に発注をしていけば何にも問題なかったことであります。このことについて再確認の調査をする必要もなかったんですよ、実際に正規に行われておれば。このことでですね、この調査費については過払いとなるのではないのですか。税金を使ってあなた方税金の中から給料をもらってこの調査をしました。このことは調査をしなければいけないようなことをやったあなた方の責任であろうかと思えます。そこでこの調査は何か月の月日を費やして何人この調査に専従をしたのかお聞かせください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） この調査についてはですね、一応情報推進課の中では、先に申し上げましたけど3月の12日だったですか、それからずっと事務的な作業やってきたと。それと調査チーム、調査チームとしては7月、8月の2か月で一応6人、技術屋さんが6人、それから検査室の方で契約関係をチェックしてもらったというふうになっております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これはですね通常職務を全うしておればこういうことは必要なかった。これに掛かった経費も過払いの中に入れるべきだと、このように考えておりますので、それはちゃんと調査をし、何百万掛かったのか人件費が、これは税金で支払われておると思えます。これも過払いの中に入れていただきたい。そのように要請をいたします。また、宇目の工事においてはですね、業者主導で必要以上の工事が行われております。このことにより事故当事

者への届出債権額と差異が生じる状況となり、相手に対する過大請求となろうかと思えます。その責任は重大であろうかと思えますが、このことについてどのように考えているか質問いたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 宇目の工事の件ということでありますけど、確かに受注者側の主導であったということは否めません。通常断線した場合はレベルが落ちないように光であればクロージャーカー間、同軸であればアンプの間を張り替えると聞いておまして、その方法でほかの工事もしてきておるといことです。したがいまして、不必要な工事であったということは認識していませんでした。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 議長にお願いしたいと思えます。質問についての答弁が全くあっちに向けた答弁をするんですね、ここの執行部は。私が今質問したのはですね、過大請求となるその責任をどのように考えておるか。いいですか、やらなくてもいい工事をやって事故を起こしたその人に余計な請求をするということについてどのようなことを考えておるか。それは悪かったなあと思っておるのか。だからその分については市が責任をもって少なくしようとか考えているのかということをお暗に聞いているんです。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今申し上げましたけど、不必要な工事であったとは認識しておりませんということですので、当然その金額でいいんじゃないかと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） このことについては業者、この事故当事者が新たに裁判を起こすかと思えます。ここで争っていただければ結構ではないかと思えます。では続きまして、アの2に移ります。各工事委託契約において当然下請け・孫請けによる工事が明白な場合があります。その工事において施工体系図の提出が義務づけられていると思えますが、把握をしていたのか質問いたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 施工体系図等の提出が義務づけられていることは把握しておりませんでした。平成12年から契約形態が業務委託ということで行っておりまして、工事という認識がなく、工事というよりは修繕という認識であったというのが契約当時から慣例でやってきたということでもあります。今後は建設業の電気通信工事ということから、施工体系図等、工事並みの書類の提出を求めていきたいというふうには思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） このことについてですね、下請け工事業者への独自調査によりますとですね、工事写真、製品伝票、完成検査も必要ないという前提でですね、そういう前提での確な指示もせずに業者任せの構図が明白となってきておりますよね。この元請け業者とだれがどのように打合せをし、工事契約がなされていたのか、これをひとつ質問します。それから、独占的立場の元請け業者と下請け業者との立場をどのように把握していたのか。施工体系図で把握をしているはずであったが、それが分からなかった。してなかったということでもありますので、そのことをしていないので、これはこの独占的立場の元請けについては昨年までですね、市長がケーブルテレビ佐伯の株主であったと思えますが、このことについて質問をした

いと思います。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） お答えします。元請けと下請けの関係についてでございますが、もともと契約形態が単価契約の業務委託ということでありますので、下請けの体系図も当然求めていませんし、どういう下請けが、その工事をする際に元請けとどういうふうな協議をしたかというふうなことも確認はしておりません。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今佐藤議員が言われましたときに、市長が株主であったと言う言葉をいただきましたが、これは佐伯市が株主であって、市長は昨年までは取締役で就任しとったということとなっております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 市長そういう細かいところまでね、説明せんでもいいと思います。佐伯市が株主でありね、市長がそこに役員であればなおさらのことじゃあないですか。こういうことは中で分かっている。分かっているということにあなた言いたいんでしょうけど、それは分かっていることであろうと、このように皆が思うのは通常ではないかと思います。そこでですね、末端の工事業者、すなわち孫請け・ひ孫請け、この下請け業者はですね、元請けのケーブルテレビ佐伯によりですね、仕事をもらうために低い賃金で雇われていた。これは立証できておりますよね課長。このことをどのように思われますか。ただ、ケーブルテレビ佐伯は何も技術者も何もなし。一番最初に部長が言いましたね。全部下請けに出した。このことについて末端は20%、30%、40%に低い単価でやったことに反省をしておりますか。どう思われますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） ケーブルテレビとCTSと下請けの値段というのはちょっと把握はしておりませんが、それはあくまでもうちはケーブルテレビ佐伯の方に発注しておりますし、ケーブルテレビ佐伯の方が下請けと幾ら契約するかというのは、そこまでうちの方としては把握はしておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） だからね部長そういう答弁をするからおかしい。仕事ができないところになぜ仕事をやるのか、そうでしょ。仕事、事業所が人夫さんいなければ仕事はそうはできないところ、そこになぜ仕事を発注するんですかということです。だから必然的にあなたが一番最初に言ったように、全部下請けに出しておるんですよ。だったらもらった金額そのままやっていますか。やってないから私が尋ねただけですよ、そうでしょ、でしょ。そういうことをちゃんと考えてくださいよ、質問の中で段々時間がなくなりますから、ウの過払いもしくは違法な請求について、これは市長にお聞きします。過去何年分の払い戻しをケーブルテレビ佐伯に請求するつもりか質問をいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） まだ決定はしておりませんが、これについては今回監査、平成17年度から上がっておりますので、これについての協議に入っていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 市長はいらんお世話だというかも分かりませんが、私が想定した単価を計算し

てみました。今回、17年から21年までの5か年、全体で5億7,489万448円、番組制作点検業務が2億2,792万3,345円、今回の調査の対象後になった分が3億4,696万7,103円、これは527件中の174件であります。この中で調査を実施されましたのが、このうちの116件、約174件中の67%調査をいたしまして、調査実施が1億7,388万7,000円という金額が出てきておるそうではありますが、この中で過払いが531万9,000円、約3%あるかと思えます。そこで想定1でありますけれども、上の3番、今回の調査対象分になる3億4,696万7,103円の3%が1,040万円になります。そして同じく全体でいきますと5億7,489万円の3%になると1,730万円という金額がはじかれます。そこで今までいろいろと説明を受けました松岡課長の流れの中で20%という言葉出ておりませんが、これを半分にみたとき、想定ですよ。これを半分の10%プラス今回出ております3%を乗せると想定されますのが3億4,696万7,000円これが今回の調査対象分ではありますが、これに13%を掛けると4,500万、そして5億7,400万の5年間の全部の分に13%をたすと7,470万円という金額が出てこうかと思えます。これをケーブルテレビ佐伯に請求し、返還を求めるべきだと思えますが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 金額的にはちょっと今私もそこまで細かい計算っていうんかしておりませんが、いろんなケースがあります。単純にそれを掛けて出すのかということと、実際工事でやった場合、諸経費なんかもこの件については今まで10%ぐらいしかみておりませんし、いろんなケースが考えられますので、そこらは総合的に、今ここでというのは私もちょっと言えませんので、それは調査・研究・検討をしてみたいというふうには思っておりますけど。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは工の今後のケーブルテレビ事業請負委託契約について、これは二つあったんですが時間がありませんので一つにしますが、ケーブルテレビ工事の発注について、今後は佐伯市内で経営する電気事業者、もしくは通信事業者に対して発注することを考えておられますか。それとも今後工事委託契約について、どのような形で契約をし、工事発注をしようと考えておられますか。このことについて質問いたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今後の発注ということですが、調査チームの中で契約関係でこの前全協で報告しましたけど、点検についてはどういう方向ができるというふうにもう議員も分かっていると思えますけど、それに沿った考えです、今検討しております。とにかく10月からは新しい契約体制でいかないといけないということでもありますので、それに沿って今検討しておるということでもあります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 必ずや途中でありました総務常任委員会資料について監査を受けての取組と、ケーブルテレビについてというこの中に文言が入っておりますので、これに沿って新しい形での、また佐伯市内に在住する電気事業者もしくは通信事業者に公平・公正に透明性を高めていただいて発注をしていただきたい。このようにお願いをいたします。本当はお願いをするべきではないんですけど。

時間が残り4分になりましたが、大項目、市営住宅についてはですね、このあと私は議案質疑で質問をいたします。これと似ておりますので、このことについては削除したいと思います。よろしいでしょうか

それではですね、市長に少し厳しいと思いますが、申し上げたいと思います。私が昨年4月に市議員になってから今まで1年半がたちますが、市長の後援会長自宅にマキの木を違法移植、工事を発注金額のA級クラスに対する事前に一部の業者に単価を知らしめたり、防災対策について無責任な発言による全く前向きのない行政、また昨年12月からケーブルテレビ事業に対しての不正支払い、またそれに伴うケーブルテレビ事業工事の請負にかかる不正等が明らかになっております。またこのあと、質問をしようと考えておりました市営住宅の使用については、市営住宅条例に伴う仕事を全く行わず、多額の滞納金額が発生しています。こういうことを執行部はどのように考えているのか。今までの流れでいくと何かを報告すればそれが悪いことであれ、何であれ、何の解決も行わず執行部は各市議の質問に対して的確な答弁もせず、あいまいで終わることが非常に多く、こういう行動に対して疑問を投げ掛けるものであります。このように一つ一つのことが満足に結果を出さずに行われている執行部に対し、佐伯市民の皆さんへ全体で市政のあり方を考え直すべきときがきたのではないかと、私をこのテレビの前でテレビを通じ、市民の皆さんに問い掛けたい。私はこのようなことが改められなければ市政に対し、国・県からの補助金を受けながら、万一にも不正な流用があるようなことなら、国の会計検査院に会計検査をお願いし、市の執行部はもとより、市の監査委員に対しても目覚めていただきたいと思っております。議会は執行部に対してのチェック機関であります。おおよそ3分の2の議員がこの使命を放棄した状態にありますので、私は一個人としてこの一連の不正について徹底的に最後まで公金の行方を検証してまいりたいと考えております。このことをこの9月の一般質問の終わりに申し添えて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第2、議案の上程を行います。

市長提出議案第117号、佐伯市市長等政治倫理条例の制定について、第118号、佐伯市手数料条例の一部改正について、委員会提出議案第3号、佐伯市議会基本条例の制定について、第4号、佐伯市議会議員政治倫理条例の制定について、第5号、佐伯市議会会議規則の一部改正について、第6号、佐伯市議会委員会条例の一部改正について、以上6件を一括して議題といたします。

まず、議案第117号及び第118号につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第117号「佐伯市市長等政治倫理条例の制定」につきましては、市政に対する市民の信頼にこたえ、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的に、市長、副市長及び教育長が市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、その権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第118号「佐伯市手数料条例の一部改正」につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法に基づく「貯蔵所の設置の許可の申請に対する

審査」、「製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査」及び「特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査」に係る手数料の額を引き上げようとするものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、委員会提出議案第3号及び第4号につきまして、提案理由の説明を求めます。

議会改革等調査特別委員長、宮脇保芳君。

議会改革等調査特別委員長（宮脇保芳） 議会改革等調査特別委員長の宮脇保芳でございます。

まず、委員会提出議案第3号、議会基本条例の制定について、本特別委員会を代表いたしまして提案理由の御説明を申し上げます。

地方分権の時代にあつて、地方議会への批判は相変わらず厳しいものがございます。本特別委員会の広報公聴分科会が行った「佐伯市議会に関するアンケート調査」では、市議会の改革が必要と答えた市民は67%、必要なしと答えた市民はわずか3%となっており、主権者である市民が議会改革の必要性を訴えております。

それゆえに、本市議会は、従来型議会からの転換を図り、地方自治の本旨に基づいた新しい佐伯市議会として、「議会基本条例の制定」を通じ、二代表制の下、議会の基本理念、議会及び議員の使命及び活動原則、その他議会の運営に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、分権時代に即した議会運営の構築に向け、新たな出発点として、議会の決意を示すものであります。

本条例案の立案に至る背景並びに議会の意思及び決意については、前文に集約されておりますので、この前文の朗読をもって提案させていただきます。

佐伯市議会基本条例（前文）

いわゆる地方分権一括法による機関委理事務の廃止に端を発して以来、地方公共団体には事務の決定、運用における責任能力の有無が直接的に問われる時代となった。これに伴い、二代表制の一翼を担う議会には、地方公共団体の事務の執行に対する議決権を的確に行使するとともに、住民の意思を代弁する唯一の議事機関として、その負託にこたえるべく、たゆまぬ努力を傾注することが求められている。

こうした状況の下、本市議会は、団体自治の観点から、地方自治法に限定的に規定された議決事件にとどまらず、行政運営に責任を持つことを宣言する議決事件を定め、さらに住民自治の観点からは、執行機関に対する監視機能の強化を図り、議員相互間の討議を軸とした合議制の意思決定機関たるべく、その責務を果たさなければならない。

また、長と議会の関係は、二代表制から導かれる機関対立主義を形成しており、それぞれの異なる特性を生かして住民の意思を行政に的確に反映させる共通の使命を負っている。本市議会は、その責務を全うする手段の一つとして、政策立案能力を向上させ、現実に政策条例を提案し、長と議会が政策を巡って競い、両輪で佐伯市を牽引することが重要と考える。さらに、時代は、市民に開かれた市民参加型の議会を促しており、その要求にこたえるためにも積極的に具体的な措置を講じる必要がある。

これらの認識を糧にして、本市議会は、市民の声と心を代弁する役割のみに終始するのではなく、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、力強く魅力ある佐伯市の実現に向け、不断の努力を重ねることで市民の信頼を勝ち得たい。

ここに、新たな時代の礎とするため、佐伯市議会及びその構成員である議員の活動の支柱として、議会の最高規範たる、この条例を制定する。

次に、委員会提出議案第4号、佐伯市議会議員政治倫理条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

我々議員は、主権者である市民から直接選挙により選ばれ、議員としての活動を行っております。したがって、何よりも市民全体の代表者であることを深く認識し、活動しなければなりません。

また、議員が仮に自己の地位に基づく影響力等を不正に行使することがあっては、市民からの信頼を議員自身が失うばかりでなく、議会としてもその信頼を失墜させることとなります。

先ほど提案いたしました議会基本条例に沿った新たな議会づくりは、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現することは言うまでもありません。

本条例案は、議員として遵守すべき政治倫理基準のほか政治倫理に関する基本的事項を定め、政治倫理の確立と向上に努め、これにより市民に対して公正で民主的な議会を構築しようとするものでございます。

以上、一括して提案理由の説明を申し上げましたが、いずれの条例案も市政の発展に寄与することを共通の目的とし、豊かな佐伯市を築くための礎であることを御理解いただき、全議員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終ります。

議長（小野宗司） 次に、委員会提出議案第5号及び第6号につきまして、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、下川芳夫君。

議会運営委員長（下川芳夫） 議会運営委員長の下川芳夫でございます。議会運営委員会を代表して提案理由の御説明を申し上げます。

委員会提出議案第5号及び第6号につきましては、先ほど上程されました佐伯市議会基本条例との整合性を図るため、佐伯市議会会議規則及び佐伯市議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、委員会提出議案第5号、佐伯市議会会議規則の一部改正についてでございます。一つ一つの詳しい説明は省略させていただきますが、特に投票による表決については、開かれた議会と議員の議決責任の重要性を補完するため、原則、記名投票とすること。また、審査順序について定めた第91条及び質疑又は討論の終結について定めた第115条では、会議の活性化を図るため基本条例に規定しています自由討議を条文に明記し、さらに、協議又は調整を行うための場としてこれまでの全員協議会、各派代表者会議に加え、政策立案機能の強化を図るため、新たに政策研究会を加えるなど、所要の改正を行ったものであります。

次に、委員会提出議案第6号、佐伯市議会委員会条例の一部改正についてでございますが、市民に開かれた市議会を実現するため、委員会の原則公開を定め、また傍聴の取扱いについては、委員長許可による傍聴の規定を削除し、本会議と同様の取扱いにするなど、所要の改

正を行ったものであります。

以上、提案理由の説明を終わりますが、議案は、各派代表の委員で構成する議会運営委員会の議決に基づき提出しておりますので、議員皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

平成22年第3回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

議案

番号	件名
第117号	佐伯市市長等政治倫理条例の制定について
第118号	佐伯市手数料条例の一部改正について

委員会提出議案

番号	件名
第3号	佐伯市議会基本条例の制定について
第4号	佐伯市議会議員政治倫理条例の制定について
第5号	佐伯市議会会議規則の一部改正について
第6号	佐伯市議会委員会条例の一部改正について

日程第3 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第3、議案質疑を行います。

市長から提出されております議案第93号から第118号まで、及び諮問第5号から第7号まで、並びに認定第1号及び第2号、以上31件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番、佐藤元君。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 8番議員の佐藤元であります。議案第107号、訴えの提起について質問をいたします。入居の際にはどのような契約をするのか。一つ、契約時には連帯保証人立会いなのか、また保証人に説明及び告知を行ったのか。一つ、担当課に専従している職員は何名か。一つ、家賃滞納が始まってからの処理を伺いたい。一つ、家賃滞納が始まって何か月してから入居者及び連帯保証人に連絡をしたのか。一つ、請書もしくは佐伯市市営住宅条例及び佐伯市市営住宅家賃滞納整理事務処理要領に準じて処理を行ったのか。一つ、訴訟の提起について議案審議となっているが、入居者と連帯保証人にはいつ支払いを求める訴訟の提起をする旨を通知したのか。一つ、訴訟費用、弁護士費用も含むは幾らかかるのか。一つ、住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いをいつ請求したのか。一つ、家賃滞納が始まっていつ誓約書を提出させたのか。要領に準じて事務処理を行えば滞納月数と滞納家賃金額はこれほどまでにはならなかったのではないかと。一つ、ほかに家賃滞納者で現状のような入居者はないのか。なぜこの議案だけ訴訟提起となったのか。以上、質問をいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） ただ今佐藤議員の方から12項目の議案質疑が出ましたので、答弁としましては、私の方から項目ごとにまとめて答弁をさせていただきたいと思っております。便宜上、上

から1、2というふうに番号をふったんで、それでよろしいですか。まず最初のまず1項目目、入居の時はどのような契約をするのかということでございますが、入居時の契約内容につきましては、請書によりまして市営住宅条例等の法令遵守や家賃滞納時の対応、連帯保証人の義務等がうたわれており、入居者と連帯保証人の署名及び実印の押印をいただいております。次の2項目目でございます。契約時には連帯保証人は立会いませんが、連帯保証人となられる皆様へという文書に連名で署名及び実印の押印をしていただいております、その内容は連帯保証人の意味や連帯保証人の義務等が記載されており、一部をそれぞれの保証人へお渡ししております。3項目目でございます。専従職員は建築住宅課維持管理係に4名でございます。4項目目です、家賃滞納が始まってからの処理につきましては、まず、納期限から20日以内に督促状を発送し、家賃滞納3か月で督促書を本人へ送付し、納期限までに支払いがない場合は保証人に催告書を送付しております。それでも未納の場合は、再催告書を本人へ送付します。その後の未納への対応は本人と保証人への呼出状、再呼出を送付いたします。もちろんこの間には電話や訪問による催告を行っております。そして、電話にも出ない、訪問しても会えない等、その対応が悪質であると判断した場合には、最終的には催告及び契約解除通知書を本人と保証人へ内容証明郵便で送付しまして、期限内に納入がない場合は賃貸契約を解除し、滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴えを提起するため、議案を提出しております。それから5項目目になります。今回の議案にあります滞納者につきましては、平成20年度まで家賃につきましては分納いたしておりました。ところが平成21年度から急に滞りだし、その後、訪問や電話をしても連絡がつかなくなったため、すぐに連帯保証人へ通知をいたしました。次の6項目目になります。請書もしくは佐伯市市営住宅の事務処理に準じて処理を行ったのかということでございますが、平成19年度から佐伯市市営住宅家賃滞納整理事務処理要項第3の滞納期間別の対応方針に準じて処理を行っております。次の7項目目でございます。最後に通知しました催告及び契約解除通知書に期限までに納入がない場合、改めて契約解除の通知をなすことなく、催告期限の経過をもって契約解除し、滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴えを提起する旨を記載した通知を内容証明郵便で3月31日に保証人、それから本人に発送しております。8項目目の訴訟費用の件です。まだ本案につきましては弁護士との契約をしておりませんが、過去の例から今回は20万程度と考えております。これについては内訳的には、着手金が11万7,000円ほど、印紙が2万5,000円、切手1万円、強制執行の場合は5万円という想定のもとで大体20万円というふうに仮定しております。9項目目です。住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いをいつ請求したのかということでございますが、滞納家賃の支払い請求につきましては、その都度請求してきましたが、住宅の明渡し請求は催告及び契約解除通知書に期限までに滞納額等の納入がない場合、訴えを提起する旨を知らせておりまして、今までは明渡し請求はしておりません。10項目目になります。本件の場合、平成20年度までは先ほども申しましたように、定期的ではありませんでしたが、入金があったので、別途誓約書というものは取っておりませんでした。それから11項目目になります。要領に準じて事務処理を行えば滞納月数と滞納家賃金額はこれまでにないのではないかという御質問でございます。平成19年度から滞納整理の強化を図るため、佐伯市市営住宅家賃滞納整理事務処理要項に基づき実施しておりますけれども、平成19年度、20年度は訪問や本人の振り込み及び来庁により入金が実施されておりましたので、催告書は送っていましたが、呼出状までは送っていませんでした。しかし、先ほども申し上げました

ように、平成21年の8月の電話を最後に連絡がとれなくなったため、その後本人及び保証人へ呼出状から契約解除通知書を送る運びとなりまして、決して対応が遅れたとは感じておりません。最後の12項目目です。そのほかこういった入居者はいないのかという御質問でございますけども、6か月以上の滞納者や滞納額20万円以上の滞納者はほかにもありますが、現時点では別途分納や約束のある人で連絡の取れない滞納者はありません。また、新たな滞納者や新たな滞納額を作らないために、納付相談に応じておりますが、今回提訴を予定している人の場合、本人及び保証人に通知をしても応答がないため、悪質とみなしまして本件につきましては訴訟提起をすることとなりました。以上12項目です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。再質疑です。

8番（佐藤元） 再質問を行います。一つ目の質問であります。請書による契約ということで答弁を受けましたが、請書によりますと、入居者という文面から家賃を3か月以上滞納した時は住宅の明渡しを請求されても異議ありません。連帯保証人は入居者と連帯して家賃、その他の債務を負担しますと。請書にそのように書いておりますが、遅れた時点でなぜ連帯保証人から家賃をもらうなり、請書に書いてあるとおりのことをやらなかったのかお伺いします。それから2番目でありまして、連帯保証人立会いなのか、立会いではないということではあります。連帯保証人となられる皆様へということに対し、佐伯市長殿へ、入居と同時に連名で保証人がこの確約書というんですか、を出しておられますかお尋ねをいたします。それから担当課に専従されておる4名の方、4名おられるというんですが、現況で6月1日現在で13人、そして6月1日現在は4,866万1,089円の滞納額が記載をされております。そのうちの今回の訴えの提起については62万9,040円であります。これは先般お聞きしたところによると、1万1,900円から始まり2万3,000円そこそこでなぜ60万円までたまるまで62万円と言いますと、2万円としても約30か月、3年に近い月日を支払わなかったのに対してなぜこの4名の専従職員は毎日のように催促に行かなかったのか伺います。家賃滞納が始まってからの処理を伺いたいということではあります。納期が20日遅れてからやっておるということで、20日遅れたからやっておるということであれば、なぜ62万円の滞納額になるまで放置したのか、伺いをいたします。家賃滞納が始まって何か月してから入居者及び連帯保証人ということではあります。これは21年、20年度いっぱい支払ってくれたが21年から支払っていないということについては、これは何か月になるのか、21年、22年でまだ22年が終わってませんが、24か月にもならない。20年度からもう遅れておるということがいえると思うんですが、それはいかがなっておるのかお聞きをいたします。それから請書もしくはこの条例について処理を行ったのかということをお聞きしましたが、行っておるということであるが、この条例もしくは市の住宅条例に伴って行っておれば、この家賃滞納は絶対はないということではなければいけないと思っております。また、その後に条例に基づく事務処理要領というのがあるんですが、これに基づいてやっても滞納月数が3か月となった場合、連帯保証人への通知、それから滞納月数が6か月又は滞納家賃が20万円になったとき、即座に出金しなさいと、出しなさいということが書かれてあるが、なぜこれを遵守しなかったのか。それから、訴訟の提起について、なぜこれだけ4,800万もある中で、なぜこれだけが今回提起になったのか。22年の3月31日付けで行ったということであるが、なぜこういうふうになるのか。訴訟費用については弁護士20万円掛かるというが、これは被訴訟人側の支払いになるのかと思っております。滞納者が払うことになるのかと思っております。これが62万円になるまで待つて、その上20万円

これは弁護士費用もすると思うが、62万の家賃が払えない者に対して、20万円追加して払えると思えるのか。そこをお聞きしたい。住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いはいつ請求したのかというこれは、条例に基づきやっておるということであれば、このとおりにやったと解釈していいのか尋ねます。誓約書は別に取らなかったということであるが、ここでは保証人と一緒に誓約書を取るということになっておるのになぜそれを遵守しなかったのか。これまでに要領に応じて事務処理を行っておれば滞納月数と滞納の家賃はこれほどまでに大きくならなかったのではないか。いわゆる職員の怠慢が原因ではないのかということであります。ほかに家賃滞納はこれだけないということでありましたが、ここにそちらから資料を提出いただきました中には、平成22年度滞納額別の滞納者数の調べということで100万から150万が6人、150万から200万が4人、200万から250万が1人、250万から300万が1人、300万から350万が1人、合わせて13人、その合計が4,866万1,089円なのか、これをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） すみません。大変多くございましたので、もれてる分についてはまた逐一お願いできますか。まずですね、議員の御指摘の部分には、まず基本的にこの条例のとおりぴしゃぴしゃやればこうならなかったんじゃないかという部分の御指摘が表現は違ってても幾つかあったと私は認識、そういうことでよろしいですかね。それとそれに対して幾つかあったことで、総論として全体的に言えることなんですけども、それにつきましては、本件の場合ですね、毎月例えば20年度のときは実際に申しますと1月、3月、4月、5月、7月、8月、9月、10月、11月、12月とお金を入れてるときと、電話での催告、これ先ほど私が申した分が全部お金が入ってるってということじゃあないんですけど、ちょっと細々したことを申しますと、先ほどの20年の1月につきましては本人来庁で3万円が入っております。3月につきましても同じく当方の方で自宅を訪問し、不在票を入れまして1週間後に3万円が入っております。4月につきましては毎月3万円の入金約束をしております、5月になりまして入っていないので不在票を自宅に入れております。で7月に納付書にて入金の確認はしております。で8月、9月につきましては携帯に電話するが出ない。9月につきましてはまた不在票を入れまして9月の月末に10月に入金をするという事で本人が収入報告書も提出しております。で10月1日に振り込みで9月分の入金の確認はいたしております。それから10月の23日には同じくまた10月分の入金を確認しております。11月にはこれも銀行で20年11月分の入金を確認しております。それから12月には電話で入金依頼と来庁依頼のメッセージを残しているというようなことで、先ほど一番最初の答弁で申し上げましたように、当初は必ず毎月あったのかって質問をされればですね、多少抜けた部分もありますけど、こちらから請求したり向こうからの振り込み等で毎月必ずということではありませんけども入っておったというふうなことで、住宅そのものが入ってる方、いろいろな家族構成等々、また仕事の関係等々でいろんな状況がありますので、必ずしもこれ最初の議員の質問にかえりませけども、確かに請書には家賃3か月以上滞納した時は住宅の明渡しを請求されても異議ありませんというふうなことで請書を出していただいておりますけども、機械的にと申しますか、その時間がきて1回滞納があったから必ず明渡しを請求するんかというふうな事務取扱はいたしておりませんので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。それから連帯保証人となられる皆様へという別途の保証人に差し上げる文書でございますけども、先ほど申しまし

たように、立会いではございませんけども、印鑑証明添付でこれも御本人が請書を持って来られる時に一緒に出していただいていると思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あのですね、全体的にですねみて、これは滞納期間が平成17年2月から平成22年2月分までの20か月と書いてあるんですが、この中に入っていない月だけを請求しとるということでもいいのかと思いますが、これで今部長さん答弁なさいましたが、全部の文書があるということでありましたけれども、確かに請書には保証人が名前を書いておりますが、連帯保証人となられる皆様へに本当ありますかこれ。再度お聞きしますがないと思います。これは私が保証人と本人に直接会って市からもらった書類も一部もらっております。なぜまともに請求をしなかったのかと。いっぺんに60万という請求をされても払えないが、なぜ本人が払えないときに保証人に請求してくれないのか。2万や3万であったらその時払えたということを連帯保証人は申しておりますが、そこで皆さん方が、職員の皆さん方が職務に対して忠実でなかったということが言えるのではないかと。この訴えの提起については60万なにがしがたまるまでということについてのですね、17年2月から平成22年の間に。これだけの滞納になっておるということについてなら、17年から22年まででしたら5年間あるんですよ。この間になぜ請求をしなかったのか。そしてこの勧告を出したのは本人の勤め先に出しておるじゃないですか。勤めておる所も知っておるじゃないですかあなた方は、だから勤め先で受け取っている。そして働いておることも知ってるじゃないですか。なぜ直接行って請求をせずにこれだけあなた方が仕事をせずにためてこういうことをやっていくのか。じゃあこれは、私は市長にお聞きしたいんですけど、これだけの職員を4名の職員を専従でつけておって13人に四千何百万もたまっているんでありますが、この後私も聞いておきたいことがあります、空き家に応募している市民の方がどれだけおるかということも分かっておられるのか。こういう人のために毎回毎回抽選を受けながら、野口団地であれば1棟に対して27人応募、城西団地であれば1棟に対して10人の応募が毎回あっておると聞いておるが、この人たちのために、この人たちは応募する人たちは毎回入れないという現状があるんじゃない。それでなぜこの17年から22年の間までのこれに1回も請求等、また家賃を払わないんだから出ていただくという処置をとれば、この時期にやる必要はないんじゃないかと。まだ多くの問題を持っておるんじゃないんですか。4,800万も滞納額があるということをごここに書いてくれたんですが、ただこれ62万だけを訴えの提起をするだけじゃあなく、これを全部、この4人の専従者が完納してもらおうべく働かなければいけないのではないかと。だから職務怠慢ではないのか。毎日遊んで給料をもらいよんのやったらそれは給料をあげられないんじゃないの。あなた方は4人に1年間700万、800万の給料をあげて5年間、1人に3,500万の給料をあげて、そして滞納者4,800万もできてね、1人にですよ、1人に3,500万4人おったら幾らですか。1億4,000万でしょ。それだけのお金を使いながらおねえ、そこらを全部答弁してください。これはこんな訴えの提起をする前に保証人を呼んで話をすれば保証人が話になるということも申し述べておるし、なぜ一括して62万が来たのかおねえ、1か月遅れたらすぐおねえ、3人でやれば2万円のは7,000円ずつでしょう1人が、なぜ遅れるんですかこれが。もうこれで終わりやからほかにいっぱい聞きたいんですけど、本当これ市長、どう思う。仕事してないんじゃないのこれね。だから五七、3,500万の1億4,000万、給料をやって家賃を4,800万もためて、そしてこういう人たちに連絡をとることも、なぜこの人はね有明浦

で働いてるそうですよ。ここから有明浦に行くまでは何分かかるんですか、この人たちには車はないんですか市の、市の車はこの課にはないんですか、あるんでしょ、何分かかるんですか。この人はね夕方方の6時からしか船に乗ってないんですよ、昼間はおるんですよだから。1回も行ってないじゃないですか。このあなた方の言われる市の条例についてのこの条例どおりに動いてないじゃないですか。したがってこれを訴えているよりも、その前にあなた方が職を全うすべき。その4名の方大変私は分かりませんが、4名の方の1億4,000万は返納していただきたい、これだけのものは。市長どう思いますか。全然この課にずっとおったと仮定したら、全然仕事してないじゃないですか。ただ満足にしてくれている人と、この人たちのを比べるとどうなるんですか。じゃあまともに入ってまともな支払いをする人、遅れる人、それを遅れてもほっておく職員。どういうふうに考えますか。で何でも訴えてこれを強制的にやればいいという考え方はおかしいんじゃないんですか。ただ60何万円、100万円、200万円と増えるまでなぜこういう方法を手段をとらないのか、ちゃんと条例があり、契約請書という家屋を貸すときの請書、賃貸借に代わるものがあるじゃないですか。これにそってやれば1円もないはずですよ。それをやるために毎年2,800万の給料を払っておるんでしょ約、それより少ないかも分からないけど、そこらを市長からお聞きして質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今回の訴えの提起のまず60万なにがしの内訳につきましては、延滞金と督促料等々で合計でそれでございます、使用料そのものは49万5,300円でございます。それから保証人への通知につきましては、冒頭に申しましたように、この方につきましては当初は入っておりました。で、一番最初に19年ですね6月、7月、8月、9月と入っておまして、8、9、10と入っておまして、平成19年の11月14日に保証人さんへは通知はいたしております。それから先ほど申しましたように、20年の経過につきましてはもう繰り返しませんけども、入ったり入らなかったりがありましたけど、定期的に催促すれば入るといような状態がございました。それと先ほど申しました20年はそれでいきましたけど、やっぱり金額が増えるというような判断の下、21年の1月16日に本人及び保証人さんへ催告書、配達証明付で内容証明郵便を送っております。それから同年の7月3日、こちらにつきましては、段々本人の来る回数が少なくなって、ちょっと様子がおかしいと判断したときですけども、7月3日にも連帯保証人へ通知、それから最終的には先ほど申した3月31日に内容証明で送っております。それとそのことにつきましては、総論的な一番最初に答弁いたしましたように、この3か月で入らない、4か月目が入らなかったら即、そういったあれを起こすかということにつきましては、市営住宅に入ってる方やっぱり住宅に困っているということもございますので、分納誓約もしくはそういったことで請求すれば入るとかですね、そういった場合はある程度うちも様子見ということで、必ずしも期間が来たからすべてやるっていうふうなあれはしておりません。それと全体的な滞納でございますけども、確かに滞納額につきましては、19年度がピークでございました一番、7,800万ほどの繰越がございました。その後、19年、20年と先ほど議員おっしゃった13人の中の大きい金額は既に19年、20年で訴えの提起をしまして、その方と違って強制退去をして残ってる滞納額も含まれてるんですけども、その7,800万から現在はこれが22年度は途中までですけど、5,500万ということで毎年いわゆる現年分を繰り越さないようにする努力と現年分がいわゆる100%になれば過年分というのは

分納でも入ってくれば、時間は掛かっても減るってというような目標を持って今対処いたしております。

議長（小野宗司） 市長、家賃の請求業務が誠実に履行されていないのではないかという質問です。総括して答弁をお願いします。

西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 担当課の方が4名専従がおるので、そこが請求をあまりしてないのではないかとことですが、先ほどうちの部長が答弁させていただきましたが、また昨年度の一応監査審査書というのを一応出して、この中にですね使用料及び手数料という項目があります。これについては毎年ですね、いわゆる滞納分については1年ずつ減額しております、当年度分発生も減ってきておるとこと、非常に滞納処理に当たっては1年ずつ担当職員それぞれ、この方1人ではございませんので、そうした中で私は十分にそうした成果を上げていると思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） もう終わりますけどね、議長一言いわせてください。これはですね、言い訳をするんじゃなくて、なぜじゃあ住宅条例を作ったのか。住宅条例に沿ってですね、1か月、2か月やったらもらいにくいじゃないかとかいう。一般であつたらそういうことを言いませんよ。だから職務怠慢をね言い逃れで逃れていこうというそういうふうなことはちゃんと条例がありね、集金する要項も作っておるんだから、それに沿ってやればこういうことはないんだから、だから今言うように、計算間違いでしたけど、5年間で1億4,000万も給料を取りながらその自分たちの職責を全うしてない。こういうことについて非常に悪いことだとか、そういう人から市に給料を戻していただきたい。以上。

議長（小野宗司） 以上で通告による質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 廣田千代子）、第6号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 橋迫祥子）、第7号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 天野公瑞）、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第5号、第6号、及び第7号、以上3件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案等の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第4、議案等の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成22年第3回佐伯市議会定例会議案等付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第93号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算(第2号)	分 割
第94号	平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	教 育 民 生
第95号	平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	教 育 民 生
第96号	平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第1号)	教 育 民 生
第97号	平成22年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	建 設
第98号	平成22年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	建 設
第99号	平成22年度佐伯市水道事業会計補正予算(第1号)	建 設
第100号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	建 設
第101号	佐伯市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について	総 務
第102号	工事請負契約の締結について(佐伯市防災情報システム整備工事)	総 務
第103号	佐伯市過疎地域自立促進計画の策定について	総 務
第104号	財産の取得について(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(水 - B型))	総 務
第105号	財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置)	総 務
第106号	市道路線の認定及び廃止について	建 設
第107号	訴えの提起について	建 設
第108号	工事委託契約の変更について(佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター(仮称)建設工事)	建 設
第109号	工事委託契約の締結について(佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター(仮称)建設(電気・機械)工事)	建 設
第110号	佐伯市環境保全基金条例の制定について	教 育 民 生
第111号	工事請負契約の締結について(鶴谷中学校管理教室棟改築(建築主体)工事)	教 育 民 生
第112号	佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正について	経 済 産 業
第113号	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部改正について	経 済 産 業
第114号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字荒網代浦)	経 済 産 業
第115号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(米水津大字色利浦)	経 済 産 業
第116号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(米水津大字宮野浦)	経 済 産 業

第117号	佐伯市市長等政治倫理条例の制定について	総務
第118号	佐伯市手数料条例の一部改正について	総務

認 定

番 号	件 名	付託委員会
第 1 号	平成21年度佐伯市水道事業会計決算の認定について	建 設
第 2 号	平成21年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について	建 設

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第 6 号	子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸部がんワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期接種及び無料化を求める意見書提出に関する請願	教 育 民 生

議長（小野宗司） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、15日から各常任委員会を開いていただき、22日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 24 分 散会

平成 2 2 年 第 3 回

佐伯市議会定例会会議録

第 6 号 9 月 2 2 日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第6号）

平成22年9月22日（水曜日） 午後1時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	河 野 豊	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	17 番	井 上 清 三
18 番	小 野 宗 司	19 番	浅 利 美知子
20 番	後 藤 勇 人	21 番	渡 邊 一 晴
22 番	井野上 準	23 番	兒 玉 輝 彦
24 番	宮 脇 保 芳	25 番	清 家 好 文
26 番	江 藤 茂	27 番	吉 良 栄 三 夫
28 番	芦 刈 紀 生	29 番	下 川 芳 夫
30 番	高 橋 香 一 郎		

欠席議員の氏名

16 番 三 浦 涉

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西 嶋 泰 義	農 林 水 産 部 長	高 橋 満 弥
副 市 長	長	山 本 清 一 郎	教 育 次 長	江 藤 幸 一
副 教 育 長	長	塩 月 厚 信	消 防 長	川 野 良 治
総 務 部 長	長	分 藤 高 嗣	総 務 部 次 長 兼 上 浦 振 興 局 長	笠 村 好 明
財 務 部 長	長	川 原 弘 嗣	総 務 部 次 長 兼 弥 生 振 興 局 長	高 橋 弥 重 郎
企 画 商 工 観 光 部 長	長	三 原 信 行	総 務 部 次 長 兼 本 匠 振 興 局 長	小 野 富 志 夫
市 民 生 活 部 長	長	魚 住 慎 治	総 務 部 次 長 兼 宇 目 振 興 局 長	矢 野 幸 正
福 祉 保 健 部 長	長	染 矢 隆 則	総 務 部 次 長 兼 直 川 振 興 局 長	内 田 昇 二
建 設 部 長	長	石 田 初 喜	総 務 部 次 長 兼 鶴 見 振 興 局 長	福 泉 慶 一 郎
上 下 水 道 部 長	長	高 瀬 精 市 喜	総 務 部 次 長 兼 米 水 津 振 興 局 長	清 家 保 賀
	長	三 又 秀 喜	総 務 部 次 長 兼 蒲 江 振 興 局 長	

議事日程第 6 号

平成22年 9月22日（水曜日） 午後 1時00分 開 議

- 第 1 委員長報告（質疑）
- 第 2 討論、採決
 - （イ）市長提出議案
 - （ロ）請願
- 第 3 議案質疑〔委員会提出議案〕
- 第 4 討論、採決〔委員会提出議案〕
- 第 5 議案の上程（提案理由説明）
 - （イ）市長提出議案（質疑）
 - （ロ）意見書案（質疑、討論、採決）
- 第 6 特別委員会の設置及び同特別委員の選任
- 第 7 議員派遣
- 第 8 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告（質疑）
- 日程第 2 討論、採決
 - （イ）市長提出議案
 - （ロ）請願
- 日程第 3 議案質疑〔委員会提出議案〕
- 日程第 4 討論、採決〔委員会提出議案〕
- 日程第 5 議案の上程（提案理由説明）
 - （イ）市長提出議案（質疑）
 - （ロ）意見書案（質疑、討論、採決）
- 日程第 6 特別委員会の設置及び同特別委員の選任
- 日程第 7 議員派遣
- 日程第 8 会議録署名議員の指名

午後 1時00分 開 議

議長（小野宗司） 皆さんこんにちは、本日の平成22年第 3 回佐伯市議会定例会第21日目は成
立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第一、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として各委員会に付託されました議案26件、認定 2 件、及び請願
1 件、計29件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） 総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案7件、計8件につきまして、去る9月16日、委員全員出席のもと、委員会を開会し審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第93号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会所管の部分についてを議題とし、審査いたしました。

歳入における質疑では、一委員から、14款、2項、1目、総務費県補助金において、小規模集落・里のくらし支援事業補助金の具体的内容を質したのに対し、執行部から、歳出の企画費に同事業費を200万円計上しており、この事業は5分の3の補助率のため120万円の県費補助金を計上している。具体的内容については、鶴見有明日野浦地区においては、一時的な避難場所を確保し草刈りやコンクリート張り等の整備を、宇目木浦地区においては、災害時の地域孤立対策として防災ヘリポートの整備をそれぞれ計画している、との答弁がありました。

歳出の主な質疑では、一委員から、2款、1項、4目、企画費のうち、地域おこし協力隊設置事業について、来年度から鶴見大島に2人設置予定となっていることに関し、その具体的内容を質したのに対し、執行部から、平成23年度から最長3年間の予定で都市部に暮らす方を2名募集し、大島に住んでいただき、集落の一員として地域に溶け込んで地域の仕事の加勢や見回りなどを行う業務である、との答弁がありました。

また、一委員から、2款、1項、13目、ケーブルテレビ事業費のうち、宇目ケーブルテレビ事業費1,543万5,000円について、この予算の契約方針について質したのに対し、執行部から、入札によって行うものである、との答弁があり、さらに一委員から、確かな設計書に基づいて積算しているのか、と質したのに対し、執行部から、電気通信工事の積算基準に基づいて設計している、との答弁がありました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第93号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号、佐伯市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正については、執行部から、佐伯市消防本部及び消防署の新築移転に伴い、その位置を「佐伯市鶴岡西町一丁目223番地」に改正しようとするものである。ただし、施行日については、議案の提出日までに移転する日が決定していなかったため、この条例案は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すると附則に定めており、その移転日は10月5日を予定している、との説明がありました。

慎重審査の結果、議案第101号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）は、執行部から、この工事の内容は、旧佐伯市内において屋外拡声子局の未整備地区に当該拡声子局を72か所、延長スピーカー設備を51か所整備するもので、平成20年度から3か年計画で整備しており、今年度が最終年度に当たる。契約金額は3億7,800万円、契約の相手方は日本無線株式会社大分営業所であり、平成22年8月9日に仮契約を締結している、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、予定価格及び最低制限価格が事後公表であるにもかかわらず、日本無線のみが3億6,000万円で、他社は3億9,000万円と4億4,000万円となっており、なぜ予定価格を大きく超えているのか、各社が同等のノウハウを持っているとすれば、この結果は相当に不自然である、なぜ平成20年度からずっと同じ業者が落札者となっているのか、と質したのに対し、執行部から、要件設定型一般競争入札（電子入札）で行っており、適正な入札の結果だと考えている、との答弁がありました。

討論では意見はなく、委員長の簡易表決の宣告に対し、一委員から異議の申出があり、挙手による採決の結果、議案第102号については、挙手多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号、佐伯市過疎地域自立促進計画の策定については、執行部から、計画策定に係る概要について資料配布の要請がありました。

その資料を基に執行部から、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正のポイントは、過疎法の失効期限を平成27年度末まで6年間延長したこと。過疎地域の要件が緩和され、市町村合併の特例による「みなし過疎」から佐伯市全域が過疎地域となったこと。特別措置の拡充として、その対象施設に図書館・認定こども園・公立幼稚園等の施設が追加されたほか、ソフト事業にも適用できるようになったこと。特に大きな変更点は、このソフト事業の追加であり、計画書の23ページから54ページにかけての事業計画で、それぞれの施設区分において、事業名「過疎地域自立促進特別事業」として、詳しく掲げている。そのソフト事業をまとめたものが55ページの雇用対策事業（ジョブカフェおおいた佐伯サテライト事業）のほか、以下57ページまで掲載している、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、総合計画との整合性について質したのに対し、執行部から、この計画書は、基本計画の下に位置づけられる前期の実施計画及び公共事業等実施計画を踏まえて、全体の事業について載せており、必要に応じ過疎債を適用するものである、との答弁がありました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第103号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号、財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（水B型））は、執行部から、常備消防の同ポンプ自動車を1台更新し、配備しようとするもので、購入の方法は、県内3業者、県外1業者による指名競争入札を行い、大分市の新日本消防設備株式会社が落札、購入予定価格は3,969万円である、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、以前から新日本消防設備株式会社が落札しているが、どのような理由によるのか、と質したのに対し、執行部から、落札については入札の結果である、との答弁がありました。

さらに一委員から、平素の流れの中で競争の原理が全く働いていない、今後考えていくべきであるとの意見が述べられました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第104号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号、財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）は、執行部から、積載車の普通車4WDタイプ1台、2WDタイプ4台、同軽自動車4WDタイプ1台、2WDタイプ5台、計11台を更新し、及び林野火災用可搬式散水

装置24台を新たに配備するため、購入しようするものである。購入の方法は、県内3業者、県外1業者による指名競争入札を行い、大分市の新日本消防設備株式会社が落札、購入予定価格は、3,963万7,500円である、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、なぜ同じ業者ばかりが落札するのか、と質したのに対し、執行部から、企業努力しかないと考えている、との答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第105号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号、佐伯市市長等政治倫理条例の制定については、執行部から、市長、副市長、教育長が、その権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市民の信頼にこたえ、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的に新たに条例を制定しようとするものである。第3条には、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと、市が締結する請負契約等に関し特定の個人又は法人その他の団体のために有利な取り計らいをしないこと、市職員等の採用に関し推薦又は紹介をしないこと等、市長等が政治倫理基準として遵守しなければならない事項を規定するほか、第4条では、市長等が実質的に経営に携わっている法人又は市長の配偶者若しくは1親等の親族が経営する法人の市との請負契約の辞退に関する規定を、第5条では、市長等の政治倫理基準違反に係る市民の調査請求権に関する規定を、第11条では、市長等の職務関連犯罪容疑による逮捕後、起訴後及び有罪判決後の説明会に関する規定等を定めている、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、本案が追加議案となった理由について質したのに対し、執行部から、市長等と議員の政治倫理条例との整合性を図る上で、その状況を見ていたもので、議会が上程する14日に合わせて提出したものである、との答弁がありました。

また、一委員から、政治倫理審査会は5人の委員で構成するようになっているが、市長自身が委嘱するのであれば適正な審査がなされず意味がないのでは、と質したのに対し、執行部から、外部の審査会の委員については、定まってはいいないが、弁護士、税理士、大学教授などの学識経験者や市民の代表の方を選び、目を光らせていくという意味でこの組織を作っていきたい、との答弁がありました。

これに対し、同委員から、審査会の委員を市長が委嘱する規定は変更すべきではないか、と質したのに対し、執行部から、地方自治法上、附属機関は執行機関の下に設けられるものであり、今回の場合、執行機関が市長になることから、市長が委嘱又は任命するという形になる。ただし、その任命に際して議会の同意を得てという規定は可能ではあるが、この条例はそのように定めていない、との答弁がありました。

さらに同委員から、この条例は何を縛るものでもない、作っても作らなくても同じではないか、と質したのに対し、執行部から、必要であるからこそ今回提出している、との答弁がありました。

また、委員外議員から、議会との政治倫理条例との整合性を図るという答弁を再三述べているが、議員の政治倫理条例との違いはないのか、と質したのに対し、執行部から、大きな違いは、市長の場合、第4条の請負契約に関する遵守事項について、「実質的に経営にかかわっている法人又は市長の配偶者若しくは1親等の親族が経営する法人は、そういう契約を辞退し、市民の疑惑が生じないように努めなければならない。」という請負に関する規定が相

違っている、との答弁がありました。

これに関し、同委員外議員から、議会との整合性は取れていないが、それでよいと判断したのか、と質したのに対し、執行部から、この請負に関する規定は市長の政治姿勢と考えている、との答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論に入り、一委員から反対の立場で、市長等は自由に思いっきり職務を遂行するという観点から、条例に縛られるような形をとるべきではない。我々も二元代表制の一翼ではあるが、権限も違う。議会側に倣って政治倫理条例を制定する必要は全くないと考えるので、本議案に反対する、との意見が述べられました。

これに対し、一委員から、賛成の立場で、議会改革において議員の政治倫理条例を定めるに当たり、二元代表制である以上、市長等も当然この政治倫理条例を定めるべきであって、これを制定することは正当な理由である、との意見が述べられました。

採決の結果、挙手多数により、議案第117号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号、佐伯市手数料条例の一部改正については、執行部から、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査、製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る手数料の額を引き下げようとするものである、との説明があり、慎重審査の結果、議案第118号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩し、冒頭に可決すべきものとした議案第93号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会所管の部分について、第1表、歳入歳出予算補正の歳出の合計欄に誤りがあることが、一委員の指摘により明らかになりました。

約1時間20分にも及ぶ協議を経て、委員会再開後、副市長から、謝罪の言葉が述べられ、改めて文書によりおわびを申し上げるとの発言がありました。委員会としては、この対応を受け、既に議決した結果に影響を及ぼすものではないこと、議会の議決は歳入歳出の各項目の額であること、以上のことから合計欄の誤りについては、正誤表の配布をもって了承したところでございます。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、建設常任副委員長、井上清三君。

建設常任副委員長（井上清三） 建設常任副委員長の井上清三でございます。

委員長が所用のため不在ですので代わって御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案5件、予算外議案4件及び認定2件、計11件につきまして、去る9月16日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第93号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会所管の部分についてを議題とし、款を追って審査いたしました。

歳入では、一委員から、13款、2項、7目、土木費国庫補助金において、長原線大久保跨線橋改良事業せんきょうに関し、今年度施工予定分の減額の経緯を質したのに対し、執行部からは、

本事業はJR日豊本線の上を通る橋梁の架け替えが主な事業内容であり、JR九州と事業協議をするなか今年度中に橋梁本体部分の事業実施が困難であると判断し、橋梁部分について予算を減額し、今年度は、橋梁までの取付道路の整備を行うとの答弁がありました。

歳出では、一委員から、8款、1項、1目、土木総務費において、使用料及び賃借料の内容を質したのに対し、執行部からは、土木積算システムのリース料及び道路開通式に伴うテント等のリース料であるとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、債務負担行為額との関係を質したのに対し、執行部からは、土木積算システムリース料総額は平成27年度までで3,177万円であり、本システムは大分県が新システムを導入したことにあわせて、県のデータを利用している本市も新システムを導入し対応しようとするものであるとの答弁がありました。

また、一委員から、8款、2項、2目、道路新設改良費において、各路線で予算の増減が生じており、その経過を質したのに対し、執行部からは、地域活力基盤創造交付金事業について本年度の事業要望額に対し国からの内示額が約3,000万円減額されたことに伴い、各路線ごとの事情等を考慮し調整を行ったものであるとの答弁がありました。

また、同委員から、国からの補助金の削減により、今後工事の遅れや中断等のおそれがないか質したのに対し、執行部からは、今後も、総体的には工事の遅れを招かないよう努力し、現場を組み立てていくとの答弁がありました。

これに対し、同委員から国等の動向を見極めて、各事業の年度計画をたててほしいとの要望が述べられました。

また一委員から、11款、2項、公共土木施設災害復旧費において、単独災害復旧事業の内容を質したのに対して、執行部からは、災害復旧事業の内、査定額が60万円未満のものや事業対象が古いものは国庫補助の対象にならないため市単独で事業を行う必要があり、台風シーズンを控え予算計上をするものである、との答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第93号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第97号、平成22年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第98号、平成22年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第99号、平成22年度佐伯市水道事業会計補正予算(第1号)及び議案第100号、平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第1号)については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号、市道路線の認定及び廃止については、執行部から、道路網の整備、旧県道の市道への移管等に伴い、6路線の認定及び3路線の廃止をしたいとの説明があり、慎重審査の結果、議案第106号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号、訴えの提起についてを議題とし、審査いたしました。

執行部からは、市営住宅の家賃等を長期にわたって滞納している入居者及びその連帯保証人に対し、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求めるため、訴えの提起をしようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員外議員から、訴えの趣旨にある金額の内訳、保証人に対する対応の内容、支払いの遅れた家賃の収入処理について質したのに対し、執行部から、請求金額の内訳としては、家賃が24か月分で49万5,300円、督促手数料が2,400円、延滞金が年利14.6%で13万

1,700円である。また、保証人に対しては、平成19年11月14日、平成20年7月4日に通知している。滞納者から家賃の支払いがあった場合、新たな滞納を作らないために、まず現年度分から収入処理し、その後に過年度分の収入をしているとの答弁がありました。

これに対し同委員外議員から、入居者である親が死亡した場合の対応、市営住宅条例・家賃滞納整理事務処理要領・請書、これらの規定により事務を適正に処理していたのかと質したのに対し、執行部からは、入居者である親が死亡した場合は、条件に合えばそのまま継続使用できる「入居承継」という制度がある。また、滞納処理手続きについては、家賃滞納整理事務処理要領により、滞納月数が3か月になった場合に保証人に通知し、滞納月数が6か月になった場合に呼出状を送付し、納付相談を実施している、請書には確かに滞納時の取扱いについて明記しているが、分納の約束を交わした場合は、ある程度様子を見る対応をとっている、との答弁がありました。

また、同委員外議員から、滞納者がいる一方で入居を待っている市民が多数いる状況をどう考えているのかと質したのに対し、執行部からは、今後、「市長の専決処分事項に関する条例」の見直しを行い、滞納者に対して今まで以上に厳しく対応をし、あわせて待機者の解消に努めてまいりたいとの答弁がありました。

また、一委員から、市は請書の連帯保証人となる者に対して、連帯保証の意味の周知徹底を図り、事務の厳格化を求めるとの要望が出されました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第107号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号、工事委託契約の変更について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設工事）を議題とし、審査いたしました。

執行部からは、昨年、日本下水道事業団と4億1,450万円で契約した本工事委託について、事業団の行った入札の結果、工事が安価で施工できるようになったので契約金額を5,000万円減額し、変更契約をしようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員外議員から、5,000万円減額できる経緯を質したのに対し、執行部から、契約の相手方である日本下水道事業団は、入札に当たっては、一般公募により一般競争入札を実施しているため経費が縮減できたとの答弁がありました。

また、同委員外議員から、特定環境保全公共下水道の施設については、全国の多くの自治体で日本下水道事業団と契約し、事業実施されているが、設計委託や工事発注など相手まかせの部分が多い事業であり、注意を要するとの意見が出されました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第108号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号、工事委託契約の締結について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設（電気・機械）工事）については、執行部から、佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）の電気・機械工事の委託契約を日本下水道事業団と、契約金額4億円で随意契約により締結したいとの説明があり、慎重審査の結果、議案第109号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、平成21年度佐伯市水道事業会計決算の認定については、まず代表監査委員から、決算審査意見書に基づき総括的な意見として、水道事業の概況、経営成績、財政状態、経営分析、企業債等について詳細に説明がされましたがこの中で「水道事業は、健全

な運営がなされているが、平成28年度までに佐伯市が管理するすべての水道事業の経営統合が行われることから、今後も中長期的な費用の増加が予測されるので、収納率の向上により受益者負担の公平性・平等性を確保しつつ、経済性と公共性の調和のとれた経営を行うよう最大限の努力を要望する」との意見が述べられております。

引き続き決算書のページを追って、順次審査し、慎重審査の結果、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、平成21年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定については、あらためて代表監査委員から、決算審査意見書に基づき総括的な意見として、公共下水道事業の概況、経営成績、財政状態、企業債等について詳細に説明がされましたが、この中で「受益者負担金及び下水道使用料の未収金については、受益者負担の見地から債権の早期回収に向けて適切な措置を講じるとともに、滞納の未然防止も含めた債権管理体制を構築するよう要望する」との意見が述べられております。

引き続き決算書のページを追って、順次審査し、慎重審査の結果、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、教育民生常任委員長、高司政文君。

教育民生常任委員長（高司政文） 教育民生常任委員長の高司政文でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案4件、予算外議案2件、請願1件、計7件につきまして、去る9月15日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず初めに、議案第110号、佐伯市環境保全基金条例の制定についてを審査いたしました。

この議案につきましては、議案第93号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）に予算が計上されており、議案と予算が密接に関係しているため、この議案から審査しました。

執行部から、レジ袋有料化に伴う収益金は、県・市・実施事業者が締結した、大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定書の規定により、事業者自らが実施する環境保全活動の資金に充てるほか、環境保全活動等に活用することを条件として自治体へ寄附することができるとされている。本年6月30日に、株式会社マルミヤストア代表取締役社長池邊恭行氏からレジ袋収益金50万円が寄附された。市内には、マルミヤストアのほかに、6事業所、13店舗がレジ袋有料化を実施しており、今後これらの事業所からの寄附も想定されることから、基金を設置し、幅広い環境保全活動に活用することとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り委員から、既にほかの事業者からの寄附の申入れはあるのかと質したのに対し、執行部から、1社だけ県を通して話はあるが、まだ確定したものではないとの答弁がありました。

また委員から、環境保全活動の市の具体的な事業を質したのに対し、執行部から、基金設置の目的である、地域に根ざした環境保全活動を展開すること。先ほどの協定書の中でうたわれている、地球温暖化防止と循環型社会の構築。寄附者からの意向である、美化活動のP

Rに活用し市民の環境問題への意識の高揚を図ること。県の指導である、既存事業の財源や、庁舎の省エネ設備投資等にならないように。以上4点を踏まえて現在検討中であるとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第110号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

主な質疑として、歳入、13款、3項、2目、民生費委託金について、子ども手当の支給状況を質したのに対し、執行部から、6月時の支給状況では、受給者数が、4,689人で子ども数が7,902人であった。そのうち外国人の受給者が7人で、子ども数が10人であったとの答弁がありました。それに対し委員から、辞退した人がいたのか、また未申請者の数を質したのに対し、執行部から、辞退した人は今のところいない。未申請者数については、国・県・市の職員等公務員については、事業者が直接支払いを行うため、市の職員以外は、どなたが国・県の職員であるか分からないため、申請していない人をつかむことができないが、新規申請になる中学2・3年生については、学校を通して、全生徒にチラシを配布し広報を行うとの答弁がありました。これに対し委員から、できるだけ未申請の方が出ないように広報を行うよう要望が出されました。

また委員から、14款、3項、7目、教育費委託金のうち、不登校児童の適応指導総合調査研究委託金、108万4,000円の減額理由を質したのに対し、執行部から、国の事業仕分けによる事業統合により、補助額が減額されたので補正したとの答弁がありました。これに対し、委員から、不登校児童数について質したのに対し、執行部から、平成21年度で小学生13人、中学生60人の計73人であるとの答弁がありました。また委員から不登校児童への指導について質したのに対し、執行部から、教育委員会の中に適応指導教室グリーンプラザを設置し、メンタルケアを行っている。また閉じこもりのような状態の家庭には訪問指導を行っているとの答弁がありました。

続いて歳出に入り、委員外議員から、3款、2項、3目、ひとり親家庭福祉費のうち、児童扶養手当支給事業について、法改正により8月から父子家庭へも児童扶養手当が支給されることとなったが、父子家庭の申請状況と対象者数について質したのに対し、執行部から、9月15日現在、申請者は61人だが、所得制限等がありこれから算定していくため、全員に支給できるかは分からない。11月末までさかのぼって支給が可能なので、申請漏れ等ないように広報に努めるとの答弁がありました。

また委員から、10款、3項、1目、学校管理費について、臨時講師数と、臨時講師でクラス担任となっている人数について質したのに対し、執行部から、小学校が51人、中学校が10人の計61人臨時講師がおり、そのうち、クラス担任は、小学校が42人、中学校が3人であるとの答弁がありました。これに対し委員から、新規採用された臨時講師が、1学年1クラスしかない小規模校で、クラス担任となると、クラス担任であると同時に学年主任の役割をも行うこととなり、負担も多くプレッシャーも大きいと考える、教育委員会の対応を質したのに対し、執行部から、教員の配置については、県教委の権限であり、市教委としては、学校内が一つのチームとして、新しく入ってきた先生へ助言や援助を行いながら学校運営を行うよう指導している。また市教委で臨時講師研修等を行いながら育てていく体制をとっている

との答弁がありました。これに対し委員から、教員配置についても、また臨時講師で対応するのではなく正規職員を増やすよう、県に強く要望するべきではないかと質したのに対し、執行部から、本市は県内でも臨時講師率が高い方である。臨時講師率を下げるよう県に対しこれまでも働きかけてきたが、大幅には改善されず、少しずつしか改善されないのが実態であるので、これからも働きかけていくとの答弁がありました。これに対し委員から、臨時講師は次年度の採用があるかも分からず、連続性がない。学力向上の観点からも、正規職員を増やし、2、3年かけてこの児童・生徒を育てるんだという発想ができる先生を育ててほしいとの要望が出されました。

また委員から、10款、5項、1目、社会教育総務費のうち歴史資料館建設事業の進ちょく状況について質したのに対し、執行部から、敷地の測量、御居間等既存建物の設計、遺跡の本調査に入っているとの答弁がありました。これに対し委員から、遺跡の本調査結果について質したのに対し、執行部から、保存しないといけないものはないが、建設の時期は分からない井戸が発掘された。この井戸は1700年代の絵図にも書かれており当時のものではないかと推測され、その部分を残しているとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第93号のうち本委員会所管の部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号、平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について審査いたしました。歳入については特に質疑はなく、歳出において、委員から、診療所の医師確保についての現状を質したのに対し、執行部から、派遣自治医削減問題対応経過について、本年6月29日に、自治医の派遣継続の要望書を市長自ら県保健部長へ提出し陳情を行った。この要望書の回答を8月9日に受理し、県の方針としては、平成23年度に本市へ派遣できる医師数は1名削減の2名であるとのことであった。8月19日には、県・市・医師会で対応を協議した結果、市の方針としては、米水津診療所に指定管理者制度を導入するよう、引受可能な医療法人等を選定する。また佐伯市医師会の方針としては、佐伯市の地域医療・へき地医療は、佐伯市内の医療機関で対応すべきものであるとのことが確認され、9月10日から指定管理者の公募を行っているとの報告がありました。これに対し委員から、国保診療所の医師確保は、命にかかわる非常に重要な問題である。この経過報告だけでは市の取組に対し真剣さが感じられない、市の取組が弱いのではないかと質したのに対し、執行部から、県との協議は、保険課を中心に5、6回行った。県としても現在25名いる自治医が、来年度は20名となるため、病院関係が2名、診療所関係が1名、臨床研修を2名の計5名を削減し対応するとのことであり、そのうちの診療所関係1名の削減が佐伯市に割り当てられたものであるとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第94号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議案第96号、平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号、工事請負契約の締結について（鶴谷中学校管理教室棟改築（建築主体）工事）については、執行部から、平成22年度鶴谷中学校管理教室棟改築（建築主体）工事に係る工事請負契約を締結することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。契約の方法は、一般競争入札。契約金額は、5億816万8,500円。契約の相手方は、大分市浜中2番17号、東洋・谷川建設工事共同企業体。工期は、平成23年7月15日であるとの説明がありました。

これに対し委員から、予定価格と最低制限価格の事前公表を行うべきではと質したのに対し、執行部から、今年度については現行の制度で、また来年度以降については、指名委員会で協議していくとの答弁がありました。

また委員から、中川との隣地境界線の位置と建築確認申請における敷地面積を質したのに対し、執行部から、河川部分を含んだ位置に隣地境界線を入れており、敷地面積の4万2,189.1平方メートルには河川占用許可により使用している部分も算入されているとの答弁がありました。これに対し委員から、現在テニスコート等で使用している部分は、河川占用許可により使用しており、廃川処理が行われていないということは、あくまでも河川であり土地ではない、敷地面積に入れられないし、容積率や建ぺい率など建築基準法上問題が出てくるのではと質したのに対し、執行部から、河川の占用区域にあたる面積を敷地に算入していたのは間違いである。敷地面積の変更により、都市計画区域内における容積率、建ぺい率、日影規制に影響があると考えられる。敷地が広いので河川部分を除いた敷地面積でも、容積率200%、建ぺい率60%を上回ることはないと考えるが、河川部分を除いた敷地面積と図面で変更申請を行いたいとの答弁がありました。

また委員から、冷房設備の導入について質したのに対し、執行部から、冷房設備の導入については要望もあり、また気温の上昇ということも十分認識しているが、全校、全教室に設置するということは決めていない。この7月から9月中旬にかけ、各学校に温度調査を依頼し、その結果によって、グリーンカーテン等で対応するか冷房設備を導入するか検討するとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論に入り、賛成の立場で、建築基準法上問題となる点があり、この部分がクリアできなかつたらすべてが無効となってしまう。そういう問題がないということが条件で賛成するとの意見が述べられ、採決の結果、議案第111号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号、子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸部がんワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期接種及び無料化を求める意見書提出に関する請願を議題とし、まず、本請願に対する執行部の意見を求めました。

執行部から、今回請願のあった各種予防接種については、費用負担のあり方について国でも協議されており、本市としてもその結論を待っている状況である。これらの予防接種は任意の予防接種であるため、健康被害が発生したときは国の補償が受けられず、十分な保障がないまま市が積極的に受診勧奨すると健康被害の補償を市が負担しなければならない状況である。市としても予防接種法による定期の予防接種となることが望ましいと考えているとの意見がありました。

次に、紹介議員に対し請願の願意について説明を求めました。

紹介議員から、ワクチンを接種することにより一定の効果はあるが、健康被害等の補償についてリスクもある、このリスクを一つの市が背負うことは難しい問題である。国に対して各地域から声を挙げ国の施策として行うよう要望するための請願であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、請願第6号については、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 副委員長の和久博至です。補足説明をいたしたいと思います。先ほどの、鶴谷中学校の建築請負契約についてなんですけども、これ非常に重要な部分が欠けておりました。それはあの、建築確認申請ですね、建築確認申請の敷地面積に誤りがあったということで、もしこの誤りが建築に影響を与えるようなことになれば、これは契約どころではなくて全て無効になってしまいます。で、もうこれほとんどグラウンドがありますから、問題ないとは考えられますが、やはりこういうことはきちんとしておかないとだめだということで。その後、委員長と話し合った結果、担当課と話し合いを持ちました。で担当課の方はそのことで審査庁の方へ行きました。で、担当は佐伯市にあるんですけど、そこに行ったら、まあ問題ないでしょうということだったんですけども、まあ重要なことなので県にちょっと問い合わせしてくれということだったので、県の方に問い合わせてもらいました。で、1日ほどかかりましたけども、県の方に問い合わせ、そのことは大丈夫でしょうと。つまり、ここは基本的には川ですよね、川の部分がテニスコートの部分から左が大体川なんですけども、その川がまだ川のままに残されていて、公有水面に埋立ての手続きは取られてないわけですね。それで、問題となるということで、非常に重要なことなので確かめてくれと。そうしたら事例、実例集として持ってきたものも、実例集に当たらないものですから、そこに実例集がない以上、きちんと県の方に確かめてくれ、まあ県というのは国に確かめてくれということで、確かめてもらいました。そしたら、一応今まで敷地面積で、許可申請を取っているからですね、許可を、川の占用許可という形で取っおるから大丈夫でしょうということで、連絡がありました。それで、ここの期に間に合うようにということでお願いしたら、間に合ったということで、皆さんに御報告いたしたいと思います。

議長（小野宗司） ほかに補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ、次に、経済産業常任委員長、吉良栄三君。

経済産業常任委員長（吉良栄三） 経済産業常任委員長の吉良栄三でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案5件、計6件につきまして、去る9月15日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第93号、平成22年度、佐伯市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入での質疑はなく、引き続き、歳出に入り、委員外議員から、5款、2項、1目、労働諸費のうち、雇用対策事業の予算内訳について質したのに対し、執行部から、事業費の追加が2事業で464万8,000円、新規事業が10事業、5,387万2,000円、中止となったものが1事業、426万7,000円、差引き合計5,425万3,000円の補正であるとの答弁がありました。これに対し、

委員から、中止した事業の理由について質したのに対し、執行部から、この事業は、都市公園環境整備事業で、佐伯市総合運動公園の指定管理者制度の導入により業務量が激減し、事業継続が困難となったため、中止したものであるとの答弁がありました。

また、関連して、同委員から、補助事業については、事業目的・効果を発揮させる観点から、返還額を極力少なくした事業運営をしてほしいとの要望が出されました。

次に、一委員から、6款、1項、1目、農業委員会費のうち、農地制度実施円滑化事業の内容及び内訳について質したのに対し、執行部から、この事業は、農地法等の一部改正により農業委員会が管内の農地の利用状況調査を年1回行うことが規定されている。このため、農地の耕作放棄地及び遊休農地等の状況を把握し、農地の集積等を行うことにより、農業の振興を図ろうとする事業である。事業費としては267万7,000円を計上しているが、その主なものとして、調査を実施するに当たり、必要となる図面等の印刷代に200万円、調査員の手当として67万7,000円であるとの答弁がありました。

次に、一委員から、6款、1項、3目、農業振興費のうち、おおいた集落営農組織育成・強化緊急対策事業費、69万円の概要について質したのに対し、執行部から、農業・農村の高齢化、担い手が不足する中、水田を中心とした土地利用型の農業の生産向上を開拓し、地域農業の担い手を育成するため、農業機械の導入、又は新品目の導入を行い、集落営農法人の経営を安定させるための事業である。今回、農事組合法人「城村」がユリを導入するための苗代、資材代など、そしてまた、生産体制整備事業の中の生産体制事業として集落営農連絡協議会が飼料用米の出荷調整の際に異物を除去するための粗選機を導入するための補助であるとの答弁がありました。

また、一委員から、有害鳥獣農業被害防止事業40万円の概要及び内訳について、質したのに対し、執行部から、今年度、新たに設置した、有害鳥獣の捕獲ボランティア隊に参加する初心者を対象とした、講習、免許の取得、手数料、くくりわな、などを補助する事業である。当初予算として137万5,000円を組んでいたが、今回、猟友会への加入費用と、くくりわなを一人当たり5機、補助するための予算を追加計上しているとの答弁がありました。

また、委員外議員から、水田農業生産体制確立事業の概要について、質したのに対し、執行部から、平坦地を中心に現在10ヘクタール大豆が作付けされているが、現在の品種では、収穫期の降雨や高水分土壌により、青立株、雑草の抜き取り等が不十分となり、収穫の際に品質の低下がみられることから、佐伯の気候風土に、より適した大豆への品種替えのための実証実験にかかる経費であるとの答弁がありました。

次に、一委員から、6款、2項、2目、林業振興費のうち、森林づくり支援事業について、再造林された広さについて質したのに対し、執行部から、森林所有者の理解が不可欠であることや、経費的な面が加わり、再造林は6割程である。今回186万9,000円計上しているが、事業内容としては森林を守る意識が、高まっていく一方、森林所有者の管理意識後退や、高齢化による管理不足などにより、放置竹林や荒廃竹林が増加していることから、竹粉碎器を県費100%の補助で1台購入し、維持・管理については、佐伯広域森林組合に委託するとの答弁がありました。

また、一委員から、6款、2項、3目、林道費について、林道の開設工事等について、環境に配慮した工法・幅員がとられているのかと質したのに対し、執行部から、環境面の配慮

から、のり面に吹きつけなどを行い、災害が起こりにくくするとともに、幅員については、大型機材等の搬入も考慮し、路肩を含め、5メートルを基準としているとの答弁がありました。

次に、一委員から、6款、3項、2目、水産業振興費のうち、水産業単独事業及び流通対策事業の事業費の概要について質したのに対し、執行部から、水産業単独事業については、小蒲江地区にあった旧防波堤を撤去・処分する工事を県が行っていたが、漁場として使用するのに適した石があったことから、それらを漁場として再利用するための経費として495万8,000円を計上している。また、流通対策事業については、117万8,000円を計上しているが、ブランド化に向けた調査及び流通販路の拡大の取組の事例等の視察旅費として、100万円。備品購入費として、デジタルカメラ及びサンプル品の貯蔵するための冷凍冷蔵庫を購入する予算として、17万8,000円を計上しているとの答弁がありました。

次に、一委員から、8款、6項、1目、都市再生事業費のうち、事業活用調査事業、530万円の概要について質したのに対し、執行部から、昨年度末に大手前開発計画基本構想案ができ上がり、今後、基本計画策定に向け、環境基本計画との整合性を図るために、周辺地域・施設との環境形成の調査・調整を行うための経費であるとの答弁がありました。その他、活発な質疑を終え、討論、採決の結果、議案第93号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号、佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正については、執行部から、指定管理の期間を「3年」を「5年」に改めるもので、行革の基本方針に沿い、今回、更新時に指定管理期間を5年で統一するための条例改正であるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第112号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号、佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部改正については、執行部から、前議案同様、簡易宿泊施設であるバンガローの指定管理期間を「3年」から「5年」に改めるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、宿泊施設の利用者数を質したのに対し、執行部から、平成20年度の実績で2,694名、平成21年度で2,942名であるとの答弁がありました。

また、委員外議員から、隣接するレストラン部分の状況について質したのに対し、執行部から、レストラン部分は指定管理者の募集を行っているが2年間引き受け先がないことから、今後、指定管理から外し、活用を検討して行きたいとの答弁がありました。

引き続き、同委員外議員から、現地に行ったときにごみなどが散乱している状況があったことから、だれが来ても気持ち良く、受け入れられるような状態にしておいてほしいとの要望が出されました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第113号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字荒網代浦）については、執行部から、大分県が事業主体で大入島の荒網代漁港、地域水産物供給基盤整備事業により取得した、漁港施設用地の確認と字の区域に編入しようとするもので、場所は、大入島荒網代地区、第1区域は、佐伯市大字荒網代浦字外東島32の13の地先、字元ヶ鼻5の2の地先、同番地先の護岸敷の地先、5の2の地先の防波堤の地先、字東島34の1、

34の3の各地先の道路の地先の公有水面埋立て用地で、野積場・物揚場敷を合わせた3,198.47平方メートルと第2区域、佐伯市大字荒網代浦字東島34の1の地先、34の1の地先の道路の地先の公有水面埋立て用地で、護岸敷・岸壁敷・漁具保管修理施設用地・船揚場敷を合わせた1,345.34平方メートルを同地区大字荒網代浦字東島に字編入するものであるとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第114号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字色利浦）については、大分県が事業主体で米水津地域の色宮漁港広域水産物供給基盤整備事業により取得した、漁港施設用地の確認と字の区域に編入しようとするもので、場所は、米水津大字色利浦字本東風網代312の1から313の2並びに字東風網代320の3の各地先の護岸の地先、320の9の地先の公有水面埋立て用地で、物揚場・野積場を合わせた534.73平方メートルを同地区大字色利浦字東風網代に字編入するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第115号については、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字宮野浦）については、執行部から、大分県が事業主体で取得した、漁港施設用地の確認と字の区域に編入するためのもので、場所は、米水津大字宮野浦字平研（ばえ）ノ上757の1の地先の道路の地先、759の1、759の2、760の1、760の2、字ウバメ山下809の5の各地先の防波堤の地先の公有水面埋立て用地で、護岸敷・道路敷を合わせた423.44平方メートルを同地区大字宮野浦字平研（ばえ）ノ上に字編入するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第116号については、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第93号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第95号、平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、第96号、平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）、第97号、平成22年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、第98号、平成22年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、第99号、平成22年度佐伯市水道事業会計補正予算（第1号）、第100号、平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）以上7件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより7件を一括して採決いたします。

教育民生、建設、各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上7件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号、佐伯市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号、佐伯市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号、財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（水-B型））を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号、財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号、市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号、訴えの提起についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号、工事委託契約の変更について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設工事）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） あの先ほどから、討論は、完全通告制になっていましたかね。

議長（小野宗司） なっております。

7番（河野豊） なったですかね、議案質疑は、通告制だけど討論は。

議長（小野宗司） 討論も通告制になっております。

7番（河野豊） じゃあ、私の勘違いでした。

議長（小野宗司） よろしいですか。はい、河野議員。

7番（河野豊） あの、やはり討論はですね、その場で討論、通告そのものがね、議運でそこま
でしたかなというのが記憶にあるんだけど。今のように、通告がありませんので採決いたし
ますという形でどんどん行くことにはいかなものかというのがね疑問を呈したのでね、今後
の課題としてひとつ議長の方でまた話をさせていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 承りました。

次に、議案第109号、工事委託契約の締結について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設（電気・機械）工事）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。
建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号、佐伯市環境保全基金条例の制定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。
教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号、工事請負契約の締結について（鶴谷中学校管理教室棟改築（建築主体）工事）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。
教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号、佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正について、第113号、佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより2件を一括して採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字荒網代浦）、第115号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字色利浦）、第116号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字宮野浦）、以上3件を一括して議題といたします

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。
経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号、佐伯市市長等政治倫理条例の制定についてを議題といたします。
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。
総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号、佐伯市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。
総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者廣田千代子)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第5号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者橋迫祥子)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第6号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第7号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者天野公瑞)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第7号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、認定第1号、平成21年度佐伯市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成21年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、請願第6号、子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸部がんワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期接種及び無料化を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、請願第6号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、請願第6号は採択とすることに決定いたしました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第93号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算(第2号)	分 割	原案可決
第94号	平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	教育民生	原案可決
第95号	平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	教育民生	原案可決
第96号	平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第1号)	教育民生	原案可決
第97号	平成22年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第98号	平成22年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第99号	平成22年度佐伯市水道事業会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第100号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第101号	佐伯市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について	総 務	原案可決
第102号	工事請負契約の締結について(佐伯市防災情報システム整備工事)	総 務	原案可決
第103号	佐伯市過疎地域自立促進計画の策定について	総 務	原案可決
第104号	財産の取得について(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(水 - B型))	総 務	原案可決

第105号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）	総務	原案可決
第106号	市道路線の認定及び廃止について	建設	原案可決
第107号	訴えの提起について	建設	原案可決
第108号	工事委託契約の変更について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設工事）	建設	原案可決
第109号	工事委託契約の締結について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設（電気・機械）工事）	建設	原案可決
第110号	佐伯市環境保全基金条例の制定について	教育民生	原案可決
第111号	工事請負契約の締結について（鶴谷中学校管理教室棟改築（建築主体）工事）	教育民生	原案可決
第112号	佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第113号	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第114号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字荒網代浦）	経済産業	原案可決
第115号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字色利浦）	経済産業	原案可決
第116号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字宮野浦）	経済産業	原案可決
第117号	佐伯市市長等政治倫理条例の制定について	総務	原案可決
第118号	佐伯市手数料条例の一部改正について	総務	原案可決

諮問

番号	件名	付託委員会	結果
第5号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者廣田千代子）		異議がない
第6号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者橋迫祥子）		異議がない
第7号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者天野公瑞）		異議がない

認定

番号	件名	付託委員会	結果
第1号	平成21年度佐伯市水道事業会計決算の認定について	建設	原案認定
第2号	平成21年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について	建設	原案認定

請願

番号	件名	付託委員会	結果
第6号	子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸部がんワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期接種及び無料化を求める意見書提出に関する請願	教育民生	採択

日程第3 議案質疑（委員会提出議案）

議長（小野宗司） 日程第3、議案質疑を行います。

14日に上程いたしました委員会提出議案第3号、佐伯市議会基本条例の制定について、第4号、佐伯市議会議員政治倫理条例の制定について、第5号、佐伯市議会会議規則の一部改正について、第6号、佐伯市議会委員会条例の一部改正について、以上4件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番、和久博至君。

9番（和久博至） 9番議員の和久博至です。議員提出議案第3号について、つまり議会基本条例の制定についてに御質問いたします。私も病気でなかなか皆さんが一生懸命に作られている時に加わることができなかつたんですけども、実はまあどこで作っていたかと言いますと、これは委員会で作っていたんですね。特別委員会をして、そこで作っていたわけなんですけども、どういう形で私たちに提示してくるんだろうかと思っていました。つまり、委員会の委員は皆さんよく知ってるんですけども、私たち委員外議員についてはなかなかよくわからん。だから、どのような場で私たちの意見が通るんだろうかというのが一番疑問だったわけですね。その上で、送られて来ました素案とかですね、それで疑問な点をまず平成22年の5月27日に質問書として出しました。次の日に私自身がちょっと病院に行かなきゃ駄目なこともありまして、出席できないということで、文書にしてしたためました。それがどのように処理されたのか、お答えいただきたいと思います。それと、私はこの条例というのは議員全員のいろんな活動にかかわるものですから当然全議員の同意の下で行われると思ってました。仮に委員会の素案ができたとしても、全員協議会とか経てその意見を聞きながらとか意見を汲みながら作ってくれるものと思ってましたけども、これはこのような形になりますと多数決で決まるという、議長もそのように申したんですけども、そういう形で決められると。どうもなんか腑に落ちないなという。大分は全員一致で決めておるのに、なんで佐伯は、というのがあります。なぜ、そのようなことになっているのか。どうもおかしなことになっているように私には思われるんですけども。それについてどのようにお考えなのか、ということですね。それと、二代表制ということから、議会は政策提案権を持たなきゃだめなんです。そして、市長と対立関係に立たなきゃだめだと、緊張関係に立たなきゃだめだという、そういう立場に立っているんですけども、どうもなんか私にはおかしいような気がするんですね。つまり、議会というのは、そもそも何なのかといいますと、もちろん憲法で保障されている議会は何かという、議事機関として議会を設置しているわけですね。議事の機関ですよ。そういうふうに分けているわけですね。そして地方自治法でその議事機関として議会が持っている権限というのを決めてます。そこでは議事機関としては例えば、条例の改廃制定権を持っていると。あるいは、それはもう議会が決めることだと。あるいは予算を定める、これについてはもちろん市長が提案しますが、議会の承認がないとこれは先に進まんわけですね。つまり、実質上のトップの権限を持っておるわけですよ。あるいは、決算の決定について、これは認定ですからちょっと違った面がありますけども決算にも加わる。あるいは、非常に重要な、例えばさっき出たような多額の工事請負契約については議会がチェックする。

こういうふうに、非常に財産上重要な事柄については必ずチェックするというふうに、15項目を挙げられてるわけですね。これが、まさに議決権なんですよね。それを議事・審議するというその権利を議会が与えられている。ところが、そこが実は除かれているわけですね。何もここに書かれてないわけです。この今回上がってるものにはね。じゃあ、その次にほかにもどういふのがあるかと言いますと、これはチェック権限があるわけですね。チェック権限というのはもちろん今この議決を通じてのチェックです。つまり、「市長、勝手にはさせないよ」「私たちが見てるよ」ということが一つのチェックになります。さらに、執行の中でのチェックができてないときにはどのようにするかというと、まさに調査権を持ってるわけですね。調査したり検閲したり文書を出してくれと言ったりする権限を持ってる。さらにこれはもう危ないぞというときには百条調査委員会を設けて、そして罰則の下に別の、つまり参考人も呼ぶことができる、つまり第三者をも呼ぶことができる、そういうものを持っている権限。ところが、そこにも触れられていない。そこでお聞きしたいのが議会のチェックの機能というのはどのようにして果たすのかですね。そのために考えられるだからどうなっているのかという、そこをですね、ここでは私はあまり見てないんですよ。だから、どこに書かれているのか、それをお答えいただきたいと思います。そもそも、市民が参加するというのが前提となっているように見える。市民参加は非常に重要なんだと。ところが、もともと地方自治というのは何かと言いますと、市民参加を前提としているわけですね。議員が活動的ではないからそこに市民が参加するんだという、そういう趣旨ではなくて、まず、議会活動というもの、議事決定については、それは市民を選挙という形で選んで、四年間負託するという形になっているわけですね。もし、議員がだめならそれは落とすよと、あるいは議員が変なことをしたらリコール制度というのを全部持っておるわけですね。まさに、住民はそういう形でコントロールする機能を持っている。さらに、どういうことかと言いますと、本当に条例が作りたければ、私たち議員はもちろん提案権を持っています。この議会だったら3名居れば提案できるわけですね。それだけではなくて、市民がまさに条例制定権を持っておるわけですね。50分の1以上の署名を集めて、これを作ってくれと出せば、これは議会にかけざるを得ないわけですね。あるいは、もし変なことをしたら、例えば財産上不正な行為があったりすると、それに対しては監査請求権を持っておるわけですね。つまり、これがまさに地方自治、住民自治なんですよ。ところが、住民が加わることが、この議会の議決に加わっていくことが、住民自治だと、住民参加こそが大切なんだと出てきてるんですけども、私はこれはいったいどこから出てきた言葉なのか、どういうところから出てきているのかよくわからないんです。それは、説明していただきたいと思います。さらに、私はこの議会は活動を知られてないと言うことで、じゃあ知らせるために何をするのかということで、一気に議員全員が参加して住民の中に入って行って、そして議会の内容を説明するんだと、どうして決まったかも説明するんだと、その説明は議会が負ってるんだと、議会というか議員そのものが負ってるんだと、そういう形になってますけども、果たしてそうなんだろうか。本当に市民に知ってもらいたいと言うんだしたら、今なぜどこが知られてないのか、この議会のどこが知られてないのか、なぜ知られてないのか、どういうことが欠けているのかという、そこが無いんですよ。だから、例えば議会報についても全部を載せてないですよ。ほんのわずか500字に区切ってやりなさいという形で、本当に知らせることができるだろうか。しかも、私たちが例えば三つも四つも質問をしたとしても、そのうちの一つだ

け取り上げて、ほんの一部だけ、まさに極一部ですよ。それだったら、ケーブルテレビで流していく、あるいは、議案質疑も全部流していく。そのことによって市民が知ることができるんじゃないでしょうか。もしケーブルテレビができのだったら、それに変わるものとして何かあるのか、そこもまだ考えてはいないと思うんですよ。例えばそれがあるんだったら、少し時期遅れになりますけども、議員がどんな活動をしているんだろうかということが見えるんだとしたら、例えば議事録を見ればわかるわけですよ。ところがその議事録をどこに配布しているのか、どこに行ってみたらいいのか。例えば市役所に来たってどこに行ってみたらいいのか全くわからんわけですね。別府なんかだったらそこに入り口にきちんと情報公開の棚を設けて、そこに全部並べてますよね。そしていつでも見れるようにしている。ところがそういう努力を全くやってないわけですね。そして一気に全員出て行って説明しなさいと。だれがこんな議会であったこまごました、それこそいろんなやりとりをもう一回再現しようとしてできますか。かえっておかしな結果になるんじゃないかと私は思うんですよ。だから本当に市民に知らせる努力というのは、これではできてないんじゃないかという気がするんですけど、いかがでしょうか。で、どのように改善しようとしているのかも含めてですね、お答えいただきたいと思います。あと、議会の活動というのは結局何かといいますと、私たち議員が活動するということですよ。その活動の最たるものは何かというと正にこの議会の議場、あるいは委員会での私たちの発言だと思うんですよ。この発言が、何によって保証されているのか、やはり、憲法の表現の自由。この表現の自由というのは普通の人々が許されているのとは違って、私たち議員には特に重要なものとして扱われている。例えば、いろいろと質問したことで、名誉毀損に当たることはあるのももちろん悪いんですけど、それはもう一般の法律で罰せられますけど、そうでない限りは、やはり自由に発言していろんな問題点を追求していくということがどうしても必要となるんじゃないかと思うんですよ。だから、そのためにほかの市民よりもさらに重要なものとして表現の自由が与えられていると私は思うんですよ。議会活動もそうですよね。例えば、地域の人を選んでくれた。では地区のために何かせんとといったらここの議会改革条例では何となってるかという、市民一般のためにやるんですよ。あなたたちは市民のためにやるんであって、地区のためにやるんじゃないですよ、そういうことを書いてるわけですよ。そうじゃない、私たちは地区から、あるいは選ばれた人から、あんたのようなことをやってくれといって選ばれてるはずなんですよ。そして、その選ばれた中で、私たち自身が活動していく。どこが悪いんでしょうか。そのことを、正に保証してくれなきゃだめ。それが、正に、この議会での自由な討議だと思うんですよ。で、質問だと思うんですよ。ところが、その質問・討議、それだけじゃなくて、さらに重要なものとしてというか、その質問・討議には、ほとんど触れられないままに、何が重要かといっていると合議ですと言ってるわけです。合議って一体何も規定されていないですよ、地方自治法には。つまり、合議っていうのは議員同士の話し合いだけですよ。そこで一体何が出てくるのか。例えば、今日のような今日あった議会運営委員会においても、合議っていったら、これ変なこと話したらいい、何か話したらいい、だから別室に移って話そうじゃないかと、そういう形になると思うんですよ。やはり、自由な討議、議員同士の討議の中で、つまりそれが正に、議事録に残らないような形でいいから、みんなで意見を言おうじゃないかと、それが合議だと思うんですよ。それはもう、今までもやっているといると思うんですよ。ところが、ぼっと出てきてるのが、合議こそ重

要なんだと。そうじゃないと思うんですよ。やはり、それぞれが意見を持って、それぞれが意見を言うと。正にそれが合議じゃなくても、その中で多数決によって決める。それが民主主義の論理ですから、それは問題ないと思うんですよ。だけど、自分の意見を持って主張していくという、それが議員の中での単なる話し合いじゃなくて、やはり、執行部に対しているんな質問をしていく。これが非常に重要だと思うんですよ。だから、合議というのが出てきているのがちょっと理解できない。だから、どうしても、私が一番今言いたいことは何かということ、一番重要だとしている議決権、このようなものが全く書かれてない中で、片手落ちで急に政策立案。政策立案って一体何ですか。政策の提言って一体何ですか。これがわからないんです。だから具体的にどういうものなのか、これを説明してほしいと思います。委員長にお答えしてもらえたらと思います。よろしくお願いします。

議長（小野宗司） 議会改革等調査特別委員長、宮脇保芳君。

議会改革等調査特別委員長（宮脇保芳） 議会改革等調査特別委員長の宮脇保芳でございます。

和久議員の議案質疑にお答えをしたいと思います。まず、一点目は、二元代表制の一翼を担っているとして、政策提言、政策立案の必要性を述べているが、具体的にどのようなものかということですが、政策提言については、決議案や法に基づかない事実上の意見書などで、機関としての考え方や、意見をまとめるものであります。例えば、平成20年9月議会で可決された、佐伯市教育行政の信頼回復と教育再生を求める決議など、執行権を持たない議会が政策提言を通じ、市民の利益に資する提言を行おうとするものであります。政策立案については、条例案の提出に取り組み、議会が団体意志として議決したものを、市長に執行してもらおうものであります。これまでの議員提案によるものは一切なく、そのほとんどは執行機関に頼ったり、法の趣旨からもその必要性が問われております。次に、議会の意志決定に、市民参加が必要であるとするが、どこからその必要性が明確になったのかということですが、憲法43条の国会の章では、「両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と書いています。一方、憲法93条2項の地方自治の章では、「地方公共団体の住民が、これを選挙する」としか書いていません。地方公共団体を、代表する議員とは書いていません。これは、ただ単に代表という言葉が抜けているだけではありません。特別法の意志決定の仕方をうたっている憲法95条を見れば明らかです。憲法95条は、「特別法はその地方公共団体の住民の投票によって、過半数の同意がなければ、国会はこれを制定することはできない」と書いています。つまり、自治体の議会が完全な代表者ではないこととなります。完全に住民の代表者であれば、議会の議決で十分ということになりますが、憲法はそうはなっていません。さらに、憲法51条では、「両議院の議員は、議院で行った演説・討論又は表決について、院外で責任は問われない」と書いているのに対し、地方自治法では、住民の請求によって、議員をリコールすることも、又は議会を解散させることも可能な制度になっております。さらに、住民は条例を直接請求することもできます。また、直接選挙によって選ばれた市長は、審議会等により民意を把握し、政策に生かそうとしております。さらに、政策立案の過程ではパブリックコメントにより、市民の意見を聞いております。このように、自治体の場合は、国と異なり、直接民主制と、間接民主制が併存していることとなります。地方自治の本旨の一つである住民自治は、自らの自治体は、住民の意思によって治めるという解釈です。このことから、住民参加なくして地方自治は確立できないと考えております。以上のことから、議会は議会として、市民の民意を把握し、意志決定の参考にす

るのは当然のことです。なお、第29次地方制度調査会の答申においても、議会が住民の意思を十分に把握し、充実した審議を行う必要があるとの記述もあります。市民参加の必要性は、明確であると考えております。三番目に、議会のチェック機能をどのように果たすのか、そのために考える政策はどうなっているかということですが、議会のチェック機能については、前文に、執行機関に対する監視機能の強化を図ると明確にうたい、これを受け、第10条第1項に、「議会は、市長等の事務の執行が適切に、かつ、公平性および効率性を持って行われているかを監視し、必要があると認めるときは適切な処置を講ずるよう求めるものとする。」と規定しております。条文に盛り込まれた具体的な施策としては、第9条第1項に、「議会の会議における質疑応答は、市政上の論点、及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。」と規定し、これまでの一般質問に加え、議案質疑においても一問一答方式を取り入れ、チェックが容易にできるようにしております。また、同条第4項では、「議会は予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を求めるものとする。」と規定し、予算においては、事業概要調書の提出を求めることにより、あらかじめ事業内容の把握をし、論点を絞った質疑が可能になると考えております。さらに、第11条では、基本計画、都市計画マスタープラン及び長期総合教育計画の策定又は変更について、議決事件とすることで、市長等の施策に目を光らせることが可能であります。また、第20条では、調査機関の設置を定め、例えば財政問題等について、議会独自の専門的調査を行うことを可能にし、第23条においても所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮しなければならないとするなど、様々な施策が盛り込まれております。次に、四番目として、議会が一般質問を参考に、政策研究会を開くとしているが、各議員の活動を制約することにはならないかということですが、議員個人の一般質問は合議制の機関である議会の役割をかんがみれば、その機能を放棄していると言わざるを得ません。しかし、選挙で選ばれた議員がそれぞれの立場で市民の少数意見を取り上げ、執行機関と討議することは、正当性のある議員であるからこそ、その意味は大きいと考えております。政策研究会は、このような議員の一般質問等で出された政策課題のうちから、テーマを絞り、議員の了承を得て、具体的に調査・研究を重ね、議案の提出につなげようとするものであり、議員の活動を制約するものではありません。市民が望んでいるのは、前文にうたっているように、議員同士で討議する議会だと考えております。政策条例案の提出に当たっては、政策研究会を中心に議員同士で討議いたしますが、法に基づく所定数の議員及び委員会の議案提出権を妨げるものではありません。次に、五番目として、議会の活動を知らせる努力を現在どのような形で行っているのか、どのように改善しようとするのかということでございますが、議案説明資料の23ページに、取り組みの経緯を掲載しておりますが、独自の議会改革項目別シートを作成し、55項目の検討課題について協議してきました。その中で、開かれた議会を実現する事項として、まず本会議ですが、モニターテレビは市民フロア等に配置していく、ケーブルテレビの生中継は一般質問のみでなく、本会議を全て放映する。一般質問の録画放送は市民の見やすい時間帯を考慮し調整する。インターネットの録画放送は、導入する方向で、予算措置も含め協議していく。将来的にネットのライブ中継も導入する方向で、開かれた議会を目指す。次に、委員会の会議ですが、モニターテレビは市民フロア等に配置していく。ケーブルテレビ放映は、まず当初予算の放映を実施する方向で設備等を検討し、将来的には他の委員会を放映できるよう、随時調整を重ねていく。インターネットの録画・ラ

イブ放映は、他市の事例を研究し、開かれた議会を目指す。以上が本会議と委員会の活動を市民に知らせる施策として、本特別委員会で協議した事項であります。さらに、委員会における傍聴規定を定め、本会議と同様の取扱いにするなど配慮したところであります。また、第6条第7項に規定する、議会報告会の開催及び第7条に規定する議会モニター制度を盛り込み、議会の活動を市民に知らしめる努力をし、議会運営の改善を図ろうとするものであります。次に、六番目として、大分市は全議員の同意の下で条例を作ったが、佐伯市は多数決で押し切るようである、おかしくないか、ということですが、本特別委員会は9月定例会の本日の会議において、全会一致を目指すため、議長に対し、全員協議会の開催を二度要請して、全議員の意見を聴取し調整を重ねて参りました。多数決で押し切るという考えの下であれば、全員協議会を要請する必要はありません。私ども特別委員会の委員一人一人は、皆さんの意見に真摯に耳を傾け、協議してきたつもりでありますので、御理解をいただきたいと考えております。次に、七番目として、私が提出した平成22年5月27日付けの質問書はどのように処理したのかという、和久議員においては体調を崩され、5月28日開催の議会運営委員会との連合審査会に参加できないとのことで、その前日に7点にわたって質問をいただきました。この質問につきましては、議会運営委員会及び本特別委員会の委員に配布し、和久議員が委員会に出席の際はいつでも答えられるよう準備しておりました。その後、6月18日の全員協議会に、和久議員が出席され、いくつか質問されたと思います。その後7月21日開催の第16回目の委員会、7月27日開催の第17回目の委員会、8月17日開催の第19回目の委員会にも出席され、8月23日開催の全員協議会でも質疑をいただき、お答えしております。本特別委員会は、和久議員の質問書の内容について、委員それぞれが把握した上で最終調整を行い、議案を提出しておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。ただ、和久議員さんから質問書をいただき、回答書も作ってりましたが、回答の方も配布されて、全員協議会に出られるということで、回答書を和久議員の方に送付していなかったということは大変失礼なことだったと、この席を借りまして和久議員におわびを申し上げたいと思います。八番目のモニター制度が、一部の市民のみの意見を聞く制度となる可能性はないかということですが、極端な言い方をすれば、30人の議員は、それぞれが一部の市民の意見を聞き、その責任を果たすために合議制の機関として意志決定を行っております。全市民の声を吸い上げるには、住民投票しかないと考えますが、であれば議会の存在意義が問われることとなります。公聴会や、参考人制度についても一部の意見を聞く制度に変わりありません。我々議員は、多様な市民の意見を踏まえた上で、最良の意志決定を導く責務があると考えております。その一端を議会モニター制度や、議会報告会が担うのであれば、それは地方自治の本旨に基づいた議会のあるべき姿ともいえます。我々自身が意志決定を行う上で、多様な意見があればあるほどその意志決定は佐伯市民にとって豊かなものになると確信をいたしております。以上であります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 再質問をいたしたいと思っております。まず一つなんですけども、市民参加が当然だという形で述べられておるんですけども、実はアンケートを取ってますね。アンケートの中では市民が参加させてくれという、そういう要望というのはほとんど無かったと思うんですよ。つまり、この佐伯市がいったい何をもち市民参加が必要だったのか。この私たちの決定過程に市民を参加させることが必要と考えたのか、そこがよくわからんのですよ。つま

り、必要性がないとやはりこういう条例というのは出てこんと思うんですよね。何が必要だったのか。そこは、例えばアンケート調査によってこれだけの人が必要と考えていると、私たちが参加させてくれというんだったらわかるんですけども、そういうのはないんですよね。そこは、どのようにお考えなのかということですね。それと、根本的な問題として、この議事、議決ですね、これについてほとんど触れてないわけですよ、重要なのは何かというと、正にこの出された議案に対して市が責任を持ってそれでいいよというお墨付きを与えられるかどうかだと思うんですよ。ところが、それについて私は、触れられてないことで非常に重要なことは何かといいますと、私がこれまでずっとやってきた中で、一番困ってるのは何かということなんですよね。それは、情報が出てこないんですよ。例えば、議案についてもここにちょっとしか出てきてない。1枚2枚の紙で出されてるだけですよ。ところが、例えば、今回の鶴谷中学校の件にしても、その元が出てきてないわけですよ。つまり、こういう学校を建てるんだ、それについて建築確認の申請をしたけどもというその建築確認の申請も出てきてないわけですね。あるいは、これまでいろいろと問題点のあったケーブルテレビの件についても、私に出された書類は真っ黒ですよ。何も入ってないわけですよ。例えば、コルゲートケーブル、1,700円というのは、実は400円で、450円になってたとかいうことについても、そのコルゲートケーブルのところは真っ黒に墨が塗られて何も分からないわけですよ。だから、私たちにとって少なくとも市民以上に必要としているのは何かというと、情報の公開なんですよね。つまり、執行部から出される情報は私たちに本物が出てこなかったら何もできない。ただその出されるものが隠されてるだけじゃなくて、偽造されていたらもちろんどうしようもないですよ。だけど、少なくとも正しいものは私たちの目に映って、そして、これだったらいいという形で、初めて審議ができると思うんですよ。ところが、その情報公開の充実に至るその過程が一切出てきてない。ここが決定的に、私はおかしいんじゃないかという気がするんですよ。で、その理由が何かというと、政策立案というのはそれこそ地方自治法に全く出てきてないものですよ。つまり、議会に負託された権限の中にはほとんど出てきてないものがぼんと出てきてるんですよ。そしてそこが非常に重要なものだと。その政策を立案するために何をするかということが、一生懸命書かれてるのは分かるんですけども、そのところがですね、どうも見えない。先ほど言われた、こういう決議をしましたと、つまり教育委員会はしっかりしなさいという決議をしましたと、それだったら今まででもできてるわけですよ。そのための政策立案と言われてもぴんとこないんですよ。それよりも、一番重要な私たちの審議・議員活動のほとんどである議案質疑、これについて役に立つことをきちんと書いてほしいという気がするんですけども、そのところはどのようにお考えなのか。そして、二元対立と言いますが、どこで二元対立するというふうに考えてるのかといいますと、基本的には予算案の作成ですよ、こういうものを作ってほしい、市の執行部がこういうもの、それじゃあいけんよということで、おそらく市民の意見をくみ上げてほしいということで対立していくというのが、私は一番わかりやすい議案だろうと思うんですよ。だとすると、ここで一番重要なのは何かというと、例えば、予算を決める前、例えば今ごろですよ、今ごろ、例えば議員に対して、要求する予算、どういうものが欲しいか上げてくれんかと。10項目15項目絞ってでいいから全部上げてくれと。それを執行部に突きつけるから。その過程で、じゃあ予算の議決の時に私たちの出したこれはどうなっておるんだろうかという、そこで審議が深まっていくと思うんですよ。そして、市民が

らこういう予算が欲しい、こういうのを作ってほしいと言われたことも、今度は、それを報告する場合、実はこういうことで否決されたんだと。それで初めて市民との対話、市民との関連が出てくるんだと思うんですよ。それは何かというと、やはりこの議事・議案についての質疑、あるいは議案に対する審議、ここが全てなんですけども、ここが省かれておるんですよ。そこで、この条例というのは、非常に片手落ちのものになってるんでないかと。つまり、一番重要なところに、ポイントを置いてないで、非常に稀な、まさに意見が対立するところにおいてる。そこが、ちょっと気になるわけですよ。そこをどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 議会改革等調査特別委員長、宮脇保芳君。

議会改革等調査特別委員長（宮脇保芳） 大変難しい質問をいただきまして。まず、その情報公開に市から、情報が少ないということで、これに対して、この基本条例の中で何もうたっていないじゃないかということなんですけども、これについてはですね、これは11ページですか、9条の4項に議会は予算及び決算の審議に当たっては市長に対して、分かりやすい施策別・事業別の説明資料を求めるといふうな形で、資料をいただくようになっております。それから、二元代表制の中で市長と議会が対立ということを言われましたけども、対立というよりも、お互いに市の発展のために建設的に議論をやっていくといふうなことになるかと思うんですけども、そういうふうな感じでは私は思っていないと思います。お互いに切磋琢磨しながら、真剣に議論をしながら、いい方向に向けていこうといふうな感じだろうと、いふうに思っておりますが。政策の立案が、地方自治法にうたわれていないということですが、これについては地方自治法の112条ですかね、ここに議員の議案提出権というものがありますから、ここにうたわれているといふうに私は解釈をしております。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これがいけると問題にならなければですね、私は逆に、本当はきちんと問題になるようにならんといいんのでしょけれども、逆に問題にならなければいいと思うんですけども、一点この条例というのは私の目から見ると、非常に議員の中心部、議員が一番重要な権限である議案を審議していくという、そこに対するものでないからですね、非常に違和感を覚えてるんですけども、で、心配することが一つあるんでお聞きしたいんです。これはですね、正に政策というものを挙げているわけですよ。ぽんと突如として政策というものを挙げて、政策の提議をして、あるいは議員の質問の中からその質問を受けて、それを研究会として市議会が研究していくんだと。そこのところがね、どうもぴんとこないんですよ。ただ、私が危惧することが一点あるんで、お聞きしておきたいんです。それは、例えばですね、核廃棄物の最終処分場のようなものが来たときですね、これは非常に専門的なものであると。だから、普通の人ではもう分からんことなんですけども、そこを議会として、これは非常にいい提案だ、財政的にもものすごく潤う提案ですよ。例えばそれを受け入れただけで調査もしない段階で数億円のお金が出てくるという、ものすごくありがたいものですよ。だけど、これが政策研究で、それはいいじゃないか、やってみようじゃないか、で、意見もいろいろと議会として参考に聞こうじゃないかということで進む可能性があるわけですよ。そうしていくうちに、議員個人が反対していく、それについてどうかわっていくのかというのは、非常に問題になってくるわけですよ。もう議会全部はそれで動いていると。あるいは、例えば報告会にしても、それについて報告していくんだと、こういうことになって

いくと。あるいは、そうじゃないという人がおれば、意見を出してくると。だから、そういうことについて、逆に道を開くことになるんじゃないかという危惧があるわけです。だから、そのところは、それはないよと、で私にとってはなければこれは無害なものだという。逆に言えば、議決しても、それほど問題はないことになるかもしれない。だけど、もしそうだとすると、非常に市民に対する裏切りでもあるし、前もって外堀を埋めるようなことになりかねんからですね。そのところを確認しておきたいと思うんです。

議長（小野宗司） 議会改革等調査特別委員長、宮脇保芳君。

議会改革等調査特別委員長（宮脇保芳） 政策研究会が各常任委員会から出た8人で構成されておりますけども、この政策研究会で全会一致となれば、政策提言なり政策立案ができるというふうに、これにはうたっておりますけども、この前の全員協議会の時に、和久さんからそういった提言がありました。そこで、我々特別委員会として、協議した中にはですね、この政策研究会で政策立案する、あるいは政策提言をするというものについては、その過程で議員全員が一致するような、賛成が得られるような、そういうものしか提案はできないだろうという共通認識を持ったところでございます。だから、先ほどいただいた核施設の廃棄処分場ですか、そういうものになれば、当然のことながらこれは町を2分するようなものになるかと思っておりますので、そういうものについて政策研究会として、それを取り上げるということはないだろうというふうに思っております。最後ですから、この基本条例を、和久さんが指摘されるように、まだ完全なものにはなっておりません。したがって、これについては、申し合わせ事項についても、いつでも改正されるようには、またこの条文について、実施していく中で、もし不都合なところがあればいつでも改正できますよという条文を盛り込んでおりますので、一つ御理解をいただいて、全議員の賛同をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 以上で通告による質疑を終ります。

これにて議案質疑を終結いたします。

申し上げます。委員会提出の議案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しない扱いになっておりますので、念のため申し添えます。

日程第4 討論、採決（委員会提出議案）

議長（小野宗司） 日程第4、討論、採決を行います。

まず、委員会提出議案第3号、佐伯市議会基本条例の制定についてを議題といたします。御意見ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 質問の中で、大体の問題点というのは指摘しましたので、恐らくおわかりだと思います。私はやはり、この議案には賛成できません。それは、先ほど全員一致になると言いましたけども、政策研究会そのものにつきましても、これは2名だけ出るという、委員の全員一致だけは言われてますけども、議員全員のということは一切言われてないんですね。それで、そのことは要望したんですけども、それが実現できてないということですね。それと、やはり一番必要な情報公開、それと、例えば予算要求。こういうものがですね、きちんとできてないということで、これは最高規範になってるわけで、最高規範というからに

は、そういう議員の一番重要なものを守ってくれるということが、基本だと思うんですけども、それが実現できてないということで、反対といたしたいと思います。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第4号、佐伯市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第5号、佐伯市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第6号、佐伯市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果

委員会提出議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 3 号	佐伯市議会基本条例の制定について		原案可決
第 4 号	佐伯市議会議員政治倫理条例の制定について		原案可決
第 5 号	佐伯市議会会議規則の一部改正について		原案可決
第 6 号	佐伯市議会委員会条例の一部改正について		原案可決

日程第5 議案の上程（提案理由説明）

議長（小野宗司） 日程第5、議案の上程を行います。

認定第3号、平成21年度佐伯市各会計決算の認定について、意見書案第14号、「保険でより良い歯科医療」の実現を求める意見書、第15号、子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸部がんワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期接種及び無料化を求める意見書、以上3件を一括して議題といたします。

まず、認定第3号につきまして、提案者の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さんこんにちは、ただ今、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

認定第3号「平成21年度佐伯市各会計決算の認定」につきましては、佐伯市一般会計ほか15特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第14号につきまして、提案者の説明を求めます。

21番、渡邊一晴君。

21番（渡邊一晴） 21番、新風会所属の渡邊一晴でございます。お手元に配付しております意見書案第14号を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

意見書案第14号

「保険でより良い歯科医療」の実現を求める意見書

歯や口腔を健康な状態に保ち、口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養・介護のQOLを向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが「8020」（80歳で20本の健康な歯を維持する）運動によって実証されている。しかし、平成18年の診療報酬改定では、部分的に技術料の引き上げもあったが全体では1.5%マイナス改定で、歯科診療報酬の抑制となり、健康保険診療範囲が縮小されている。

このことから、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地

の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。

このことは、多くの国民の健康維持に支障を来すだけでなく、国民の医療費の節減にも逆行することになりかねない。また多くの国民は、歯科医療について健康保険の利く範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。

以上のことから、歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、よりよく噛める義歯が提供できるなど、保険でより良い歯科医療が行えるよう制度の改善を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月22日

大分県佐伯市議会

議長（小野宗司） 次に、意見書案第15号につきまして、提案者の説明を求めます。

教育民生常任委員長、高司政文君。

教育民生常任委員長（高司政文） 教育民政常任委員長の高司政文です。意見書案第15号につきましては、お手元に配付している案文を読み上げ、提案理由にさせていただきます。

意見書案第15号

子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸部がんワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期接種及び無料化を求める意見書

小児のもっとも重篤な病気に細菌性髄膜炎がある。乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至るおそれが高い感染症である。その原因の75%がヒブ（ヘモウイルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものである。

10年前にWHO（世界保健機構）がこの病気に効くワクチンを推奨し、現在では世界100か国以上が定期予防接種としており、こうした国々では発症が大幅に減少している。わが国でも最近、任意接種として許可されてその必要性が理解されて広まってきている。

また、子宮頸部がんはヒトパピローマウイルス（HPV）が原因で、日本で年間1万5,000人が発症し約3,500人が亡くなると推計されている。子宮頸部がんはがん検診とワクチン接種でほぼ100%防げるため、世界中で広く使われている。

水痘、おたふくもワクチンがあり、安全性と有効性は確認されているが、任意有料のため流行が続いている。日本では上記5種の予防接種が定期予防接種にならず、任意の有料であるため子育て世代にとっては費用負担が大きく、接種したくてもできない状況がある。

今回の参議院選挙では、多くの政党が公約で上記のワクチンの定期接種化を掲げていた。国会、政府におかれては、細菌性髄膜炎、子宮頸部がん、水痘、おたふくの予防対策を図り、下記の事項について一日も早く実現するよう強く要望する。

記

1. 子どもたちの命を守るため、予防接種法を一日も早く改正し、ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン・子宮頸部がんワクチン・水痘ワクチン・おたふくワクチンの

定期、無料化を要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 9月22日

大分県佐伯市議会

平成22年第 3 回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

認 定

番 号	件 名
第 3 号	平成21年度佐伯市各会計決算の認定について

意見書案

番 号	件 名
第 14 号	「保険でより良い歯科医療」の実現を求める意見書
第 15 号	子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸部がんワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期接種及び無料化を求める意見書

議長（小野宗司） 引き続き、報告事項第21号について概要説明を行います。
その間、暫時休憩いたします。

午後 3 時17分 休憩

午後 3 時22分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
これより、以上 3 件を一括して質疑を行います。
御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。
おはかりいたします。

意見書案第14号及び第15号、以上 2 件につきましては、会議規則第37条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第14号及び第15号、以上 2 件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

意見書案第14号、「保険でより良い歯科医療」の実現を求める意見書を議題といたします。
御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

意見書案第14号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第15号、子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸部がんワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期接種及び無料化を求める意見書を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

これより起立により採決いたします。

意見書案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。

審議結果
意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 14 号	「保険でより良い歯科医療」の実現を求める意見書		原案可決
第 15 号	子どもたちの命を守るため「ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸部がんワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン」の定期接種及び無料化を求める意見書		原案可決

日程第6 特別委員会の設置及び同特別委員の選任

議長（小野宗司） 日程第6、特別委員会の設置及び同特別委員の選任を議題といたします。

おはかりいたします。

認定第3号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第

1項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く全議員を指名いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会委員の選任につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員を選任することに決しました。

平成22年第3回佐伯市議会定例会議案等付託表

認 定

番 号	件 名	付託委員会
第 3 号	平成21年度佐伯市各会計決算の認定について	決 算 特 別

日程第7 議員派遣

議長(小野宗司) 日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

おはかりいたします。

来る10月12日、平成22年度大分県市議会議長会「議員研修会」、並びに同月20日、21日、第5回全国市議会議長会議員フォーラムが、共に大分市で開催されます。

議員研修の一環として全議員を対象にし、派遣いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

また、そのほか議員の派遣を行う必要が生じた場合、派遣議員、日時、場所、目的及び経費の手續につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

日程第8 会議録署名議員の指名

議長(小野宗司) 日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番、河野豊君、20番、後藤勇人君、以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、平成22年第3回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後 3 時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年9月22日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

署 名 議 員 河 野 豊

署 名 議 員 後 藤 勇 人